

西宮の福祉

令和5年度版

西宮市

西宮市民憲章

美しい風光と豊かな伝統のまち、西宮の市民としてこの憲章を定めます。
これは未来へはばたくわたくしたちの合い言葉です。

- その1 西宮を みどりと青空の明るいまちにしましょう
- その2 西宮を 教育と文化のかおり高いまちにしましょう
- その3 西宮を 心のかよった福祉のまちにしましょう
- その4 西宮を 希望にみちた産業のまちにしましょう
- その5 西宮を 心身ともに健やかなしあわせのまちにしましょう

平和非核都市宣言

青い空、緑の大地、そして、おだやかな暮らしは、
わたくしたち西宮市民のみならず、
平和を愛するすべての人の願いです。
そんな平和への願いとはうらはらに、
世界はおろかにも人類を何十回も滅ぼすほどの
核兵器を蓄積しました。
核戦争に未来はありません。
恐ろしい核兵器をつくってはならないし、
持つてもいけないし、持ち込ませてもなりません。
わたくしたちは、
世界中に核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、
平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓い、
平和非核都市をここに宣言します。

昭和五十八年十二月十日

西宮市

西宮の福祉総目次

・福祉関連部局機構図	1 P
・はじめに	10 P
・主な新規・拡充施策の動向	11 P
・健康福祉局・こども支援局当初予算	13 P
・児童・ひとり親家庭福祉	14 P
・障害のある人の福祉	36 P
・高齢者福祉	66 P
・低所得者福祉	93 P
・その他の福祉・医療費助成・年金	98 P
・資料	123 P
・索引	167 P

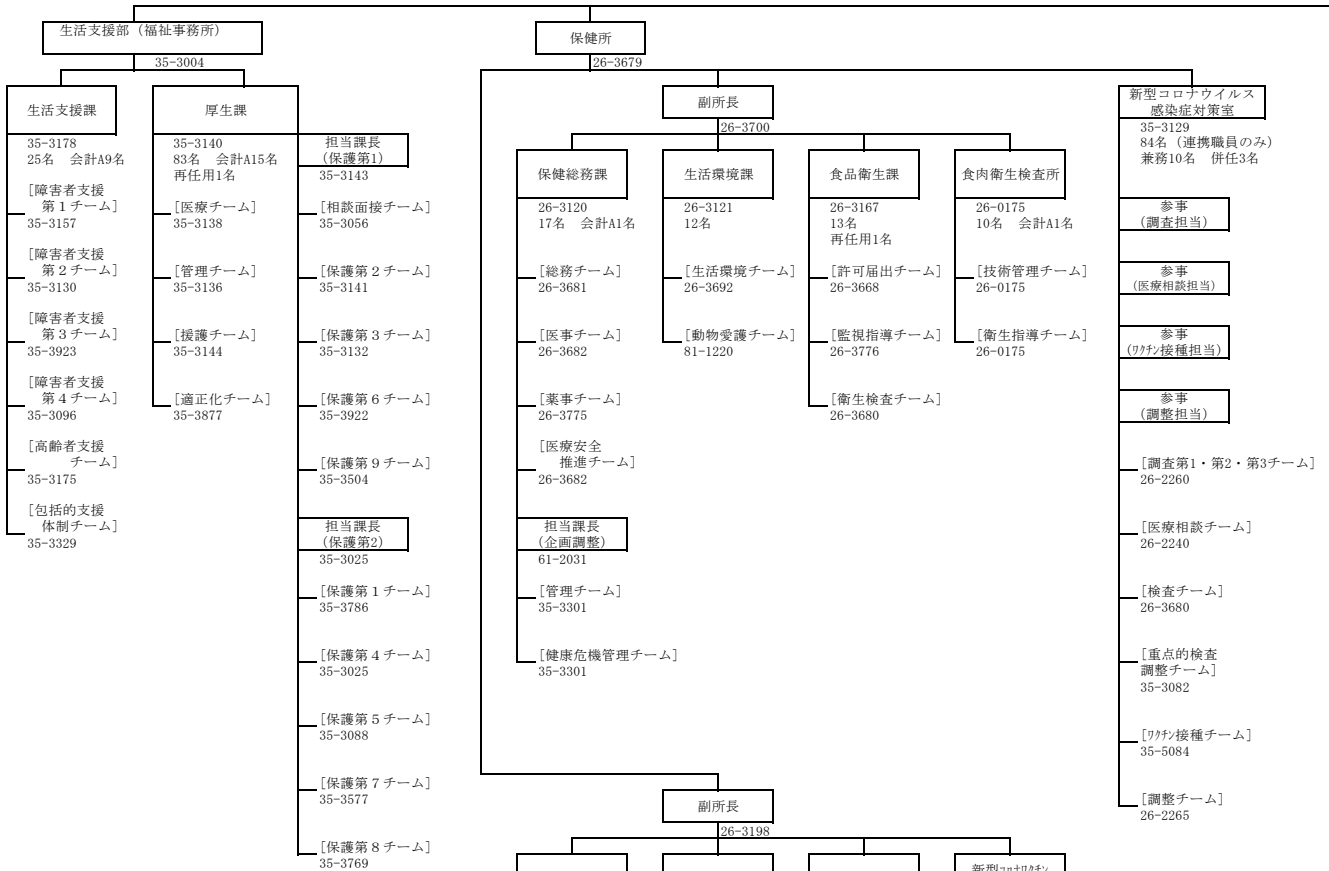
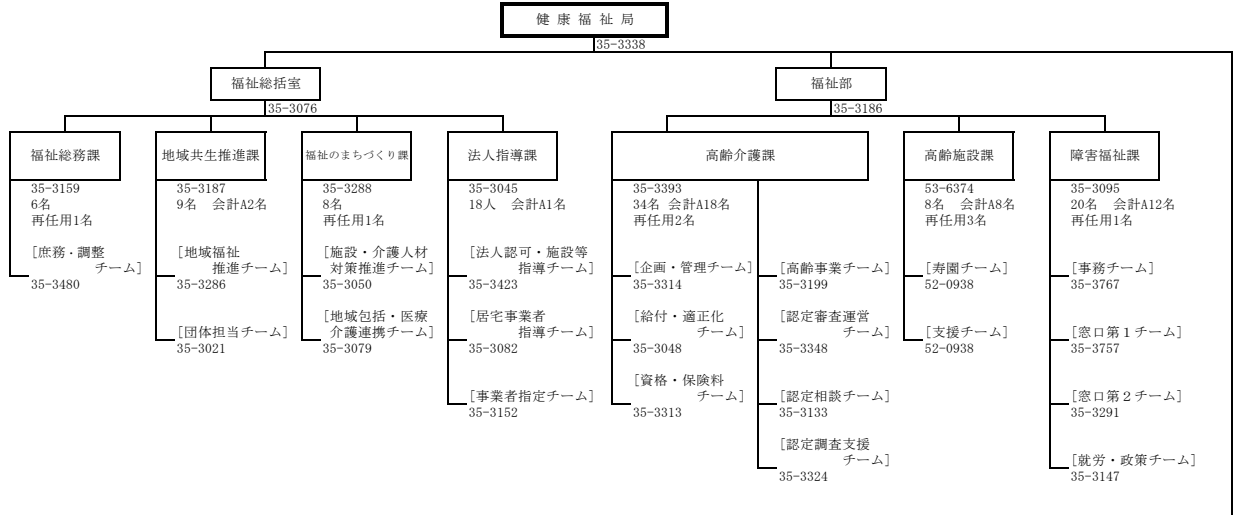
児童・ひとり親家庭福祉、障害のある人の福祉、高齢者福祉、低所得者福祉、その他の福祉についての施策目次は、各項目の初頁にあります。つぎの事項を参考にしてください。

- (1) *印のあるものは、西宮市の単独施策です（補助、委託事業を含む）。
- (2) (P) の施策は、該当ページの他の福祉項目の中で説明しています。

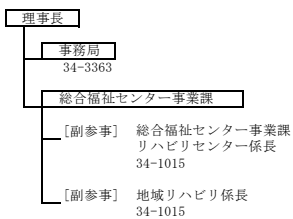
※ 制度の紹介を行う際「〇歳の方が対象」という場合、何も記載がなければ、4月1日時点の年齢によって対象となります。

【事業内容に係る留意点】

各事業内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、記載のとおり
に実施できないものがあります。



西宮市社会福祉協議会



健康福祉局

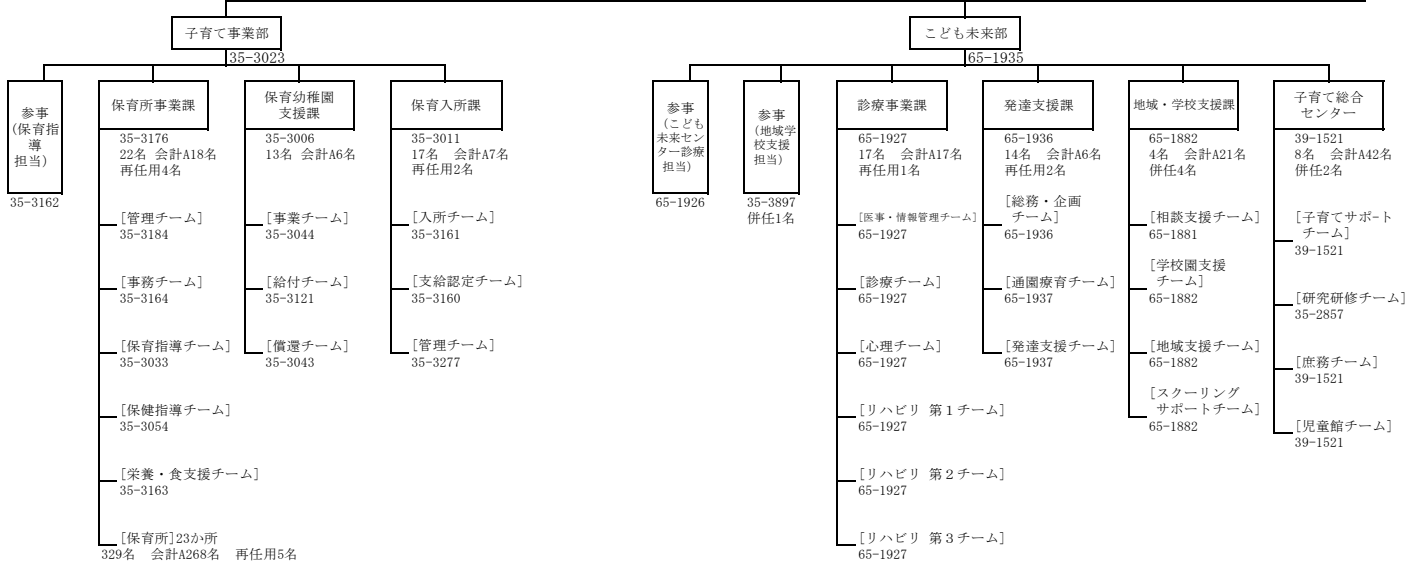
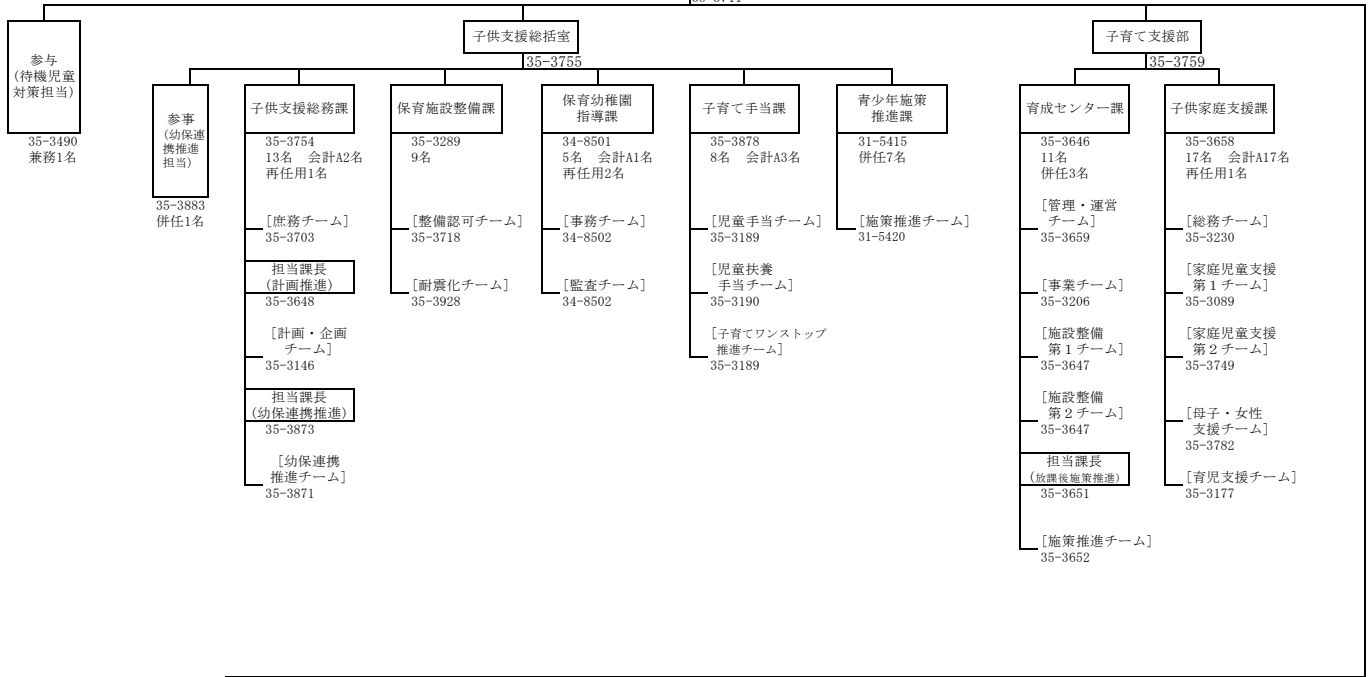
(注) () 内は派遣で内数 R5.6.1現在

局長	部長等	課長等	係職員	計	会計A
1	6	24	375 (2)	406 (2)	91

※再任用職員16名含む ※会計A…会計年度任用職員A

こども支援局

35-3744



こども支援局

R5.6.1現在

局長	部長等	課長等	係職員	計	会計A
1	4	16	490	511	419

※再任用職員16名含む ※パート保育士等含む ※会計A…会計年度任用職員A

(しごとの主な内容)

健康福祉局

福祉総括室

[福祉総務課]

(庶務・調整チーム) 局の予算・決算、予算経理、局の庶務、寄附受付、企画・調整、人事・研修、災害援護資金貸付金・災害弔慰金に関すること、阪神・淡路大震災の被災者証明書等の発行

[地域共生推進課]

(地域福祉推進チーム) 認知症地域ケア推進事業、認知症高齢者等位置検索サービス事業、老人いこいの家、市立老人福祉センター、地域福祉活動の推進、地域福祉計画、共生型地域交流拠点の開設・運営補助、シニアサポート事業、地域のつどい場推進事業、生活支援体制整備事業

(団体担当チーム) 民生委員・児童委員、民生委員推薦会、民生・児童協力委員研修、老人クラブ、地域安心ネットワーク、敬老事業、地域福祉活動の推進、慰霊祭の開催、戦争犠牲者等の援護、戦争犠牲者等の関係団体の支援、社会福祉審議会

[福祉のまちづくり課]

(施設・介護人材対策推進チーム)

社会福祉施設（保育所を除く）等の整備の調整等、社会福祉法人等に係る施設整備費の助成及び国庫補助協議等（保育所を除く）、総合福祉センター等福祉施設の整備、福祉人材確保養成対策、軽費老人ホーム補助事業

(地域包括・医療介護連携チーム)

地域包括支援センターの運営、医療と介護の連携の推進、医療福祉の連携に伴う認知症関連施策の実施

[法人指導課]

(法人認可・施設等指導チーム)

社会福祉法人設立認可等審査委員会の運営、社会福祉法人の認可等及び指導監督
社会福祉法人・施設等の職員に対する研修、介護保険施設、地域密着型サービス事業者（施設系）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、障害福祉サービス事業者（通所系）及び障害児通所支援事業者の指導監督

(居宅事業者指導チーム) 介護保険サービス事業者（居宅系及び通所系）、地域密着型サービス事業者（居宅系及び通所系）、障害福祉サービス事業者（居宅系及び相談支援系）及び障害児相談支援事業者の指導監督

(事業者指定チーム) 介護保険サービス事業等の事業者指定、地域密着型サービス等運営委員会の設置・運営、障害福祉サービス事業等の事業者指定、障害児通所支援サービス等の事業者指定、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅の設置等事務

福祉部

[高齢介護課]

- (企画・管理チーム) 介護保険特別会計の予算・決算、国・県負担金等に係る事務、介護保険事業計画
- (給付・適正化チーム) 給付管理、各種償還払いの保険給付、給付適正化
- (資格・保険料チーム) 被保険者の資格管理、保険料の賦課、保険料の収納・滞納整理
- (高齢事業チーム) 高齢者福祉サービスの相談及び助言、敬老お祝い事業、介護用品支給事業、西宮市立介護老人保健施設、高齢者バス運賃助成事業、はり・きゅう・マッサージ施術費補助、車いすバンク及び高齢者用交通安全杖、福祉タクシー派遣事業
- (認定審査運営チーム) 要介護認定に係る申請受付、介護認定審査会の設置・運営、主治医意見書作成依頼、調査委託、調査内容の点検・指導
- (認定相談チーム) 要介護認定に係る申請受付、事務委託
- (認定調査支援チーム) 要介護認定に係る申請受付、認定調査

[高齢施設課]

- (寿園チーム) 養護老人ホーム「寿園」の予算・決算、施設の維持管理等
- (支援チーム) 養護老人ホーム「寿園」の入居者の支援、介助、生活相談等

[障害福祉課]

- (事務チーム) 介護給付費等の審査・支払い、予算及び決算、各種団体との委託契約
- (窓口第1、第2チーム) 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）、扶養共済制度、特別障害者手当、地域安心ネットワークの登録
- (就労・政策チーム) 障害者の就労支援、障害福祉推進計画

生活支援部（福祉事務所）

[生活支援課]

- (障害者支援第1～4チーム)
障害福祉サービスに関する相談、申請の受付・調査・審査・支給決定、受給者証の交付、地域生活支援事業の支給決定、障害者虐待対応、身体障害者巡回相談、補装具及び日常生活用具の給付受付
- (高齢者支援チーム) 高齢者虐待対応、養護老人ホームへの措置、成年後見制度利用支援事業
- (包括的支援体制チーム) 相談機関の包括的な体制づくりに関すること、権利擁護支援センターの運営等

[厚生課]

- (医療チーム) 医療扶助・介護扶助・健康管理に関すること
- (管理チーム) 生活保護等に係る経理事務、予算・決算、課の庶務等
- (援護チーム) 中国残留邦人等の支援給付、生活困窮者自立支援事業、生活保護受給者の就労支援、ホームレスに関すること
- (適正化チーム) 生活保護費の不正受給対策及び債権管理、行旅死亡人の取扱
- (相談面接チーム) 生活保護に係る新規の相談・面接、申請受付及び判定
- (保護第1～9チーム) 生活保護等に係るケースワーク業務

保健所

[保健総務課]

- (総務チーム) 保健所の予算経理、地域保健対策の企画調整、国民生活基礎調査、保健所業務の情報システム化
- (医事チーム) 医療関係施設許認可事務と立入検査、医療従事者等の免許申請事務、臓器移植啓発事業、西宮市保健医療計画の進行管理、病院報告、医療施設動態調査、人口動態調査
- (薬事チーム) 薬局の開設等の許可と監視指導、毒物劇物販売業の登録と監視指導、薬物乱用防止事業、骨髄・臍帯血バンク事業、骨髄等移植ドナー助成金交付事業、薬剤師免許等に係る申請・届出の受付
- (医療安全推進チーム) 医療安全推進協議会の運営、医療安全研修会の開催、医療安全相談窓口の運営（医療に関する相談・苦情への対応）
- (管理チーム) 応急診療所を含む救急医療、献血推進事業、医療関係団体との調整
- (健康危機管理チーム) 感染症予防計画、健康危機対処計画の策定

[生活環境課]

- (生活環境チーム) 旅館・公衆浴場・興行場の営業許可、理容所・美容所・クリーニング所・住宅宿事業（民泊）の届出、簡易専用水道設置の届出と指導等生活環境に関すること
- (動物愛護チーム) 狂犬病予防、動物の愛護及び管理

[食品衛生課]

- (許可届出チーム) 飲食店等の営業許可、給食施設等の営業届出、食品衛生知識の普及
- (監視指導チーム) 食中毒の防止、不良食品等の相談
- (衛生検査チーム) 糞便検査、食品検査

[食肉衛生検査所]

- (技術管理チーム) 食肉衛生検査
- (衛生指導チーム) と畜業者等に対する衛生指導

[地域保健課]

- (母子保健チーム) 母子健康手帳、妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診、産後ケア事業等の各種事務
保健福祉センター維持管理業務、課内予算の総合調整
- (中央保健第1・2チーム、鳴尾保健チーム、北口保健第1・2チーム、塩瀬保健チーム、山口保健チーム)
母子健康手帳の交付
妊産婦、乳幼児健診、相談、教育、訪問指導等
公害健康被害の補償等に関する法律・地域保健法に基づく保健指導、相談、教育等
精神保健に係る訪問指導、相談
成人の健康教育、相談、特定保健指導

[健康増進課]

- (健康づくりチーム) 保健事業全般の企画調整、健康づくり及び食育の計画策定及び推進、健康ポイント事業
- (成人保健チーム) 健康増進法に基づく健康増進事業、健康診査、検診事業
- (精神保健チーム) 精神保健福祉事業、こころのケア相談、自殺対策事業
- (西宮いきいき体操チーム) 介護保険法に基づく介護予防事業
- (フレイル対策チーム) フレイル対策事業

[保健予防課]

- (感染症予防チーム) 結核及び感染症の予防
- (予防接種チーム) 予防接種
- (難病等疾病対策チーム) 難病保健、小児慢性特定疾病医療費の公費負担、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、未熟児養育医療費の公費負担、自立支援医療費(育成)の公費負担、特定医療費(指定難病)医療費公費負担等の申請受付、肝炎治療助成事業にかかる申請等受付、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業、若年者の在宅ターミナルケア支援事業

[新型コロナワクチン接種課]

- (接種事務チーム) 接種委託料の支払い、医療機関との調整
- (市民相談チーム) コールセンターなど市民対応、ホームページなど広報に関する事、システム管理に関する事、全体計画に関する事、ワクチン接種の企画調整に関する事
- (接種第1チーム) ワクチンの管理・配送に関する事、個別接種に関する事、集団接種に関する事、高齢者施設等での接種に関する事、予約システムに関する事
- (庶務チーム) 予算管理、庶務、一般事務、副反応への対応

新型コロナウイルス感染症対策室

[新型コロナウイルス感染症対策室]

- (調整チーム) 新型コロナウイルス感染症の医療体制の調整に関する事
- (調査第1、第2、第3チーム) 新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査に関する事
- (医療相談チーム) 新型コロナウイルス感染症の医療相談に関する事
- (検査チーム) 新型コロナウイルス感染症の検査に関する事
- (重点的検査調整チーム) 施設等に対する新型コロナウイルス感染症の検査に関する事
- (ワクチン接種チーム) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事

こども支援局

子供支援総括室

[子供支援総務課]

- (庶務チーム) 局内予算の総合調整、決算の確認、執行管理・指導、局総括の庶務、子ども・子育て支援総合システムの運用
- (計画・企画チーム) 子育て支援に係る施策の企画及び調整、社会福祉審議会児童福祉専門分科会、子ども・子育て会議、子ども・子育て支援プラン、こども支援局所管施設の指定候補者選定委員会、保育所等の適正配置、保育所待機児童対策（他課に属するものを除く）
- (幼保連携推進チーム) 市立認定こども園の設置、幼児教育・保育センター整備、西宮市幼児教育・保育ビジョン

[保育施設整備課]

- (耐震化チーム) 公立保育所の耐震化
- (整備認可チーム) 保育所及び認定こども園の整備並びに認可及び認定等地域型保育事業の整備及び認可
保育所待機児童対策（他課に属するものを除く）

[保育幼稚園指導課]

- (事務チーム) 認可外保育施設の届出受付、指導監督
- (監査チーム) 保育所・認定こども園・地域型保育事業等の指導監督

[子育て手当課]

- (児童手当チーム) 児童手当
- (児童扶養手当チーム) 児童扶養手当、特別児童扶養手当
- (子育てワンストップ推進チーム)
子育てワンストップサービス（児童手当、児童扶養手当に関するもの）

[青少年施策推進課]

- (施策推進チーム) 青少年行政に係る広報及び啓発等の実施、青少年問題協議会（※令和5年度より休止）

子育て支援部

[育成センター課]

- (管理・運営チーム) 留守家庭児童育成センターの管理・運営
- (事業チーム) 指定管理者選定業務、その他事業に関すること
- (施設整備第1チーム) 留守家庭児童育成センターの整備
- (施設整備第2チーム) 留守家庭児童育成センターの整備
- (施策推進チーム) 放課後関連事業の連携及び調整

[子供家庭支援課]

- (総務チーム) 子供の貧困対策（他課に属するものを除く）、子ども食堂への補助、児童相談所設置に関すること、家庭児童相談、要保護児童対策協議会の運営、
- (家庭児童支援第1チーム) 家庭児童相談、要保護児童対策協議会の運営、子育て家庭ショートステイ事業の実施
- (家庭児童支援第2チーム) 家庭児童相談、要保護児童対策協議会の運営、子育て家庭ショートステイ事業の実施
- (母子・女性支援チーム) 母子・父子相談、婦人相談、母子生活支援施設・助産施設への入所措置、母子家庭等自立支援給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付
- (育児支援チーム) 健やか赤ちゃん訪問事業の実施、育児支援家庭訪問事業の実施

子育て事業部

[保育所事業課]

- (管理チーム) 公立保育所の管理・運営
- (事務チーム) 公立保育所の予算経理、契約・その他庶務に関すること
- (保育指導チーム) 保育所・認定こども園・地域型保育事業等の研修、地域型保育事業巡回支援
- (保健指導チーム) 保育所・認定こども園・地域型保育事業等の巡回支援
- (栄養・食支援チーム) 公立保育所の給食・栄養管理、市内保育施設の食に関する研修、食に関する相談支援、地域型保育事業等の巡回支援
- (保育所) 公立保育所の運営管理

[保育幼稚園支援課]

- (事業チーム) 私立保育所及び地域型保育事業・認定こども園・幼稚園に係る調査及び連絡調整、子ども・子育て支援法に基づく確認、保育士確保、私立幼稚園の教育振興補助金
- (給付チーム) 私立保育所及び地域型保育事業・認定こども園・幼稚園（特定教育・保育施設に限る）の給付及び助成
- (償還チーム) 幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費の支給

[保育入所課]

- (入所チーム) 保育所、認定こども園（保育所として利用）及び地域型保育事業の入所保育所、認定こども園、地域型保育事業及び子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園の利用者負担額の決定
- (支給認定チーム) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の支給認定
- (管理チーム) 保育所における費用の徴収

こども未来部

[診療事業課]

- (医事・情報管理チーム) こども未来センター診療所における診療報酬の請求、診療費等の徴収、医療事務、診療所の運営、こども未来センター情報システムの運用
- (診療チーム) 児童の発達診療、地域療育
- (心理チーム) 発達検査、地域療育
- (リハビリ第1チーム) 小児リハビリテーション（理学療法）、地域療育
- (リハビリ第2チーム) 小児リハビリテーション（言語聴覚療法）、地域療育
- (リハビリ第3チーム) 小児リハビリテーション（作業療法）、地域療育

[発達支援課]

- (総務・企画チーム) こども未来センターの管理及び運営、予算経理及びその他庶務、各種支援の企画及び調整、運営審議会、北山学園の管理運営、その他こども未来センターの事務
- (通園療育チーム) 通園療育
- (発達支援チーム) 親子療育教室、親子広場、保育所等訪問支援、利用者支援

[地域・学校支援課]

- (相談支援チーム) 利用者支援、相談支援
- (学校園支援チーム) 学校園支援
- (地域支援チーム) 地域支援、障害児支援利用計画・サービス等利用計画作成
- (スクーリングサポートチーム) 不登校児童生徒支援

[子育て総合センター]

- (子育てサポートチーム) 子育て相談、子育て支援事業の企画・実施、子育て支援についての研修・情報収集及び発信、ファミリー・サポート・センター、みやっこキッズパーク、地域子育てアドバイザー事業
- (研究研修チーム) 子育て支援・幼児教育についての調査研究・研修・情報収集及び発信、付属あおぞら幼稚園との連携・共同研究、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携教育
- (庶務チーム) 子育て総合センターの管理及び運営、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、広報啓発事業、子育て総合センターにおける各種事業の企画及び実施
- (児童館チーム) 児童館・児童センターの管理・運営等

はじめに

わが国は今、平均寿命の大幅な伸びと出生率の低下により人口の高齢化が急速に進んでいます。本市における高齢者人口（65歳以上）の割合は、令和4年10月1日現在で24.4%に達し、全国平均（29.0%）よりは若干低いものの、高齢化は確実に進行しています。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には全国推計で30.0%となり、約3人に1人が高齢者となる高齢社会が到来します。

令和2年度に国は介護保険制度改革がめざす方向を「地域共生社会の実現と2040年への備え」とし、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」を「改革の3つの柱」として設定しました。それを受けて令和3年3月に西宮での地域包括ケアシステムの更なる推進に向けた方向性を示すとともに、地域マネジメントを可能にする「地域包括ケア計画」として、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」を策定しました。

また、高齢社会の到来に伴う市民の医療に対するニーズや社会構造の変化に対応できる仕組みづくりが求められることから、平成28年3月に今後10年間を見据えた本市の医療分野の基本的な指針である「西宮市保健医療計画」を策定しました。

子育て支援においては、本市の子育て支援施策の現状と課題を整理し、今後の子育て支援施策の方向性や目標等を定めた「西宮市子ども・子育て支援プラン」を平成30年3月に策定し、取組を進めています。

さらに、健康づくりについては、平成25年3月に「新・にしのみや健康づくり21（第2次）西宮市健康増進計画」を策定し、子どもから高齢者まで生涯を通じて健康に生活できるよう、市民と行政、関係機関・団体がそれぞれの特性を生かしながら連携し、健康づくりの推進に取り組んできました。平成30年度には中間評価を実施し、計画の見直しを行いました。また、食育と食の安全安心を一体的に推進するため、平成25年3月に策定した「西宮市食育・食の安全安心推進計画」についても、平成29年度に中間見直しを行い、生涯にわたって切れ目のない食育と食の安全安心の取組を進めています。

一方、障害のある人を取り巻く環境は、国において、平成26年1月に障害者権利条約を批准し、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されました。本市では、令和2年7月に「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例」を施行し、障害を理由とする差別を解消し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進しています。令和3年3月には「西宮市障害福祉推進計画」を改定し、国の動向や本市における施策の課題等を踏まえながら障害のある人の地域生活の充実にに向けた取組を進めていきます。

また、地域福祉の推進のため平成28年3月に策定した「西宮市地域福祉計画」についても、計画期間の満了に伴い、令和4年3月に改定を行い、住民主体で行われている福祉活動への支援や各福祉施策との連携を図り、地域福祉を推進していきます。

＜人口・世帯数の推移＞（注）人口・世帯数は10月1日現在の推計値（令和2年度は国勢調査確定値）
年齢別人口は9月末日現在の住民基本台帳人口（外国人を含む）

年		H30	R1	R2	R3	R4	
人 口 (人)	総 数	488,127	487,401	485,587	484,737	484,488	
	男	227,889	227,415	226,105	225,331	225,150	
	女	260,238	259,986	259,482	259,406	259,338	
世 帯 数		214,892	216,176	215,651	217,006	218,967	
就学前人口 0～5歳	人口 (人)	25,529	24,793	23,710	23,413	22,670	
	比率 (%)	5.2	5.1	4.9	4.8	4.7	
老 齢 人 口	65歳以上	人口 (人)	114,451	115,747	115,944	117,563	117,939
		比率 (%)	23.6	23.9	23.9	24.3	24.4
	70歳以上	人口 (人)	84,405	88,296	90,188	92,601	93,896
		比率 (%)	17.4	18.2	18.6	19.2	19.4
	75歳以上	人口 (人)	56,359	58,591	59,203	60,130	63,274
		比率 (%)	11.6	12.1	12.2	12.4	13.1

1. 子育て施策の充実

(1) 病児保育事業

急な病気やけがで、保育所等での集団保育を利用することができず、保護者の就労等の事情で家庭での保育が困難な場合において、市が委託する病院や保育所等で一時的に保育を行うとともに、ベビーシッターの派遣による病児・病後児保育サービス利用料金の一部を助成します。令和5年度も引き続き5施設で実施し、市内地域での偏在の解消・委託実施事業者確保に向け、事業者への委託料の増額を行います。

(2) 保育所等における医療的ケア児の受入れ

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行に伴い、保育所等や育成センターにおいて医療的ケア児を受け入れる体制を整備します。保育所等においては、令和4年度にガイドライン作成や人材確保など受入れ体制を整備し、令和5年度から公立保育所にて医療的ケア児の受入れを開始しています。

(3) 保育所等における使用済みおむつの園処分実施

現在、公立保育所で使用する紙おむつについては、保護者が持参し、使用済みの物は持ち帰りいただく運用としています。保護者の負担軽減や感染症を含む衛生面の改善のため令和4年度に公立保育所4園で園でのおむつ処分を試行実施しています。

令和5年度より公立保育所全園でのおむつ処分を行います。また、私立の認可保育施設が園で処理する場合等には補助を行います。

(4) 公立保育所ICT化事業

保育現場を取り巻く環境は大きく変化しており、業務量は増加する一方で、人的資源は限られている中、一層の効率的・効果的な運営が求められています。

本事業では、公立保育所に保育業務支援システムを導入することにより、業務の効率化を図り、保育の質や保護者の利便性の向上につなげます。

(5) 保育士確保事業

保育士不足への対応は全国的な課題であり、本市においても保育士の安定的な確保は重要な課題となっています。

本事業では、保育士用の宿舍借上げ費用に対する補助、奨学金返済費用及び資格取得費用の一部補助、西宮市内の民間保育所等に就職した保育士を対象とした一時金の支給、保育の周辺業務に係る人件費補助のほか、令和3年2月から潜在保育士の復職支援を主な目的とした保育士・保育所支援センターの運営を開始するなど、民間保育所等における保育士確保のための支援を行っています。

令和5年度からは、保育の周辺業務のうち、園外活動時の見守り業務を行った場合の人件費補助対象施設を拡充するとともに、登園時の繁忙な時間帯等、一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助を行います。

2. 地域施策の充実

(1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施

少子高齢化や世帯人員の減少等に伴う高齢者のみ世帯の増加や核家族化の進行による家族機能の低下や地域のつながりの希薄化に起因して、地域においては従来からある福祉課題に加え、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー等の複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた新たな福祉課題が発生しています。

これらの解決に向けた包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施します。

(2) 総合福祉センター等福祉ゾーン再整備事業

福祉会館は昭和42年の竣工から50年以上が経過し、老朽化が進んでいます。本事業では、同会館を解体し、各種相談窓口等を総合福祉センターに集約することにより、施設利用者の利便性向上を図ることを目的としており、福祉会館内にある各種相談窓口の総合福祉センターへの移転等の完了後、福祉会館の解体工事を実施します。

3. 高齢者施策の充実

(1) 介護療養型医療施設転換整備補助事業

介護保険施設の一つである介護療養型医療施設は、平成18年の医療保険制度改革を受け、令和5年度末までに介護医療院等への転換を求められています。

本事業では、市内の介護療養型医療施設に対して、転換に必要な施設改修費用及び開設準備経費の補助を病床数に応じて行います。

(2) 民間老人福祉施設整備補助事業

国の将来人口推計によると、我が国の高齢化率・後期高齢化率は今後上昇を続け、中長期的に介護需要は増加し続けると推測されています。

本事業では、介護保険事業計画に基づき整備を行う特別養護老人ホームについて、その施設を建設・運営する社会福祉法人に対し、建設費等の補助を行うとともに、高齢者施設における防災対策に係る整備に対し、補助を行います。

4. 地域保健施策の充実

(1) 伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備のため、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して保健福祉センター等で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援（現金給付）を一体的に実施します。

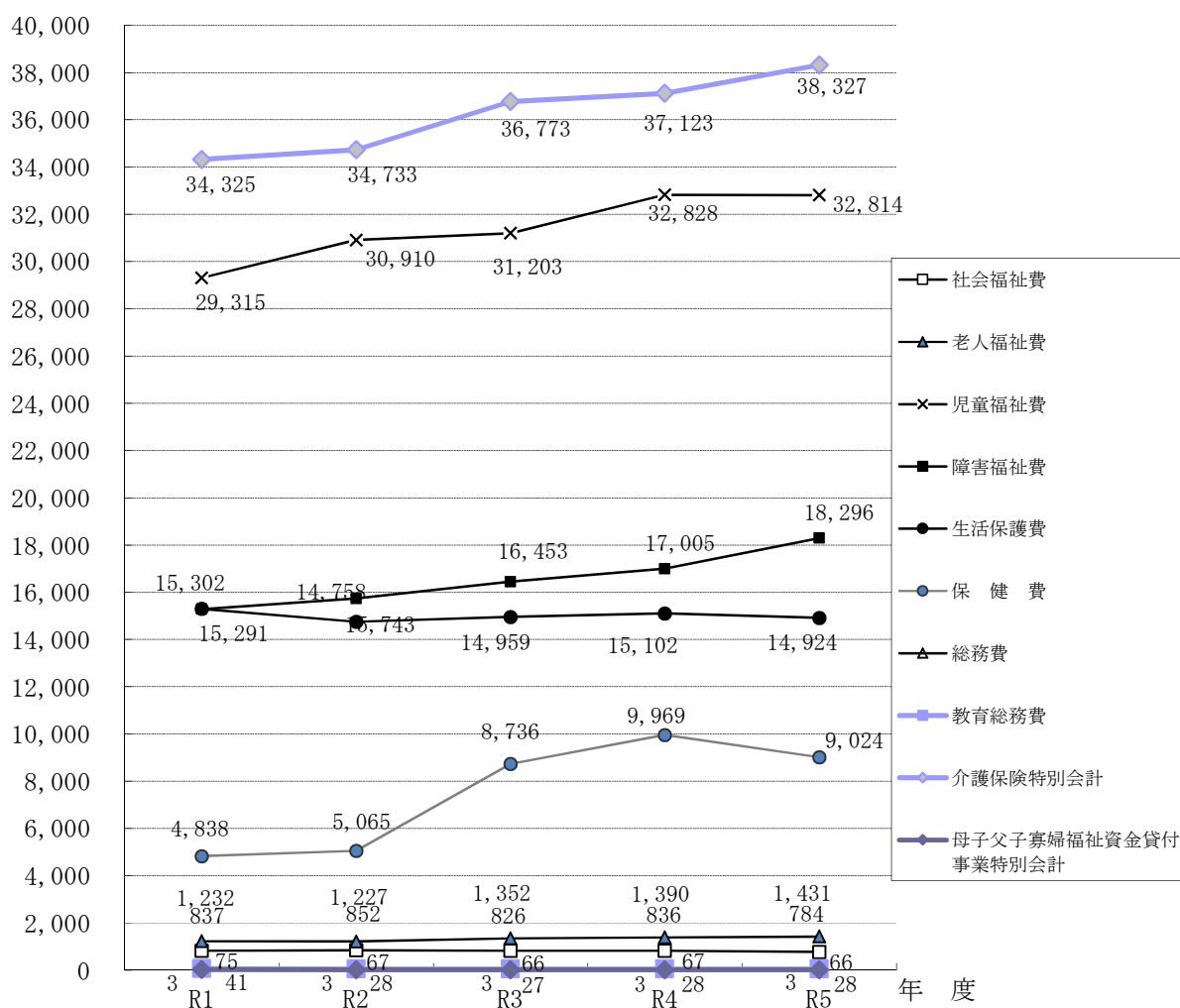
健康福祉局・子ども支援局 当初予算 (令和5年度)

(単位:千円)

項		当初予算額	構成比(%)	財源内訳		
				特定財源	一般財源	
一般会計	消費的経費	社会福祉費	783,560	0.7 (1.0)	21,548	762,012
		老人福祉費	1,431,254	1.2 (1.9)	552,783	878,471
		児童福祉費	32,813,747	27.6 (42.4)	18,331,837	14,481,910
		障害福祉費	18,296,319	15.4 (23.6)	12,346,626	5,949,693
		生活保護費	14,923,929	12.5 (19.3)	10,680,080	4,243,849
		保健費	9,023,530	7.6 (11.7)	3,407,544	5,615,986
		総務費	2,848	0.0 (0.0)	914	1,934
		教育総務費	65,870	0.1 (0.1)	11,091	54,779
		計	77,341,057	65.1 (100.0)	45,352,423	31,988,634
	投資的経費	3,209,793	2.7	2,593,417	616,376	
計	80,550,850	67.8	47,945,840	32,605,010		
介護保険特別会計		38,327,224	32.2	32,321,481	6,005,743	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		28,153	0.0	26,852	1,301	
合計		118,906,227	100.00	80,294,173	38,612,054	

()は、消費的経費の構成比。一般会計から各特別会計への操出金は除く。

一般会計及び特別会計の当初予算額の推移(消費的経費) (単位:百万円)



児童・ひとり親家庭福祉

1. 母子保健の推進

- 1 母子健康手帳の交付 (15P)
- 2 妊産婦・新生児等訪問指導 (15P)
- 3 産後ケア事業 (15P)
- 4 伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金事業 (15P)
- 5 健康診査 (15P)
- 6 健康相談 (17P)
- 7 健康教育 (17P)
- 8 予防接種 (18P)
- 9 未熟児養育医療 (18P)

2. 保育所や留守家庭児童育成センターなど保育サービスの充実

- 1 保育所・認定こども園(幼保連携型) (19P)
- 2 地域型保育事業(小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所) (21P)
- 3 施設型病児保育 (22P)
- 4 訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度 (22P)
- 5 留守家庭児童育成センター (22P)
- 6 民設放課後児童クラブ (23P)

3. 子育て支援及び児童の健全育成

- 1 健やか赤ちゃん訪問事業 (23P)
- 2 育児支援家庭訪問事業 (23P)
- 3 子育て総合センター(一部*) (23P)
- 4 児童館・児童センター (28P)
- 5 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば) (28P)
- 6 保育所等における子育て支援事業 (28P)
- 7 子育て家庭ショートステイ (29P)
- 8 各種情報提供 (29P)

4. ひとり親家庭等への相談・援助

- 1 住宅 (30P)
- 2 相談 (30P)
- 3 母子父子寡婦福祉資金 (32P)
- 4 母子家庭等自立支援給付金 (32P)

5. 生活の安定と経済的な支援などその他の取り組み

- 1 児童手当 (33P)
- 2 児童扶養手当・特別児童扶養手当 (33P)
- 3 施設入所 (34P)
- 4 助産施設 (34P)
- 5 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業 (35P)

1 母子保健の推進

1. 母子健康手帳の交付（地域保健課 35-3310）

妊娠、出産、育児を通じての母と子の健康と成長を記録する母子健康手帳を、妊娠届けの際に各保健福祉センターや本庁で交付しています。（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R3	R4
	交付件数	3,620	3,631

2. 妊産婦・新生児等訪問指導（地域保健課 35-3310）

妊産婦及び乳幼児・低出生体重児等に対して保健師等が訪問し、健康や育児について相談、指導を実施しています。平成 22 年度より、乳房管理や授乳指導を目的とした助産師による訪問を実施しています。（関係法令 母子保健法）

3. 産後ケア事業（地域保健課 35-3310）

産後 1 年未満の産婦を対象に乳房ケアや休息のサポート等を実施しています。平成 30 年 12 月から訪問型を開始、令和 4 年 12 月から宿泊型・通所型を追加して実施しています。訪問型の利用回数は 4 回（最長 7 回）まで、課税世帯は 1 回あたり 2,000 円。市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料。宿泊型・通所型の利用回数は、合わせて 7 日以内。課税世帯は、宿泊型 1 泊あたり 6,000 円、通所型 1 日あたり 3,000 円。市民税非課税世帯・生活保護世帯は、宿泊型 1 泊あたり 1,500 円、通所型 1 日あたり 750 円。（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R3	R4
	利用者数	100	189
	延訪問件数	284	352
	延宿泊件数	—	23
	延通所件数	—	101

4. 伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金事業（地域保健課 35-3310）

令和 5 年 2 月より、すべての妊婦や子育て家庭に寄り添って相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用における負担軽減を図る「経済的支援（出産・子育て応援給付金）」を一体的に実施しています。給付額は、妊娠時 50,000 円。出産後、出生した子一人につき 50,000 円。

5. 健康診査（地域保健課 35-3310）

(1) 妊婦健康診査

平成 18 年 7 月より妊婦健康診査の費用助成を行っており、初年度は助成回数が 1 回でしたが、平成 20 年度は 5 回、平成 21 年度から 14 回となり、助成費用も拡充してきました。令和 5 年度からは、助成回数 14 回の内、3 回は 15,000 円、11 回は 5,000 円（計 100,000 円）を上限に助成を行っています。

また、令和 3 年度より多胎児を妊娠した妊婦に対し、追加で 5 回（計 25,000 円）まで助成を行っています。（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R3	R4
	助成件数	43,966	43,206

(2) 妊婦歯科検診

平成 25 年度より市内委託医療機関にて、口腔内診察、歯周疾患予防の保健指導等を実施しています。

区分	年度	R3	R4
	受診人数	1,480	1,527

(3) 産婦健康診査

令和 2 年 10 月より産婦健康診査の費用助成を行っています。

助成回数は 2 回（2 週間健診と 1 か月健診）までで各 5,000 円（計 10,000 円）を上限に助成します。（関係法令 母子保健法）

区分	年度	R3	R4
	助成件数	5,429	5,353

(4) 乳幼児健康診査

精神運動発達の遅れや疾病をもつ乳幼児を早期に発見し、適切な指導や継続した発達支援を行います。また、養育者への育児不安に対する相談を通して、育児支援、虐待の早期発見・予防を行っています。（関係法令 母子保健法）

ア 4 か月児健康診査

令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市内の委託医療機関で実施していましたが、令和 5 年度からは各保健福祉センター等で集団健診で実施しています。健診の内容は身体計測・小児科診察・育児相談・栄養相談を実施しています。

区分	年度	R3	R4
	受診人数	3,462	3,382

イ 10 か月児健康診査

平成 21 年度から 24 年度までは 10 か月児アンケート健康診査としてアンケート形式で行う健診を実施しましたが、平成 25 年度より個別健診として市内の委託医療機関で実施しています。健診の内容は身体計測・小児科診察・保健指導等を実施しています。

区分	年度	R3	R4
	受診人数	3,439	3,445

ウ 1 歳 6 か月児健康診査

健診の内容は問診・歯科診察・歯みがき相談・身体計測・小児科診察、必要に応じて育児相談・心理相談・栄養相談を実施しています。

区分	年度	R3	R4
	受診人数	3,719	3,339

エ 3 歳児健康診査

健診の内容は問診・歯科診察・歯みがき相談・身体計測・尿検査・屈折検査・小児科診察、必要に応じて育児相談・心理相談・栄養相談を実施しています。

区分	年度	R3	R4
	受診人数	3,787	3,479

6. 健康相談（地域保健課 35-3310）

(1) 乳幼児健康相談（関係法令 母子保健法）

開催数 年 36 回
対 象 支援を必要とする乳幼児と保護者
場 所 中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センター
（塩瀬保健福祉センター、山口保健福祉センターは随時相談）
内 容 保健師、助産師、栄養士による相談

(2) 育児発達相談（関係法令 母子保健法）

開催数 個別年 252 回 集団年 66 回
対 象 健康診査結果等で精神発達に経過観察を要するとされた幼児や、育児不安等に対する支援が必要な保護者
場 所 中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センター、
塩瀬保健福祉センター、山口保健福祉センター
内 容 心理相談員や保健師等による個別もしくは集団の育児と発達についての相談

(3) ぜん息アレルギー相談（関係法令 公害健康被害の補償等に関する法律）

相談日 2ヶ月に1回（月によって相談日、場所が異なる）
対 象 小児
場 所 中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター
内 容 医師と栄養士によるぜん息アレルギーなどの相談や環境衛生課職員によるダニ相談

(4) その他

乳幼児発達相談、精神発達相談、児童館等の子育てひろばでの相談などを行っています。

7. 健康教育（地域保健課 35-3310）

(1) マザークラス（母親学級）（関係法令 母子保健法）

1シリーズ2回で開催
対 象 妊娠中期以降の初妊婦（山口・塩瀬は妊娠中期以降の妊婦）
場 所 中央保健福祉センター、鳴尾保健福祉センター、北口保健福祉センター、
山口保健福祉センター、塩瀬公民館
内 容 栄養・口腔、産後の育児などの講義など

(2) 育児セミナー（両親学級）（関係法令 母子保健法）

開催数 年 4 回
対 象 初妊婦とその配偶者
場 所 なるお文化ホール
内 容 西宮市の子育て支援サービスの紹介、妊娠・出産・育児についての話、赤ちゃん人形抱っこ体験等、禁煙・適性飲酒啓発のパネル展示・相談など

(3) 離乳食講座（関係法令 母子保健法）

開催数 年 12 回
対 象 概ね9か月～13か月児の第1子とその保護者
場 所 中央保健福祉センター、北口保健福祉センター、鳴尾公民館
内 容 後期離乳食についての話、試食など

(4) 幼児食講座（関係法令 母子保健法）

開催数 年4回

対象 概ね1歳7か月～3歳児の第1子とその保護者

場所 中央保健福祉センター、北口保健福祉センター

内容 幼児期の食生活についての話、保護者の健康づくりについての話など

(5) その他

双子・三つ子の親になる人のつどい、プレママ料理教室、はじめての離乳食講座、山口・塩瀬離乳食講習会、家族で学ぼう離乳食講座、アレルギー幼児食講座などを行っています。

8. 予防接種（保健予防課 35-3308）

(1) 定期予防接種（関係法令 予防接種法、同施行令、同施行規則、予防接種実施規則）

個別接種（西宮市医師会と兵庫医科大学に委託）

B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、不活化ポリオ、二種混合（ジフテリア、破傷風）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、ロタウイルス、HPV（子宮頸がん予防※）

（※）平成25年6月14日より積極的勧奨を差し控えておりましたが、令和4年度は個別勧奨を行うなど積極的勧奨を再開しています。令和4年度から3年間において、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者に対しては公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった女性を対象に、公費負担（無料）での接種（キャッチアップ接種）を実施しています。令和4年度は平成9年度生まれから平成17年度生まれの女性が対象です。

(2) 定期予防接種費用助成事業

接種時に西宮市に住民登録を有し、里帰り出産等のやむを得ない事情により、県外（国内に限る）の医療機関で市への事前申請のうえ予防接種を受け、接種費用を負担した者を対象に、西宮市予防接種実施要領の別表に定める額を上限として、その費用の全て又は一部を助成。また、兵庫県内の医療機関で定期予防接種を受けた者のうち、入院中または施設に入所中等により兵庫県定期予防接種広域実施制度による接種が困難であった者も助成の対象とする。

< 予防接種の接種人数（延べ人数） > (令和4年度)

B型肝炎	10,031	不活化ポリオ	3	水痘	6,566
ヒブ	13,439	二種混合（DT）	3,653	日本脳炎	19,090
小児用肺炎球菌	13,430	BCG	3,337	ロタウイルス	7,690
四種混合（DPT-IPV）	13,431	麻しん風しん混合	7,477	HPV（子宮頸がん予防）	6,478
三種混合（DPT）	0				

9. 未熟児養育医療（保健予防課 26-3669）

入院による養育を必要とする身体の発育が未熟のまま出生した乳児（未熟児）を対象に、その養育に必要な医療費（保険診療分と食事療養費）の給付を行う。（関係法令 母子保健法）

区分	年	R3	R4
給付件数		82	130

2 保育所や留守家庭児童育成センターなど保育サービスの充実

1. 保育所・認定こども園（幼保連携型）（保育入所課 35-3160）

保育所・認定こども園（幼保連携型）は、保育の必要性のある児童をお預かりする児童福祉施設です。対象児童は生後6カ月以上就学前まで（施設によっては生後43日以降から可）。出生届出後から申込受付をしています。

（関係法令 子ども・子育て支援法・同施行規則・同施行令、西宮市保育の利用に関する規則、西宮市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則）

(1) 保育所・認定こども園（幼保連携型）数および入所児童数（ ）内は認可定員（各年度末現在）

区分	年度	R3			R4				
		保育所数	3歳未満	3歳以上	計	保育所数	3歳未満	3歳以上	計
公立保育所		23	856 (804)	1,498 (1,496)	2,354 (2,300)	23	866 (814)	1,478 (1,496)	2,344 (2,310)
私立保育所		31 (内、分園 4)	1,045 (915)	1,203 (1,160)	2,248 (2,075)	37 (内、分園 5)	1,206 (1,080)	1,332 (1,443)	2,538 (2,523)
認定こども園 (幼保連携型)		33 (内、分園 7)	1,232 (1,170)	1,665 (1,616)	2,897 (2,786)	34 (内、分園 8)	1,271 (1,210)	1,689 (1,687)	2,960 (2,897)
計		87	3,133 (2,889)	4,366 (4,272)	7,499 (7,161)	94	3,343 (3,109)	4,499 (4,631)	7,842 (7,740)

(2) 令和5年度利用者負担額（月額） (円)

階層 区分	定義	保育所・認定こども園				
		3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間			
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	A階層を除き、市民税が課税されている世帯。父母の市民税所得割を合計した額により、C1～C9階層に区分 ※均等割のみ課税の場合はC1階層	48,600円未満		10,400	10,300	0
C2		48,600円以上	64,800円未満	16,500	16,300	0
C3		64,800円以上	97,000円未満	24,000	23,700	0
C4		97,000円以上	121,000円未満	35,600	35,100	0
C5		121,000円以上	169,000円未満	39,100	38,600	0
C6		169,000円以上	213,000円未満	51,700	50,900	0
C7		213,000円以上	301,000円未満	56,200	55,400	0
C8		301,000円以上	397,000円未満	69,800	68,800	0
C9		397,000円以上		84,400	83,100	0

(注1) 令和5年4月～令和5年8月分の利用者負担額（保育料）は令和4年度市民税額、令和5年9月～令和6年3月分の利用者負担額は令和5年度市民税額に基づき決定します。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になることがありますので、至急、保育入所課へお知らせください。ただし、年度を遡っての利用者負担額の変更は行いません。

(注2) 利用者負担額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税額により決定します。

(注3) 「3歳未満児」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子供（年齢は誕生日の前日に加算されます。）をいい、その子供が年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。

- (注 4) 保育所及び認定こども園では、市から認定を受けた保育必要量（「保育標準時間」・「保育短時間」）によって、利用者負担額が異なります（A・B階層、3歳以上児を除く）。
- (注 5) 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子供が、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用している場合、年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は上記の額の半額（100円未満切捨て）、第3子以降は無料となります。上記にかかわらず、市民税所得割合算額が一定額以下の多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額について負担軽減が拡充されています。（ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯または、在宅障害児（者）のいる世帯）
- (注 6) 祖父母と同居し、父母の年収が100万円に満たない場合は、祖父母（いずれか高い方）の市民税額を合算して利用者負担額を決定します。
- (注 7) 上記金額とは別に、延長保育料（利用者のみ）及び給食費（3歳以上児）がかかります。

(3) 予算（令和5年度当初）

（単位：千円）

区 分		公 立	私 立	認定こども園	地 域 型	
歳 出 予 算 額		5,232,013	4,295,374	6,138,550	2,327,727	
内 訳	特定財源	国庫支出金	46,015	1758,557	2,676,328	1,184,425
		県支出金	0	727,687	1,287,328	433,520
		その他 (保育料・雑入)	414,031	473,348	0	31,105
		計	460,046	2,959,592	3,963,656	1,649,050
	一 般 財 源	4,771,967	1,335,782	2,174,894	678,677	

(4) 民間保育所・認定こども園に対する助成

- ア 施設補助 社会福祉法人等が施設を新築または改築する場合に、一定の基準で建築費を助成
- イ 職員配置助成 国基準と市基準の保育士配置の差に対する人件費を助成
- ウ 定員弾力化促進助成 定員弾力化実施施設に対する助成
- エ 児童福祉施設運営助成 児童福祉施設の運営に要する費用を助成
- オ 延長保育事業補助 11時間を超えて開所している施設に対する助成
- カ 産休明け保育促進助成 産休明け保育実施施設に対する助成
- キ 障害児保育助成 障害児保育実施施設に対して、職員の加配に必要な費用の全部又は一部を助成
- ク 職員研修助成 職員研修に係る費用の全部又は一部を助成
- ケ 地域子育て支援促進事業助成 地域子育て支援促進事業に係る費用の全部又は一部を助成
- コ 一時預かり事業補助 一時預かり事業を実施する施設に対する助成
- サ 賃貸物件賃料助成 賃貸物件を活用した保育所に対する賃料等の一部を助成
- シ 保育士宿舍借り上げ支援事業補助 宿舍借り上げに係る賃料等の一部を助成
- ス 定員変更促進助成 定員を増員した結果委託費が減額となった保育所に対する助成
- セ 産休等代替職員費補助 産休等代替職員の臨時的な雇用に対する補助
- ソ 民間保育所等賃借料補助 土地等を有料で借り受けて保育所等を新設した施設に対し、借り受けに係る経費の一部を助成
- タ 保育体制強化事業補助 保育士の負担軽減に資する業務等を行う保育支援者の配置等に要する経費の一部を補助
- チ 使用済みおむつ処理支援事業補助 使用済みおむつを処理するために必要な経費の全部又は一部を補助

2. 地域型保育事業(小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所)(保育入所課 35-3160)

小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所は比較的少人数の環境で、保育の必要性のある主に0～2歳児をお預かりする施設です。

施設により対象年齢や開所時間が異なります。

(関係法令 子ども・子育て支援法・同施行規則・同施行令、西宮市保育の利用に関する規則、西宮市保育の必要性の認定に関する基準を定める規則、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則)

(1) 小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所および児童数 (各年度末現在)

年度	区分	施設数	定員	入所児童数
	R3	59	834	746
	R4	58	832	743

* 地域枠の定員のみ

(2) 令和5年度利用者負担額(月額) (円)

階層区分	定義	地域型保育事業所	
		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0
C1	A階層を除き、市民税が課税されている世帯。父母の市民税所得割を合計した額により、C1～C9階層に区分 ※均等割のみ課税の場合はC1階層	48,600円未満	7,800
C2		48,600円以上 64,800円未満	12,300
C3		64,800円以上 97,000円未満	18,000
C4		97,000円以上 121,000円未満	26,700
C5		121,000円以上 169,000円未満	29,300
C6		169,000円以上 213,000円未満	38,700
C7		213,000円以上 301,000円未満	42,100
C8		301,000円以上 397,000円未満	52,300
C9		397,000円以上	63,300

- (注1) 令和5年4月～令和5年8月分の利用者負担額(保育料)は令和4年度市民税額、令和5年9月～令和6年3月分の利用者負担額は令和5年度市民税額に基づき決定します。また、海外での収入がある場合は、当該収入を含めて利用者負担額を算定します。市民税額や世帯構成等に変更があった場合は、翌月から利用者負担額が変更になることがありますので、至急、保育入所課へお知らせください。ただし、年度を遡っての利用者負担額の変更は行いません。
- (注2) 利用者負担額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除(調整控除を除く)を適用する前の市民税額により決定します。
- (注3) 「3歳未満児」とは、年度の4月初日の前日において3歳に達していない子供(年齢は誕生日の前日に加算されます。)をいい、その子供が年度途中で3歳に達しても、当該年度中は3歳未満児の金額が適用されます。
- (注4) 地域型保育事業所とは、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所及び居宅訪問型保育事業所をいいます。また、地域型保育事業所のうち、給食提供を行っていない施設については、上記の額から20%減額した金額となります。
- (注5) 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子供が、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所・特別支援学校幼稚園・情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援・企業主導型保育事業を利用している場合、年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は上記の額の半額(100円未満切捨て)、第3子以降は無料となります。上記にかかわらず、市民税所得割合算額が一定額以下の多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額について負担軽減が拡充されています。(ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯または、在宅障害児(者)のいる世帯)
- (注6) 祖父母と同居し、父母の年収が100万円に満たない場合は、祖父母(いずれか高い方)の市民税額を合算して利用者負担額を決定します。
- (注7) 上記金額とは別に、延長保育料(利用者のみ)及び給食費(3歳以上児)がかかります。

3. 施設型病児保育（保育幼稚園支援課 35-3044）

病気やけがで、家庭や保育所等での集団生活が困難な児童を一時的に預かる事業です。市が社会福祉法人又は医療法人に実施運営を委託しています。利用登録、利用予約は病児保育ネット予約サービスにて受付けています。

（関係法令 西宮市病児・病後児保育事業実施要綱）

- (1) 対象者 生後6ヶ月から小学校6年生までの児童
- (2) 利用時間 月曜日から金曜日までは8:00～18:00、土曜日は8:00～13:00
日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み
- (3) 利用料 ア. 市内在住または市内の保育所・幼稚園・小学校等に在籍している場合
1日2,000円（生活保護世帯は減免制度あり）
イ. 上記以外
1日4,000円
給食費：500円（①②④⑤の施設のみ、③の施設は弁当持参）

《施設》

（令和4年度末）

施設名	住所	定員	利用者数（人）
①つぼみの子保育園病児保育ルーム	林田町8-42	6	178
②西宮回生病院病児保育室	大浜町1-4	10	159
③あんどうこどもクリニック病児保育室	名塩新町8番地 (エコール・なじお5階)	3	137
④ニコニコ桜今津灯保育園病児保育ルーム	今津水波町9-8	6	352
⑤高須の森病児保育ルーム	高須町1-1-20	6	154

4. 訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度（保育幼稚園支援課 35-3044）

ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用したときに、利用料の一部を助成し、経済的な負担軽減を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

- (1) 対象者 西宮市内在住の生後6ヶ月から小学校6年生までの児童
- (2) 助成内容 サービスの保育利用料金の半額を助成します。ただし児童1人あたり年間4万円（4月1日～翌年3月31日）が助成上限額となります。
- (3) 対象事業者 公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者 又は内閣府「ベビーシッター派遣事業」割引券取扱い事業者

5. 留守家庭児童育成センター（育成センター課 35-3659）

小学校低学年（1年生から3年生まで ※障害児に限り6年生まで）の放課後留守家庭児童の健全育成を図るため、市が設置し、運営は指定管理者である西宮市社会福祉協議会、神戸YMCA福祉会、三光事業団、労協センター事業団、セリオ、シダックス大新東ヒューマンサービス、ライクキッズ及び日本デイケアセンターが実施しています。利用申込み各指定管理者で受付けています。

（開設場所 127P）

- (1) 利用時間 日曜祝日・年末年始を除く、下校時から午後5時まで。土曜、夏休み等の学校休業中は午前8時～午後5時（平日のみ希望者は午後7時まで延長利用できます。）
- (2) 費用負担 育成料として月額8,200円、延長利用は月額3,000円加算（所得状況等により減免制度あり）

（関係法令 西宮市立留守家庭児童育成センター条例 平成元年7月施行）

<利用状況>

年度	区分	留守家庭児童育成センター数	定員(4月1日現在)	延利用児童数
R3		41	3,821	45,999
R4		41	4,001	48,191

6. 民設放課後児童クラブ (育成センター課 35-3206)

小学校1年生から4年生(障害児に限り6年生まで)の放課後留守家庭児童の健全育成を図るため、民間の事業者が市の補助を受け、設置・運営する施設です。(利用時間、費用負担等は留守家庭児童育成センターに準ずる)

3 子育て支援及び児童の健全育成

1. 健やか赤ちゃん訪問事業 (子供家庭支援課 35-3177)

産後の母子の養育環境の把握や子育て家庭の孤立を防ぐため、生後2か月頃の乳児のいる全世帯を民生委員・児童委員の協力を得て訪問しています。

訪問の際には、子育て情報が記載されたパンフレットなどを届けるとともに、産後の母子の養育状態の把握、子育ての相談・支援を行い、子供が安定した環境のもと、健やかに育つことを目的として実施しています。(関係法令 児童福祉法)

2. 育児支援家庭訪問事業 (子供家庭支援課 35-3177)

子供の養育を安定させるうえで養育支援が必要である家庭に対し、保育士等が養育に関する相談・指導・助言を行う「専門的支援」、家事援助を行い生活の安定を図る「ヘルパー派遣(子育てヘルプ)」を行っています。

(関係法令 児童福祉法・西宮市育児支援家庭訪問事業実施要綱)

3. 子育て総合センター (津田町3番40号 39-1521)

子育て総合センター“のびのびあおぞら館”は、都市化及び核家族化など乳幼児を取り巻く環境が大きく変貌している中、幼児教育の振興と子育て支援の充実を図るため平成13年4月に開館し、(1)乳幼児の子育て相談 (2)利用者支援事業 (3)情報提供 (4)親子サロンの開設 (5)親支援プログラムの開発・実施及び普及 (6)子育てに関する講座 (7)子育て地域サロンへの支援事業 (8)託児ボランティア事業(令和4年度で終了) (9)子育てサークル活動の支援 (10)にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 (11)調査・研究・研修 (12)みやっこキッズパーク事業などを行っています。

(関係法令 西宮市立子育て総合センター条例)

<施設の概要>

- (1) 建物構造 鉄骨造り2階建て
- (2) 面積 敷地面積 3,670.5㎡ (付属あおぞら幼稚園含む)
延床面積 850.59㎡
- (3) 施設 相談室(2)、研修室(2)、親子サロン、多目的室、情報コーナー、事務室
- (4) 休館日 年末年始、祝日

<事業の概要>

(1) 乳幼児の子育て相談

「友達と仲良く遊べない」とか「夜泣きがひどくて困っている」などといった子育ての不安や悩みを持つ保護者に対して、面談、電話、インターネットなどにより相談を行っています。相談時間は月曜日から土曜日の午前9時～午後5時30分です。(祝日、年末年始、土曜日12時～13時は除く)

(関係法令 児童福祉法)

<利用状況>

(人)

相談内容	年度	R3	R4	相談内容	年度	R3	R4
基本的な生活習慣		227	336	子供への関わり方		264	393
医学的問題		15	18	保護者の悩み		229	166
発達		216	322	進路		7	15
社会性・情緒		61	78	情報提供		545	635
				その他		45	51
				合計		1,609	2,014

(2) 利用者支援事業

主に妊娠中の方や0歳～就学前までの子供がいる家庭に事業の専任スタッフである「子育てコンシェルジュ」が個別相談しながら、情報提供や必要な窓口を案内し、利用までのつなぎ等(利用支援)を行います。このほか、地域に出向いた活動や地域資源の開発など、地域と連携して子育て家庭を支える取り組み(地域連携)を行います。(関係法令 子ども・子育て支援法)

(3) 情報提供

子育てや幼児教育に関するいろいろな情報を、ホームページやいろいろな資料を使って市民に提供しています。(関係法令 児童福祉法)

子育てカレンダーの発行 12回 計 30,379部

(4) 親子サロンの開設

子供と保護者が自由に来館し、子供同士、保護者同士が交流し、ふれあいを深める場所として『親子サロン』を開設しています。利用時間は午前9時30分～午後4時30分です(年末年始・祝日を除く)。(関係法令 児童福祉法)

<利用状況>

(人)

年度	R3	R4
利用人数	21,969	24,710

(5) 親学習プログラムの開発・実施及び普及

初めての子育てにおける不安や心配事を軽減し、親子が安心してすごすためのプログラムを開発し、実施、改善及びセンター以外での利用の普及を図っていきます。

<プログラムの実施回数>

プログラム名	R3		R4	
	実施回数	参加組数	実施回数	参加組数
プレママ、このゆびとまれ!	3日間×1回	7人	3日間×1回	3人
新米ママ、このゆびとまれ!	4日間×1回	9組	4日間×1回	10組
はじめまして赤ちゃんといっしょ ～プレママも寄っとい Day～	13	131組 (プレママ3人)	16	149組 (プレママ5人)
子育て学習グループ「のびのび」	8日間×1回	9組	8日間×1回	10組

(6) 子育てに関する講座、イベントの開催状況

区分	年度	R3		R4	
		延開催数	参加人数	延開催数	参加人数
定例行事		12	307	16	389
イベント		0	-	0	-
講座		2	46	5	193
交流会		0	-	0	-

(7) 子育て地域サロンへの支援事業

地域における子育て中の保護者が子供と一緒に気軽に集まることができ、仲間づくりを通して子育ての悩みを解決したり、情報交換ができる場として、地区社会福祉協議会の区等が主体となり、地域の幼稚園・公民館などで開催している子育て地域サロンへ、子育てアドバイザーを派遣し、子育て支援活動者への研修や相談、子育て情報の提供などを行っています。令和4年度は32地区で開催されました。(関係法令 児童福祉法)

<開催状況>

年度	区分	延開催数	延利用人数
	R3	182	3,239
	R4	564	9,460

(8) 託児ボランティア事業

年度	R3	R4
託児ボランティア登録数	50	39

(9) 子育てサークル活動の支援

グループ活動を通して親子の交流が図れるように、仲間づくりや子育てサークルの支援を行っています。

年度	区分	子育てサークル	
		登録数	研修室利用回数
	R3	6	0
	R4	3	0

(10) にしのみやしファミリー・サポート・センター事業（子育て総合センター内 39-1534）

「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となって、地域の中で子供を預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざす組織です。依頼・提供・両方会員で構成され、いずれも登録制となっています。お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行います。（平成13年7月1日開設 同10月1日開始）

（関係法令 児童福祉法・同施行規則）

ア 会員の要件

依頼会員 子育ての援助を受けたい人	0歳～小学6年生までの子供を持つ、市内在住・在勤者
提供会員 子育ての援助を行いたい人	市内在住で子育て経験または、子供に関する資格を持ち、同センター実施の「保育サポーター養成講座」を修了した人
両方会員 どちらもできる人	依頼会員・提供会員両方の条件を満たす人

（注）会員になるには、事前に会員登録が必要

イ 主な援助活動

保育所、幼稚園への送迎、留守家庭児童育成センター終了後の預かり、会員の仕事や急な用事の預かり、沐浴援助。

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	計(人)	活動件数 (件)
R3	3,145	872	61	4,078	8,300
R4	2,832	856	48	3,736	7,707

ウ 援助時間（早朝、夜間にわたることもありますが、宿泊は行いません）

活動日・時間	報酬額
月～金（7：00～19：00）	400円／30分
土・日・祝日・年末年始 上記以外の時間帯	450円／30分

(11) 調査・研究・研修（子育て総合センター 35-2857）

ア 調査研究

幼児教育や子育て支援についての情報を収集、分析し、継続的に研究を進めています。

イ 共同研究

「子供の育ちをつなぐために～就学前教育から学校教育に向けて～」をテーマに附属あおぞら幼稚園との共同研究を実施しました。

ウ 研修

幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・義務教育学校・特別支援学校の教職員等を対象に、校種や公・私立の垣根を越えての資質向上をめざした研修を実施しています。

令和4年度は、幼児期から児童期の様々な課題に対応できるよう、小学校・幼稚園・認定こども園教員、保育所保育士等を対象にした専門課題研修（8回）と、実践力を高めるため児童館、認可外保育所、地域型保育施設職員等も対象にしたチャレンジ研修（6回）を実施しました。

エ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携推進

西宮市幼稚園・保育所・認定こども園・小学校連携推進事業「つながり」において、「連携推進委員会」、「地区別管理職会議」、「つながり担当者会」を開催しています。また、令和4年度の「教職員相互研修」では、幼稚園・幼稚園型認定こども園が授業を公開しました。幼・保・認・小の教職員が保育を参観後、交流会において子供の育ちと学びについての相互理解を深めています。

オ 情報提供

子育て総合センター「研修だより」の発行 200ヶ所に配布

(12) みやっこキッズパーク（芦原町7番32号、67-7321）

平成15年11月に子育て総合センターの屋外施設として開園し、子供たちが思いきり五感を活かし、自然の中で自由に遊びながら社会力・活動力・創造力を培い、仲間作りができる施設として、多くの子供たちに利用されてきました。ビオトープや田んぼ、樹木、草花、土山、自由スペース、小川、池等を配置することにより、自然とのふれ合いを大切にしています。平成16年度から、「事業推進委員会」（ボランティア組織）に運営を委託し、キッズパーク内の環境の整備を図ってきました。また、「運営協議会」や「事業推進委員会」の組織的な活動をより推進し、“田植え”をはじめ多くの事業の企画・運営と、子供たちの活動を支援しています。（関係法令 西宮市立子育て総合センター条例施行規則）

<施設の概要>

- ア 面積 管理棟 120 m²
広場スペース 3,986 m²
- イ 施設 広場スペース（土山、ビオトープ、田んぼ、泥んこ池など）
管理棟（事務室、ミーティングルーム、ワーキングルーム）
- ウ 休園日 月曜日・年末年始

<利用状況>

年度	延利用人数（人）
R3	13,367
R4	11,655

4. 児童館・児童センター（子育て総合センター 39-1521）

西宮市が管理運営する4児童館（むつみ・浜脇・津門・鳴尾）、2児童センター（大社・高須）の他に、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団が開設した段上児童館と指定管理者として運営する塩瀬児童センター・山口児童センターがあります。地域社会における児童のレクリエーションセンターとして、児童に健全で楽しい遊び場を与え心身の発達向上をはかり、その育成につとめることを目的としています。また、地域の子育て支援の拠点として子育て中の方々を対象に様々な講座やサロンを開設しています。（開設場所 126P）

児童館・児童センターが遠くて利用しにくい地域のため、高木・南甲子園・越木岩・西宮浜・学文・甲東公民館、夙川西・上ヶ原市民館、上甲子園センター、アプリ甲東、夙川小学校、コープ西宮東で移動児童館を実施し、ふれあい遊びや集団遊びを紹介・指導しています。

- (1) 対象者 乳幼児から中学3年生までの児童（未就学児は必ず保護者同伴）
 - (2) 開館時間 午前10時から午後5時まで。休館日は日曜日、祝日、国民の休日、年末年始。
 - (3) 利用料 無料
- （関係法令 児童福祉法・同施行規則、西宮市児童福祉施設条例・同施行規則）

< 延利用人員 >

(人)

年度	館名	むつみ	浜脇	津門	鳴尾	大社	高須	段上	塩瀬	山口	移動	合計
	区分											
R3	児童	20,730	6,856	6,140	9,325	9,641	12,046	14,125	7,369	13,549	2,254	102,035
	保護者	12,207	2,398	3,146	3,574	4,921	5,022	6,873	3,862	4,232	1,965	48,200
	計	32,937	9,254	9,286	12,899	14,562	17,068	20,998	11,231	17,781	4,219	150,235
R4	児童	22,053	6,732	0	10,549	11,586	14,246	14,219	9,785	14,957	2,409	106,536
	保護者	13,648	2,750	0	3,828	5,951	5,371	7,003	5,925	5,653	2,163	52,292
	計	35,701	9,482	0	14,377	17,537	19,617	21,222	15,710	20,610	4,572	158,828

5. 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）（子育て総合センター 39-1521）

大学のキャンパス内や児童館等において、就学前児童、特に0～2歳の乳幼児のいる世帯を対象に交流の場、育児相談の場等の目的で地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）を実施しています。（関係法令 児童福祉法）

6. 保育所等における子育て支援事業（保育所事業課 35-3165 保育幼稚園支援課 35-3044）

(1) 地域活動事業

- ア 地域との交流
- イ 体験保育

(2) スマイルあそぼう会・園庭開放

保育所等の園庭や保育室内を地域の子育て親子の遊びに開放しています。

(3) 一時預かり事業

生後6ヶ月から就学前までの乳幼児を半日又は1日単位でお預かりします。

7. 子育て家庭ショートステイ（子供家庭支援課 35-3089、3749）

児童の保護者が、社会的な事由及び育児不安等によって、家庭における児童の養育が、一時的に困難となった場合などに、児童を市が指定している児童福祉施設等や里親の居宅で一定期間預かり、養育・保護が受けられる制度です。緊急一時保護が必要な母子等の受入れも行います。

社会的事由…疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加

（関係法令 児童福祉法・西宮市子育て家庭ショートステイ事業実施要領）

(1) 指定施設 三光塾、神戸婦人同情会子供の家、神戸婦人同情会いながわ子供の家、善照学園、神戸真生塾（以上児童養護施設）、

善照夢のかけ橋、善照虹のかけ橋（以上地域小規模児童養護施設）、

明石乳児院、伊丹乳児院、真生乳児院、御影乳児院（以上乳児院）、

母子生活支援施設ファミリエひかり、里親の居宅

(2) 対象者 18歳未満の児童並びに緊急一時的に保護を必要とする母子等

(3) ショートステイ利用状況

年度	施設数	実 人 員				延 日 数			
		2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母	計	2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母	計
R3	12	6	19	0	25	34	76	0	110
R4	12	10	22	0	32	89	134	0	223

(4) 保護に要する費用徴収（いずれも1日1人当たり） (円)

保護児童の年齢区分		2歳児未満	2歳児以上	緊急一時保護の母親
事業費単価		10,700	5,500	1,500
利用者負担	生活保護世帯・及び母子父子の非課税世帯	0	0	0
	市民税非課税世帯・及び母子父子の課税世帯	1,100	1,000	300
	その他の世帯	5,350	2,750	750

8. 各種情報提供（子育て総合センター 39-1521）

(1) にしのみや子育てガイド

多岐にわたる子育て情報を一元化した情報誌で、母子健康手帳交付の際に配布しています。また、ポータルサイト「にしのみや子育てガイド」では、最新の子育て情報を提供しています。

(2) 父子手帳

父親の育児参加を促す啓発活動の一環として父親の育児マニュアル等を掲載しており、母子健康手帳交付の際に配布しています。

(3) ホームページによるイベント情報など

市内で開催される子育てに関するイベントをカレンダー形式で表示しています。

(4) LINEによる子育て情報の配信

西宮市の公式LINEアカウントから、子育てに関する手続き、イベント・講座等の情報を利用者の希望に応じて配信します。

4 ひとり親家庭等への相談・援助

1. 住宅

(1) 母子生活支援施設（子供家庭支援課 35-3166）

生活が安定せず児童の養育に不安を持つ母子家庭（配偶者のいない女子と18歳未満の児童）を入所させて、母子支援員及び少年指導員等が必要な指導を行い、その世帯が自立して社会生活に適應できるよう援助する施設です。

（関係法令 児童福祉法・児童福祉法施行規則・西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例・西宮市助産施設及び母子生活支援施設入所規則・児童福祉法による費用徴収規則）

ア 施設の概要

昭和46年10月1日に西宮市立母子寮（定員35世帯）を設置し、平成10年4月1日には西宮市立母子生活支援施設（定員24世帯）に名称変更、平成25年4月から定員を9世帯に変更しましたが、平成28年3月31日に閉鎖しました。

平成28年4月1日に社会福祉法人三光事業団が設置運営する母子生活支援施設ファミリエひかり（定員20世帯）が開設されました。

(2) 母子生活支援施設入所世帯に対する費用の徴収基準額表（月額）の一部 ※令和5年4月1日現在

階層区分	定 義	徴収基準額（円）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	
C	A階層を除き当該年度分（4月分から6月分までの費用にあっては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみであるもの	2,200	
D	A及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300
		9,001円以上 27,000円以下	4,500
		27,001円以上 57,000円以下	6,700
		57,001円以上 93,000円以下	9,300
		93,001円以上 177,300円以下	14,500
		177,301円以上 258,100円以下	20,600

2. 相談

(1) 家庭児童相談（子供家庭支援課 35-3089、35-3749）

家庭児童福祉に関する相談業務を充実強化するために、昭和43年度より家庭児童相談員を配置しました。児童福祉に関して問題を抱える家庭及び施設等の児童を対象に、相談員12名により実施しています。

全ての児童が健全に育成されるように、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対応に努めています。（関係法令 児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律）

ア 相談事項

虐待、性格・生活習慣、知能・言語、学校生活、非行、その他家族関係での問題点など

イ 相談内容・件数

() はうち虐待件数

内容 年度	相 談 件 数						計
	養護	保健	障害	非行	育成	その他	
R3	2,418(1,294)	14	9	22	129	43	2,635(1,294)
R4	2,429(1,256)	20	18	29	133	143	2,772(1,256)

(2) ひとり親家庭相談 (子供家庭支援課 35-3166)

日常生活に問題をかかえているひとり親家庭を対象に、相談員1名により、実施しています。
(関係法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法ほか 昭和28年4月実施)

ア 相談事項 就職、母子父子寡婦福祉資金の借入れ、子供、住宅、結婚、その他ひとり親家庭での問題点など。

イ 相談内容・回数

相談内容 年度	生活一般 (住宅・医療・ 就職・内職など)	児童問題 (教育・非行・ その他)	生活援護 (母子父子寡婦 福祉資金・その他)	計
R3	931	297	351	1,579
R4	989	281	293	1,563

(3) 婦人相談 (子供家庭支援課 35-3166)

昭和32年度より国で婦人保護施策が開始されたことにより、西宮市においても婦人相談員を設置し、家庭内の悩みごとなど問題をかかえている婦人を対象に、相談員3名により実施しています。(関係法令 売春防止法ほか、昭和32年5月実施)

ア 相談事項

人間関係の悩み、結婚・離婚問題など

イ 相談内容・回数

相談内容		年度		相談内容		年度		
		R3	R4			R3	R4	
人間 関係	夫等	酒乱・薬物中毒	0	0	住居問題	6	8	
		離婚問題	11	18	帰住先なし	0	3	
		その他	13	21	経済 関係	生活困窮	2	5
	子	子供の暴力	7	1		借金・サラ金	0	3
		養育困難	0	1		求職	2	3
		その他	15	24		その他	10	23
	親族	親の暴力	33	14	医療 関係	病気	0	5
		その他の親族の暴力	5	6		精神的問題	11	5
		その他	19	30		妊娠・出産	9	10
	家庭不和	3	7	その他		6	5	
	その他の者の暴力	13	7	その他	0	0		
	男女問題	0	1	計	196	213		
	その他	31	13					

(4) DV相談（西宮市DV相談室 23-6011）

配偶者からの暴力(DV)被害者に対する相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供、地域での生活を始めたDV被害者への継続的な支援を行っています。

（関係法令 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 平成24年9月実施）

<実施状況>

年度	相談回数
R3	653
R4	622

3. 母子父子寡婦福祉資金（子供家庭支援課 35-3166）

20歳未満の子供を養っている母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童に対しての資金の貸付制度です。

子供の修学に必要な資金（修学資金、就学支度資金）や、技能習得資金、転宅資金など12種類の貸付があります。（関係法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法）

<貸付状況>

（単位：円）

年度	就学支度資金		修学資金		技能習得資金		転宅資金		生活資金		合計	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
R3	4	1,619,000	13	7,696,500	1	158,000	3	620,000			21	10,093,500
R4	1	590,000	13	10,668,000					2	659,000	16	11,917,000

4. 母子家庭等自立支援給付金（子供家庭支援課 35-3166）

母子家庭の母親及び父子家庭の父親の主体的な能力開発への支援のための自立支援教育訓練給付金事業、及び看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格取得に対して支援する高等職業訓練促進給付金事業を実施しています。（関係法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法ほか）

(1) 自立支援教育訓練給付金

就労に必要な講座を申請し、市の認定を受けてから、講座を修了したあとに受講費用の6割(上限20万円、看護師などの専門実践教育訓練を受講する場合は上限40万円)を支給しています。

(2) 高等職業訓練促進給付金

1年以上のカリキュラムが必要な養成機関（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）に在籍する者を対象とし、「訓練促進給付金」を支給しています。支給期間は、対象者が修業する期間(上限4年)です。支給額は月額10万円を上限に支給しています。（非課税世帯の場合。課税世帯の場合は月額70,500円、養成期間における最後の12か月については月額4万円を加算）

また、平成20年4月1日以降入学者より「修了支援給付金」を、5万円を上限に支給しています。

(3) 支給状況

（単位：人）

年度	種別	自立支援教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金
R3		11	21
R4		21	18

5 生活の安定と経済的な支援などその他の取り組み

1. 児童手当（子育て手当課 35-3189）

中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している人(外国人を含む)に、児童手当が支給されます。所得による制限があります。(関係法令 児童手当法)

(1) 支給額

中学生・・・・・・・・・・・・・・・・	10,000 円
3歳誕生日の翌月～小学生(第1子・第2子)・・・・・・・・	10,000 円
〃 (第3子以降)・・・・・・・・	15,000 円
0歳～3歳誕生日月・・・・・・・・・・・・・・・・	15,000 円
特例給付(所得制限限度額以上の者、児童1人につき)・・・	5,000 円

※所得上限限度額以上の場合受給資格消滅

(2) 受給者数

(各年度末：人)

年度	区分	3歳未満	小学校修了前	中学校修了前	計
R3	児童手当	7,875	20,850	7,273	46,118
	特例給付	1,260	6,004	2,856	
R4	児童手当	7,436	20,156	6,949	39,549
	特例給付	625	3,029	1,354	

※上記表における受給者数の合計は各区分で重複しています。

2. 児童扶養手当・特別児童扶養手当（子育て手当課 35-3190）

児童扶養手当は、死別・離婚等で父(母)と生活をともにできない児童または父(母)が重度障害者の場合に、その児童の母、父又は養育者に支給されます(児童が18歳到達後最初の3月31日までにある者。障害のある児童の場合は20歳未満までの間)。父子家庭の方は、平成22年8月より支給対象となりました。また、公的年金等を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月より、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。なお、公的年金等を受給する方の内、障害基礎年金等を受給する方は、令和3年3月より、年金の子の加算部分の額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分を受給できるようになりました。対象児童2人以上の加算額は、2人目が5,000円、3人目以降が1人につき3,000円でしたが、平成28年8月より、所得に応じて最大倍額に増額されました。

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や精神に中度以上の障害のある児童を監護する父、若しくは母、又は養育者に支給されます。いずれの場合も所得制限があり、外国人も対象となります。(関係法令 児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

(1) 手当額等

ア 児童扶養手当(所得制限により、次のいずれかの額になります。) (円)

	対象児童1人	対象児童2人	対象児童3人
月額(全額支給)	44,140	54,560	60,810
月額(一部支給)	44,130～10,410	54,540～15,620	60,780～18,750

(注) 対象児童4人以上の場合、1人増えるごとに全部支給は6,250円、一部支給は6,240～3,130円が加算されます。

イ 特別児童扶養手当

手当額は児童1人につき重度障害児は月額53,700円、中度障害児は月額35,760円です。

(2) 受給資格者数

(各年度末：人)

年度	区分	児童扶養手当	特別児童扶養手当
	R3	2,880	1,046
	R4	2,759	1,070

障害児福祉手当 (46P)

3. 施設入所

福祉事務所および兵庫県西宮こども家庭センターでは、児童の養育について相談を受け、必要に応じ、兵庫県西宮こども家庭センターがその児童に適切な施設への入所や里親への委託の手続きを行っています。

<児童福祉施設への入所状況 (令和4年度県措置分 (神戸市・明石市除く)) >

資料 兵庫県西宮こども家庭センター

(人)

種別	入所	種別	入所
児童養護施設	(17)	福祉型障害児入所施設	(4)
児童自立支援施設	(2)	医療型障害児入所施設	(0)
乳児院	(2)	児童心理治療施設	(3)
里親	(2)	指定発達支援医療機関	(0)
計 (30)人			

※()内は兵庫県西宮こども家庭センター措置分

4. 助産施設 (子供家庭支援課 35-3166)

児童福祉の理念から、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産ができない場合に、指定病院で、助成をうけて出産できる制度です。

(関係法令 児童福祉法 児童福祉法による費用徴収規則 西宮市助産施設及び母子生活支援施設入所規則ほか)

(1) 指定施設 済生会兵庫県病院 神戸市北区藤原台中町5-1-1

(2) 入所資格 下記(4)に規定する世帯の妊産婦。ただし、C・D階層にあつては、社会保険における出産育児一時金等の額が488,000円未満の世帯の妊産婦。

(3) 利用状況

令和3年度	1件
令和4年度	1件

(4) 費用の徴収額

※令和5年4月1日現在

階層区分	定 義		徴収額 (1件)	
			基本額	付加額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円	出産給付費 ×20%
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までの間に入所した場合には、前年度分。以下この表において同じ）の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみであるもの		4,500円	出産給付費 ×30%
D	1	A及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額が次の区分に該当するもの	9,000円以下	出産給付費 ×50%
	2		9,001円以上 19,000円以下	

5. 生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業（子供家庭支援課 35-3230）

生活困窮世帯等の子供の将来が経済的な理由により左右されることのないよう、学習習慣を身に付けるとともに学習に対する意欲を向上させ、自立した生活を送れることを目指して、生活保護受給世帯、児童扶養手当の全部支給世帯、児童養護施設の入所者、生活困窮世帯の中学1～3年生及び義務教育学校7～9年生を対象に個別学習支援を無料で実施。中学3年生及び義務教育学校9年生は週2回、1日2時間で、中学1～2年生及び義務教育学校7～8年生は週1回、1日2時間で実施。

<利用状況>

年度	利用人数(人)
R3	55
R4	144

障害のある人の福祉

1. 障害のある人の状況

- 1 手帳の交付 (38P)

2. 社会的自立を促進するために

(療育体制)

- 1 こども未来センター〈診療所、児童発達支援センター、教育支援センター、相談支援事業所〉(40P)
- 2 北山学園 (41P)
- 3 障害のある児童の保育の状況 (41P)

(雇用と就労)

- 1 障害者雇用の状況 (42P)
- 2 障害者多数雇用事業所等 (42P)
- 3 *障害者就労生活支援センター「アイビー」(42P)

(福祉的就労の場)

- 1 就労移行支援・就労継続支援事業 (42P)
- 2 障害者小規模通所作業所運営費等補助 (42P)
- 3 地域活動支援センター事業 (43P)
- 4 社会適応訓練事業 (43P)

(意思疎通支援)

- 1 手話通訳者等派遣 (43P)
- 2 要約筆記者等派遣 (43P)

(外出支援)

- 1 *福祉タクシーの派遣 (44P)
- 2 *ガソリン費用の助成 (44P)
- 3 自動車改造費の助成 (44P)
- 4 自動車運転免許取得費の助成 (45P)

(社会参加への支援)

- 1 *中途失明者点字等講習 (45P)
- 2 手話通訳者養成 (45P)
- 3 要約筆記者養成 (45P)
- 4 *中途失聴者読話訓練事業 (45P)

(手当等)

- 1 特別障害者手当 (45P)
- 2 障害児福祉手当 (46P)
- 3 福祉手当(経過的) (46P)
- 4 重度心身障害者(児)介護手当 (46P)
- 5 心身障害者扶養共済 (47P)
- 6 *通所施設交通経費補助 (47P)
- 7 *更生訓練費 (47P)
- 8 *児童福祉施設入所利用者負担金等補助 (47P)
(児童扶養手当 33P)
(特別児童扶養手当 33P)

3. 住み慣れた地域で共に生活するために

(地域生活支援体制)

- 1 身体障害者相談 (48P)
- 2 知的障害者相談 (48P)
- 3 相談支援事業 (48P)
- 4 巡回相談 (50P)
- 5 *高齢者・障害者権利擁護支援センター (50P)

(障害者の福祉サービス)

- 1 障害福祉サービス (50 P)
- 2 住宅改造助成 (特別型) (53 P)
- 3 精神保健福祉事業 (54 P)
- 4 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業 (54 P)
- 5 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (54 P)
- 6 難病保健事業 (54 P)

(生活の場、活動の場)

- 1 障害者福祉ホーム運営費等補助 (58 P)

(福祉機器)

- 1 身体障害者 (児) 補装具 (58 P)
- 2 日常生活用具の給付・貸与 (58 P)
- 3 点字図書給付 (59 P)

(施設の状況)

- 1 *総合福祉センター (59 P)
- 2 *青葉園 (61 P)

(医療・地域リハビリテーション)

- 1 *リハビリセンター (62 P)
- 2 自立支援医療 (更生医療) (62 P)
- 3 *歯科治療 (62 P)
- 4 小児慢性特定疾病等医療費の公費負担 (62 P)
- 5 自立支援医療 (育成医療) (62 P)
- 6 自立支援医療 (精神通院) (63 P)
(*機能回復訓練 74 P)
(*医療費助成 114 P)

4. 福祉のまちづくりを促進するために (63 P)

(福祉のまちづくり 92 P)

5. 生活の質を向上するために

(スポーツ、レクリエーション、芸術・文化活動)

- 1 総合福祉センターでの活動 (63 P)
- 2 *身体障害者スポーツ大会 (64 P)
- 3 *障害者作品展 (64 P)

(情報バリアフリー)

- 1 視覚障害者向市政ニュース (64 P)
- 2 *視覚障害者用郵便物等「発信課名点字タックシール」貼付 (64 P)
- 3 手話通訳者の配置 (64 P)
- 4 視覚障害者図書館 (64 P)

6. 理解と交流を促進するために

(福祉教育)

- 1 *福祉作品コンクール (65 P)
- 2 (福祉学習 111 P)

1 障害のある人の状況

1. 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳（障害福祉課 35-3194）

身体に障害のある人は、いろいろな活動をする上で大きなハンディキャップを背負っていますが、適切な医学治療や訓練、都市環境の整備等により、社会的経済的活動ができます。身体に障害のある人たちの福祉増進を目的に昭和 25 年から身体障害者福祉法が施行されています。

身体障害者手帳は、指定医師の診断書により、平成 20 年度から西宮市が交付しております。手帳所持者はホームヘルプや福祉施設の入所等障害福祉サービスの利用、補装具費（購入・修理）の支給、自立支援医療費の支給、日常生活用具の給付、J R 運賃等の割引、税の減免、NHK 受信料減免、水道料金の減免等の制度が要件に応じて利用できます。（関係法令 身体障害者福祉法ほか）

ア 身体障害者手帳交付者数 (人)

障害別 年度	肢 体	視 覚	聴 覚	内部障害	言 語	合 計
R3	311	65	91	430	20	917
R4	352	63	94	492	16	1,017

イ 身体障害者手帳所持者数 (令和 4 年度末：人)

障害別		級別						計
		1	2	3	4	5	6	
視 覚	児	4	1	0	2	0	1	8
	者	280	324	71	80	165	32	952
	計	284	325	71	82	165	33	960
聴 覚	児	2	20	5	4	0	13	44
	者	65	242	140	330	21	407	1,205
	計	67	262	145	334	21	420	1,249
言 語	児	0	0	0	3	0	0	3
	者	2	8	96	95	0	0	201
	計	2	8	96	98	0	0	204
肢 体	児	143	27	5	24	12	5	216
	者	1,411	1,412	1,513	2,305	769	333	7,743
	計	1,554	1,439	1,518	2,329	781	338	7,959
心 臓	児	38	0	13	8	0	0	59
	者	1,589	30	661	455	0	0	2,735
	計	1,627	30	674	463	0	0	2,794
呼吸器	児	6	0	0	0	0	0	6
	者	47	13	111	52	0	0	223
	計	53	13	111	52	0	0	229
じん臓	児	2	0	0	1	0	0	3
	者	1,077	13	64	16	0	0	1,170
	計	1,079	13	64	17	0	0	1,173
ぼうこう 直 腸	児	1	1	2	1	0	0	5
	者	2	2	50	500	0	0	554
	計	3	3	52	501	0	0	559

小腸	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	3	3	6	28	0	0	40
	計	3	3	6	28	0	0	40
免疫	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	24	35	34	9	0	0	102
	計	24	35	34	9	0	0	102
肝臓	児	5	0	0	0	0	0	5
	者	25	1	1	3	0	0	30
	計	30	1	1	3	0	0	35
合計	児	201	49	25	43	12	19	349
	者	4,525	2,083	2,747	3,873	955	772	14,955
	計	4,726	2,132	2,772	3,916	967	791	15,304

(注1)内部障害2級は重複障害者(肝臓・免疫機能障害を除く)

(2) 療育手帳(障害福祉課 35-3194)

知的に障害のある人は、日常生活等あらゆる面において、大きなハンディキャップがあります。これらの人の更生援護を目的に昭和35年に知的障害者福祉法が施行されています。知的障害者(児)に対して、知的障害者(児)又はその保護者から申請のあったときには、兵庫県から療育手帳が交付されます。療育手帳所持者は、ホームヘルプや福祉施設の入所等障害福祉サービスの利用、JR運賃等の割引、税の減免、NHK受信料減免、水道料金の減免等の制度が要件に応じて利用できます。(関係法令 知的障害者福祉法ほか)

<療育手帳交付状況> (人)

年度	区分	A(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	計
R3		23	38	177	238
R4		25	50	211	286

<療育手帳所持者数> (令和4年度末:人)

区分	年齢	児(18歳未満)	者(18歳以上)	計
A(重度)		352	1,244	1,596
B1(中度)		212	737	949
B2(軽度)		1,228	970	2,198
計		1,792	2,951	4,743

(3) 精神障害者保健福祉手帳(障害福祉課 35-3174)

平成5年に障害者基本法が成立して精神障害者が障害者として明確に位置付けられたことを契機に、平成7年に制定された精神保健福祉法第45条により、手帳制度が創設されました。

一定の精神障害の状態を証する手段となることにより、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳所持者は税の減免等が要件に応じて受けられます。(関係法令 精神保健福祉法第45条)

<精神障害者保健福祉手帳交付状況> (人)

年度	区分	1級	2級	3級	計
R3		370	1,983	1,667	4,020
R4		396	2,190	1,720	4,306

2 社会的自立を促進するために

(療育体制)

1. こども未来センター 診療所、児童発達支援センター、教育支援センター、相談支援事業所

(西宮市高畑町 2-77 TEL65-1936 FAX64-5103)

18歳までの子供を対象とした、発達や育ち、学校生活で生じる不安や悩みについての相談、心身の発達に課題のある子供の通園療育や診療・リハビリなど、福祉・教育・医療の専門分野の枠を超えて連携し、切れ目のない支援や、学校園などとの連携を行います。

(1) 施設の規模・構造

敷地面積 2,327.25 m² 延床面積 4,122.58 m²
構 造 鉄骨造 5階建

(2) 相談支援（発達相談・教育相談）

18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関する事など、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談により相談に応じます。

ア 電話番号…0798 - 65 - 1881

イ 受付曜日・時間…月～金曜日 9:00～19:00、土曜日 9:00～17:00

(3) 診療・リハビリ（診療所）

18歳までの肢体不自由児や発達障害児等、心身の発達に課題のある子供に対して、保険診療による外来診療（小児科・整形外科・児童精神科）と療育（理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集団療法）、発達検査等を実施しています。

(4) 通園療育（児童発達支援センター「わかば園」）

保育士などの障害児保育の専門スタッフが、心身の発達に課題のある未就学児の親子を対象に通園療育（親子通園）を行います。

ア 対象…2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児等

イ 通園方法…タクシー通園又は自力通園、原則として親子通園

ウ 登園日…肢体不自由	2歳児（ゆき組）	火・（金）
	3歳児（はな組）	火・金
	4歳児（つき組）	火・木・金
	5歳児（ほし組）	火・木・金
知的・発達障害等	2歳児（うさぎ組）	月・火・木
	3歳児（ぞう組）	月・火・水・金

エ 療育内容…年齢や個々の状態に合わせた集団保育、食事指導、各種相談（育児相談、栄養相談、進路相談など）その他、近隣保育所との交流保育、季節ごとの行事など

オ 各種制度…分離保育プログラム、並行通園プログラム、保護者の病気や出産などに対する介助通園

(5) 発達支援

ア 親子療育教室

通園療育を行っていない0～3歳児を対象に実施している集団保育。遊びの中で子供の発達を促し、保護者に対しては、子供との関わりを学びながら子育てを支援することを目的としています。

わくわく（2、3歳児）週1回（全16回）

ありんこ（0歳児）月2回（1歳児）月4回

つぼみ（1歳児～）月2回

個別保育（8ヶ月未満児）

イ 親子広場 ぽかぽか広場

こども未来センターで相談を受けた親子に対して行う教室で、親子の様子を見て必要な支援へと繋げることを目的としています。

ウ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園などに在籍している、支援を必要としている幼児を対象に、本人に対する支援（集団生活適応のための援助等）や訪問先施設スタッフに対する支援（支援方法等の指導等）を行います。

(6) スクーリングサポート

教育支援センター（あすなる みらい）

不登校の西宮市立小・中・義務教育学校児童生徒の社会的自立を図るため、教育支援センター「あすなる みらい」を設置し、通級可能な児童生徒に対して不登校児童生徒支援を実施しています。

(7) 計画相談

障害福祉サービス等を利用する際に必要となる「障害児支援利用計画・サービス等利用計画（本人中心支援計画）」の作成、訪問や支援会議によるモニタリングを実施します。計画作成やモニタリングを通じて、本人や家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて支援関係者間での認識共有を図りよりよいサービス利用につなげます。

2. 北山学園 児童発達支援センター（甲山町 53 TEL 71-8027・FAX 71-9114）

「北山学園」は、知的障害や発達障害のある3歳児から就学前の子供が登園し、集団保育や療育を通して出来た事の喜びと自信を感じられるような援助及び小学校や幼稚園への入学・入園に向けての支援を行っている通園施設（昭和44年8月開園）。

運営は、平成18年度より指定管理者 社会福祉法人甲山福祉センター。

- (1) 入園資格 児童福祉法第21条の5の3に規定する支給決定を受けた者
- (2) 登園日 月曜日～金曜日（夏・冬・春休みあり）
- (3) 通園方法 通園バス2コースとタクシーにて送迎
- (4) 保育時間 午前9時40分～午後2時30分
- (5) 療育内容 集団保育、食事訓練、身辺自立訓練、発達検査、言語指導、近隣保育所との交流保育、作業療法
- (6) 保育所等訪問支援 保育士または専門職員が保育所などを必要な期間、必要な回数訪問し、支援の必要な子供が集団生活に適応するために本人や保育所などのスタッフに専門的な支援を行います。
- (7) 障害児相談支援 障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングします。
- (8) 保護者支援 療育相談、個別懇談、就学相談、保護者遊び、学習会等
- (9) 入園申し込み 発達支援課（TEL 65-1936）

3. 障害のある児童の保育の状況（保育所事業課 35-3162）

集団生活において他の児童と共に育ち合えるよう保育を実施しています。

（関係法令 西宮市あゆみ保育実施要綱）

<あゆみ保育の実施状況>

年度 \ 区分	公立	私立	幼保連携型 認定こども園	地域型
R3	22 か所	24 か所	27 か所	4 か所
R4	23 か所	24 か所	28 か所	4 か所

(雇用と就労)

1. 障害者雇用の状況 (障害福祉課 35-3147・西宮公共職業安定所 22-8600(内線 42#))

障害のある人が就労に必要な技術を習得するための就労移行・就労継続支援事業所や能力開発センター(阪神友愛食品株式会社)があります。また兵庫県立障害者高等技術専門学院が神戸市に、国立県営兵庫障害者職業能力開発校が伊丹市にあります。障害のある人には「職場適応訓練」や「トライアル雇用」、事業者には「特定求職者雇用開発助成金」や税制上の便宜措置などの制度が設けられ、障害のある人、事業主相互に支援することによって雇用促進が図られています。

一般企業などへの雇用の促進は、国県などが「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて法定雇用率(国・地方公共団体 2.6%、民間企業 2.3%、都道府県等の教育委員会 2.5%)達成の義務付けをする一方で、企業に対する助成を実施するなど、働く場の拡充に向けた取り組みを行っています。

<障害者雇用率>

年	区分	兵庫県下の民間企業	全国平均
	R3	2.25%	2.20%
	R4	2.28%	2.25%

2. 障害者多数雇用事業所等

重度身体障害者多数雇用事業所(福祉モデル工場)と知的障害者の能力開発センターは、重度身体障害者の雇用の拡大と、知的障害者の職業的自立のための社会生活適応訓練や職業適応訓練を目的として、兵庫県、阪神7市1町、生活協同組合コープこうべが共同出資して設立され、昭和62年4月から阪神友愛食品株式会社として、操業、運営されています。

所在地 西宮市鳴尾浜3丁目10-1

3. 障害者就労生活支援センター「アイビー」

障害のある人が安心して働くことができるよう、就労に関する相談や情報提供のほか、就職の準備・ジョブコーチ支援、職場定着等の支援を行っています。また、障害のある人の就労、実習の協力が得られる職場等の開拓を行い、企業が障害のある人を雇用する際の相談等にも対応します。

西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」

電話番号：22-2725

住所：西宮市染殿町8-17 総合福祉センター内

休業日：土曜日、日曜日、祝日

受付時間：午前9時から午後5時半まで

(福祉的就労の場)

1. 就労移行支援・就労継続支援事業 (生活支援課 35-3157)

「就労移行支援」は一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。「就労継続支援」は、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識、及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2. 障害者小規模通所作業所運営費等補助 (生活支援課 35-3175)

企業などに就労することが困難な在宅の障害者の社会参加を促進するため、定期的に作業訓練を実施する小規模通所作業所を設置運営している団体に、一定条件のもとに補助をします。

(関係法令 西宮市障害者小規模通所作業所運営費等補助事業実施要綱 昭和63年4月1日実施 平成27年10月1日改正)

3. 地域活動支援センター事業（生活支援課 35-3175）

地域活動支援センターでは、満 15 歳以上の障害のある方等が地域において自立した日常生活又は社会活動を営むことを促進することを目的に、日常生活の支援や創作的活動や生産活動、地域交流の機会を提供するなどの支援を行っています。また、地域活動支援センターに対しては一定条件のもとに補助を行っています。

（関係法令 西宮市地域活動支援センター事業実施要綱 平成 19 年 4 月 1 日実施 令和 5 年 4 月 1 日改正）

（関係法令 西宮市地域活動支援センター運営費等補助事業要綱 平成 19 年 4 月 1 日実施 令和 2 年 4 月 1 日改正）

4. 社会適応訓練事業（健康増進課 26-3160）

通常の雇用契約による就労の困難な精神障害者を対象として社会的自立を動機づけるために、一般の事業所において社会適応訓練等を行います。（県事業）

（関係法令 兵庫県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱）

年度	R3	R4
事業所数	8	8

（意思疎通支援）

1. 手話通訳者等派遣（障害福祉課 35-3291）

聴覚障害者、音声又は言語機能障害者が公的機関・医療機関を利用するときなど、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図ることを目的に、手話通訳者等を派遣しています。派遣事業は、西宮市身体障害者連合会（23 - 1730）へ委託して実施しています。希望者は事前登録が必要です。

（関係法令 西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣事業実施要綱 平成 18 年 10 月実施 令和 5 年 4 月改正）

＜登録・派遣状況＞

（各年度末数）

年度	区分	手話通訳者数（人）	登録者数（人）	延利用者数（人）	延派遣回数（回）
R3		28	139	493	1,149
R4		29	135	479	1,272

2. 要約筆記者等派遣（障害福祉課 35-3291）

聴覚障害者、音声又は言語機能障害者が公的機関・医療機関を利用するときなど、社会生活上相互に円滑な意思の疎通を図ることを目的に、要約筆記者を派遣しています。派遣事業は、西宮市身体障害者連合会（23 - 1730）へ委託して実施しています。希望者は事前登録が必要です。

（関係法令 西宮市手話通訳者・要約筆記者等派遣事業実施要綱 平成 18 年 10 月実施 令和 5 年 4 月改正）

＜登録・派遣状況＞

（各年度末数）

年度	区分	要約筆記者数（人）	登録者数（人）	延利用者数（人）	延派遣回数（回）
R3		41	61	68	219
R4		46	62	89	287

(外出支援)

1. 福祉タクシーの派遣 (障害福祉課 35-3757)

在宅障害者の社会参加を促進するため、重度障害者(児)の公共施設、病院等の利用に対して一定の範囲内で福祉タクシーを派遣します。平成10年5月より福祉タクシーは初乗制と予約制の2つの方式とし、どちらかの方式を選んでの利用としました。平成28年10月より精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者を対象者として拡大しました。また、令和3年4月より初乗制から定額制へ制度変更を行いました。

利用には事前登録が必要です。利用券は年度につき定額制72枚、予約制48枚を交付しています。なお、福祉タクシー予約制の利用には、利用日の前日までの予約と、利用料金の1割の利用者負担が必要です。

(関係法令 西宮市定額制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成10年5月実施 令和3年4月改正)

(関係法令 西宮市予約制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成10年5月実施 令和3年4月改正)

<登録・派遣状況>

(各年度末数)

年度	区分	登録者数(人)			利用枚数(枚)		
		予約制	定額制	計	予約制	定額制	計
R3		646	3,425	4,071	12,197	89,837	102,034
R4		563	3,503	4,066	11,107	95,693	106,800

2. ガソリン費用の助成 (障害福祉課 35-3757)

在宅の重度障害者〔下肢・体幹・内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓)障害者〕が、日常生活を行うために使用する自家用自動車のガソリン費用の一部(自家用自動車は月額1,000円、自動二輪車、原動機付自転車は月額500円)を助成しています。なお、福祉タクシーとの併用はできません。

(関係法令 西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成要綱 昭和58年4月実施 令和3年4月改正)

<助成状況>

(各年度末:人)

年度	区分	自家用自動車	原動機付自転車	計
R3		673	9	682
R4		681	10	691

3. 自動車改造費の助成 (障害福祉課 35-3194)

身体障害者が、就労等に伴い自動車を使用する場合、身体障害者本人が所有し、運転する自動車の改造に要する経費のうち10万円を限度に助成します。所得制限があります。

(関係法令 西宮市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱 平成元年4月実施 令和3年4月改正)

<助成状況>

(件)

年度	区分	助成件数
R3		13
R4		5

4. 自動車運転免許取得費の助成（障害福祉課 35-3194）

身体障害者の就労と行動範囲の拡大等により生活の質の向上を図るため、市内に住所を有し、かつ1年以上居住している身体障害者が自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。助成額は10万円までです。

（関係法令 西宮市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱 平成9年4月実施 令和3年4月改正）

＜助成状況＞ (件)

年度	区分	助成件数
	R3	1
	R4	5

（社会参加への支援）

1. 中途失明者点字等講習（障害福祉課 35-3767）

中途失明者を対象に、点字・点字タイプライター・歩行訓練等の習得のための基礎講座を西宮市視覚障害者福祉協会に委託して実施しています。

2. 手話通訳者養成（障害福祉課 35-3291）

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者の養成事業を西宮市聴力言語障害者協会ろうあ部会に委託して実施しています。

3. 要約筆記者養成（障害福祉課 35-3291）

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、要約筆記者の養成事業を西宮市聴力言語障害者協会難聴部に委託して実施しています。

4. 中途失聴者読話等訓練事業（障害福祉課 35-3291）

中途失聴者及び難聴者を対象に、読話や難聴者向け手話等を習得するための講座を西宮市聴力言語障害者協会難聴部に委託して実施しています。

（手当等）

1. 特別障害者手当（障害福祉課 35-3757）

著しく重度の障害の状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人に対して支給されます。ただし、所得制限があります。

（関係法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和61年4月実施）

- (1) 支給月額
 27,350円（令和4年2月～令和4年3月）
 27,300円（令和4年4月～令和5年1月）

(2) 支給状況

年度	区分	受給者数（人）	延件数（件）	支給総額（千円）
	R3	689	8,230	225,091
	R4	720	8,517	232,585

2. 障害児福祉手当（障害福祉課 35-3194）

重度の障害のため、日常生活において保護者等が常時介護する必要がある20歳未満の児童に対して支給し、福祉の向上を図る制度です。ただし、所得制限があります。

（関係法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和61年4月実施）

- (1) 支給月額 14,880円 （令和4年2月～令和4年3月）
 14,850円 （令和4年4月～令和5年1月）

(2) 支給状況

年度 \ 区分	受給者数（人）	延件数（件）	支給総額（千円）
R3	349	4,117	61,261
R4	345	4,135	61,426

3. 福祉手当（経過的）（障害福祉課 35-3757）

福祉手当制度は昭和60年度で廃止になりましたが、廃止前の受給資格者で昭和61年度より障害基礎年金又は特別障害者手当の支給対象とならない人に引続き従前の福祉手当の支給要件に該当する場合支給しています。（関係法令 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 昭和61年4月実施）

- (1) 支給月額 14,880円 （令和4年2月～令和4年3月）
 14,850円 （令和4年4月～令和5年1月）

(2) 支給状況

年度 \ 区分	受給者数（人）	延件数（件）	支給総額（千円）
R3	8	99	1,474
R4	7	89	1,323

4. 重度心身障害者（児）介護手当（障害福祉課 35-3757）

65歳未満の障害者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」所持者）で、日常生活上常時介護を必要とする人を自宅で介護している場合に、介護者の経済的負担の軽減と福祉の向上を図るため支給しています。

（関係法令 西宮市重度心身障害者（児）介護手当支給要綱 昭和48年8月実施 令和3年7月改正）

- (1) 支給額 年間100,000円

(2) 支給状況 （各年度12月末時点）

年度 \ 区分	支給者数（人）			12月末現在	支給金額（千円）
	身体障害者（児）	知的障害者（児）	重複障害者（児）	合計	
R3	8	10	2	20	2,291
R4	8	10	2	20	2,017

5. 心身障害者扶養共済（障害福祉課 35-3174）

心身障害者を扶養する人が死亡、又は重度の障害状態となった場合、その障害者の生活の安定と福祉の向上を図るため、昭和43年度から阪神6市1町の共同でこの制度を実施し、昭和46年4月1日より兵庫県心身障害者扶養共済制度に移行しました。

（関係法令 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 昭和45年実施 46年移行実施）

(1) 県制度のあらまし

加入できる人は、身体障害（1～3級）・知的・精神障害などのため将来独立した生活が困難な障害者を扶養している65歳未満の人で、1人の障害者につき2口まで加入でき、掛金は加入者の年齢により1口当り月額9,300円～23,300円です。加入した人が死亡するか、又は条例に定められた重度障害者に該当すると認められたときに、その障害者に対して、生存中毎月1口につき2万円の年金が支給されます。

(2) 西宮市が行う加入者への特別措置

（関係法令 西宮市心身障害者扶養共済特別措置条例・施行規則 昭和46年4月実施）

- ア 20年以上の長期継続加入者など条件により掛金を市が給付します。（1口目のみ）
- イ 20年以上継続加入し、かつ65歳以上で生活困難となったときは、加入者が生存していてもその扶養する心身障害者に、毎月2万円の年金を市が支給します。
- ウ 年金受給者のうち、一定の条件を満たす方に対し、市が年金付加金を支給します。（年金付加金の額は、1人につき月額11,000円です。）

(3) 市内加入者及び年金受給者の状況

（各年度末：人）

年度\区分	実加入者数	年金受給者数	県下加入者数(※)	県下年金受給者数(※)
R3	204	267	2,252	2,793
R4	196	267	2,190	2,820

※兵庫県の加入者数・年金受給者数については、1口を1人として数えています。

6. 通所施設交通経費補助（障害福祉課 35-3767）

障害福祉サービスにおける日中活動サービス事業所（就労継続支援事業A型を除く）に、公共交通機関や自転車等の交通用具を利用して通所している者の経済的負担を軽減するため、その交通経費の一部を補助する制度を実施しています。

（関係法令 西宮市障害者通所施設利用交通経費補助金支給要綱 昭和62年4月実施 平成30年4月改正）

7. 更生訓練費（障害福祉課 35-3780）

障害者で自立訓練（生活訓練・機能訓練）または就労移行支援のサービスの支給決定を受けている人のうち、利用者負担が0円の方に支給します。※利用している施設を通じて申請・請求していただきます。（関係法令 西宮市更生訓練費給付事業実施要綱 平成18年10月実施 令和2年4月改正）

8. 児童福祉施設入所利用者負担金等補助（障害福祉課 35-3780）

児童福祉施設へ入所あるいは通所している児童の保護者が負担した利用者負担金のうち（福祉サービス分のみ）一部を助成しています。（保育所、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設を除く。）

（関係法令 西宮市児童福祉施設入所者等の利用負担額等にかかる補助金交付要綱 昭和48年4月実施 平成24年4月改正）

3 住み慣れた地域で共に生活するために

(地域生活支援体制)

1. 身体障害者相談 (生活支援課 35-3157)

身体に障害のある人やその家族等からの相談に応じ、自立のために必要な援助をするため、身体障害者相談員 25 名が市長から委嘱されています。(関係法令 身体障害者福祉法ほか)

<相談状況>

(令和 4 年度末 : 件)

手帳申請	19	障害年金	4	結婚相談	0
更生医療	1	更生資金等	0	生活	125
補装具	29	税関係	6	医療保健	4
施設入所	9	就職	9	その他	0
				計	206

2. 知的障害者相談 (生活支援課 35-3130)

知的障害者やその家族からの相談に応じ、自立のために必要な援助をするため、知的障害者相談員 9 名が市長から委嘱されています。(関係法令 知的障害者福祉法ほか)

<相談状況>

(令和 4 年度末 : 件)

養育	2	就職	8	生活	29
家族関係	3	施設入所	5	就学	8
その他	32				
				計	87

3. 相談支援事業 (生活支援課 35-3130)

障害者やその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用相談や介護相談及び情報提供などの総合的な相談窓口を開設しています。

市より委託をうけて運営される相談窓口や、市直営の相談窓口のほか、個別給付のサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案等の作成を通じて利用できる相談窓口があります。

(1) 市委託の相談支援事業所が行う主な支援

ア 居宅サービス等の利用援助

各種サービス・制度に関する情報提供や利用助言。保健医療サービスの利用援助や介護相談。

イ 社会資源を利用するための支援

障害者が活動できる通所施設などの紹介。地域交流を深める場の紹介や参加援助。住宅の確保や改造に関する情報提供。福祉機器や情報機器についてのアドバイス。外出時の移動手段などの相談。各種ボランティア活動の情報提供。代読・代筆などによるコミュニケーション支援。

ウ 社会生活力を高めるための支援

障害者の自立に向けた相談。地域生活に必要なノウハウの提供。

エ ピアカウンセリング

自立に関して経験を積んできた障害者が対等な立場で話し合う。

オ 専門機関の紹介

ニーズに応じ、更生相談所、職業安定所等専門機関を紹介。

利用希望者は電話で相談。外出が困難な人には訪問相談を行うこともあります。

(2) 個別給付の計画相談支援

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の作成。

P 49 の個別給付の相談支援事業所に作成依頼してください。

【市委託・個別給付の相談支援事業所一覧】

	相談窓口	所在地	電話番号	Fax番号
市委託	障害者総合相談支援センター にしのみや ※基幹相談支援センター (西宮市総合福祉センター内)	染殿町8-17 西宮市総合福祉センター 2階	37-1300	34-5858
	障害者総合相談支援センター にしのみや北部窓口 ※基幹相談支援センター (ななくさ新生園内)	山口町下山口1650-35 ななくさ新生園内	(078)903-1920	(078)903-1753
児童発達支援センター (児童個別給付センター)	こども未来センター	高畑町2-77	65-1882	64-5103
	北山学園	甲山町53	71-8027	71-9114
個別給付	障害者相談支援センター Happines西宮	高松町7-26 コーデアルコート前宏1階	56-8261	56-8261
	ひだまりステーション Curare(ケアレ)	石劔町16-17-104	75-4401	75-4402
	尼崎武庫川園 かがやきステーション	田近野町7-32	52-6661	51-5515
	ドリーム甲子園 シーバード	枝川町17-41 ドリーム甲子園内	42-6510	42-6511
	総合相談支援センター	石劔町19-13	71-2933	71-2941
	ワークメイト 西宮聖徳園	久保町14-19	31-6785	31-6786
	相談支援センター くぬぎ	上鳴尾町16-8 甲子園ハイム305号	41-8980	41-8980
	ともいき福祉相談所	上大市5丁目1-21	53-0122	53-4191
	おりおんケア	津門川町2-12	31-3333	31-3377
	ねいろ相談支援事業所	甲子園七番町7-20	78-7670	78-7671
	ななくさ清光園	田近野町8-1	56-1700	56-1701
	ななくさ新生園	山口町下山口1650-35	(078)903-1920	(078)903-1753
	三田谷治療教育院 治療教育室	芦屋市楠町16-5	(079)22-5025	(079)22-7885
	青葉園 地域共生センター	染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2階	35-0013	35-4781
	こんぼす	津門大塚町1-47	23-6869	31-5701
	西宮すなご医療 福祉センターあゆむ	武庫川町2-9	47-9959	43-1022
	ピアサポート西宮	西福町9-3	090-8984-1631	66-5133
	障害者相談支援センター 輪つふる	柳本町8-15 2階	71-5446	78-2779
	ほすび	甲子園口2丁目7-31	78-5692	78-3596
	相談支援事業所紫苑	分銅町2-26 アベックスヒルズ西宮1F	34-5415	34-5416
	聴覚障害相談センター LIC	中須佐町5-12	34-5933	61-2447
	障害相談所しんぼ	津門呉羽町2-23-103	22-9717	22-9719
	はんず はあと	平木町9-12 1F	67-0810	67-0410
	ケアサポートるふれ	池田町10-22 サンロイヤル西宮202	81-3615	81-3625
	クオリティ 相談支援事業所	生瀬町1-18-31-103	(079)87-9021	(079)87-9022
	障害児相談支援事業 サンスター	上之町34-17	64-8188	64-8198
	セレクト 相談支援センター	甲子園綱引町2-11	31-0333	31-0332
	アイクロッソ 相談支援センター	山口町下山口4丁目8-27	080-3837-7157	(079)559-7156
	障害児相談支援事業所 ぼぼスマイル	東山台1丁目1-1	(079)62-1165	(079)62-1165
	相談支援サポート すみれ	戸田町1-27-302	36-6029	36-6030
	特定相談支援事業所 カミング	前浜町10-3	58-1972	58-1972
	ひいらぎ	浜町11-6 エナピスタ 西宮浜町706号室	78-2403	78-2404
	フォーカス	和上町1-28 古塚マンション202号	31-5495	31-5497
	生活探求クラブ 眼福相談支援センター	津門綾羽町5-4	31-2131	31-2132
	かんがるーケア	山口町上山口8番地1	(078)904-3377	(078)904-3380
	相談支援センター ラ・メール	池田町10-6	070-3349-5955	31-0550
	特定相談支援ポブラ	笠屋町21-17	41-4675	41-4685
	相談支援事業所えん (障害年金カウンター)	西田町1-2 N's夙川ビル5F	73-5430	31-3791
	しんかわ相談支援センター moimoi	里中町3-10-7	40-0251	40-0244
	オレンジ西宮	山口町名来1076-1	(078)904-2777	(078)904-3508

4. 巡回相談（生活支援課・障害福祉課 35-3157・3130・35-3194）

兵庫県身体障害者更生相談所により年4回、兵庫県知的障害者更生相談所により年1回の巡回相談が実施されています。

5. 高齢者・障害者権利擁護支援センター

知的・精神等に障害がある人などの成年後見制度利用などの権利擁護に関する専門相談・支援を行います。（91P参照）

（障害者の福祉サービス）

1. 障害福祉サービス（生活支援課 35-3157・3130）

障害のある人の居宅介護等は、平成18年4月から障害者自立支援法(平成25年4月からは障害者総合支援法)の施行に伴い自立支援給付による支援を行っております。

障害者又は保護者は、必要とするサービスを市に申請します。市は面談調査を行い、審査会に諮り障害支援区分を認定して、障害福祉サービス等受給者証を交付します。この受給者証をもって、各サービスの指定事業者を選択して契約を締結し、利用者は原則1割の利用者負担を当該事業者に支払い、障害福祉サービスを利用することができる制度です。

また、障害福祉サービスと併せて、地域生活支援事業として移動支援事業、日中一時支援事業を実施して、障害のある人の自立支援を促進しております。

＜障害福祉サービスの種類と内容＞

サービスの種類		内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するもので常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	知的・精神障害により行動するときに常時介護を要する人に、危険回避のため必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

訓練等 給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。
	就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 また、利用者のニーズに応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）に該当する者のうち、地域移行に向けて生活能力等の維持・向上のための訓練その他の必要な支援を行います。
障害児 通所支 援	児童発達支援	就学前障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与します。
	医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある就学前児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等 デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与します。
	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。
相談 支援	サービス利用支援	障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。
	継続サービス 利用支援	サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
	地域移行支援	施設に入所又は精神科に入院中の人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。
	地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

<地域生活支援事業の種類と内容>

サービスの種類	内 容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出、及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行います。
日中一時支援事業	介護者が日中、障害者等の介護をできなくなったとき、障害者支援施設等において一時的に支援を行います。

<障害福祉サービス等の支給決定状況>

(単位:人)

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計	
	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	758	782	444	476	662	700	107	75	6	6	1,977	2039
生活介護	234	234	544	562	22	26	0	0	0	0	800	822
自立訓練(機能訓練)	3	6	0	0	1	0	0	0	0	0	4	6
自立訓練(生活訓練)	3	3	38	37	36	42	0	0	0	0	77	82
宿泊型自立訓練	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	2	2
就労移行支援	7	11	38	35	116	118	0	0	2	4	163	168
就労継続支援(A型)	73	68	118	138	186	212	0	0	9	5	386	423
就労継続支援(B型)	120	132	563	595	319	395	1	1	4	3	1,007	1126
療養介護	50	49	40	0	0	0	0	0	1	1	51	50
短期入所	183	186	585	565	24	25	208	198	0	0	1,000	974
共同生活援助 (グループホーム)	15	16	267	289	72	85	0	0	0	0	354	390
施設入所支援	50	50	175	177	7	6	—	—	0	0	232	233
児童発達支援	—	—	—	—	—	—	753	834	—	—	753	834
医療型児童発達支援	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—	0	0
放課後等デイサービス	—	—	—	—	—	—	1,372	1,496	—	—	1,372	1496
保育所等訪問支援	—	—	—	—	—	—	355	437	—	—	355	437
合計	1,496	1537	2,773	2874	1,446	1611	2,796	3,041	22	19	8,533	9082

<地域生活支援事業の支給決定状況>

(単位:人)

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計	
	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末	R4年2月末	R5年2月末
移動支援	148	150	1,059	1078	292	299	106	111	15	17	1,620	1,655
日中一時支援	183	186	585	565	24	25	208	198	0	0	1,000	974

<障害福祉サービスの利用状況>

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計		(単位)
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	711,548.0	842,120.0	121,937.0	188,480.0	80,190.5	86,228.8	7,793.5	6,875.5	559.5	586.0	922,028.5	1,124,290.3	時間
生活介護	40,234.0	44,388.0	115,964.0	130,455.0	3,361.0	4,066.0	—	208.0	0.0	0.0	159,559.0	179,117.0	日
短期入所	3,005.0	3,648.0	10,098.0	11,183.0	403.0	238.0	679.0	609.0	0.0	0.0	14,185.0	15,678.0	日

<地域生活支援事業の利用状況>

サービス名	身体障害者		知的障害者		精神障害者		障害児		難病		合計		
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	(単位)
移動支援 (移動介護)	21,559.0	37,830.5	86,321.0	97,675.0	21,066.0	24,186.5	3,434.0	3,103.0	948.5	982.5	133,328.5	163,777.5	時間
日中一時支援	—	—	417.0	505.0	0.0	0.0	101.0	26.75	0.0	0.0	518.0	531.75	日

2. 住宅改造助成（特別型）（生活支援課 35-3157）

障害のある人が住み慣れた地域住宅で自立した生活を送ることができるよう、障害内容に対応した既存住宅（原則として公営住宅を除く）の改造に要する経費を助成しています。ただし、一定の所得以上の方は利用できません。また、簡易耐震診断が必要となる場合があります。

（関係法令 西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱 平成8年7月実施 令和4年4月改正）

(1) 制度の概要

ア 対象世帯 次の①②を全て満たす場合に対象となります

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳を所持している者（介護保険対象者は除く）がいる世帯
- ② 生計中心者が給与収入のみの者で、前年分の給与収入額 8,000,000 円以下
生計中心者が給与収入のみ以外の者で、前年分の所得金額 6,000,000 円以下

イ 対象工事 障害内容に対応した居宅内の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の住宅改造工事で、住まいの住宅改良相談員等が必要と認められた工事（新築又は既存住宅の購入時及び維持補修工事を除く、また手帳内容や心身の状況により助成対象とならない工事がありますので、事前にご相談ください。）

ウ 助成額 住宅改造工事費（100 万円を限度）に所得階層に設定される助成率を乗じて得た額。日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象者は、これと合わせて 100 万円を限度として助成します（簡易耐震診断の費用を含む）。

(2) 助成率

階層	助成世帯の所得階層区分	助成率
B	生活保護法による被保護世帯	3/3
C	生計中心者が当該年度分市民税非課税の世帯	9/10
D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税均等割のみ課税の世帯	9/10
E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分市民税所得割課税の世帯	2/3
F	生計中心者が前年分所得税課税の世帯（所得税額 7 万円以下の世帯）	1/2
G	生計中心者が前年分所得税課税の世帯（所得税額 7 万円を超える世帯）	1/3

(注) 毎年1月から6月についての「前年分所得税」とは「前々年分所得税」とし、「当該年度分市民税」とは「前年度分市民税」とする。

<助成状況>

年度	区分	助成件数	助成額（千円）
	R3	6	2,144
	R4	10	5,236

3. 精神保健福祉事業（健康増進課 26-3160）

精神保健福祉相談等

保健所及び各保健福祉センターで精神疾患、認知症、アルコール問題等について精神科医が相談を行っています（予約制）。また、各保健福祉センターの地区担当保健師等による電話相談や面接相談、訪問指導も行っています。（関係法令 精神保健福祉法）

4. 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（保健予防課 26-3669）

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

（関係法令 西宮市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業要綱 平成18年4月実施 令和2年4月改正）

5. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（保健予防課 26-3669）

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

（関係法令 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の22の規定）

6. 難病保健事業（保健予防課 26-3669）

（関係法令 西宮市難病患者等保健指導事業実施要綱 平成12年4月実施 令和4年4月改正）

(1) 難病相談窓口（面接相談、電話相談）

難病相談窓口を設置し、難病患者等及び小児慢性特定疾病児童とその家族に対し、療養生活等の相談・支援を行なうとともに、各種のサービスや患者会等の情報提供を行います。

(2) 家庭訪問

保健師等が家庭訪問し、生活状況を包括的に把握し、保健・医療・福祉等サービスを効果的に提供します。

(3) 医療相談会

患者や家族の医療上の悩みに応え、患者の病態に則した療養生活の指導を行うために、西宮市難病団体連絡協議会に委託し、専門医等による医療相談を行います。

(4) 難病患者・家族交流

療養生活上の負担の軽減を図るため、同じ課題を持つ患者や家族が集い、病気や療養生活についての情報交換や交流を行います。

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に指定する指定難病

番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	58	肥大型心筋症
2	筋萎縮性側索硬化症	59	拘束型心筋症
3	脊髄性筋萎縮症	60	再生不良性貧血
4	原発性側索硬化症	61	自己免疫性溶血性貧血
5	進行性核上性麻痺	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症
6	パーキンソン病	63	特発性血小板減少性紫斑病
7	大脳皮質基底核変性症	64	血栓性血小板減少性紫斑病
8	ハンチントン病	65	原発性免疫不全症候群
9	神経有棘赤血球症	66	IgA 腎症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	67	多発性嚢胞腎
11	重症筋無力症	68	黄色靭帯骨化症
12	先天性筋無力症候群	69	後縦靭帯骨化症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	70	広範脊柱管狭窄症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	71	特発性大腿骨頭壊死症
15	封入体筋炎	72	下垂体性ADH分泌異常症
16	クロウ・深瀬症候群	73	下垂体性TSH分泌亢進症
17	多系統萎縮症	74	下垂体性PRL分泌亢進症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	75	クッシング病
19	ライソゾーム病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
20	副腎白質ジストロフィー	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
21	ミトコンドリア病	78	下垂体前葉機能低下症
22	もやもや病	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
23	プリオン病	80	甲状腺ホルモン不応症
24	亜急性硬化性全脳炎	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
25	進行性多巣性白質脳症	82	先天性副腎低形成症
26	HTLV-1関連脊髄症	83	アジソン病
27	特発性基底核石灰化症	84	サルコイドーシス
28	全身性アミロイドーシス	85	特発性間質性肺炎
29	ウルリッヒ病	86	肺動脈性肺高血圧症
30	遠位型ミオパチー	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
31	ベスレムミオパチー	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
32	自己貪食空胞性ミオパチー	89	リンパ脈管筋腫症
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	90	網膜色素変性症
34	神経線維腫症	91	バッド・キアリ症候群
35	天疱瘡	92	特発性門脈圧亢進症
36	表皮水疱症	93	原発性胆汁性胆管炎
37	膿疱性乾癬(汎発型)	94	原発性硬化性胆管炎
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	95	自己免疫性肝炎
39	中毒性表皮壊死症	96	クローン病
40	高安動脈炎	97	潰瘍性大腸炎
41	巨細胞性動脈炎	98	好酸球性消化管疾患
42	結節性多発動脈炎	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
43	顕微鏡的多発血管炎	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
44	多発血管炎性肉芽腫症	101	腸管神経節細胞僅少症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
46	悪性関節リウマチ	103	CFC症候群
47	バージャー病	104	コステロ症候群
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	105	チャージ症候群
49	全身性エリテマトーデス	106	クリオピリン関連周期熱症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	107	若年性特発性関節炎
51	全身性強皮症	108	TNF受容体関連周期性症候群
52	混合性結合組織病	109	非典型溶血性尿毒症症候群
53	シェーグレン症候群	110	ブラウ症候群
54	成人スチル病	111	先天性ミオパチー
55	再発性多発軟骨炎	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
56	ベーチェット病	113	筋ジストロフィー
57	特発性拡張型心筋症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に指定する指定難病

番号	病名	番号	病名
115	遺伝性周期性四肢麻痺	172	低ホスファターゼ症
116	アトピー性脊髄炎	173	VATER症候群
117	脊髄空洞症	174	那須・ハコラ病
118	脊髄髄膜瘤	175	ウィーバー症候群
119	アイザックス症候群	176	コフィン・ローリー症候群
120	遺伝性ジストニア	177	ジュベール症候群関連疾患
121	神経フェリチン症	178	モワット・ウィルソン症候群
122	脳表ヘモジデリン沈着症	179	ウィリアムズ症候群
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	180	A T R - X 症候群
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	181	クルーゾン症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	182	アペール症候群
126	ペリー症候群	183	ファイファー症候群
127	前頭側頭葉変性症	184	アントレー・ビクスラー症候群
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	185	コフィン・シリズ症候群
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	186	ロスマンド・トムソン症候群
130	先天性無痛無汗症	187	歌舞伎症候群
131	アレキサンダー病	188	多脾症候群
132	先天性核上性球麻痺	189	無脾症候群
133	メビウス症候群	190	鰓耳腎症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	191	ウェルナー症候群
135	アイカルディ症候群	192	コケイン症候群
136	片側巨脳症	193	ブラダー・ウィリ症候群
137	限局性皮質異形成	194	ソトス症候群
138	神経細胞移動異常症	195	ヌーナン症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	196	ヤング・シンプソン症候群
140	ドラベ症候群	197	1 p36欠失症候群
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	198	4 p欠失症候群
142	ミオクロニー欠伸てんかん	199	5 p欠失症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
144	レノックス・ガストー症候群	201	アンジェルマン症候群
145	ウエスト症候群	202	スミス・マギニス症候群
146	大田原症候群	203	22q11. 2欠失症候群
147	早期ミオクロニー脳症	204	エマヌエル症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	205	脆弱X症候群関連疾患
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	206	脆弱X症候群
150	環状20番染色体症候群	207	総動脈幹遺残症
151	ラスムッセン脳炎	208	修正大血管転位症
152	P C D H 19 関連症候群	209	完全大血管転位症
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	210	単心室症
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	211	左心低形成症候群
155	ランドウ・クレフナー症候群	212	三尖弁閉鎖症
156	レット症候群	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
157	スタージ・ウェーバー症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
158	結節性硬化症	215	ファロー四徴症
159	色素性乾皮症	216	両大血管右室起始症
160	先天性魚鱗癬	217	エプスタイン病
161	家族性良性慢性天疱瘡	218	アルポート症候群
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	219	ギャロウェイ・モワト症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	220	急速進行性糸球体腎炎
164	眼皮膚白皮症	221	抗糸球体基底膜腎炎
165	肥厚性皮膚骨膜炎	222	一次性ネフローゼ症候群
166	弾性線維性仮性黄色腫	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
167	マルファン症候群	224	紫斑病性腎炎
168	エーラス・ダンロス症候群	225	先天性腎性尿崩症
169	メンケス病	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）
170	オクシピタル・ホーン症候群	227	オスラー病
171	ウィルソン病	228	閉塞性細気管支炎

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に指定する指定難病

番号	病名	番号	病名
229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	286	遺伝性鉄芽球性貧血
230	肺胞低換気症候群	287	エプスタイン症候群
231	α1-アンチトリプシン欠乏症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
232	カーニー複合	289	クロンカイト・カナダ症候群
233	ウォルフラム症候群	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
235	副甲状腺機能低下症	292	総排泄腔外反症
236	偽性副甲状腺機能低下症	293	総排泄腔遺残
237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	294	先天性横隔膜ヘルニア
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	295	乳幼児肝巨大血管腫
239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	296	胆道閉鎖症
240	フェニルケトン尿症	297	アラジール症候群
241	高チロシン血症1型	298	遺伝性膀胱炎
242	高チロシン血症2型	299	嚢胞性線維症
243	高チロシン血症3型	300	I g G 4 関連疾患
244	メープルシロップ尿症	301	黄斑ジストロフィー
245	プロピオン酸血症	302	レーベル遺伝性視神経症
246	メチルマロン酸血症	303	アッシュヤー症候群
247	イソ吉草酸血症	304	若年発症型両側性感音難聴
248	グルコーストランスポーター1欠損症	305	遅発性内リンパ水腫
249	グルタル酸血症1型	306	好酸球性副鼻腔炎
250	グルタル酸血症2型	307	カナバン病
251	尿素サイクル異常症	308	進行性白質脳症
252	リジン尿性蛋白不耐症	309	進行性ミオクローヌスてんかん
253	先天性葉酸吸収不全	310	先天異常症候群
254	ポルフィリン症	311	先天性三尖弁狭窄症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	312	先天性僧帽弁狭窄症
256	筋型糖原病	313	先天性肺静脈狭窄症
257	肝型糖原病	314	左肺動脈右肺動脈起始症
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	315	爪膝蓋骨症候群（ネイルパテラ症候群）/L M X 1 B 関連腎症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	316	カルニチン回路異常症
260	シトステロール血症	317	三頭酵素欠損症
261	タンジール病	318	シトリン欠損症
262	原発性高カイロミクロン血症	319	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
263	脳髄黄色腫症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
264	無βリポタンパク血症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
265	脂肪萎縮症	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
266	家族性地中海熱	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
267	高IgD症候群	324	メチルグルタコン酸尿症
268	中條・西村症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	326	大理石骨病
270	慢性再発性多発性骨髄炎	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
271	強直性脊椎炎	328	前眼部形成異常
272	進行性骨化性線維異形成症	329	無虹彩症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
274	骨形成不全症	331	特発性多中心性キャッスルマン病
275	タナトフォリック骨異形成症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
276	軟骨無形成症	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
277	リンパ管腫症/ゴーム病	334	脳クレアチン欠乏症候群
278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	335	ネフロン癆
279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	336	家族性低βリポタンパク血症I（ホモ接合隊）
280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	337	ホモシスチン尿症
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
282	先天性赤血球形成異常性貧血		
283	後天性赤芽球癆		
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血		
285	ファンコニ貧血		

(生活の場、活動の場)

1. 障害者福祉ホーム運営費等補助 (生活支援課 35-3923)

現に住居を求めている、常時の介護又は医療が必要な状態にない障害者につき、低額な料金で居室、その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的として、所在地の市町村で指定を受けた福祉ホームを運営する法人に、一定条件のもとに補助します。

(関係法令 西宮市障害者福祉ホーム事業実施要綱 平成19年10月実施 令和2年4月改正)

(福祉機器)

1. 身体障害者(児)補装具 (生活支援課 35-3157)

身体障害者(児)の日常の不便を軽減するため、補装具の購入若しくは修理にかかる費用の支給をしています。市民税額等により経費の一部負担があります。(関係法令 障害者総合支援法ほか)

<補装具の交付・修理状況> (令和4年度:件)

種目	児	者	種目	児	者	種目	児	者
義肢	1	24	補聴器	30	222	頭部保持具	10	0
装具	40	98	車椅子	54	132	座位保持装置	67	34
視覚障害者安全つえ	0	39	電動車椅子	4	63	立位保持装置	16	0
義眼	0	6	歩行器	13	2	意思伝達装置	0	7
眼鏡	2	30	歩行補助つえ	2	5	その他	21	63
計							260	725

2. 日常生活用具の給付・貸与 (生活支援課 35-3157)

在宅の身体障害者(児)・知的障害者(児)の日常の不便を軽減するため、障害の種類・程度に応じ、日常生活の便を図るため視覚障害者用時計等の生活用具を給付しています。市民税額等により経費の一部負担があります。

(関係法令 西宮市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱ほか 平成18年10月実施)

(1) 用具の種類

<給付品>

特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、褥瘡予防マット、特殊尿器、入浴等担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、入浴補助用具、便器、棒状つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置・通信装置・情報受信装置、携帯用会話補助装置、透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計・体重計・時計、情報・通信支援用具、地デジ対応ラジオ、点字器、点字ディスプレイ、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用音声 IC タグレコーダー、視覚障害者用音声・拡大読書器、点字図書、人工内耳体外部装置、人工喉頭、尿管器、ストーマ装具、紙おむつ、居宅生活動作補助用具、人工内耳用電池

(2) 給付貸与状況

<給付状況>

(令和4年度：件)

種 目	児	者	種 目	児	者
介護・訓練支援用具	4	28	情報・意思疎通支援用具	10	79
自立生活支援用具	11	61	排泄管理支援用具	997	7,987
在宅療養等支援用具	15	64	住 宅 改 修 費	1	6
			計	1,038	8,225

<福祉電話貸与状況> *平成26年度より新規の貸与は取りやめています。(件)

年度	新規貸与	返 還	年度末現在
R3	—	1	16
R4	—	3	13

3. 点字図書給付 (生活支援課 35-3157)

視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書が、一般図書と比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が困難であることから、平成4年度から点字図書を給付しています。一般図書の購入価格相当額の自己負担金が必要です。

(関係法令 西宮市点字図書給付事業実施要綱 平成4年4月実施 平成29年4月改正)

<給付状況>

(人)

年度	給付者
R3	12
R4	12

(施設の状況)

1. 総合福祉センター (染殿町8-17 33-5501)

「共に生き、共に学ぶ」という理念のもとに、障害のある人の社会参加を支援し、市民の福祉の増進を図るため、昭和60年5月に西宮市が設置し、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営をしています。

温水プール・体育室・トレーニング室といったスポーツ施設の利用、会議室・料理実習室等の集会施設の貸室などのほか、各種スポーツ教室・文化教養講座等の事業を実施しています。また、「視覚障害者図書館」や「リハビリセンター」を運営しているほか、「障害者総合相談支援センターにしのみや」、「障害者就労生活支援センターアイビー」、「くらし相談センターつむぎ」、「ボランティアセンター」等も設置しています。またセンター内には「西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター」、「西宮市身体障害者連合会」、「西宮市老人クラブ連合会」、「西宮市婦人共励会」等の事務所もあります。

(1) 施設の概要

設置主体 西宮市

運 営 西宮市社会福祉協議会

(2) 施設の内容

- ①本館 1階 温水プール (25m・6コース)
 体育室 (約 516㎡)
 トレーニング室
 育成センター事務局
 西宮市身体障害者連合会
- 2階 障害者総合相談支援センターにしのみや
 障害者就労生活支援センターアイビー
 暮らし相談センターつむぎ
 ボランティアセンター
- 3階 機能回復訓練室 (リハビリセンター)
 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター
- 4階 視覚障害者図書館
 会議室 (30名×3室, 20名×1室 15名×1室)
- ②別館 1階 障害者生活介護事業所「青葉園」
- 2階 集会室 (100名×1室, 30名×1室, 18名×1室)
 料理実習室 (16名)
 西宮市老人クラブ連合会

<使用時間帯>

	開館時間	使用時間	休業日	休館日	
障害者等福祉センター(本館)	体育施設 プール 体育室 トレーニング室	午前9時	午前9時～正午 午後1時～5時 午後5時30分～9時 (水曜日・日曜日・休日は午後5時まで)	木曜日 休日の翌日	毎月第3日曜日 ※12月29日～1月3日まで休館
	機能回復訓練室		午前9時～正午 午後1時～5時	土曜日 日曜日 休日	
	集会施設 会議室	午後9時	午前9時～正午 午後1時～5時 午後5時30分～9時 (日曜日・休日は午後5時まで)	—	
(別館) 集会施設 集会室 料理実習室	(日曜日・休日は午後5時)				
視覚障害者図書館		午前9時～正午 午後1時～5時30分	土曜日 日曜日・休日 図書整理期間		

(注) 利用は原則として有料

ただし、視覚障害者図書館は無料

また、機能回復訓練室を除き市内在住・在勤・在学等の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等所持者の利用、及び市内在住の65歳以上の個人利用も無料

<総合福祉センターの利用状況>

年度	区分	プール	体育室 トレーニング室	機能回復 訓練室	視覚障害者 図書館	集会室	計
R3		13,124 (8,292)	8,203 (6,554)	12,775 (12,775)	2,494 (119)	19,674 (3,639)	56,270 (31,379)
R4		16,654 (10,498)	12,583 (9,102)	13,084 (13,084)	3,063 (209)	34,521 (6,668)	79,905 (39,561)

※ () 書きは、障害者の利用人数で内数

2. 青葉園 生活介護事業所（染殿町 8-17 総合福祉センター内 TEL35-0013・FAX35-4781）

定員 40 名 通所者 48 名（令和 5 年 6 月 1 日現在）

昭和 47 年に西宮市による「重度肢体不自由者・児福祉センター」として発足、昭和 54 年に重度肢体不自由者通所施設「青葉園」と改称しました。

昭和 56 年から運営主体を社会福祉協議会とし事業内容を整備、市内在住の重度障害者の自己実現と社会参加を目指す地域活動拠点として運営されてきています。

平成 8 年からは事業の一部を身体障害者デイサービスとして実施していましたが、平成 15 年 3 月に身体障害者通所授産施設の認可を受けました。その後、障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月より生活介護を中心とする地域活動・生活支援の事業所として指定を受け現在に至っています。平成 28 年には新たに生活介護事業所ふれぼの（定員 20 名）も開設しています。

通所者の個性に応じた種々の多様な取り組みを行うほか、地域の中でいきいきと暮らしていただけるよう他の社会資源や地域の人達の活動と連携しながら社会参加を進めたり、宿泊などの自立プログラムを実施し、通所者一人ひとりの地域社会の中での自己実現と生活意欲の向上を図っています。また、平成 25 年には地域共生センターを設け、地域で暮らしていくための計画相談も行っています。

(1) 入園資格

障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する支給決定を受けた西宮市在住の者

(2) 事業内容

ア 通所活動事業

- (ア) 一人ひとりの個性や健康状態に応じた個別プログラムや小集団活動（感覚活動・音楽・ゲーム・創作活動・季節行事的活動等）話し合い、外出等
- (イ) 医師・看護師による健康管理、訓練士による機能訓練
- (ウ) 夏祭り、一泊旅行、年末行事等の行事

イ 地域社会参加活動事業

- (ア) 小地域での交流拠点として「青葉のつどい」等を開催（鳴尾・鳴尾東・若竹・神原の各公民館で毎週 1 回、瓦木公民館で月 1 回、北部地域において週 1 回「たけのこくらぶ」開催）
- (イ) 地域の人達による重度障害者社会参加推進活動と連携、協力（地域行事、地域交流会、地区懇談会参加）

ウ 地域生活支援事業

- (ア) 地域生活力向上に向けた、通所者同士での相互相談・研修プログラムの実施
- (イ) 地域での生活基盤の確立に向け、自立力を高めるための宿泊型自立プログラムの実施
- (ウ) 地域での生活を維持していくために必要な支援・コーディネートの実施

(3) 休園日

日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、国民の祝日に関する法律に規定する休日の他、管理者が特に定める日

(医療・地域リハビリテーション)

1. リハビリセンター (機能回復訓練室) (染殿町 8-17 総合福祉センター3F 34-1015)

病院での治療が終了し、在宅となられた 15 歳 (高校 1 年生) 以上の「身体障害者手帳」をお持ちの方が、機能回復訓練を受けることのできる通所施設です。

地域生活の質の向上のため、リハビリ支援や相談支援を行います。医師の判定のもと、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が身体に障害のある人の身体機能の維持向上、自立の促進を図ることを目的に、機能訓練、創作活動訓練、社会適応訓練、各種相談事業等を行っています。

(1) 利用方法 リハビリセンターにお問い合わせください。

(2) 受付時間 月～金 午前 9 : 00～午後 5 : 00
土・日・祝、年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) は休み

2. 自立支援医療 (更生医療) (障害福祉課 35-3174)

身体障害者の障害を除去又は軽減して機能を回復することにより、日常生活を容易にするための医療費の一部を公費で負担します。対象は 18 歳以上の身体障害者です。

(関係法令 障害者総合支援法ほか)

<給付状況>

年度	給付決定件数 (件)	助成額 (千円)
R3	570	524,501
R4	552	538,087

3. 歯科治療 (障害福祉課 35-3194・3757)

市内在住の身体障害者手帳・療育手帳を持っている方で、一般歯科医院では、治療困難な方の歯科治療を西宮歯科総合福祉センター (甲子園洲島町 3-8 41-2031) で実施しています。運営経費の一部を社団法人西宮市歯科医師会へ補助しています。

受診希望の時は、障害福祉課へ予約 (電話可) してください。

4. 小児慢性特定疾病等医療費の公費負担 (保健予防課 26-3669)

小児慢性特定疾病 (16 疾患群 788 疾病) 医療受給資格者証の交付と医療費の健康保険自己負担分の一部を公費で負担します。その他、兵庫県が実施主体の指定難病等医療費助成、肝炎治療医療費助成の申請受付を行っています。(指定難病 338 疾病、特定疾患 4 疾患、先天性血液凝固因子障害等 12 疾患、県単独事業 3 疾患が指定されています。)(令和 5 年 4 月 1 日現在)

(関係法令 児童福祉法 難病の患者に対する医療等に関する法律など)

<給付状況>

(人)

年度	R3	R4
小児慢性特定疾病受給者数	505	501

5. 自立支援医療 (育成医療) (保健予防課 26-3669)

身体に障害があり、そのまま放置しておくとも将来障害を残すと見られ、手術などの治療をすることにより確実な治療効果が期待できる 18 歳未満の児童を対象に、指定医療機関で受診した医療費の一部を公費で負担します。

(関係法令 障害者総合支援法)

<給付状況>

年度	給付決定件数（件）	助成額（千円）
R3	39	2,225
R4	27	1,791

6. 自立支援医療（精神通院）（障害福祉課 35-3174）

精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の一部を公費で負担します。
（関係法令 障害者総合支援法）

<給付状況>

（人）

年度	R3	R4
受給者数	7,739	8,025

4 福祉のまちづくりを促進するために

（福祉のまちづくり）

福祉のまちづくり（92P）

5 生活の質を向上するために

（スポーツ、レクリエーション、芸術・文化活動）

1. 総合福祉センターでの活動（染殿町 8-17 33-5501）

(1) スポーツ部門

- ア 目的 スポーツを通じて、健康の維持・増進と交流の場づくり・仲間づくりを目的として各種教室や行事を開催しています。
- イ 対象 障害のある人及び関係者
- ウ 募集 西宮市社会福祉協議会ホームページ、市政ニュース等で随時募集しています。
- エ 内容 卓球 DAY（初心者）、ワンポイント卓球（中・上級者）、スイム DAY（初心者）、ワンポイントスイム（初級者）、水泳練習会（中・上級者）、フライングディスク DAY、ローリングバレーボール教室、サウンドテーブルテニス教室、なかよしスポーツ DAY、夏休みスポーツ教室、介護者健康スポーツ教室、J ダーツ教室、レクリエーションスポーツ教室、水中ウォーキング、ワンポイント体操、体育の日のつどい、水泳大会、ローリングバレーボール大会、ボッチャ大会、フライングディスク大会、水中運動会、卓球祭り、ボッチャ DAY、クリスマス会、J ダーツ交流会、大会出場者育成支援、障害者スポーツ体験、福祉学習、運動活動相談など。

(2) 文化教養部門

- ア 目的 障害のある人に社会参加の場を提供するとともに、生活技術や文化教養を高めることを目的として各種事業を開催しています。
- イ 対象 障害のある人及び関係者
- ウ 募集 西宮市社会福祉協議会ホームページ、市政ニュース等で随時募集しています。
- エ 内容 体験教室（いろいろな素材を通し、心身を豊かにする）
料理教室（家庭で作れる簡単な料理をテーマにしたものとプロの技を教わるもの）
講座（生活に関すること）

2. 身体障害者スポーツ大会（西宮市身体障害者連合会 23-1730）

- (1) 兵庫県障害者スポーツ協会が4月に主催する車いす使用者スポーツ大会に参加します。
- (2) 兵庫県障害者スポーツ協会が5月に主催するスポーツ大会に参加します。
- (3) 西宮市身体障害者連合会主催のスポーツ大会を10月に実施します。

3. 障害者作品展（障害福祉課 35-3147）

障害のある人の自己実現と社会参加を進めるため、障害のある人たちの作品を募集し展示します。

<応募状況> (点)

年度	区分	個人	施設・団体	作品数
R3		0	0	0
R4		44	7	51

（情報バリアフリー）

1. 視覚障害者向市政ニュース（障害福祉課 35-3174）

- (1) 点字市政ニュースの発行
年23回、兵庫県視覚障害者福祉協会に委託して発行しています。
(関係法令 西宮市「点字市政ニュース」発行事業実施要綱 昭和44年4月実施 昭和53年4月改正)
- (2) 声の市政ニュースの発行
市政ニュース、点字市政ニュースの読めない視覚障害者のために、録音テープまたはCDにより年23回発行しています。事業は西宮市視覚障害者図書館に委託し、ボランティアの協力を得ています。
(関係法令 西宮市「声の市政ニュース」発行事業実施要綱 昭和53年4月実施 平成23年4月改正)
なお、コミュニティ協会では昭和55年5月から声のコミュニティ西宮「宮っ子」を発行しています。市議会では昭和61年5月から「市議会だより（点字版）・（音声版）」を発行しています。

2. 視覚障害者用郵便物等「発信課名点字タックシール」貼付（障害福祉課 35-3174）

視覚障害者に送付する文書に発信課名と電話番号の「点字タックシール」を貼付することにより、他人への朗読あるいは問い合わせ依頼などによる個人の秘密漏洩を防ぐことができるとともに、直接電話で内容照会できることで、適切な案内が行えるように実施しています。希望者は、事前登録が必要です。

登録者 49名

3. 手話通訳者の配置（障害福祉課 35-3194）

聴覚障害者の窓口でのコミュニケーションの確保のため、昭和50年4月から、障害福祉課に手話通訳者を配置しています。(関係法令 西宮市手話通訳設置要綱 平成13年2月実施)

4. 視覚障害者図書館（染殿町8-17 総合福祉センター4F 34-5554）

市内の視覚障害のある人、活字による読書が困難な人を対象に、ボランティアグループの協力を得て、点字図書及び録音図書の製作・貸出サービスのほか、対面朗読、点字入門教室、デイジー再生機貸出、ボランティア育成等を行っています。また、全国書誌情報ネットワークである「サピエ図書館」を活用した図書の相互貸借も行っています。

(1) 事業概要

ア 点字図書・録音（カセットテープ及びデジタルCD）図書の貸出（貸出期間は郵送期間を除き2週間です）

（令和5年3月末現在の蔵書数）

点字図書 4,602 タイトル 12,244 冊

録音（カセットテープ）図書 3,325 タイトル 17,119 巻

録音（デジタルCD）図書 4,268 タイトル 4,269 枚

イ 点字版・録音版による広報誌、雑誌の貸出

ウ 対面朗読サービス（図書、新聞、郵便物、パンフレット等）、簡単な代筆筆記サービス
月～金曜日 午前10:00～正午、午後1:30～3:30の2回

※個人の秘密を厳守します。なお、対面朗読サービスは公共図書館でも行っています。

エ 新着図書情報の提供

① テレホンサービス（34-1010）当図書館の新着情報のお知らせ、毎月2回更新

② 図書館ニュース、年4回発行

オ デジタル図書専用再生機プレクストークの貸出

カ プライベート図書製作サービス（紙代実費）

キ 視覚障害者のための初心者点字教室

(2) 開館時間・休館日

月～金 午前9:00～午後5:30

休館日 土・日・休日、図書整理期間、年末年始（12月29日～1月3日）は休み

6 理解と交流を促進するために

（福祉教育）

1. 福祉作品コンクール（障害福祉課 35-3147）

心のかよった「福祉のまちづくり」をめざして、子供のころからお互いに思いやり助け合う福祉の心を育てるため、小・中・義務教育学校・特別支援学校等の児童生徒から絵画、ポスターを募集し、福祉作品コンクールを実施しています。入賞作品は、福祉作品展で展示します。

<応募状況>

(点)

年度	区分	作文・詩	ポスター	計
R3		245	738	983
R4		廃止	852	852

2. 福祉学習

福祉学習（111P）

高齢者福祉

1. 生きいきとした生活を続けるために

(働く機会づくり)

- 1 公益社団法人西宮市シルバー人材センター (68P)

(ふれあいの輪づくり)

- 1 *老人いこいの家 (68P)
- 2 *老人福祉センター (68P)
- 3 老人クラブ (69P)
- 4 *地域のつどい場推進事業 (69P)
- 5 シニアサポート事業 (69P)

(敬老)

- 1 *はり・きゅう・マッサージ施術費補助 (70P)
- 2 *敬老お祝い事業・敬老事業 (70P)
- 3 *高齢者用交通安全杖 (70P)
- 4 *高齢者バス運賃助成事業 (70P)

2. 介護予防を推進するために

(健康づくりの支援)

- 1 健康手帳 (71P)
- 2 健康教育 (71P)
- 3 健康相談 (71P)
- 4 健康診査 (72P)
- 5 各種がん検診等 (73P)
- 6 機能回復訓練 (74P)
- 7 訪問指導 (74P)
- 8 健康ポイント事業 (74P)
- 9 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 (フレイル対策) (74P)

(介護予防等)

- 1 西宮いきいき体操 (運動・口腔・栄養) (75P)
- 2 共生型地域交流拠点 (75P)

3. 在宅等での生活を支えるために

(介護保険制度の運営)

- 1 保険者と被保険者 (76P)
- 2 保険料の状況 (77P)
- 3 要介護・要支援の認定 (77P)

(介護サービス)

- 1 訪問介護 (ホームヘルプサービス) (80P)
- 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 (80P)
- 3 訪問看護・介護予防訪問看護 (80P)
- 4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (80P)
- 5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (80P)
- 6 通所介護 (デイサービス) (80P)
- 7 通所リハビリテーション (デイケア)・介護予防通所リハビリテーション (80P)
- 8 短期入所生活介護 (ショートステイ)・介護予防短期入所生活介護 (80P)
- 9 短期入所療養介護 (ショートステイ)・介護予防短期入所療養介護 (80P)
- 10 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 (80P)
- 11 特定福祉用具購入費の支給 (81P)
- 12 住宅改修費の支給 (81P)
- 13 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 (81P)
- 14 居宅介護支援・介護予防支援 (81P)
- 15 夜間対応型訪問介護 (81P)
- 16 地域密着型通所介護 (81P)

- 1 7 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 (81P)
- 1 8 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 (81P)
- 1 9 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)・
介護予防認知症対応型共同生活介護 (81P)
- 2 0 地域密着型特定施設入居者生活介護 (81P)
- 2 1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (81P)
- 2 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (81P)
- 2 3 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (81P)
- 2 4 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (82P)
- 2 5 介護老人保健施設 (老人保健施設) (82P)
- 2 6 介護療養型医療施設 (療養病床を持つ病院・診療所等) (82P)
- 2 7 介護医療院 (82P)
- (介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス)
- 1 予防専門型訪問サービス (83P)
- 2 家事援助限定型訪問サービス (83P)
- 3 予防専門型通所サービス (83P)
- 4 介護予防ケアマネジメント (83P)
- (その他の事業)
- 1 介護用品の支給 (83P)
- 2 認知症高齢者等位置探索サービス事業 (83P)
- 3 成年後見制度利用支援事業 (84P)
- 4 家族介護慰労金 (84P)
- 5 *日常生活用具の給付・貸与 (84P)
- 6 見守りホットライン事業 (障・老) (85P)
- 7 住宅改造助成 (特別型) (85P)
- 8 *福祉タクシーの派遣 (86P)
- 9 *車いすバンク (86P)
- 1 0 認知症地域ケア推進事業 (87P)
- 1 1 みみより広場事業 (87P)
- 1 2 養護老人ホーム (87P)
- 1 3 軽費老人ホーム (ケアハウス) 事務費補助事業 (88P)
- 1 4 都市型ケアハウス等居住費利用者負担軽減補助事業 (88P)
- 1 5 介護予防・生活支援員の養成 (88P)

4 住み慣れた地域で安心して生活するために

(地域安心拠点づくり)

- 1 保健福祉センター (89P)
- 2 地域包括支援センター (西宮高齢者あんしん窓口) (89P)
- 3 地区ボランティアセンター (91P)
- 4 在宅療養相談支援センター (91P)

(権利擁護の確立)

- 1 *高齢者・障害者権利擁護支援センター (91P)
- 2 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業) (91P)
- 3 高齢者虐待相談窓口の設置 (91P)

5 福祉のまちづくりを促進するために

(高齢者等にやさしいまちづくり)

- 1 福祉のまちづくり (92P)

1 生きいきとした生活を続けるために

(働く機会づくり)

1. 公益社団法人西宮市シルバー人材センター (青木町 2-5 72-3461)

シルバー人材センターは、60 歳以上の健康で働く意欲のある人が会員となり、「自主・自立・共働・共助」の理念の下に、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な、又はその他の軽易な業務を提供する高齢者の自主的な団体です。高齢者の技能や経験を生かして社会参加と生きがいの充実を図ることなどを目的としています。

平成 6 年 2 月に設立され、平成 24 年 4 月に公益社団法人となりました。

(関係法令 高齢者等の雇用の安定等に関する法律)

<活動状況>

年度	区分	会員数 (人)	受注状況 (件)	就業延べ人員 (人)
R3		2,199	2,891	213,344
R4		2,240	2,798	191,546

(延件数) 請負・委任+派遣

(ふれあいの輪づくり)

1. 老人いこいの家 (地域共生推進課 35-3286)

地区の高齢者が気軽に集まって自由な時間を楽しむための場所を提供し、高齢者の心身の健康増進を図るため、老人いこいの家 22 か所を設置しています。(139P) 施設は、原則として、民家・自治会館等で、世話人 1 名を配置。囲碁・将棋・テレビ等を備えつけて、市内の 60 歳以上の人に無料で開放しています。そのほかに、老人専用集会室 9 か所を設置しています。

(関係法令 西宮市老人いこいの家管理運営要綱 昭和 45 年実施 平成 31 年 4 月 1 日改正)

<利用状況>

年度	区分	設置数	利用延人員 (人)		
			男	女	計
R3		22	17,499	15,100	32,599
R4		22	19,239	24,022	43,261

2. 老人福祉センター (地域共生推進課 35-3286)

高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進・教養の向上及びレクリエーション等の施策を総合的に実施するため、老人福祉センター (法外) を設置しています。指定管理者を導入し、鳴尾老人福祉センターは NPO 法人なごみが運営しています。

(関係法令 西宮市立老人福祉センター条例)

(1) 設置施設

名称	所在地	電話番号
鳴尾老人福祉センター	上田中町 2-7	47 - 9519

(2) 開設状況

年度	施設名	会議等		趣味・娯楽等		合計	
		回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
R3	鳴尾	11	72	311	3,921	322	3,993
R4	鳴尾	13	98	470	5,566	483	5,664

3. 老人クラブ（地域共生推進課 35-3021）

おおむね 60 歳以上の人が親しい仲間と楽しく健全な生活を送るため、各地区で老人クラブが結成されています。老人クラブでは各種の集会のほか公園清掃やスポーツ、子育て支援活動、見守り活動などを行っています。

（関係法令 西宮市老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金交付要綱 平成 5 年 4 月 1 日実施 令和 5 年 4 月 1 日改正）

(1) 老人クラブの状況

（各年度 4 月 1 日現在）

年度	区分	クラブ数	会員数（人）
R3		347	16,698
R4		348	16,449

(2) 友愛訪問

老人クラブでは、高齢者相互の友愛を深め福祉の増進を図るため、ひとり暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者などへの友愛訪問を実施しています。（昭和 46 年度実施）

(3) スポーツ

高齢者の健康増進のため、グラウンドゴルフの普及に努め、グラウンドゴルフ大会を年 2 回開催しています。

4. 地域のつどい場推進事業（地域共生推進課 35-3286）

個人の自宅を活用した集まりや自治会域での交流の場など、住民が気軽に立ち寄って集まることのできるつどい場作り促進のため、つどい場の立ち上げや活動継続に関する相談支援・情報提供を行います。

（関係法令 西宮市地域のつどい場推進事業実施要綱 平成 25 年 4 月 1 日実施 平成 31 年 4 月 1 日改正）

（関係法令 西宮市地域のつどい場開設補助金交付要綱 令和 2 年 4 月 1 日実施 令和 5 年 4 月 1 日改正）

5. シニアサポート事業（地域共生推進課 35-3286）

高齢者同士の助け合いと地域におけるボランティアの養成と活動の促進を目的とした助け合い支援活動を実施しています。

（関係法令 西宮市シニアサポート事業実施要綱 平成 22 年 7 月 1 日実施 平成 31 年 4 月 1 日改正）

年度	提供会員数（人）	利用会員数（人）	活動時間（時間）
R3	189	690	1,143
R4	230	634	1,963.5

(敬老)

1. はり・きゅう・マッサージ施術費補助 (高齢介護課 35-3077)

70歳以上の高齢者を対象に、はり・きゅう・マッサージ施術に要する費用の一部を補助します。利用券の交付枚数は、年間5枚で、補助額は1枚につき1,000円です。

(関係法令 西宮市はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業実施要綱 昭和58年度実施 平成24年7月9日改正)

<実施状況>

年度	区分	交付者数	交付枚数	利用回数
	R3	5,036	25,180	15,325
	R4	5,164	25,820	15,817

2. 敬老お祝い事業 (高齢介護課 35-3077)・敬老事業 (地域共生推進課 35-3021)

市内男女最高齢や100歳到達者、米寿(88歳)を迎える方へ祝状と記念品を贈呈(米寿は祝状のみ)するほか、西宮市社会福祉協議会、西宮市老人クラブ連合会と共催で、作品展、芸能大会などを実施しています。

(関係法令 西宮市敬老事業実施要綱 平成13年10月1日実施 令和4年4月1日改正)

3. 高齢者用交通安全杖 (高齢介護課 35-3199)

65歳以上の高齢者に外出時に交通事故等を未然に防止するための杖を本庁・各支所・各地域包括支援センターで無料で交付しています。

(関係法令 西宮市高齢者用交通安全杖給付事業実施要綱 平成13年11月1日実施 平成24年7月9日改正)

<交付状況>

(本)

年度	区分	交付数
	R3	628
	R4	809

4. 高齢者バス運賃助成事業 (高齢介護課 35-3077)

バスによる移動が必要な地域の高齢者の外出支援を行い、健康の保持等福祉の増進に寄与することを目的に、4月1日時点で本市に在住している70歳以上の市民を対象に、年額5,000円を上限としてバス利用運賃の半額を助成しています。なお、福祉タクシー(高齢・障害)との併用はできません。

(関係法令 西宮市高齢者バス運賃助成事業実施要綱 令和3年4月1日実施 令和4年4月1日改正)

<助成状況>

(人)

年度	登録者数
R3	32,921
R4	35,765

2 介護予防を推進するために

(健康づくりの支援)

1. 健康手帳 (健康増進課 35-3127)

健康診査や各種検診等の記録、その他の健康保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てることを目的とした手帳です。厚生労働省がホームページ上で公開している健康手帳のURLを市のホームページに掲載し、利用を促しています。

(関係法令 健康増進法)

2. 健康教育 (地域保健課 35-3310)

市民の生活習慣病予防や心身の健康のため、各種の講座を開催しています。(関係法令 健康増進法)
また、広く市民に啓発するため、市のHPに健康づくりのためのコンテンツを掲載しています。

HP各コンテンツへのアクセス数 32,826 (件)

<集団健康教育 実施状況>

(令和4年度)

講座名		内容	回数	延人数
生活習慣病 講演会	(脂質異常症予防)	脂質異常症予防のための啓発	1	155
	(CKD 予防)	慢性腎臓病 (CKD) 予防のための啓発	1	249
地域別健康講座		地域の健康課題に沿った講座	*0	0
出前健康講座	成人・介護予防	生活習慣予防、認知症予防など	*0	0
	介護家族	介護家族教室、介護者の集いなど	*0	0
	女性健康講座	更年期に起こりうる症状、骨粗しょう症、乳がん、子宮がんについてなど	*0	0
女性検診での健康講話		乳がん自己触診法の集団指導	52	1,670
おやこ健康教室		家族の健康づくりのための望ましい生活習慣、食生活の話など	1	28
ラジオ体操の会		山口保健福祉センター地区のラジオ体操	46	397
若竹昼食会での健康教育		健康増進に関する時事・季節に応じた講話	*0	0
その他		いずみ会研修会	*0	0

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止。

3. 健康相談 (地域保健課 35-3310)

心身の健康に関する個別の相談に対し、必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施しています。

<健康相談 実施状況>

(令和4年度)

区分	内容	回数	延人数
若竹ふれ愛健康相談	保健師の相談、身長・体重測定、体脂肪測定、 血圧測定	11	120
歯科健康相談	歯周疾患に関する相談やブラッシングの相 談・指導など	0	0
窓口総合相談	保健福祉センター窓口での育児や健康づく り・福祉に関する相談	1,215	14,702
健康相談（面接・電話）	育児や健康づくり・福祉に関する健康相談		26,205
栄養相談（面接・電話）	乳幼児や成人・高齢者の栄養相談	767	826
女性のための検診併設健康相談	女性検診での健康と栄養についての相談・指 導	103	610
禁煙相談	保健師による禁煙相談	5	7

4. 健康診査

(1) 基本健康診査・すこやか健康診査（健康増進課 35-3127）

生活習慣病予防を目的に、基本健康診査及びすこやか健康診査を実施しています。

<<健診内容>>

- 基本健康診査（40歳以上の生活保護受給者等）：【基本】問診、身体計測、血圧測定、身体診察、血液検査、尿検査。（関係法令 健康増進法）
 - ※40歳～74歳で、一定の条件に該当し、医師が必要と認めた場合に、心電図検査、眼底検査を実施。
 - ※75歳以上は、【基本】内容に加え、心電図検査を追加。医師が必要と認めた場合に、眼底検査を実施。
- すこやか健康診査（20歳～39歳）：基本健康診査の【基本】内容に加え、心電図検査、胸部X線検査を追加。

<実施状況>

(令和4年度)

健診区分	受診者数（人）	健診結果（人）		
		異常なし	要指導	要精検・医療
基本健康診査	485	7	64	414
すこやか健康診査	352	112	109	131

(2) 特定健康診査（国民健康保険課 35-3115）

実施年度の4月1日から受診日まで西宮市国民健康保険加入者で、実施年度に40歳以上75歳未満の人を対象（厚生労働大臣が定める人は除く）に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施し、糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防のため、医師・保健師・管理栄養士等による特定保健指導を実施しています。

（関係法令 高齢者の医療の確保に関する法律）

<実施状況>

(令和4年度*)

健診区分	対象者数	受診者数	健診結果(人)	
			特定保健指導対象者	
特定健康診査 (国民健康保険)	54,404	19,385	1,837	

※ 令和5年5月末現在。(令和4年度の実績は、令和5年10月末に国へ実績報告する時点で確定する)

(3) 長寿(後期高齢者)健康診査(高齢者医療保険課 35-3994)

西宮市の後期高齢者医療制度加入者を対象に、病気の早期発見および重症化予防により生活の質を維持するため、長寿(後期高齢者)健康診査を実施しています。

(関係法令 高齢者の医療の確保に関する法律)

<実施状況>

(令和4年度)

健診区分	受診者数*	健診結果(人)		
		異常なし	要指導	要精検・医療
長寿健康診査	22,103	519	17,490	4,094

*平成25年度より実施している人間ドック受診費用助成者数を含む。

(4) 長寿歯科健康診査(高齢者医療保険課 35-3994)

75歳・80歳の後期高齢者医療制度加入者を対象に、問診、口腔内診療(咀嚼・嚥下機能を含む)、結果説明及び歯科保健指導を指定の歯科医院で実施しています。

令和4年度は、コロナ禍で受診率の低かった令和2年度の対象者のうち当該年度中に受診しなかった人(77歳・82歳)も対象者としています。(令和4年度の実績は1,777人)

5. 各種がん検診等(健康増進課 35-3127)

<各種がん検診等の実施状況>

(令和4年度)

検診区分	対象者	検診内容	受診者数(人)
胃がん(バリウム)検診	40歳以上	胃部X線検査	4,393
胃がん(内視鏡)検診	50歳以上の偶数歳	胃内視鏡検査	803
肺がん・結核検診	40歳以上	胸部X線検査。ハイリスク者に喀痰検査。	7,590
大腸がん検診	40歳以上	便潜血反応検査	12,788
子宮頸がん検診	20歳以上の偶数歳 女性	細胞診	6,658
乳がん検診	40歳以上の偶数歳 女性	乳房X線検査(マンモグラフィ)	6,285
骨粗しょう症検診	30歳以上 女性	超音波による骨密度測定	1,807
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に市の肝炎ウイルス検査を受けていない方	血液検査(B型及びC型肝炎ウイルス)	4,592
歯周疾患検診	40歳・50歳・60歳・70歳	口腔内診察、歯科保健指導	1,729
前立腺がん検診	50歳以上 男性	血液検査(PSA検査)	2,351

(関係法令 健康増進法) ※前立腺がん検診は除く

6. 機能回復訓練（リハビリセンター 34-1015）

病院での治療が終了し、引き続き家庭においてリハビリ訓練を必要とする 15 歳（高校 1 年生）以上の「身体障害者手帳」を持つ人を対象に、医師の判定のもと、理学療法・作業療法・言語療法を実施しています。

〈利用状況〉 (人)

年度	区分	判定	理学療法	作業療法	言語療法	装具
	R3	58	5,795	4,765	1,942	56
	R4	179	5,954	4,796	1,829	78

7. 訪問指導（地域保健課 35-3310）

生活習慣病等、健康管理上訪問指導が必要な方に保健師等が訪問し、健康に関する相談等に応じています。

〈実施状況〉

年度	区分	訪問実人数（人）	訪問延べ回数（回）
	R3	155	598
	R4	156	613

8. 健康ポイント事業（健康増進課 26-3667）

高齢者の健康増進、介護予防及び健康寿命の延伸のため、70 歳以上（令和 5 年 10 月から 65 歳以上）の人を対象に、活動量計等及びスマートフォンアプリを使用して計測した歩数や各種イベント参加等に応じてポイントを付与しています。獲得したポイントは、商品券などの賞品に交換することができます。

令和 5 年 3 月末の参加人数 6,283 人

9. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（フレイル対策）（健康増進課 26-3157）

令和 4 年度より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）の両方を一体的に実施しています。

(1) 個別的支援（ハイリスクアプローチ）

長寿健康診査の結果等より、生活習慣病の重症化や低栄養のリスクがある医療機関未受診の方を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による保健指導を実施しています。

令和 4 年度 保健指導実施者数 132 人

(2) 通いの場等への積極的な支援（ポピュレーションアプローチ）

高齢者の集まる通いの場や市が主催するフレイル予防教室等において、高齢者の質問票を用いてフレイルチェック、フレイル予防に関する健康教育、健康相談を実施しています。

令和 4 年度 実施箇所 65 か所 参加者数 1,367 人

（関係法令 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律）

(介護予防等)

1. 西宮いきいき体操（運動・口腔・栄養）（健康増進課 35-3294）

老人クラブなど高齢者が集まる場を活用し、高齢者のための筋力アップを目的とした「西宮いきいき体操」の普及や「西宮いきいき体操」に取り組むグループの立ち上げと活動の支援、介護予防サポーターの養成を行っています。

（関係法令 「西宮いきいき体操」実施要綱 平成18年4月1日実施 平成30年4月1日改正）

(1) 普及啓発

西宮いきいき体操の普及を図る講座や健康づくりや介護予防に関する正しい知識・情報の提供を行っています。

(2) グループ支援

西宮いきいき体操に自主的に取り組むグループの立ち上げと、活動の支援を行っています。

年度	グループ数	実施回数	参加実人数	参加延人数
R3	254	5,090	7,212	64,510
R4	253	12,122	7,168	161,516

※246グループが口腔体操に取り組んでいます。

(3) 介護予防サポーター養成講座

健康づくりに関する知識・技術を身につけ、自らの健康づくりを実施するとともに、介護予防サポーターとして住み慣れた地域において高齢者の健康づくり・介護予防に関する取り組みや支援が自主的にできる人材を養成することを目的に介護予防サポーター養成講座を開催しています。

年度	実施回数	修了者数	修了者数（累計）
R3※	0	0	2,445
R4	3	159	2,604

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止しています。

2. 共生型地域交流拠点（地域共生推進課 35-3286）

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰もが参加することができる地域福祉活動の展開を目的とした、共生型地域交流拠点の開設および運営時の補助を行います。

（関係法令 西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業実施要綱 平成30年4月1日実施 令和4年4月1日改正）

	開設箇所数（箇所）	延参加者数（人）
R3	6	17,499
R4	7	36,333

3 在宅等での生活を支えるために

(介護保険制度の運営)

1. 保険者と被保険者 (高齢介護課 35-3314)

介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても住みなれた住まいや地域で、自立した生活が送れるよう高齢者の介護を社会全体で支える制度です。自己責任と社会的連帯の精神に基づき、40歳以上の国民で公平に負担する仕組みとなっています。

介護保険制度は各市町村が保険者となって制度を運営し、国や県、医療保険者などが重層的に支えあう構造となっています。国や県は財政負担を行うほか、市の制度運営を支援します。

被保険者は、市内に住む40歳以上の人を対象となります。被保険者は年齢により第1号被保険者と第2号被保険者に分けられ、給付(サービス)を受ける条件や保険料の算定・納付方法が異なります。

- ・ 第1号被保険者：65歳以上の人
- ・ 第2号被保険者：40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(1) 被保険者の対象区分

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
介護保険給付(サービス)を受けることができる人	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護者：心身の障害などにより日常生活での基本動作について常時介護を要すると見込まれる状態であると認定された人 ●要支援者：常時の介護までは必要ないが、家事や身支度など日常生活に支援が必要な状態であると認定された人 	脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気による要介護者・要支援者
保険料	所得段階別定額保険料	<ul style="list-style-type: none"> ●健保：標準報酬×介護保険料率(事業者負担あり) ●国保：所得割、均等割に按分(国庫負担あり)
納付・徴収方法	年金額が年18万円以上の方は年金からの天引き、それ以外の方は普通徴収により市が徴収	医療保険者が医療保険の保険料に介護保険の保険料を上乗せして、医療保険料と一緒に徴収

(2) 被保険者数(第1号被保険者)

(年度末現在)

年度	人口(人)	被保険者数(人)
R3	482,204	118,128
R4	482,226	118,567

2. 保険料の状況（高齢介護課 35-3313）

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、市の介護サービスの水準に応じて決まる基準額をもとに所得等に応じて算出します。

（単位：円）

保険料賦課期日		4月1日
保 険 料 率	令和2年度～令和5年度	
	保 険 料 段 階	保 険 料 額
	第1段階（基準額×0.3）	20,200
	第2段階（基準額×0.5）	33,600
	第3段階（基準額×0.7）	47,100
	第4段階（基準額×0.875）	58,800
	第5段階（基準額）	67,200
	第6段階（基準額×1.125）	75,600
	第7段階（基準額×1.20）	80,600
	第8段階（基準額×1.45）	97,400
	第9段階（基準額×1.55）	104,200
	第10段階（基準額×1.70）	114,200
	第11段階（基準額×1.85）	124,300
	第12段階（基準額×2.00）	134,400
	第13段階（基準額×2.15）	144,500
第14段階（基準額×2.30）	154,600	

※第1段階から3段階は、低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業による軽減後の額を記載

3. 要介護・要支援の認定（高齢介護課 35-3133）

被保険者が介護保険のサービスを受けるには、まず、市に対して要介護認定の申請を行う必要があります。市は申請の受付後、以下①～④の手順で手続きを行い、「要介護」又は「要支援」と認定された被保険者は、介護が必要な程度に応じたサービスを利用できます。

- ①主治医に対し「主治医意見書」の提出を依頼
- ②市の職員等が被保険者の心身の状況などを調査
- ③主治医の意見、調査結果等を基に市が設置する介護認定審査会に対し、審査・判定を依頼
- ④介護認定審査会の判定に基づき認定結果を通知

＜要介護認定者数＞

（令和4年度末）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
4,492	4,002	4,462	3,361	2,994	2,475	1,824	23,610
19.0%	17.0%	18.9%	14.2%	12.7%	10.5%	7.7%	100%

(介護サービス) 介護サービスの種類

区分	サービス内容		給付割合	利用状況
居宅サービス	訪問通所サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）・予防専門型訪問サービス ・家事援助限定型訪問サービス 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 訪問看護・介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 通所介護（デイサービス）・予防専門型通所サービス 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション	9割※	80頁参照
		短期入所サービス		
	その他のサービス	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	9割※ (償還払)	
		特定福祉用具購入（1年度につき上限10万円） 住宅改修（利用限度額20万円）		
		居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	10割	
施設サービス	介護老人保健施設（老人保健施設）・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護療養型医療施設（療養病床等）・介護医療院		9割※	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		9割※	

※一定以上所得者は8割または7割

区分	負担限度額（日額）							
	食費	居住費・滞在費				ユニット型個室的多床室	ユニット型個室	
		多床室	従来型個室					
特養	老健・療養型							
特定入所者介護サービス費	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	年金収入金額＋その他の合計所得金額が120万円超	1,360円 (1,300円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

特定 入所者介護 サービス費	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	年金収入金額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下	650円 (1,000円)	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	年金収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下	390円 (600円)	370円	420円	490円	490円	820円
	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税非課税で、預貯金等の合計が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下	老齢福祉年金受給者	300円	0円	320円	490円	490円	820円
	生活保護受給者		300円	0円	320円	490円	490円	820円

※短期入所サービス（ショートステイ）を使用した場合、食費の負担限度額は（ ）内の金額。

※年金収入額には、老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

※その他の合計所得金額は譲渡所得に係る特別控除額を除きます。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。

高額介護 サービス費	区 分		自己負担上限額（月額）
	課税所得が690万円以上（年収約1,160万円以上）の第1号被保険者がいる世帯		（世帯）140,100円
	課税所得が380万円以上690万円未満（年収が約770万円～約1,160万円未満）の第1号被保険者がいる世帯		（世帯）93,000円
	課税所得が145万円以上380万円未満（年収が約383万円～約770万円未満）の第1号被保険者がいる世帯		（世帯）44,400円
	一般世帯（上記以外の市民税課税者がいる世帯）		（世帯）44,400円
	世帯全員が市民税非課税		（世帯）24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者 		（個人）15,000円	

※その他の合計所得金額は譲渡所得に係る特別控除額を除きます。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用います。

高額医療会算介護サービス費	国民健康保険又は被用者保険（70歳未満）		国民健康保険又は被用者保険（70歳～74歳） 後期高齢者医療制度	
	区分 (基礎控除後の総所得金額等)	自己負担上限額 (年額)	区分	自己負担上限額 (年額)
	901万円超	2,120,000円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
	600万円超 901万円以下	1,410,000円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
	210万円超 600万円以下	670,000円	現役並み所得者Ⅰ	670,000円
	210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	600,000円	一般	560,000円
	住民税非課税世帯	340,000円	低所得者Ⅱ	310,000円
		低所得者Ⅰ	190,000円	

(介護サービス)

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話をを行います。

2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴車が家庭を訪問して、入浴介護を行います。

3. 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師・保健師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

専門家が家庭を訪問して、理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理や指導を行います。

6. 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。

7. 通所リハビリテーション（デイケア）・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設・病院・診療所で、理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

8. 短期入所生活介護（ショートステイ）・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期入所して、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

9. 短期入所療養介護（ショートステイ）・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設・病院・診療所などの医療施設に短期入所して、看護、医学的管理下の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

10. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。

1 1. 特定福祉用具購入費の支給

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具を購入した場合に購入費（1年度につき上限10万円）の9割～7割を支給します。

1 2. 住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消など、一定の小規模な住宅改修を行った場合に改修費（上限20万円）の9割～7割を支給します。（県の住宅改修助成事業もあわせて利用できる場合があります。）

1 3. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどの施設が、その入所者に対して、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

1 4. 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護（介護予防）サービス計画を作成します。

1 5. 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護に加え、利用者の求めに応じて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話をします。

1 6. 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。

1 7. 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

1 8. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。

1 9. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の高齢者が共同生活を営む住居において、介護スタッフが入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

2 0. 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設が、その利用者に対して、ケアプランに基づいて入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行います。

2 1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設での施設サービスです。

2 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間対応で行います。

2 3. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。

2.4. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

2.5. 介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定していて、入院・治療をする必要はないが、リハビリや看護・介護の必要な要介護者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

2.6. 介護療養型医療施設（療養病床を持つ病院・診療所等）

病状が安定期にある長期療養患者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護などの世話、機能訓練その他必要な医療を行います。

2.7. 介護医療院

長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行います。

<介護（介護予防）サービスの利用状況>

（各年度の3月利用～2月利用の件数）

事業名	R3	R4	事業名	R3	R4
訪問介護	61,238	61,584	定期巡回・随時対応型訪問介護・看護	2,218	2,578
訪問入浴介護	3,375	3,426	夜間対応型訪問介護	23	72
訪問看護	51,814	54,867	地域密着型通所介護	21,457	23,638
訪問リハビリテーション	6,839	7,051	認知症対応型通所介護	2,369	2,379
居宅療養管理指導	94,813	102,867	小規模多機能型居宅介護	1,053	1,111
通所介護	34,674	36,371	認知症対応型共同生活介護	4,395	4,640
通所リハビリテーション	20,000	20,447	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
短期入所サービス	10,265	11,203	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	591	800
福祉用具貸与	112,430	117,993	複合型サービス	43	252
福祉用具購入費	2,136	2,177	介護老人福祉施設	19,052	19,553
住宅改修費	1,475	1,450	介護老人保健施設	9,687	9,372
特定施設入居者生活介護	15,681	16,601	介護療養型医療施設	360	118
居宅介護支援	152,729	158,607	介護医療院	533	776

※件数は1月毎（1月に複数回利用しても1件）に集計したものを12カ月合算したものです。

<介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスの利用状況>

（各年度の3月利用～2月利用の件数）

サービス内容	年度	R3	R4
訪問型サービス （予防専門型訪問サービス・家事援助限定型訪問サービス）		28,332	27,522
予防専門型通所サービス		25,621	27,545
介護予防ケアマネジメント		23,824	23,446

(介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス)

1. 予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーが要支援者・事業対象者の家庭を訪問して、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話をを行います。

2. 家事援助限定型訪問サービス

介護予防・生活支援員が要支援者・事業対象者の家庭を訪問して、掃除・洗濯・買い物などの家事の援助を行います。

3. 予防専門型通所サービス

デイサービスセンターなどで要支援者・事業対象者を対象として、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を行います。

4. 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアプランを作成します。

(その他の事業)

1. 介護用品の支給 (高齢介護課 35-3077)

介護保険の要介護度が4または5に認定された常に失禁状態にあり、おむつの使用が適切と認められる在宅の高齢者等を介護する家族であって、要介護者と介護している方それぞれの世帯全員が市民税非課税の場合、紙おむつなどの介護用品を支給しています(助成上限額 6,500 円を超えた金額は利用者負担)。

(関係法令 西宮市介護用品支給事業実施要綱 平成13年4月1日実施 令和5年4月1日改正)
(年度末現在:人)

年度	区分	利用人員(人)	支給品目・数量(延パック数)		
			紙おむつ	尿取りパッド	その他
R3		147	2,067	4,965	2,879
R4		147	2,232	4,571	3,047

2. 認知症高齢者等位置探索サービス事業 (地域共生推進課 35-3286)

65歳以上の認知症等により行方不明となる可能性がある高齢者等(介護保険の要支援及び要介護と認定された第2号被保険者を含む)を介護している方に対し「位置検索システム専用端末機(GPS 端末機)」を貸し出し、早期発見と安全の確保に役立て、家族等の負担の軽減を図っています。

基本使用料(市民税非課税世帯は免除)、位置情報検索料等は自己負担になります。

(関係法令 西宮市認知症高齢者等位置探索サービス事業実施要綱 平成13年1月10日実施 令和5年4月1日改正)

<実施状況>

(人)

年度	年度末登録者数
R3	49
R4	49

3. 成年後見制度利用支援事業（生活支援課 35-3175）

日常生活を営むのに支障がある人等で、身寄りがなく成年後見制度を利用するための申立を行う者がいない人に対し、市長による審判の申立を行います。また、申立に要する経費や後見人などの報酬の全部、又は一部を助成します。

（関係法令 西宮市成年後見制度利用支援事業 市長申立に関する取扱要綱 平成14年3月1日実施 令和4年2月1日改正
西宮市成年後見制度利用支援事業 申立に係る費用及び後見人等の報酬助成実施要綱 平成14年4月1日実施 令和4年2月1日改正）

(1) 対象者 認知症高齢者、知的障害もしくは精神障害のある人で、配偶者や四親等内の親族がいない人など

(2) 実施状況

年度	区分	申立件数（件）
R3		7
R4		23

4. 家族介護慰労金（高齢介護課 35-3077）

常に介護を必要とする介護保険の要介護度が4または5に認定された市民税非課税世帯に属する在宅高齢者等で過去1年間介護保険のサービスを利用していない（年7日以内のショートステイを除く）人を介護している家族に家族介護慰労金を支給しています。ただし、介護手当（障害）との併給はできません。（関係法令 西宮市家族介護慰労金支給要綱 平成13年4月1日実施 平成30年10月1日改正）

(1) 支給金額 年額 12万円

(2) 支給状況

年度	区分	支給者数（人）	支給金額（千円）
R3		1	120
R4		2	240

5. 日常生活用具の給付・貸与（高齢介護課 35-3077）

当該年度に65歳以上となる認知症等により防火の配慮が必要な在宅の高齢者世帯及びひとり暮らしの高齢者（介護保険の要支援及び要介護と認定された2号被保険者を含む）に、電磁調理器などを給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図っています。市民税額等により経費の一部負担があります。

（関係法令 西宮市老人日常生活用具給付等事業実施要綱 平成2年4月1日実施 平成30年4月1日改正）

(1) 用具の種類

ア 給付品 火災警報器、自動消火器、電磁調理器

イ 貸与品 福祉電話（福祉電話の新規貸与は平成25年度末をもって終了）

(2) 給付・貸与状況

ア 給付品 火災警報器、自動消火器、電磁調理器

イ 貸与品 福祉電話（福祉電話の新規貸与は平成25年度末をもって終了）

< 給付状況 >

(件)

年度	電磁調理器	火災警報器	自動消火器	計
R3	6	1	0	7
R4	7	2	1	10

＜福祉電話保有・貸与状況＞ ※平成 26 年度より新規の貸与は取りやめています (件)

年度	保有状況	貸与状況		
		貸与	返還	年度末現在
R3	104	-	1	2
R4	104	-	1	1

6. 見守りホットライン事業（障・老）（地域共生推進課 35-3286）

在宅での生活が不安な高齢者・障害者世帯等に、緊急時に通報する機器を貸与しております。緊急時にボタンを押すと、24 時間対応の受信センターにつながり、そこより消防署等の関係機関に連絡を行い、また市が委託している業者の出動員が駆け付け等の対応を行います。加えて 24 時間対応の健康相談や月に 1 回のお元気コール（安否確認連絡）も行います。

（関係法令 西宮市見守りホットライン事業実施要綱 令和元年 10 月 1 日実施 令和 5 年 4 月 1 日改正）
 ＜設置状況＞

年度	区分	設置台数	移行者数	撤去台数	年度末設置台数
R3		93	4	45	328
R4		150	14	61	431

（緊急通報救助事業）

在宅での生活が不安な高齢者・障害者世帯等に、緊急時に通報する機器を貸与しています。緊急時にボタンを押すと、24 時間対応の受信センターにつながり、そこより消防署等の関係機関や西宮市福祉協力員をはじめとする地域の協力体制によって、救援の手がさしのべられます。令和元年 10 月 1 日より、内容を拡充し、見守りホットライン事業へ変更しました。

（関係法令 西宮市緊急通報救助事業実施要綱 昭和 63 年 6 月 1 日実施 平成 30 年 4 月 1 日改正）

＜設置状況＞

年度	区分	設置台数	移行者数	撤去台数	年度末設置数
R3		0	4	46	313
R4		0	14	71	228

7. 住宅改造助成（特別型）（高齢介護課 35-3048）

在宅の介護を要する高齢者の日常生活動作の増進を図るため、居宅の改造工事に対して助成しています。ただし、一定の所得以上の方は利用できません。場合により、簡易耐震診断を受ける必要があります。（関係法令 西宮市人生いきいき住宅改造助成事業実施要綱 平成 8 年 7 月 1 日実施 令和 4 年 4 月 1 日改正）

(1) 制度の概要

- ア 対象者 介護保険の要支援認定又は要介護認定を受けた者
 ※ただし、生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が 8,000,000 円を超える世帯及び生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が 6,000,000 円を超える世帯を除く
- イ 対象工事 居宅内の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の住宅改造工事で、住まいの住宅改良相談員等が必要と認めた工事（住宅の新築・維持補修工事を除く）
- ウ 助成額 助成限度額は住宅改修費（世帯で対象となる全員分）と合わせて 100 万円（簡易耐震診断の助成金を含む）課税状況に応じて対象工事費に対する助成率が決められています。
- エ 助成回数 原則として世帯で 1 回

(2) 助成率

	階層	世帯階層区分	助成率
住宅改造・特別型	B	・生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	3/3
	C	・生計中心者が当該年分市町村民税非課税の世帯	9/10
	D	・生計中心者が前年分所得税非課税で 当該年度分市町村民税均等割のみ課税の世帯	9/10
	E	・生計中心者が前年分所得税非課税で当該 年度分市町村民税所得割及び均等割課税の世帯	2/3
	F	・生計中心者が前年分所得税課税で、所得税額が 7万円以下の世帯	1/2
	G	・生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世 帯	1/3

(3) 対象者の身体状況

(人)

区分 年度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	計
R3	22	12	10	7	3	20	18	92
R4	10	14	5	9	4	32	27	101

8. 福祉タクシーの派遣（高齢介護課 35-3077）

一般の交通機関を利用することが困難な在宅の65歳以上の高齢者に対し、自宅と病院等の間を福祉タクシーで移動した際のタクシー料金を助成する「福祉タクシー利用券」を交付します（要申請）。利用券は「定額制」と「予約制」の2種類あります。「定額制」は対象が要介護3～5の方で利用券1枚500円で年間72枚を限度とし、「予約制」は対象が要介護4または5の方でタクシー料金の9割（助成限度額あり）を市が助成、利用券は年間48枚を限度とし、利用の際にはタクシー会社に直接連絡していただきます。

（関係法令 西宮市予約制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成15年10月1日実施 令和3年4月1日改正）

（関係法令 西宮市定額制福祉タクシー派遣事業運営要綱 平成15年10月1日実施 令和3年4月1日改正）

<実施状況>

(登録者数は年度末現在)

年度	区分	登録者数 (人)	派遣回数 (回)
R3		1,151	23,649
R4		1,183	25,793

※登録者数及び派遣回数は、「定額制」と「予約制」の合計

9. 車いすバンク（高齢介護課 35-3199）

介護保険の対象とならない人が、病気の回復期など一時的に自宅で必要とされる車いすを2カ月間無料で貸与しています。本庁・各支所・各地域包括支援センターに配置しています。なお、総合福祉センター(33-5501)でも無料で貸与しています。

（関係法令 西宮市車いすバンク事業実施要綱 昭和56年1月5日実施 平成29年4月1日改正）

年度	貸出件数
R3	347
R4	438

10. 認知症地域ケア推進事業（地域共生推進課 35-3286）

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして「認知症地域支援推進員」の配置をはじめ、地域における支援体制の構築を図ります。

（関係法令 西宮市認知症地域ケア推進事業実施要綱 平成21年11月1日実施 平成27年4月1日改正）

（関係法令 西宮市認知症SOSメール配信事業実施要綱 平成28年8月1日実施）

<事業の概要>

(1) 認知症サポーター養成講座

地域や学校、職場など様々な集まりを通じて多くの人を対象に講座を開催しています。

認知症に関する正しい理解を広く普及し、認知症の人やその家族を見守る『応援者』となる認知症サポーターを養成します。

年度	実施回数	修了者数	修了者（累計）
R3	41	1,035	29,129
R4	80	2,365	31,494

(2) 認知症の人を支援する関係者間の連携

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の認知症専門医療機関、介護サービス事業者や認知症サポーターなどと連携を図ります。

(3) 地域の実情に応じた、認知症の人や家族への支援事業の実施

交流会・研修会・講演会等の開催や、認知症カフェ等の開設支援を行います。

(4) 認知症SOSメール配信

認知症などにより行方不明となるおそれのある方の写真・氏名等を事前に登録し、行方不明が発生した際に捜索協力者へ電子メールで情報提供を行うことで、いち早く発見・保護につなげます。

	登録者（対象者）数	捜索協力者数
R3	136	1,219
R4	184	1,531

11. みみより広場事業（健康増進課 26-3157）

おおむね65歳以上で会場まで通える高齢者を対象に、生活の質の向上を図る観点から、外出の機会を確保し、介護予防や健康または日常生活上の必要な情報等を提供するとともに、高齢者相互の交流の場として市内の公衆浴場や、公民館または地域の集会所等で各講座を行っています。

（関係法令 西宮すみみより広場事業実施要綱 平成21年4月1日実施 令和4年9月1日改正）

12. 養護老人ホーム（生活支援課 35-3175）

介護の必要のないおおむね65歳以上の高齢者が、環境上の理由や経済的理由などにより居宅において養護を受けることが困難な場合に入所できる施設です。入所するには、福祉事務所の許可が必要です。市内には、市立寿園（定員50人）があります。

<養護老人ホーム措置状況>

（年度末現在：人）

年度	区分	開廃者数		年度末措置者		
		措置	廃止	寿園	その他	計
R3		2	2	16	5	21
R4		4	2	18	5	23

<養護老人ホーム入所措置者数>

(人)

施設名	措置者数		所在地	施設名	措置者数		所在地
	R3	R4			R3	R4	
寿 園	16	18	西宮市	* 五 色 園	2	1	洲本市
神戸老人ホーム住吉苑	0	0	神戸市	* 千 山 荘	1	1	神戸市
神 港 園	0	1	神戸市	* 慈 母 園	0	0	高取町
五 輪 荘	0	0	丹波市	和 寿 園	1	1	篠山市
長 安 寮	0	0	尼崎市	四 条 曙 荘	1	1	四条曙市
満 寿 荘	0	0	川西市	悲 田 院	0	0	羽曳野市
計					21	23	

(注) *は盲養護老人ホーム

<入所判定委員会>

年度	区分	開催回数	取扱件数	要措置判定件数	措置不可判定件数
	R3	2	2	2	0
	R4	4	4	4	0

1 3. 軽費老人ホーム（ケアハウス）事務費補助事業（福祉のまちづくり課 35-3135）

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、60歳以上の高齢者（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）が、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅で生活することが困難な場合に比較的 low な料金で入所できる施設です。入所する利用者の負担軽減を目的に、施設が軽費老人ホームの運営に要する費用のうちの一部を減免した場合に、減免した経費を市が補助することにより、軽費老人ホームが円滑な施設運営を行えるよう支援しています。なお、入所手続きは、施設で直接行います。（135P）

1 4. 都市型ケアハウス等居住費利用者負担軽減補助事業（福祉のまちづくり課 35-3135）

都市型軽費老人ホーム（ケアハウス愛和、ケアハウスローズガーデン甲子園）に low な料金で入所することができるよう、施設が入所者の収入に応じて居住費の一部を減免した場合に、減免した経費を市が補助する事業を行っています。

また、公募整備したサービス付き高齢者向け住宅（ロイヤルウエスト甲子園）に low な料金で入居することができるよう、施設が入居者の収入に応じて利用料の一部を減免した場合に、減免した経費を市が補助する事業を行っています。

1 5. 介護予防・生活支援員の養成（福祉のまちづくり課 35-3135）

介護人材の裾野の拡大を目的とし、要支援1・2、事業対象者の人を対象として家事の援助のみを行う家事援助限定型訪問サービスの担い手「介護予防・生活支援員」の養成研修を行っています。

<実施状況>

(年度末現在)

年度	区分	開催回数	修了者数
	R3	4	95
	R4	4	115

(関係法令 西宮市介護予防・生活支援員養成研修実施要綱 平成28年10月20日実施令和元年5月1日改正)

4 住み慣れた地域で安心して生活するために

(地域安心拠点づくり)

1. 保健福祉センター

住民の身近な地域で、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の保健サービスや、保健・福祉サービスにかかる総合相談を行います。また、精神保健事業、難病保健事業等における各種申請窓口も行います。保健、医療、福祉の連携強化と生涯にわたる健康づくりを推進していきます。

<設置場所>

保健福祉センターの名称	所在地	電話番号
中央保健福祉センター	染殿町 8-3 西宮健康開発センター 1 階	35-3310
鳴尾保健福祉センター	鳴尾町 3-5-14 鳴尾支所 2 階	42-6630
北口保健福祉センター	北口町 1-1 アクタ西宮西館 5 階	64-5097
塩瀬保健福祉センター	名塩新町 1 塩瀬センター1 階	0797-61-1766
山口保健福祉センター	山口町下山口 4-1-8 山口センター2 階	078-904-3160

2. 地域包括支援センター（西宮市高齢者あんしん窓口）（福祉のまちづくり課 35-3079）

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活が継続できるように、総合的な相談に応じ、介護予防に関するケアマネジメントをはじめ地域にある様々な社会資源を利用して総合的支援を行います。また、高齢者の人権や財産を守る権利擁護や、虐待の早期発見・防止について支援します。

<設置場所>

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

地域包括支援センターの名称	所在地	電話
安井地域包括支援センター	西宮市城ヶ堀町 1 番 39 号	37-1870
今津南地域包括支援センター	西宮市今津巽町 7 番 10 号	32-1702
浜脇地域包括支援センター	西宮市久保町 14 番 12 号	35-2440
西宮浜地域包括支援センター	西宮市西宮浜 3 丁目 7 番 7 号	32-6064
小松地域包括支援センター	西宮市小松北町 2 丁目 8 番 1 号	45-7810
高須地域包括支援センター	西宮市高須町 1 丁目 7 番 91 号	44-4505
浜甲子園地域包括支援センター	西宮市枝川町 17 番 40 号	42-3530
上甲子園地域包括支援センター	西宮市上甲子園 5 丁目 7 番 21 号	38-6031
深津地域包括支援センター	西宮市芦原町 1 番 20 号	64-0050
瓦木地域包括支援センター	西宮市林田町 7 番 17 号	68-2702
甲山地域包括支援センター	西宮市石劔町 19 番 13 号	71-9904
甲武地域包括支援センター	西宮市段上町 6 丁目 24 番 1 号	54-8883
甲東地域包括支援センター	西宮市上甲東園 2 丁目 11 番 60 号	57-5280
塩瀬地域包括支援センター	西宮市名塩さくら台 2 丁目 44	0797-63-3320
山口地域包括支援センター	西宮市山口町上山口 4 丁目 26 番 14 号	078-903-0525

(関係法令 介護保険法、西宮市地域包括支援センター運営事業実施要綱 平成 18 年 4 月 1 日実施平成 29 年 4 月 1 日改正)

<活動状況>

区分 年度	施設区分	相談実人員		相談延人員		地域活動の 開催・参加数
		相談人数	うち訪問相談	相談人数	うち訪問相談	
R3	安井	1,830	473	2,802	743	27
	今津南	836	378	881	387	29
	浜脇	996	294	1,052	299	38
	西宮浜	169	30	179	30	7
	小松	850	177	948	197	37
	高須	1,192	223	1,361	225	26
	浜甲子園	1,307	363	1,466	414	22
	上甲子園	1,187	261	1,339	303	43
	深津	848	136	859	137	60
	瓦木	1,011	377	1,133	398	58
	甲山	1,130	322	1,414	474	47
	甲武	682	180	735	183	22
	甲東	1,981	372	2,578	393	81
	塩瀬	1,208	168	1,323	175	24
山口	487	96	491	96	23	
R4	安井	1,759	488	2,493	732	56
	今津南	832	360	959	418	99
	浜脇	968	273	1,033	275	80
	西宮浜	244	59	260	61	52
	小松	1,099	239	1,265	286	68
	高須	1,378	297	1,536	315	62
	浜甲子園	1,318	403	1,436	440	88
	上甲子園	1,267	213	1,409	252	71
	深津	1,168	150	1,192	150	155
	瓦木	1,293	366	1,369	373	96
	甲山	1,156	315	1,367	425	102
	甲武	751	191	796	197	74
	甲東	2,203	390	2,981	405	152
	塩瀬	1,300	195	1,429	199	59
山口	484	122	488	123	61	

3. 地区ボランティアセンター（社会福祉協議会 地域福祉課 23-1140）

西宮市社会福祉協議会の地区社会福祉協議会が主体となり、地域の安心拠点として地区ボランティアセンターを開設し、福祉や地域活動に関する相談や情報提供を行うとともに、住民の支えあい活動の拡充を進めています。（110P）

4. 在宅療養相談支援センター（福祉のまちづくり課 35-3292）

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口として、在宅療養相談支援センターを設置し、医療、介護関係者に対して在宅療養の総合的な支援を実施しています。

＜設置場所＞ (令和5年6月1日現在)

在宅療養相談支援センターの名称	所在地	電話番号
中央在宅療養相談支援センター	室川町 11-23	0798-75-1517
鳴尾在宅療養相談支援センター	上鳴尾町 5-13	0798-61-2855
瓦木在宅療養相談支援センター	津門呉羽町 8-25	0798-32-5322
甲東・甲陽園在宅療養相談支援センター	上ヶ原十番町 1-85	0798-52-2110
北部在宅療養相談支援センター	塩瀬町生瀬 1281-5	0797-84-2061

（関係法令 介護保険法、西宮市在宅療養相談支援センター運営事業実施要綱 平成27年8月1日実施 令和4年4月1日改正）

（権利擁護の確立）

1. 高齢者・障害者権利擁護支援センター

高齢者、障害のある方の成年後見制度利用などの権利擁護に関する専門相談・支援や普及啓発を目的に、高齢者・障害者権利擁護支援センターを総合福祉センター内に設置。弁護士や司法書士と、福祉職の相談員による予約制の専門相談会を定期的に開催するほか、権利擁護に関する研修会や講演会などを実施します。

（関係法令 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱 平成31年4月1日改正）

＜住所＞ 西宮市染殿町8-17 総合福祉センター3階 <電話番号> 37-0024

2. 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）（社会福祉協議会 暮らし相談支援課 37-0023）

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安のある方を対象に、その方たちが地域で安心して生活できるよう、契約に基づき適切な福祉サービスの利用を援助します。また、それに伴う日常的な金銭管理の支援などを行います。（107P）

3. 高齢者虐待相談窓口の設置（生活支援課 35-3175）

高齢者虐待相談窓口を設置しています。相談の内容に応じ関係機関並びに地域包括支援センターと連携し、高齢者及び養護者の援助内容を検討し、支援を行います。

（関係法令 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

福祉のまちづくりを促進するために

(高齢者等にやさしいまちづくり)

1. 福祉のまちづくり (福祉のまちづくり課 35-3050)

市関係施設をはじめ不特定多数の市民が利用する特定施設(鉄道の駅舎・社会福祉施設等)を市民の誰もが安心して利用できる施設とするために、平成7年度より西宮市福祉のまちづくり要綱を制定し、整備の促進に努めてきました。

平成22年12月に兵庫県福祉のまちづくり条例が改正され、特定施設に対する整備基準の義務付けをより明確化するなどの対応が行われたことに伴い、要綱を廃止することにしました。今後は県条例に基づき福祉のまちづくりの整備を図っていきます。

(関係法令 兵庫県福祉のまちづくり条例 平成30年3月22日条例改正 令和3年12月27日施行規則改正)

低所得者福祉

1. 生活保護

- 1 生活保護法による保障 (94P)

2. 低所得者対策

- 1 中国残留邦人等支援給付 (96P)
- 2 生活困窮者自立支援制度 (97P)

1 生活保護

1. 生活保護法による保障（厚生課 35-3056・3139）

生活保護は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、自立した生活が送れるよう支援することを目的とした公的扶助制度です。

資産、扶養義務者からの援助、他法・他施策等を活用しても、収入が国の定める最低生活費に満たない状態にある世帯に、申請に基づき、困窮の程度に応じて扶助します。（関係法令 生活保護法）

(1) 保護の種類

保護は以下の8種類で、必要に応じて適用します。

- ア 生活扶助 衣食、光熱水費など日常の暮らしに必要な費用
- イ 住宅扶助 家賃、地代などの住宅に必要な費用
- ウ 教育扶助 学用品費・給食費など義務教育に伴う必要な費用
- エ 医療扶助 病気やけがの治療、施術に必要な費用
- オ 介護扶助 介護サービスに必要な費用
- カ 出産扶助 出産のために必要な費用
- キ 生業扶助 仕事をするために必要な資金や費用、高校就学に必要な費用
- ク 葬祭扶助 葬祭の執行に必要な費用

これらは、医療扶助・介護扶助を除き原則として現金給付されます。

(2) 保護措置状況

（各年度末現在）

年 度	推計 人口	相談件数		申請 件数	開始 件数	取下げ・ 却下件数	廃止 件数	被保護		保護率 (%)
		延件数	実件数					実世 帯数	実人員	
H30	486,768	1,482	801	515	481	46	524	5,925	7,967	1.64
R1	486,799	1,547	736	536	519	30	534	5,915	7,847	1.61
R2	485,092	1,524	1,015	589	571	31	491	5,984	7,847	1.62
R3	483,537	1,620	982	573	525	39	528	5,994	7,785	1.61
R4	483,559	1,806	1,127	667	631	38	541	6,083	7,809	1.61

(3) 施設入所の状況

（令和4年度末現在）

施 設 名	措置数（人）	所在地
ななくさ厚生院	20人	西宮市
三 恵 園	1人	能勢町
ひまわり苑	5人	神戸市
高槻温心寮	1人	高槻市
のぞみの家	1人	神戸市
ジョイガーデン	1人	姫路市
桃 李 園	1人	加東市
千 里 寮	1人	吹田市
計（8施設）	31人	

(4) 保護費支出状況

ア 保護費扶助別世帯数・人員及び金額

年 度	区 分	延世帯数(世帯)	延人員(人)	金 額(円)
R3	生 活 扶 助	63,434	82,599	4,236,718,368
	住 宅 扶 助	65,674	84,932	2,417,664,662
	教 育 扶 助	4,071	5,958	49,031,541
	介 護 扶 助	15,567	16,192	316,799,390
	医 療 扶 助	63,498	79,639	6,433,320,295
	出 産 扶 助	8	8	4,092,630
	生 業 扶 助	1,869	2,069	28,717,120
	葬 祭 扶 助	125	125	25,855,955
	施 設 事 務 費	465	465	95,394,590
	委 託 事 務 費	33	33	1,027,990
	就 労 自 立 給 付 金	29	40	1,546,591
	進 学 準 備 給 付 金	36	36	4,800,000
	合 計	214,809	272,096	13,614,969,132
R4	生 活 扶 助	63,916	82,535	4,251,274,585
	住 宅 扶 助	66,274	85,052	2,457,360,799
	教 育 扶 助	3,766	5,718	46,731,024
	介 護 扶 助	16,018	16,652	319,974,281
	医 療 扶 助	63,749	79,651	6,341,963,276
	出 産 扶 助	13	13	5,102,864
	生 業 扶 助	1,655	1,876	28,454,473
	葬 祭 扶 助	122	122	28,036,189
	施 設 事 務 費	447	447	92,150,184
	委 託 事 務 費	270	270	5,715,410
	就 労 自 立 給 付 金	45	50	2,384,898
	進 学 準 備 給 付 金	36	44	4,400,000
	合 計	216,311	272,430	13,583,547,983

イ 医療扶助費支出内訳

(令和4年度)

区 分	件 数	金 額 (円)
入 院	4,988	3,059,234,885
入 院 外	98,732	1,736,762,579
歯 科	17,543	339,450,497
調 剤	71,782	995,201,326
そ の 他	28,163	211,313,989
合 計	221,208	6,341,963,276

ウ 医療扶助審査員(嘱託医) 審査状況 令和4年度審査件数 28,331件

(5) 各市町等の保護率

(各年度末：%)

年 度	全 国	兵 庫 県	神 戸 市	市 部 平 均	郡 部 平 均
R1	1.64	1.87	2.95	1.52	0.44
R2	1.64	1.85	2.91	1.51	0.45
R3	1.63	1.84	2.85	1.51	0.46
R4	1.63	1.83	2.83	1.51	0.47

(注) 市部平均は、神戸市を除く。令和4年度全国は令和5年3月末現在

(6) 世帯の労働力類型別被保護世帯数

(令和4年度末現在)

区分 類型		現に保護を受けた世帯数								
		単身世帯				2人以上の世帯				
		高齢者世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	(再掲)医療扶助単給	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	(再掲)医療扶助単給
働いている世帯主が	常用勤労者	69	208	188	0	7	121	7	86	0
	日雇労働者	0	2	3	0	0	0	0	1	0
	内職者	2	6	1	0	0	0	0	0	0
	その他の就業者	1	6	7	0	2	1	0	4	0
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯						6	10	38	66	0
働いている者のいない世帯		2,611	1,237	533	123	216	196	156	246	1
計		2,683	1,459	732	123	231	328	201	403	1

(停止中を除く)

2 低所得者対策

1. 中国残留邦人等支援給付 (厚生課 35-3144)

中国残留邦人等の方々の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を補完する生活支援策として、従来の生活保護に代わる新たな支援給付(生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付等)を平成20年4月より行っています。

また、中国残留邦人等の方々の置かれている特別の事情に配慮するため、安心した生活が送れるよう支援することを目的に「支援相談員」及び「自立支援通訳」を配置し、地域生活支援の一環として日本語学習等への参加のための交通費等について支給を平成21年4月より行っています。

(関係法令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

(1) 支援給付費支出状況

年度	区分	延世帯数(世帯)	延人員(人)	金額(円)
R3	生活支援給付	67	79	5,560,730
	住宅支援給付	67	79	1,880,200
	医療支援給付	40	48	6,736,050
	介護支援給付	1	1	16,198
	合計	175	207	14,193,178
R4	生活支援給付	60	72	4,931,638
	住宅支援給付	60	72	1,720,800
	医療支援給付	40	48	6,919,578
	介護支援給付	0	0	0
	合計	160	192	13,572,016

(2) 日本語学習等への参加のための交通費等扶助費支出状況

年度	区分	支給件数 (通学回数)	金額(円)
R3	交通費	89	99,360
	教材費	0	0
	合計	89	99,360
R4	交通費	192	204,640
	教材費	2	1,380
	合計	194	206,020

2. 生活困窮者自立支援制度 (厚生課 35-3144)

失業や就職活動の行き詰まり等の事情で、経済的・社会的な困窮状態に陥っている方に対して、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより、困窮状態からの脱却を目的とする制度です。自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、学習支援事業を行っています。

(関係法令 生活困窮者自立支援法)

住居確保給付金

離職、自営業の廃止、又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行っています。

住居確保給付金支出状況

年度	支給件数(件)	金額(円)
R3	1,999	85,401,896
R4	742	32,200,300

その他の福祉・医療費助成・年金

1. その他の福祉

- 1 災害援護 (99 P)
- 2 社会福祉審議会 (99 P)
- 3 社会福祉法人・施設等指導監督 (100 P)
- 4 介護職員初任者研修等受講費助成金交付 (100 P)
- 5 介護に関する入門的研修 (100 P)
- 6 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 (101 P)
- 7 合同慰霊祭の開催 (101 P)
- 8 原子爆弾被爆者の援護 (101 P)
- 9 福祉基金 (101 P)
- 10 広域行政 (102 P)
- 11 民生委員・児童委員の活動 (103 P)
- 12 社会福祉事業団の活動 (105 P)
- 13 社会福祉協議会の活動 (107 P)
- 14 その他の民間福祉活動 (114 P)
- 15 がん患者アピアランスサポート事業 (114 P)
- 16 若年者の在宅ターミナルケア支援事業 (114 P)

2. 医療費助成

- 1 医療費助成制度のうごき (114 P)
- 2 福祉医療費助成制度 (117 P)

3. 年金

- 1 国民年金 (119 P)
- 2 特別障害給付金 (121 P)
- 3 外国人等障害者特別給付金 (121 P)
- 4 外国人等高齢者特別給付金 (122 P)

1 その他の福祉

1. 災害援護

(1) 阪神・淡路大震災における災害援護資金貸付金（福祉総務課 35-3482）

阪神・淡路大震災で住居や家財に一定以上の被害を受けた世帯などに、当面の生活立て直しのための資金として貸付を行いました。（平成6・7年度のみ貸付実施）

被災より28年以上が経過し、貸付金の回収が困難となっていることや、被災者の生活再建というこの事業の本来の目的を考慮した結果、令和5年3月に全未償還額を債権放棄しました。

（関係法令 災害弔慰金の支給等に関する法律、西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例）

＜令和5年3月22日現在 貸付金償還状況＞ (円)

貸付年度	H6年度	H7年度	合計
貸付金額	5,130,000,000	15,225,060,000	20,355,060,000
償還金額	H7年度～R3年度	12,885,097,016	17,005,865,963
	R4年度	2,369,348	3,346,608
	累計	12,887,466,364	17,009,212,571
償還免除	959,123,285	2,214,333,391	3,173,456,676
償還済・償還免除累計	5,080,869,492	15,101,799,755	20,182,669,247
貸付残金額	49,130,508	123,260,245	172,390,753

※令和5年3月末時点において未償還額はない。

(2) 証明書の発行（福祉総務課 35-3482）

地域防災計画に基づき、被害の状況等の証明書（被災者証明書・被災証明書）の発行を平成7年2月13日から行い、平成8年3月29日で発行停止を公表していましたが、震災関連施策の創設充実に伴う発行依頼があり、一定の条件の下、発行を継続しています。（関係法令 西宮市地域防災計画）

＜証明書発行状況＞ (件)

区分	年度	H6～R2年度	R3年度	R4年度	累計
被災者証明書		190,376	6	4	190,386
被災証明書		26,887	1	0	26,888
合計		217,263	7	4	217,274

2. 社会福祉審議会（地域共生推進課 35-3021）

社会福祉に関する事項を調査審議するため、本市の附属機関として西宮市社会福祉審議会を設置しています。審議会には、4つの専門分科会（民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会）を設置し、専門的な事項を調査・審議します。

また、身体障害者福祉専門分科会には、審査部会（身体障害者審査部会）を設置しています。

（関係法令 社会福祉法第7条ほか）

＜各専門分科会の審議事項＞

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関する事
- (3) 児童福祉専門分科会 児童の福祉に関する事
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事

3. 社会福祉法人・施設等指導監督（法人指導課 35-3045）

社会福祉法人の認可、社会福祉法人・施設、介護保険・障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等を行います。

（関係法令 社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、児童福祉法、障害者総合支援法、生活保護法等）

＜西宮市長が所轄庁となる社会福祉法人＞

（令和5年6月1日現在）

1	いちにわたけのこ会	18	つくしの朋
2	一羊会	19	東宏会
3	甲山福祉センター	20	渡洋会
4	関西盲人ホーム	21	名塩保育園
5	杏林会	22	西宮市社会福祉協議会
6	桂樹会	23	西宮市社会福祉事業団
7	兼誠福祉会	24	發榮福祉会
8	高明会	25	パドマ園
9	幸和園	26	阪急福祉会
10	自然の園	27	ほっとスマイル
11	慈仁会	28	マーヤ園
12	新生会	29	真心幸泉会
13	すばる福祉会	30	真砂
14	清松学園	31	百合の会
15	聖和福祉会	32	緑峯会
16	善照学園	33	linkworks wellness
17	長陽会		

4. 介護職員初任者研修等受講費助成金交付（福祉のまちづくり課 35-3135）

介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給を目的に介護職員初任者研修、実務者研修等を修了した人に研修受講費の一部を助成しています。

（関係法令 西宮市介護職員初任者研修等受講費助成金交付要綱 平成31年4月1日実施 令和4年4月1日改正）

＜交付状況＞

（件）

年度	交付件数
R3	98
R4	109

5. 介護に関する入門的研修（福祉のまちづくり課 35-3135）

介護人材の裾野の拡大を目的とし、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な事項を学んでいただくための研修を行っています。

（関係法令 西宮市介護に関する入門的研修実施要綱 令和3年4月1日実施 令和3年8月1日改正）

＜実施状況＞

（年度末現在）

年度	開催回数	基礎・入門講座修了者数
R3	2	48
R4	2	37

6. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護（地域共生推進課 35-3032）

（関係法令 戦傷病者戦没者遺族等援護法 恩給法 特別弔慰金支給法 特別給付金支給法ほか）

(1) 戦没者の遺族に関する援護

戦争により死亡した旧軍人、軍属の遺族に対しては、公務扶助料又は遺族年金等が支給されるほか、戦没者の妻および子も孫もない父母に対しては特別給付金が支給されます。

なお、公務扶助料等の受給者がいない遺族に対しては特別弔慰金が支給されます。

(2) 戦傷病者に関する援護

公務上の傷病を負われた旧軍人、軍属に対して、傷病恩給又は障害年金等が支給され、その妻に対して特別給付金が支給されます。また、戦傷病者手帳が交付され療養の給付等の措置があります。

(3) 普通扶助料（総務省恩給相談室 03-5273-1400）

旧軍人で普通恩給受給者が死亡されたときは、遺族に普通扶助料が支給されます。

7. 合同慰霊祭の開催（地域共生推進課 35-3032）

戦没者、戦災死没者、海外物故者及び原爆死没者の合同慰霊祭を毎年開催しています。

令和4年度は献花のみ実施。令和4年度総柱数：1,313柱 開催日：5月19日

8. 原子爆弾被爆者の援護（兵庫県原子爆弾被爆者相談室 078-361-8604）

被爆者健康手帳の交付を受けている方に対して、原爆疾病をはじめその他の疾病に対する医療の給付が行われ、健康管理対策として毎年定期的に健康診断が受けられるほか、状況により次のような手当が支給されます。

（関係法令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）

<手当の種類>

- ・医療特別手当
- ・健康管理手当
- ・介護手当
- ・原子爆弾小頭症手当
- ・特別手当
- ・保健手当
- ・家族介護手当
- ・葬祭料

9. 福祉基金（福祉総務課 35-3482）

(1) 西宮市「青い鳥」福祉基金

市民から社会福祉のために寄せられた寄附金を「青い鳥」福祉基金として積み立てています。心身障害者扶養共済制度に伴う年金付加金に要する経費など、市民福祉充実のため有効に活用します。

これは昭和43年4月に発足した西宮市重度心身障害者福祉「青い鳥」基金の制度を、昭和52年3月31日から拡充したものです。

ア 基金現在高 (円)

R3年度末	R4年度積立金			R4年度 取崩し金	R4年度末
	寄附金	利子収益金	計		
79,346,046	81,098,816	5,453	81,104,269	12,489,068	147,961,247

イ 基金の預金状況

合同運用 147,961,247円

ウ 令和5年度取崩し予定額 28,093千円

(2) 西宮市長寿ふれあい基金

高齢者等の社会参加を支援し、健康の保持等を増進することにより、市民福祉の向上を図るため、平成3年4月に西宮市長寿ふれあい基金を設置しました。

ア 基金現在高 (円)

R3 年度末	R4 年度積立金			R4 年度 取崩し金	R4 年度末
	寄附金	利子収益金	計		
9,590,638	2,820,000	669	2,820,669	2,000,000	10,411,307

イ 基金の預金状況

合同運用 10,411,307 円

ウ 令和 5 年度取崩し予定額 2,000 千円

(3) 藤田奨学福祉基金

篤志家（故藤田亀太郎氏）から寄附を受けた山林の売却金を、寄附の趣旨に添って、昭和 43 年 10 月に藤田奨学福祉基金として積立てたもので（基金額 1 億円）、経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金事業、社会福祉増進のための福祉事業を、基金運用利子等を活用して実施することを目的としています。

ア 基金現在高 (円)

R3 年度末	R4 年度積立金	R4 年度取崩し金	R4 年度末
123,094,973	1,337,867	0	124,432,840

イ 預金状況

合同運用 124,432,840 円

ウ 令和 5 年度事業予算

奨学資金貸付 1,152 千円

10. 広域行政

(1) 社会福祉法人 阪神福祉事業団

この社会福祉法人は尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市、猪名川町（6 市 1 町）が一体となって地区住民の福祉増進を図るため設置したもので、主な事業として第 1 種社会福祉事業（障害児入所施設併設障害者支援施設ななくさ学園、救護施設ななくさ厚生院、特別養護老人ホームななくさ白寿荘、障害者支援施設ななくさ育成園、ななくさ清光園及びななくさ新生園）を設置経営しています。

<施設別定員>

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

ななくさ 学園	ななくさ 厚生院	ななくさ 育成園	ななくさ白寿荘		ななくさ 新生園	ななくさ 清光園
			つどい (一般介護棟)	いぶき (認知症専用棟)		
50 人 (11 人)	100 人 (26 人)	125 人 (35 人)	60 人	105 人	50 人 (12 人)	60 人 (14 人)
			(46 人) ※棟別の定員はありません			

() は西宮市の定員

(2) はんしん自立の家（障害者自立支援施設）

「はんしん自立の家」は、重度障害のため常時介護を必要とする人達の入所施設です。阪神広域行政都市協議会が、無償で土地提供を行い、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が建設・運営をしています。

ア 所在地 宝塚市美幸町 11 - 16

イ 定員 50 人

ウ 開所 昭和 60 年 7 月 1 日

エ 併設事業 短期入所事業（定員 4 人）

1 1. 民生委員・児童委員の活動（地域共生推進課 35-3021）

民生委員は、民生委員法にもとづき地域から選ばれた民間の奉仕者であり、地域福祉の向上や地域のネットワークづくりに積極的に活動されています。

なお、民生委員は児童福祉法第 16 条により、児童委員も兼ねており、区域担当民生委員・児童委員として 590 名、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員として 36 名、合計 626 名が各地域で活動されています。

<活動内容>

(1) 住民から次のような相談を受けます。

- ・生活のこと
- ・子どものこと
- ・障害のある人のこと
- ・高齢の人のこと
- ・単親家庭のこと
- ・その他家庭内のこと全般

なお、必要があれば、担当課、福祉事務所、西宮こども家庭センター等と連絡をとって適切な対応をします。

(2) 次のような資金について貸付の斡旋をします。

- ・生活福祉資金

(3) 次のような場合、状況確認を行います。

生活上の問題に関して本人から依頼があり、原則として、官公庁、学校、会社等他の機関が証明書を発行しない事項で民生委員が調査できる場合

(4) その他、福祉のまちづくり、地域の各種団体やコミュニティ活動への協力、社会福祉協議会活動の協力。

<活動状況>（令和 4 年度）

- ・活動日数 87,406 日
- ・訪問回数 108,615 回
- ・連絡調整回数 45,704 回
- ・相談・支援件数 10,311 件
- ・その他の活動件数 134,912 件

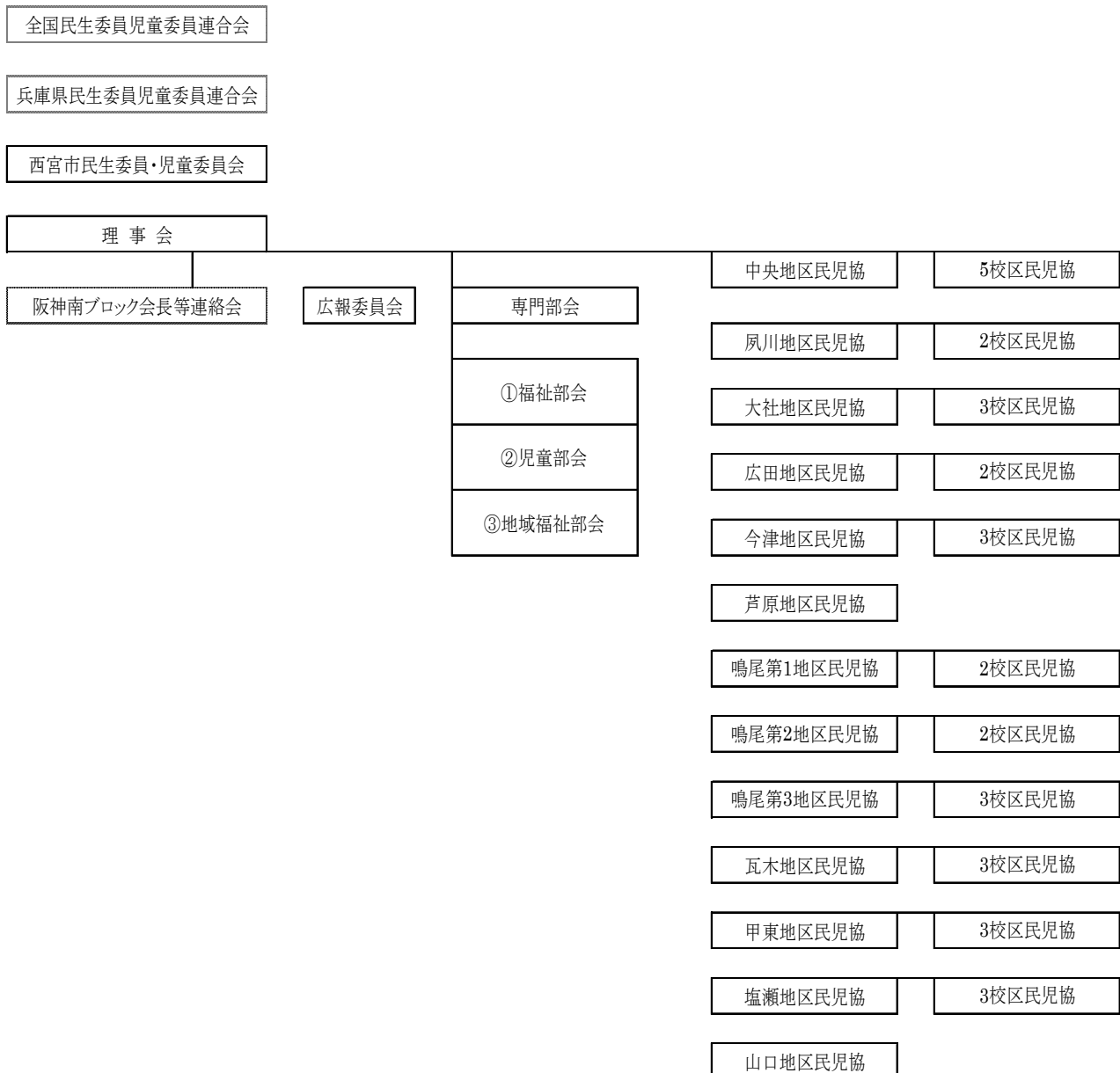
内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数		その他の活動・支援件数	
在宅福祉	573	高齢者に関すること	7,192	調査・実態把握	65,633
介護保険	446	障害者に関すること	647	行事・事業・会議への参加協力	30,139
健康・保険医療	458	子どもに関すること	1,201	地域福祉活動・自主活動	15,501
子育て・母子保健	328	その他	1,271	民児協運営・研修	22,876
子どもの地域生活	546	計	10,311	証明事務	634
子どもの教育・学外生活	178			要保護児童の発見の通告・仲介	129
生活費	75			計	134,912
年金・保険	29				
仕事	25	訪問回数		連絡調整回数	
家族関係	320	訪問・連絡活動	21,339	委員相互	31,360
住居	117	その他	87,276	その他の関係機関	14,344
生活環境	518	計	108,615	計	45,704
日常的な支援	3,954				
その他	2,744				
計	10,311				

<民生委員・児童委員数>

(令和5年4月1日現在)

区分	計	中央	夙川	大社	広田	今津	芦原	鳴尾第1	鳴尾第2	鳴尾第3	瓦木	甲東	塩瀬	山口
定数	734	100	46	56	38	70	25	48	43	60	85	87	47	29
現員	626	78	38	46	38	66	21	43	35	38	73	76	45	29
男	97	14	7	9	8	5	6	2	1	3	7	15	14	9
女	529	64	31	37	30	61	18	41	34	35	66	61	31	20

西宮市民生委員・児童委員会の機構



民児協：民生委員・児童委員協議会

12. 社会福祉事業団の活動（上甲子園5丁目7-21 34-2611）

西宮市社会福祉事業団は、西宮市における福祉施策の体系を整備し、福祉活動を組織的に展開していく必要から、昭和63年4月に設立された公立民営の社会福祉法人です。

事業内容については、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等保健・福祉サービスを提供する施設の管理運営と在宅福祉サービスを幅広く展開しています。

介護保険の事業としては、訪問看護、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション（デイケア）、訪問リハビリテーション、居宅介護支援（ケアプラン作成等）、地域包括支援センター（高齢者あんしん窓口）、認知症初期集中支援事業（相談窓口オレンジサポート）、福祉用具貸与・販売のサービスを総合的に提供しています。

障害福祉サービスとして、名神あけぼの園（就労継続支援B型・生活介護・就労移行支援）、いずみ園（生活介護）、ねいろ（短期入所）の施設サービス、ホームヘルパー派遣センターで居宅サービス及びねいろ相談支援事業所で相談支援サービスを提供し、障害のある方々の自立支援に努めています。

児童福祉のサービスとしては、3ヶ所の児童館・児童センターにおいて、地域の子どもの健全な遊び場を提供すると共に関係機関との連携により地域子育て支援拠点事業を実施するなど、子育て支援のネットワーク拠点としての機能強化に努めています。

<事業内容>（令和5年4月1日現在）

主として西宮市から管理者の指定を受けて管理する施設（指定管理者制度による管理〈下記※印〉）と事業団が設置経営する独自事業を実施しています。

(1) 第2種社会福祉事業

ア 児童厚生施設

段上児童館 西宮市立塩瀬児童センター（※） 西宮市立山口児童センター（※）

イ 老人デイサービスセンター

甲子園口デイサービスセンター 小松デイサービスセンター 甲東デイサービスセンター
浜脇デイサービスセンター

ウ ホームヘルプ事業

西宮市ホームヘルパー派遣センター 西宮市甲子園ホームヘルパー派遣センター
西宮市小松ホームヘルパー派遣センター

エ 障害福祉サービス事業

いずみ園（生活介護） ねいろ(短期入所)
名神あけぼの園（就労継続支援B型・生活介護・就労移行支援）
ねいろ相談支援事業所（特定相談支援事業）

(2) 公益事業

ア 地域包括支援センター（受託事業）

上甲子園地域包括支援センター 安井地域包括支援センター 小松地域包括支援センター
甲東地域包括支援センター 浜脇地域包括支援センター 瓦木地域包括支援センター

イ 認知症初期集中支援事業（受託事業）

認知症初期集中支援チーム小松 認知症初期集中支援チーム安井

ウ 居宅介護支援事業

中央居宅介護支援事業所 甲子園居宅介護支援事業所 安井居宅介護支援事業所
小松居宅介護支援事業所 甲東居宅介護支援事業所 浜脇居宅介護支援事業所

エ 介護老人保健施設（※）

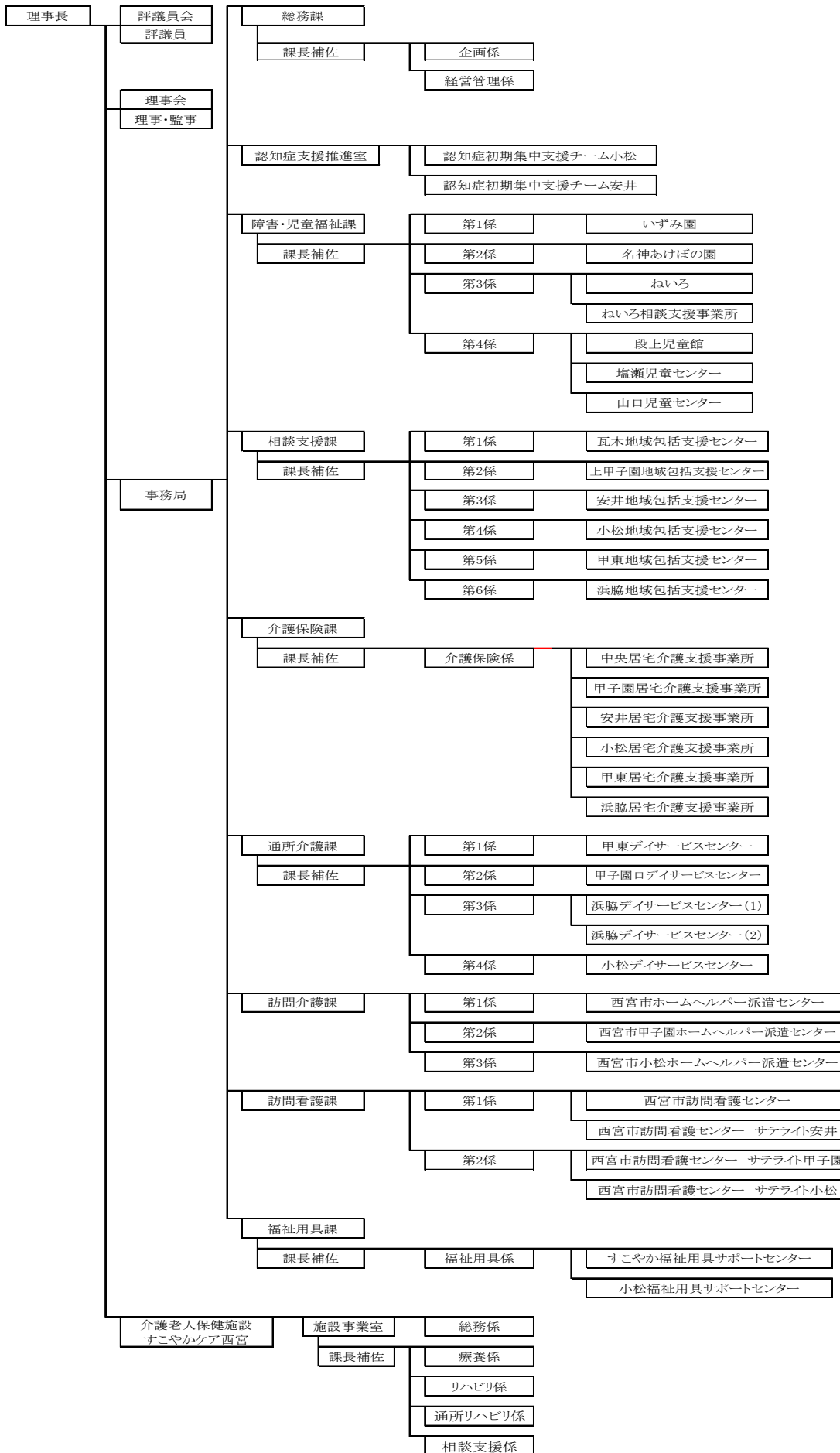
西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮

オ 訪問看護事業

西宮市訪問看護センター 西宮市訪問看護センター サテライト甲子園
西宮市訪問看護センター サテライト安井 西宮市訪問看護センター サテライト小松

カ 福祉用具貸与事業・特定福祉用具販売事業

すこやか福祉用具サポートセンター 小松福祉用具サポートセンター

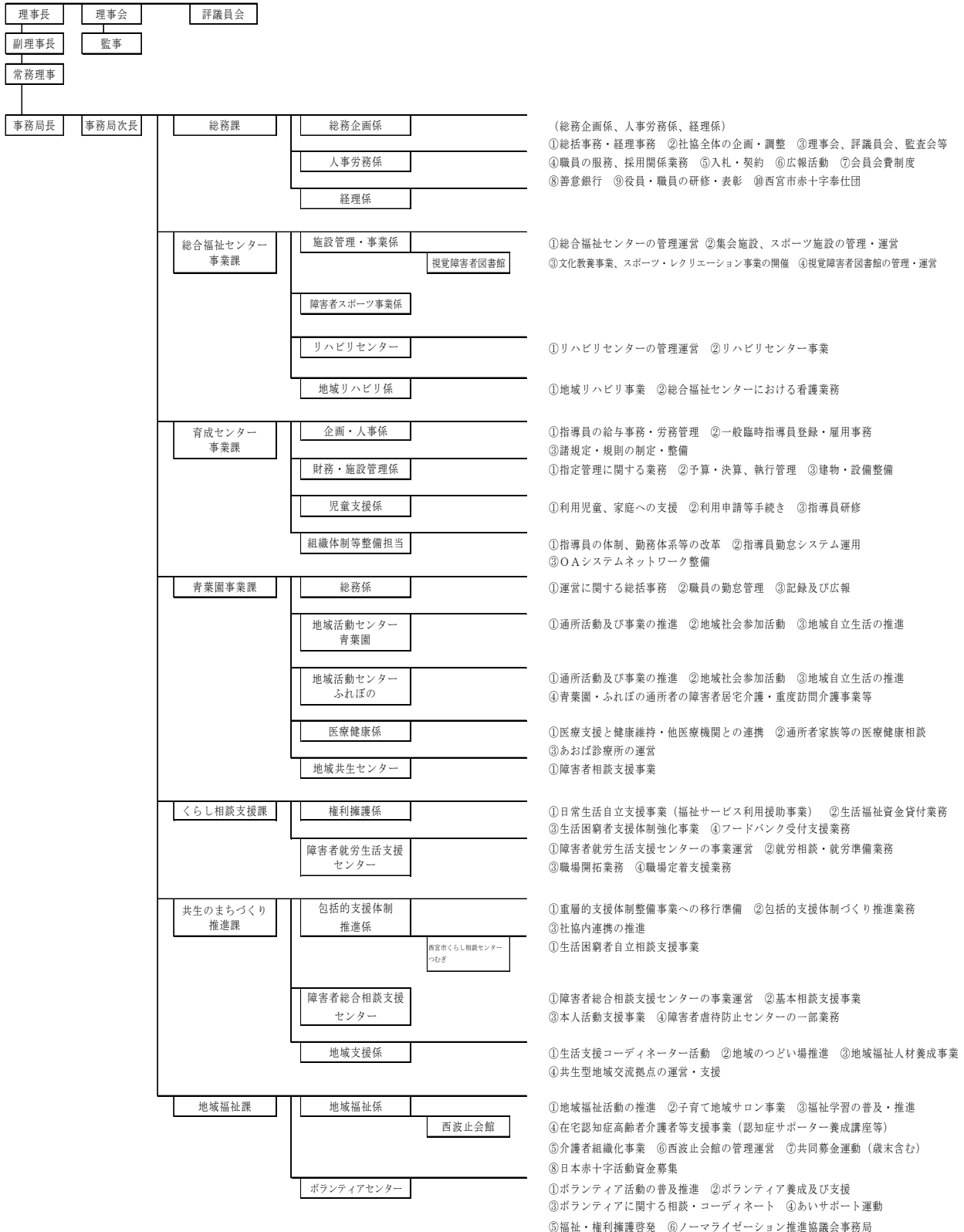


13. 社会福祉協議会の活動（染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内 34-3363）

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（略称・社協）は、地域に住む人びとすべてが、安心して暮らし続けられるような地域社会を目標に、その地域に住むすべての人びとが参加し、ともに話し合い、力を出し合って、豊かな福祉社会の実現に向かって活動を続けています。社協は、住民が主体となり、公私関係諸機関の協力を得て、地域福祉・在宅福祉を推進する民間の自主的組織です。

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 機構図

（令和5年4月1日現在）



地区社会福祉協議会組織図

(令和5年4月1日現在)

西宮市社会福祉協議会	浜脇地区社協 香櫨園地区社協 安井地区社協 用海地区社協 今津地区社協 春風地区社協 津門地区社協 芦原地区社協 広田地区社協 平木地区社協 大社地区社協 神原地区社協 甲陽園地区社協 夙川地区社協 北夙川・苦楽園地区社協 鳴尾西地区社協 鳴尾北地区社協 小松地区社協 鳴尾東地区社協 高須地区社協 甲子園浜地区社協 南甲子園地区社協 上甲子園地区社協 瓦木地区社協 高木地区社協 甲東地区社協 段上地区社協 段上西地区社協 樋ノ口地区社協 上ヶ原地区社協 生瀬地区社協 名塩地区社協 東山台地区社協 山口地区社協 北六甲台地区社協
------------	--

※地区社協は、地区社会福祉協議会の略称です。

主な活動

(1) 相談活動

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、地域にお住いのすべての方を対象とした各種福祉相談窓口を開設しています。

(2) 広報・情報活動

広く住民に福祉の啓発を図るとともに、福祉情報を提供していきます。

(3) 小地域福祉活動

各地区では、身近な生活圏域において、地域で生じている生活上の福祉課題を明らかにするとともに、地域産業・住環境やコミュニティの状況及び福祉資源などの地域特性を踏まえながら住民の手による小地域福祉活動を展開しています。

また、市社協の「第9次地域福祉推進計画（計画期間：令和3年10月～令和10年3月）」や各地区社会福祉協議会で策定した地区福祉計画に基づき、活動の拡充を進めていきます。

＜地区社会福祉協議会における具体的活動＞

ア 広報・学習活動

「地区広報紙」の発行、「地域福祉講座」や「活動者研修会」等の開催

イ 住民・当事者のふれあい・交流活動

ふれあい昼食会・いきいきサロン・子育てサロン・介護者の集い及び障害者との交流活動、三世交代事業等の実施

ウ 見守り・支援活動

ふれあい配食事業、あんしんキットの取り組み及び地区ボランティアセンター等による電話訪問やボランティア派遣による支援活動等の実施

市社協では、地区社会福祉協議会の活動を推進するため「職員の地区担当制」による人的支援や共同募金配分金に基づく財源及び市補助金による活動経費の助成を行うとともに、情報提供・交換及び人材育成のための各種連絡会や研修会を開催しています。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターを設置し、次の活動を行っています。

＜場所・電話＞ 総合福祉センター本館2階 23-1142

＜利用時間＞ 9:00～17:30（月～金曜日）

＜登録数＞ 79グループ、個人ボランティア129名（令和5年3月31日現在）

＜事業内容＞

ア 各種ボランティア講座・講習会（ボランティア入門講座・ボランティア教室・災害ボランティア養成講座等）を開講し、ボランティアの発掘と育成を図っています。

イ ボランティア活動に関する調査・研究を行うとともに、情報誌やパンフレットを発行し、ボランティア活動の啓発を図っています。

ウ ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア災害共済の加入を受け付けています。

エ ボランティア連絡会・グループとの連絡を密にするとともに、必要な助成等を行い、ボランティア活動を効果的に展開するよう努めています。

オ 関係機関との連携を図りながら、ボランティアと福祉ニーズを適切につなぐために、コーディネーターを配置するとともに、活動先の紹介、活動に関する相談、情報提供なども行っています。

カ 地区社会福祉協議会を主体として、地域住民の助け合い活動による地区ボランティアセンターの活動の拡充を推進しています。

<地区ボランティアセンター一覧表>

(令和5年4月1日現在)

	名称	開設・日時	住所	電話
1	浜脇地区VC	毎週 火曜・金曜 午前9時30分～正午	浜脇公民館内 浜脇町5-14	26-3166
2	香櫨園地区VC	毎週 月曜 午後1時30分～午後4時	香櫨園市民センター内 川西町4-5	35-0202
3	安井地区VC	毎週 金曜 午後1時～4時	安井市民館内 安井町2-4	22-5222
4	用海地区VC	毎週 月曜 午前9時～正午	用海公民館内 石在町10-21	26-0803
5	今津地区VC	毎週 火曜 午前9時～正午	今津二葉老人いこいの家内 今津二葉町4-49	32-1850
6	春風地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	春風公民館内 甲子園春風町2-21	33-1753
7	つと地区VC	毎週 金曜 午前9時～正午	津門市民館内 津門綾羽町6-12	22-0123
8	芦原地区VC “ふるさと”	毎週 水曜 午前9時30分～午前11時30分	芦原デイサービスセンター内 芦原町1-20	63-3023
9	広田地区VC “ハートフル”	毎週火・木曜 午後1時～4時	能登町運動公園管理棟内 能登町14-26	74-3751
10	平木地区VC	第1・3・5火曜 午前9時～正午	安心コミュニティプラザ青木集会所内 生活相談室 青木町7-13	72-2006
11	大社地区VC “こころ”	毎週 水曜 午前9時～正午	大社公民館内 柳本町1-37	71-5130
12	神原地区VC	毎週 木曜 午前9時～正午	神原市民館内 神原6-11	71-7733
13	甲陽園地区VC	毎週 水曜 午前9時～11時	甲陽園市民館内 甲陽園本庄町1-75	70-0358
14	夙川地区VC	毎週 水曜 午前9時30分～正午	夙川公民館内 羽衣町1-39	36-6150
15	北夙川・苦楽園地区VC	毎週 水曜 第1金曜 午前9時～正午	北夙川小学校内 石列町11-21	70-0210
16	鳴尾西地区VC “西こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	鳴尾小学校内 鳴尾町5丁目4-6	46-7170
17	鳴尾北地区VC “北こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	学文公民館内 学文殿町2丁目4-24	41-7006
18	小松地区VC “小松こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	小松デイサービスセンター内 小松東町1丁目3-10	40-6123
19	鳴尾東地区VC “ひがしこだま”	毎週火・金曜 午前9時30分～正午	鳴尾東公民館内 東鳴尾町1丁目9-1	49-3315
20	高須地区VC “高須こだま”	毎週火・金曜 午前9時30分～12時30分	高須コミュニティプラザ内 高須町1丁目1番12-105	43-0014
21	甲子園浜地区VC “浜こだま”	毎週金曜 午前9時～正午	甲子園浜小学校内 古川町1-65	47-7212
22	南甲子園地区VC “南甲こだま”	毎週 月曜 午前9時～正午	甲子園地区コミュニティセンター内 南甲子園1丁目10-18	41-0834
23	上甲子園地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	上甲子園公民館内 甲子園口3丁目9-3	67-2754
24	瓦木地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	北甲子園口市民館内 松並町5-12	65-0319
25	高木地区VC	毎週 木曜 午前9時～正午	高木センター内 伏原町1-58	66-3194
26	甲東VC	毎週火・金曜 午前10時～正午	アプリ甲東4階 甲東園3丁目2-29	52-5514
27	樋ノ口地区VC	毎週 火曜 午前9時30分～正午 毎週 金曜 午前9時30分～正午	ふれあい会館 樋ノ口1丁目4-19	080-6132-3730
28	上ヶ原地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	上ヶ原市民館内 上ヶ原三番町6-22	54-5100
29	生瀬地区VC “ゆずりは21”	毎週月・木曜 午前9時～正午	生瀬小育成センター1階 生瀬町2丁目26-24	0797-84-8430
30	名塩地区VC	毎週月・木曜 午前10時～午後1時	塩瀬センター内 名塩新町1番地	0797-61-2627
31	東山台地区VC	毎週 金曜 午前10時～午後1時	東山台コミュニティ会館(ナシオンホール) 東山台1丁目106-2	0797-63-2822
32	山口地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	山口センター内 山口町下山口4丁目1-8	078-903-6488
33	北六甲台地区VC “ぬくもり”	毎週 火・木曜 午前9時～正午	北六甲台安心プラザ内 北六甲台3丁目31-1	078-904-4576

(注) VC=ボランティアセンターの略、市外局番表示のないものはいずれも (0798)

(5) 福祉学習

学校や地域住民などを対象に福祉に関する様々な学習や体験の場づくり、福祉学習実施への助言、福祉機器の貸出やポッチャ大会など誰もが参加しやすいプログラムを企画実施しています。また、障害のある人と地域住民とが一緒にする活動や交流を通して、当事者の理解を深めるプログラムを進めています。

(6) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

市内で在宅生活されている認知症高齢者や、知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安のある方を対象にその方たちが安心して生活できるよう、契約に基づき下表のような支援を行っています。

福祉サービス利用援助	福祉サービスについての情報提供や利用手続き、苦情解決制度利用のお手伝いなど
日常的金銭管理	福祉サービス利用料や公的料金の支払い代行、生活費の払い戻しのお手伝いなど
通帳・印鑑・公的書類の預かり	日常的金銭管理を行うために必要な通帳と金融機関への届出印鑑、年金証書などのお預かり

(7) 社協会員会費制度

市社協では、多様な団体や個人が、主体的な参加により地域福祉推進のために連携・協働するとともに、会員会費により自主財源の確立を図ることを目的として会員会費制度の普及に努めています。納入していただいた会費は、地域福祉活動を推進するための事業や会員会費制度の普及並びに広報活動に活用しています。

<会費の区分及び会費額>

区分		会費額
地区社会福祉協議会		年額 10,000円
賛助会員	個人	年額1口 500円
	団体	年額1口 5,000円

※各地区社協が行う賛助会員に関する会費は、地区社協が実施する多様な小地域福祉活動に活用されます。

(8) 善意銀行

住民から善意の寄付（金銭、物品）を受け、それを必要とする人や団体に払出しています。

(9) 留守家庭児童育成センターの運営・管理

留守家庭児童育成センターは、就労等により昼間、家庭に保護者がいない児童（小学校1～3年生、一部の育成センターで4年生及び6年生までの障害児）を対象に、授業終了後及び夏休み等の長期休業期間中の健全な育成を図るために設置されている施設です。市が設置している41か所のうち24か所を指定管理者として運営・管理を行っています。

(10) 障害者（児）福祉事業

障害者（児）に対する各種福祉サービスを行い、その福祉向上に努めています。

ア 大変重い障害のある方の地域での自立と社会参加を目的とした地域活動拠点「青葉園」を運営しています。（61P参照）

イ 西宮市ノーマライゼーション推進協議会の活動を推進しています。（114P参照）

ウ 基幹相談支援センターとして、相談支援の拠点的役割を担い、地域で暮らす障害のある方のより良い生活と社会参加・人材育成やネットワークの強化を推進していくため「障害者総合相談支援センターにしのみや」を運営しています。

エ 就労を希望している障害のある方が、長く働き続けることができるよう、一緒になって相談し支援する障害者就労生活支援センター「アイビー」を運営しています。（42P参照）

オ 障害を理解し、ちょっとした配慮や手助けができる人（あいサポーター）の養成や、障害のある人もない人も楽しめるスポーツやイベントなどを通して、お互いに認め合い、尊重し、支えあう共生社会を目指し「西宮市あいサポート運動」を進めます。

(11) 高齢者福祉事業

- ア 高齢者の地域社会への積極的な参加と健康づくり、生きがいを支援するために地域ごとに、いきいきサロンや敬老のつどいを実施しています。
- イ 認知症への理解を広めるために、認知症の人や介護する家族を温かく見守る応援者（サポーター）を育成する「認知症サポーター養成講座」を実施しています。
- ウ 「ふれあい配食事業」として、5 地区において、要援護独居高齢者等を対象に週 2 回福祉施設及びボランティアの協力を得て配食（昼食）を実施しています。
- エ 高齢者及び認知症の家族介護者の集いや交流会の事務局を担っています。

(12) 生活困窮者自立相談支援事業

生活や就労に関する困りごとを抱えている方を対象に、解決に向けての取り組みプランを一緒に作成し、一人ひとりが地域で自分らしい生活ができるよう、ご本人はじめ、地域、各関係機関、団体と連携しながら支援を行っています。

(13) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とした生活福祉資金の貸付業務を行っています。

生活福祉資金貸付条件一覧

(令和 5 年 4 月現在)

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉資金	福祉費（注 1）	580 万円以内 ※使途（資金の目的）により、 目安となる額・期間が定められています。	6 ヶ月以内	10 年以内 ※使途（資金の目的）により期間が定められています
	緊急小口資金（注 2）	10 万円以内	2 ヶ月以内	12 ヶ月以内
教育支援資金	教育支援費	高校 月額 3.5 万円以内 高専・短大・専門学校 月額 6 万円以内 大学 月額 6.5 万円以内	卒業後 6 ヶ月以内	20 年以内
	就学支度費	50 万円以内		
総合支援資金 （注 3）	生活支援費	単身世帯 月額 15 万円以内 （3 ヶ月以内） 複数世帯 月額 20 万円以内 （3 ヶ月以内）	最終貸付日から 6 ヶ月以内	10 年以内
	住宅入居費	40 万円以内		
	一時生活再建費	60 万円以内		

- ・他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の生活を経済的に支える制度です。他の制度が利用できる場合、その制度を優先していただきます。
- ・貸付にあたっては、今後収入の見通しが立っており、償還計画が立てられることが条件となっております。なお、その他の条件については、資金の種類によって異なります。
- ・多額の負債を抱えている場合、自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の場合は貸付ができません。
- ・この制度を利用して、他の負債への返済や社会保険料や税金の滞納分に充てることはできません。
- ・連帯保証人については、緊急小口資金を除き原則必要です。ただし、連帯保証人がいない場合でも貸付は可能です。
- ・貸付利子は、連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年 1.5%となります。（教育支援資金については、連帯保証人がいない場合でも無利子です）

(注 1) 福祉費の資金用途は下記のとおりです。

- ・生業を営むために必要な経費
- ・就職、技能習得等の支度に必要な経費

- ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ・福祉用具等の購入に必要な経費
- ・障害者用の自動車の購入に必要な経費
- ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
- ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- ・冠婚葬祭に必要な経費
- ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ・就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ・その他日常生活上一時的に必要な経費

(注2) 緊急小口資金の資金用途は下記のとおりです。

- ・医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合
- ・給料の盗難または紛失により生活費が必要な場合
- ・年金、保険、公的給付の支給開始までの生活費が必要な場合
- ・火災等の被災により生活費が必要な場合
- ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用する場合のみ、以下の事由に該当する場合は貸付対象となります。(自立相談支援事業を利用しないままで、以下の事由による貸付を受けることはできません)
- ・会社からの解雇、休業等による収入減のための生活費が必要な場合
- ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要ととき

(注3) 総合支援資金を利用する場合、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が必要です。

(14) 社会福祉センター「西波止会館」の設置・運営

地域福祉の拠点となるセンターとして、地域福祉のニーズに対応し運営しています。

(15) 総合福祉センターの運営・管理

西宮市から指定管理を受け、福祉の向上とふれあいの拠点として運営しています。(59P参照)

(16) 地域共生館「ふれぼの」

地域で暮らす障害のある人や子ども、高齢者など全ての人の居場所、交流拠点として地域住民や多様な主体と協働し、ネットワークを広げながら、「共生のまちづくり」に向けた様々な活動を展開しています。

(17) 募金活動

ア 日本赤十字社兵庫県支部西宮市地区として赤十字会員増強運動(5月)を実施しています。この運動により国際活動・災害救護・難民救護・医療事業・血液事業などの活動を行っています。また、災害見舞事業として火災・水害等により被害を受けた世帯に毛布・日用品セットを、亡くなられた方には見舞金を支給しています。

イ 兵庫県共同募金会西宮市共同募金委員会として共同募金運動(10月)及び歳末たすけあい運動(12月)を実施しています。この募金は県下の福祉施設整備や市内の多様な地域福祉活動の財源として活用されています。

14. その他の民間福祉活動

(1) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会（社会福祉協議会 地域福祉課 23-1142）

国際障害者年のテーマである「完全参加と社会」の実現を目指し、昭和56年（1981年）1月に「西宮市国際障害者年推進協議会」が結成され、平成15年（2003年）5月に現在の名称に変更し、西宮市内の医療・福祉関係をはじめとする各種団体で活動しています。

すべての人の人権を守り、個性を尊重しあいながら共生する西宮のまちづくりを目指します。

主催事業としては、「にしのみや市民祭り」への参加、障害理解啓発イベントなどの開催や、ポスター等の掲示により啓発活動を進めています。

(2) 公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団

障害者（児）・高齢者・母子・児童の福祉事業推進や社会福祉施設の整備事業など、社会福祉法人に対する助成を目的として、中央競馬会の馬主や関係者が資金を出し合って設立された財団で、本市関係の施設も、昭和45年度から助成を受けています。令和4年度には、備品購入のために3団体が2,000千円の助成を受けました。

15. がん患者アピアランスサポート事業（健康増進課 35-3127）

がん治療による外見の変化を受けた方に、医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の一部を助成します。（関係法令：西宮市がん患者アピアランスサポート事業実施要綱）

令和4年度実績

（単位：件）

延べ申請件数	うち医療用ウィッグ	うち補正下着	うち人工乳房
107	85	18	4

16. 若年者の在宅ターミナルケア支援事業（保健予防課 26-3669）

若年者の末期がん患者が、住み慣れた自宅で、最後まで自分らしく安心して日常生活が送れるために、在宅生活における訪問介護や福祉用具の貸与についての支援を実施しています。

（関係法令 西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱 令和4年4月実施）

2 医療費助成

1. 医療費助成制度のうごき（医療年金課 35-3131、高齢者医療保険課 35-3994）

西宮市の医療費助成制度は、健康保険適用分の自己負担額を公費で負担する制度として、昭和46年10月、75歳以上の高齢者を対象に発足し、さらに昭和48年8月に、乳児、障害者、母子の医療費について、社会保険被保険者本人（自己負担無）を除き助成対象とし、制度化しました。

国は、昭和48年1月に70歳以上の方および65歳以上の一定以上障害者を対象に老人医療費支給制度を創設し、自己負担を無料としました。その後、本格的な高齢化の到来にともなう医療費の急速な増加から制度のあり方についていろいろ検討された結果、国民の老後における健康の保持と医療の確保を図るため、昭和57年8月に老人保健法が制定され、昭和58年2月から70歳以上の人を対象に医療事業が実施されました。このため、老人保健法および老人医療費助成制度の受給者が医療を受けるときには、一部負担金を医療機関等に支払うこととなりました。障害をもつ65歳以上の方々には、一部負担金相当額を助成する高齢心身障害者特別医療費助成制度を設けました。昭和57年7月からは、障害者医療費助成制度の対象等級を4級まで拡大し、入院時の自己負担額を助成することとしました。

昭和59年10月には健康保険法等が改正され、社会保険被保険者本人にも医療費の一部負担金制度が導入されました。このため社会保険被保険者本人で障害のある方も障害者医療費助成制度の対象とし、制度の拡充をするとともに、平成4年7月から全制度を通じ社会保険被保険者本人でも受給できることと

し、新たに、父子医療の制度を設け、福祉医療制度の充実・拡充化を図りました。

平成6年7月1日から0歳児のみの助成であった乳児医療を3歳未満児まで制度を拡大しました。

平成9年9月から健康保険法等の改正により、薬剤一部負担制度が導入されましたが、障害者、母子家庭等医療の受給者及び高齢心身障害者特別医療の対象者には、医療費助成の対象とし、助成することとしました。(老人保健法の薬剤一部負担制度は平成13年1月1日から、健康保険法の薬剤一部負担制度は平成15年4月1日から廃止されました。)

平成10年7月から、西宮市医療費助成条例の改正により、受給者のほかに配偶者・扶養義務者が受給資格要件の一つである所得制限の対象となりました。

3歳～5歳児が平成11年7月から、医療費助成の対象となり、入院時の自己負担額を助成することとなり、平成13年7月から外来時も医療費助成の対象となり、全年齢の外来1割の一部負担金が導入されました。

さらに、平成14年5月から、6歳義務教育就学前の幼児が医療費助成の対象になり、7月に0歳児は自己負担を無料としました。

平成14年10月に老人保健法が改正されたことに伴い、平成15年1月から老人医療の負担割合が老人保健法と同様に受給者及びその属する世帯の課税所得に応じて1割又は2割負担を導入し、また、高額医療費支給制度は、老人医療受給者のみを対象に合算して判定することとなりました。

平成17年7月から老人医療を除く福祉医療に一部負担金が導入されました。ただし、乳幼児医療においては、3歳未満児について自己負担がなくなりました。また、障害者医療の対象に精神障害者1級を加え、精神疾患を除く医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成18年4月から、児童手当法施行令の改正に伴い、乳幼児医療費助成制度と母子家庭等医療費助成制度の所得制限を引き上げました。また、同年7月から、高齢心身障害者特別医療費助成の現物給付化を実施しました。

平成18年10月から、老人保健法の改正に伴い、一部老人保健の対象者の負担額が変わりました。

平成19年4月から、乳幼児等医療費助成制度と改め、対象を小学3年生(9歳)まで拡充しました。

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上等の後期高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設され、老人保健に代わる新たな高齢者医療制度としてスタートしました。

平成21年4月から、乳幼児等医療費助成制度の対象を中学3年生(15歳)まで拡大し、小学4年生から中学3年生については、入院時の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成21年7月には、県行財政構造改革に係る福祉医療費助成制度の見直しにより、全福祉医療費助成制度の所得制限の改定・老人医療を除く、福祉医療費助成制度の一部負担金の改定を行いました。また、高齢心身障害者特別医療費助成制度が高齢障害者医療費助成制度と改められました。

平成22年4月から、乳幼児等医療費助成制度について、小学4年生から中学3年生の外来時自己負担額の一部も助成の対象となりました。

平成22年7月から、乳幼児等医療費助成制度について、中学3年生まで自己負担なしに拡充しました。

平成23年6月に、県行財政構造改革による新基準の経過措置が終了し、7月から老人医療費助成制度の所得制限は市町村民税非課税世帯となりました。

平成24年7月には、県の「第2次行革プラン」に伴い、老人医療を除く福祉医療費助成制度の所得判定単位を世帯合算へと見直し、乳幼児等医療費助成制度の受給者のうち小学4年生から中学3年生までの制度名称をこども医療費助成制度と改めました。

また、精神障害の対象等級を2級へ拡大し、精神疾患を除く入院時の自己負担額の一部を助成することとしました。さらに、母子家庭等医療費助成制度の対象者を、子が高校等に在学中は20歳に達する月の末日までとし、県の基準と合わせました。

平成26年4月より、国における高齢者(70歳から74歳)の自己負担割合が見直されることから、県の「第3次行革プラン」に伴い、平成26年7月より老人医療費助成制度の負担割合・負担限度額が改正されました。

また、母子家庭等医療費助成制度においても県の「第3次行革プラン」に伴い所得制限・一部負担金が改正されましたが、市の所得制限は据え置きとなりました。

また、障害者医療費助成制度の対象を精神障害者 2 級の外来へ拡充し、精神疾患を除く医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成 27 年 7 月から、乳幼児等医療費助成制度について、これまで所得制限により対象外となっていた義務教育就学前児童を助成対象に加え、医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成 29 年 7 月から、県の「最終 2 ヶ年行革プラン」に伴い、老人医療費助成制度を廃止し、高齢期移行医療費助成制度が創設されました。これに伴い要件が改められました。

令和 3 年 7 月から、乳幼児等医療費助成制度について、これまで所得制限により対象外となっていた小学 1 年生から小学 3 年生を助成対象に加え、医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

また、県の制度拡充に伴い全福祉医療費助成制度について、健康保険が適用される訪問看護療養費を助成することとしました。

令和 5 年 1 月から、こども医療費助成制度について、これまで所得制限により対象外となっていた小学 4 年生から中学 3 年生と、新たに高校 1 年生から高校 3 年生を助成対象に加え、医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

2. 福祉医療費助成制度（医療年金課 35-3131）

福祉医療費助成制度は、市民福祉の増進を図ることを目的として、兵庫県と県下全市町の共同事業として実施しています。高齢期移行、乳幼児等、子ども、障害者、母子家庭等の各福祉医療費助成制度があります。
（関係法令 西宮市医療費助成条例 昭和46年9月27日実施 令和4年9月20日改正）

（令和5年7月1日現在）

区分	高齢期移行	乳幼児等・子ども	障害者	母子家庭等(父子・遺児)
対象	・ 65～69歳の者	・ 0歳～高校3年生 (在学の有無を問わず、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	・ 身体障害者1級～4級 (4級は入院のみ) ・ 療育手帳A.B1又はB2のうちIQ・DQ60以下か61以上で自閉症。 ・ 精神障害者1級、2級 (精神疾患による医療費は対象外)	・ 母(父)子家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校等に在学中の者は20歳に達する日の属する月の末日まで)の間にある児童とその児童を監護する母(父) ・ 遺児で上記期間にある児童
所得制限等	区分Ⅰ 市町村民税非課税世帯で世帯全員の所得がなく(年金収入からの控除額は80万円とする)、本人は年金収入80万円以下	・ 扶養義務者(父母等) (1歳から中学3年生までは所得により助成内容が異なる)	・ 本人、配偶者、扶養義務者	・ 母又は父、扶養義務者等
	区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯で要介護2以上の認定を受けている者			
一部負担金	区分Ⅰ 負担割合 2割 負担限度額 外来 8,000円 入院等 15,000円	・ 特定(注1) ・ 高校生(注2) ・ 外来 1医療機関毎に1日800円限度 (月2回まで) ・ 入院 1割負担 (1医療機関の限度額月3,200円)	低所得(注3) ・ 外来 1医療機関毎に1日400円限度 (月2回まで) ・ 入院 1割負担 (1医療機関の限度額月1,600円)	低所得(注3) ・ 外来 1医療機関毎に1日400円限度 (月2回まで) ・ 入院 1割負担 (1医療機関の限度額月1,600円)
	区分Ⅱ 負担割合 2割 負担限度額 外来 12,000円 入院等 35,400円	・ 自己負担なし	一般 ・ 外来 1医療機関毎に1日600円限度 (月2回まで) ・ 入院 1割負担 (1医療機関の限度額月2,400円)	一般 ・ 外来 1医療機関毎に1日800円限度 (月2回まで) ・ 入院 1割負担 (1医療機関の限度額月3,200円)
対象人員 7月末現在	169人	乳幼児等 36,102人 子ども 39,680人	6,241人	4,301人
県参の考制度	・ 65歳～69歳の者 ・ 所得制限 市町村民税非課税世帯で世帯全員の所得がなく(年金収入からの控除額は80万円とする)、本人は年金収入80万円以下 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得80万円以下かつ要介護2以上の認定を受けている者	・ 0歳～中学3年生 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ・ 所得制限 扶養義務者(父母等)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満(0歳は所得制限なし) ・ 一部負担金 (乳幼児等(小学3年生まで)) 外来:1医療機関毎に1日800円(低所得の者は600円)限度(月2回まで) 入院:1割負担 1医療機関の限度額月3,200円 (低所得の者は月2,400円) (子ども(小学4年生～中学3年生)) 2割負担	・ 身体障害者1級～2級 ・ 療育手帳A判定 ・ 精神障害者1級 (精神疾患による医療費は対象外) ・ 所得制限 本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割額の合計が、23万5千円未満	・ 母(父)子家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校等に在学中の者は20歳に達する日の属する月の末日まで)の間にある児童とその児童を監護する母(父) ・ 遺児で上記期間にある児童 ・ 所得制限 児童扶養手当(全部支給)の所得基準を準用

注1 1歳から中学3年生までのうち、所得基準額(扶養義務者(父母等)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者。

注2 高校生世代は所得にかかわらず一部負担金あり。

注3 本人・配偶者・扶養義務者(所得制限対象者)それぞれが、市町村民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下の場合。

<高齢障害者医療費助成制度>

(令和5年7月1日現在)

項目	内 容	参考 県の制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で次の要件に該当する後期高齢者医療制度及び身体障害者手帳4級を所持する高齢期移行医療費助成制度の対象者 ア 身体障害者1～4級(4級は入院のみ) イ 療育手帳 A.B1 又は B2 のうち IQ・DQ60以下か61以上で自閉症 ウ 精神障害者1級、2級 (精神疾患による医療費は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で次の要件に該当する後期高齢者医療制度による医療の対象者 ア 身体障害者1～2級 イ 療育手帳 A 判定 ウ 精神障害者1級 (精神疾患による医療費は対象外)
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満 	
助成の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現物給付(一部負担金は障害者医療と同じ) ・現物給付できない場合レセプト確認による償還給付 	
対象人員	6,708人(令和5年7月末現在)	

(関係法令 西宮市高齢障害者医療費助成要綱 昭和59年7月1日実施 令和2年7月1日改正)

(1) 助成状況

	年度	1カ月平均 受給者数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1件当り 助成額 (円)
高齢期移行	R3	406	11,061	16,586	1,500
	R4	209	6,312	11,018	1,746
乳幼児等	R3	38,568	613,714	1,134,743	1,849
	R4	37,688	671,143	1,209,701	1,802
こども	R3	16,155	193,974	506,891	2,613
	R4	39,264	228,551	592,394	2,592
障害者	R3	6,190	134,312	689,860	5,136
	R4	6,267	142,546	723,429	5,075
母子家庭等	R3	4,677	64,110	160,619	2,505
	R4	4,479	62,819	158,462	2,523
高齢障害者	R3	6,838	136,753	注(562,062) 389,681	2,850
	R4	6,698	139,133	注(552,150) 389,285	2,798

注：() 内の数値は後期高齢者医療の高額療養費・高額介護合算療養費分を含む。

(2) 医療費助成経費予算 (令和 5 年度)

(単位：千円・人)

	予算額			県補助金等	差引市負担額	対象人員 (人)
	助成額	その他経費	合計			
高齢期移行	10,550	257	10,807	5,287	5,520	211
乳幼児等	1,133,909	37,852	1,171,761	260,503	911,258	37,391
こども	983,163	31,220	1,014,383	96,332	918,051	41,409
障害者	721,358	7,648	729,006	241,839	487,167	6,428
母子家庭等	154,080	3,520	157,600	30,736	126,864	4,280
高齢障害者	731,080	6,444	737,524	336,435	401,089	6,570
福祉医療事務経費	—	81,918	81,918	—	81,918	—
合計	3,734,140	168,859	3,902,999	971,132	2,931,867	96,289

3 年金

1. 国民年金 (医療年金課 国民年金チーム 35-3123・3124)

(関係法令 国民年金法)

(1) 拠出制国民年金

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人 (外国人を含む) は、国民年金の加入者 (被保険者) となります。

ア 被保険者の種類

① 強制加入者 (必ず加入しなければならない人)

被保険者の種類	加入する人	保険料の納め方
第 1 号被保険者	日本国内に住所がある農業、自営業、学生などの人で、20 歳以上 60 歳未満の人	日本年金機構から送付される納付書で金融機関・コンビニエンスストアなどの窓口で納めるか、口座振替、電子納付、クレジットカード支払で納めます。
第 2 号被保険者	厚生(共済)年金に加入している人	給料引去
第 3 号被保険者	第 2 号被保険者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人	自分で納める必要はありません。第 2 号被保険者である配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合が負担します。

② 任意加入者 (希望で加入できる人)

(ア) 日本国籍があり、外国に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人

(イ) 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人

(ウ) 日本国内に住所があり、60 歳未満で厚生年金保険や共済組合などの老齢 (退職) 年金を受けている人

※高齢任意加入の特例

昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない 65 歳

以上 70 歳未満の(1)日本国内に住所のある人、または(2)日本国籍があり外国に住んでいる人

イ 給付の内容

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の 3 種類

このほか自営業者などの第 1 号被保険者には、独自給付として付加年金、寡婦年金及び死亡一時金があります。

ウ 保険料 (1 カ月あたり)

定額保険料 令和 5 年度 16,520 円 付加保険料 400 円...希望者のみ

エ 加入状況

(各年度末：人)

年度	区分	被保険者数			付加年金 加入者	
		1 号		3 号		
		強制	任意			
R3		55,930	1,149	39,752	96,831	3,711
R4		55,250	1,242	37,871	94,363	3,722

オ 受給者数

(各年度末：人)

年度	区分	老齢基礎 年金等	障害基礎 年金等	遺族基礎年金等	合計
R3		111,081	1,585	128	112,794
R4		111,585	1,655	114	113,354

(2) 無拠出制国民年金

障害基礎年金

20 歳になるまでに初診日のある病気やケガが原因で、65 歳になるまでに国民年金法に定める 1 級又は 2 級の障害の状態になったときに支給されます。

※ただし、本人の所得が限度額を超えるときや、他の公的年金等を受けられるときなどは、全部又は一部が支給停止になる場合があります。

<年金額・支給月>

	障害基礎年金
年金額 (令和 5 年 4 月現在・年額)	1 級 993,750 円 (990,750 円) 2 級 795,000 円 (792,600 円)
支給月	2 月・4 月・6 月・8 月・10 月 12 月

※68 歳以上の人 (既裁定者) は () 内の金額が支給されます。

<受給者数>

(各年度末：人)

年度	区分	障害基礎年金
R3		3,665
R4		3,769

2. 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある人を対象に、福祉的措置として「特別障害給付金」制度が創設されました。(平成17年4月施行)

(関係法令 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律)

(1) 支給対象者

いずれも初診日当時、国民年金に任意加入していなかった人で、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障害状態になった人で、次のいずれかに該当する人

ア 初診日が平成3年3月以前で、当時学生だった人

イ 初診日が昭和61年3月以前で、当時厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など

(2) 支給額 (令和5年4月現在)

1級 月額 53,650円 2級 月額 42,920円

※ただし、本人の所得による支給制限、また、老齢年金等の受給者には併給調整があります。

(3) 受給者数

(各年度末：人)

年度	区分	特別障害給付金
	R3	30
	R4	30

3. 外国人等障害者特別給付金

<対象> 制度的な理由により障害基礎年金等が受けられない外国人などで、1～3級の身体障害者手帳かA・B1判定の療育手帳又は1～2級の精神障害者保健福祉手帳を持ち、次のいずれかにあてはまる人

① 昭和57年1月1日前に20歳に達しており、同日現在、日本国内で外国人登録していた外国人などで、同日前に障害の初診日がある人

② 昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害の初診日がある人

<給付月額> (令和5年4月現在)

① 重度障害者 (1・2級の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳若しくは1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人) 82,562円 (82,812円)

② 中度障害者 (3級の身体障害者手帳又はB1判定の療育手帳若しくは2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人) 66,050円 (66,250円)

ただし、公的年金を受給中の人、生活保護等を受けている人、一定以上の所得がある人については、不支給または一部支給となる場合があります。

※昭和31年4月2日以降生まれの人は()内の金額が支給されます。

(関係法令 西宮市外国人等障害者特別給付金支給要綱 平成6年4月1日実施 令和5年4月1日改正)

<受給者数>

(各年度末：人)

年度	区分	外国人等障害者特別給付金
	R3	5
	R4	5

4. 外国人等高齢者特別給付金

<対象> 制度的な理由により老齢基礎年金等が受けられない、大正15年4月1日以前に生まれた外国人などで、次のいずれかにあてはまる人。

- ① 昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた人
- ② 昭和57年1月1日前に日本国内で外国人登録をしており、昭和36年4月1日以後に日本国籍を取得した人
- ③ 長期間海外に住んでおり、昭和36年4月1日以後に日本に帰国した人

<給付月額> (令和5年4月現在) 33,840円

ただし公的年金や外国人等障害者特別給付金を受給中の人、生活保護等を受けている人、一定以上の所得がある人については、不支給または一部支給となる場合があります。

(関係法令 西宮市外国人等高齢者特別給付金支給要綱 平成8年4月1日実施 令和5年4月1日改正)

<受給者数> (各年度末：人)

年度	区分	外国人等高齢者特別給付金
R3		1
R4		1

資料

1. 社会福祉施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124 P
2. 社会福祉関係団体・機関・・・・・・・・・・・・・・・・ 141 P
3. 相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142 P
4. 戦後社会福祉の主なうごき・・・・・・・・・・・・・・・・ 144 P
5. 福祉指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 161 P

1 社会福祉施設一覧

市内福祉施設

(令和5年6月1日現在)

種 類	設置主体		計	参照	
	西宮市	その他福祉法人等			
児童福祉法による児童福祉施設	保 育 所	23	34	57	125・126P
	幼保連携型認定こども園		37	37	126P
	助 産 施 設				127P
	母子生活支援施設		1	1	
	児童養護施設		2	2	
	児童館・児童センター	7	1	8	
	留守家庭児童育成センター	41		41	128P
	民設放課後児童クラブ		9	9	
	障害児入所施設		2	2	
	障害児通所施設	2	114	116	128・129P
その他の児童福祉施設（法外施設）	子育て総合センター他	5			130P
	小規模保育事業所		48	48	
	家庭的保育事業所		7	7	
	事業所内保育事業所		4	4	
障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所	生活介護		41	41	131P
	施設入所		10	10	132P
	自立訓練		6	6	
	宿泊型自立訓練		1	1	
	就労移行支援		9	9	132・133P
	就労継続支援A型		19	19	
	就労継続支援B型		55	55	133P
	療養介護		1	1	
共同生活援助（グループホーム）		33	33		
障害者総合支援法による地域活動支援センター	地域活動支援センター		11	11	134P
旧身体障害者福祉法による 障害福祉施設	視覚障害者図書館	1		1	
	身体障害者福祉センター	1		1	
	盲人ホーム		1	1	
生活保護法による保護施設	救護施設		1	1	
その他の社会福祉施設	隣保館	1		1	
	社会福祉センター		1	1	
老人福祉法による老人福祉施設	養護老人ホーム	1		1	135P
	軽費老人ホーム		7	7	

種 類	設置主体		計	参照	
	西宮市	その他福祉法人等			
介護保険法による 介護保険施設・事業所	介護老人福祉施設	0	19	19	135P
	地域密着型介護老人福祉施設	0	3	3	
	介護老人保健施設	1	8	9	
	介護療養型医療施設	0	1	1	
	介護医療院	0	2	2	
	通所介護	0	52	52	135・136P
	地域密着型通所介護	0	80	80	136・137P
	認知症対応型共同生活介護	0	24	24	138P
	認知症対応型通所介護	0	9	9	
	小規模多機能型居宅介護	0	3	3	
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	0	1	1	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	10	10	
	地域包括支援センター	15	0	15	139P
老人福祉法	有料老人ホーム	0	33	33	139P
高齢者住まい法 ※1	サービス付き高齢者向け住宅	0	29	29	140P
その他の老人福祉施設 (法外施設)	老人福祉センター	1		1	140P
	老人休養ホーム		1	1	
	老人いこいの家		22	22	

※1 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の両方に届出がある場合は、サービス付き高齢者向け住宅として計上している。

児童福祉法による児童福祉施設

公立保育所

施設名	住 所	定員	認可年月日	電話
朝日愛児館	与古道町 4-31	50	昭 24.10.01	22-6901
小松朝日保育所	小松北町 1丁目 7-9	120	昭 25.07.01	41-0618
建石保育所	川添町 10-3	90	昭 27.06.01	22-4468
鳴尾保育所	笠屋町 19-1	120	昭 28.08.01	41-0754
芦原保育所	神明町 7-18	90	昭 29.10.01	67-3577
学文殿保育所	学文殿町 1丁目 6-22	90	昭 34.03.01	41-1083
用海保育所	石在町 10-22	60	昭 34.03.01	33-0757
浜甲子園保育所	枝川町 17-43	90	昭 40.09.01	41-0086
瓦木北保育所	大屋町 13-8	90	昭 42.05.01	67-4050
今津文協保育所	今津水波町 11-26	90	昭 42.04.01	22-3320
鳴尾東保育所	上田東町 4-120	80	昭 44.01.01	47-3062
浜脇保育所	浜脇町 3-13	120	昭 46.04.01	35-2358
津門保育所	津門稲荷町 5-23	90	昭 46.10.01	35-6204
瓦木みのり保育所	甲子園口 5丁目 15-4	130	昭 47.04.01	65-4400
甲東北保育所	仁川町 4丁目 3-10	90	昭 47.04.01	52-8412
北夙川保育所	南越木岩町 8-8	120	昭 48.05.01	72-3711
今津南保育所	今津出在家町 10-6	80	昭 48.05.01	23-5011
上之町保育所	上之町 24-44	100	昭 49.04.01	64-0053
鳴尾北保育所	戸崎町 1-70	80	昭 54.04.01	65-1022
高須東保育所	高須町 1丁目 1-39	120	昭 54.04.01	49-5643
大社保育所	神垣町 7-32	120	昭 56.04.01	73-4703
高須西保育所	高須町 2丁目 1-46	120	昭 57.04.01	48-2840
芦原むつみ保育所	芦原町 7-7	180	平 30.04.01	66-0505
合計	23カ所	2,320	—	—

私立保育所

施設名	設置・運営主体	所在地	認可定員	認可年月日	電話
月影保育所	(宗) 豊乗寺	広田町6-30	60	昭29.06.01	72-5731
名塩保育園	(福) 名塩保育園	名塩1丁目20-15	40	昭41.11.01	(0797)61-0754
聖和乳幼児保育センター	(福) 聖和福祉会	門戸西町1-46	120	昭48.04.01	53-2656
ちどり保育園	(福) 真砂	今津真砂町1-5	60	昭58.04.01	41-2510
なでしこ保育園	(福) 發榮福祉会	荒木町16-37	90	平14.09.01	66-7678
あんず保育園	(福) 杏林会	甲東園2丁目6-5	45	平17.04.01	53-7512
ひかり保育園	(福) 三光事業団	上大市4丁目12-3	90	平17.04.01	52-9081
ゆめっこ保育園	(福) いちにわたけのこ会	石在町16-25	50	平18.06.01	35-2758
ゆめっこわかば保育園(分園)		久保町9-25	60	平30.04.01	33-1616
つぼみの子保育園	(福) みかり会	林田町8-42	20	平20.04.01	66-6670
めばえの子保育園(分園)		市庭町9-12香榎館	30	平23.01.01	22-1666
武庫川女子大学附属保育園	(学) 武庫川学院	鳴尾町4丁目14-29	90	平22.04.01	44-3025
きりん園	(学) 阪急学園	段上町8丁目9-13	60	平23.04.01	57-3789
まつぼっくり保育園	(福) 阪急福祉会	甲子園口6丁目1-36	120	平25.04.01	68-1010
西北セリジェ保育園	(福) 桜谷福祉会	高畑町1-47	90	平27.04.01	64-5514
夙川さくら保育園	(福) 甲山福祉センター	千歳町4-19	80	平28.04.01	23-1211
安井ゆりの花保育園	(福) 百合の会	平松町7-28	20	平28.04.01	38-0738
やまと保育園	(福) 發榮福祉会	大屋町28-8	30	平29.04.01	67-4089
コベル保育園	(福) 京慈会	上鳴尾町3-11	75	平30.04.01	49-8777
ニコニコ桜今津灯保育園	(福) 長陽会	今津水波町9-8	60	平30.09.01	22-0034
ニコニコ桜今津灯保育園分園(分園)		今津水波町8-28	108	令04.04.01	22-0034
西宮北口 こどもの園	(福) みかり会	高松町5-19	50	平30.12.01	64-0800
夙川あすなろ保育園	(福) あすなろ福祉会	松園町10-21	100	平31.04.01	32-8811
大社幸和園	(福) 幸和園	柳本町9-25	40	平31.04.01	73-5570
越水幸和園(分園)		越水町7-7	75	平31.04.01	74-5888
西宮本町つきの保育園	(福) linkworks wellness	本町11-15	50	令02.04.01	34-1123
鈴ノ音つばさ保育園	(福) 博光福祉会	松籟荘2-7	90	令03.04.01	51-0283
西宮さんしょ保育園	(福) 西光寺和順会	産所町9-10	60	令03.04.01	61-5767
スター保育園	(福) 愛心会	荒茂町6-19	60	令04.04.01	26-4152
樋之池保育園	(福) あゆみ会	樋之池町21-8	60	令04.04.01	78-3164
浜甲子園2丁目保育園		浜甲子園2丁目8-11	90	令04.04.01	31-2990
りんりん保育園 屋敷町	(福) 遊星会	屋敷町2-6	80	令04.04.01	35-7779
りんりん保育園 南昭和町		南昭和町1-11	80	令04.04.01	68-5550
夙川おうち保育園	(福) 和の会	高塚町7-144	60	令05.04.01	74-2277
合計	34カ所(内分園8園)	-	2,293	-	-

幼保連携型認定こども園(定員は2、3号のみ)

施設名	設置・運営主体	所在地	認可定員	認可年月日	電話
夙川宝ブリススクール	(福) 渡洋会	鷲林寺2丁目3-2	90	平28.04.01	72-7234
西宮つとがわYMCA保育園	(福) 神戸YMCA福祉会	津門川町2-14	60	平28.04.01	26-1016
西宮YMCA保育園		神楽町5-23	60	平28.04.01	35-5992
日野の森こども園	(福) 任天会	日野町18-71	107	平28.04.01	64-7560
善照マイトレーヤ認定こども園	(福) 善照学園	郷免町1-12	79	平29.04.01	26-1765
ニコニコ桜保育園	(福) 長陽会	南郷町8-12	54	平29.04.01	75-0024
ニコニコ桜夙水園(分園)		結善町1-28	30	平29.04.01	75-0024
西宮セリジェ保育園	(福) 桜谷福祉会	戸崎町4-12	90	平29.04.01	39-7863
やまよしKids garden	(福) 自然の園	山口町下山口4丁目7-31	160	平29.04.01	(078)904-0757
甲子園子ども学舎	(福) つくしの朋	甲子園浦風町9-5	162	平30.04.01	45-2232
幸和園	(福) 幸和園	中須佐町3-36	185	平30.04.01	36-4850
南幸和園(分園)		池田町9-6 NKビル	30	平30.04.01	22-3669
なぎさ保育園	(福) 桂樹会	西宮浜4丁目13-3	70	平30.04.01	33-6920
バドマ・ナーサリースクール	(福) バドマ園	高須町2丁目1-47	60	平30.04.01	48-5700
みどり園保育所	(福) 桂樹会	今津山中町12-28	90	平30.04.01	22-1376
みどり園保育所 あやは(分園)		津門綾羽町6-10	100	平31.04.01	42-7091
日野ひかりの森こども園	(福) 任天会	日野町18-43	105	平30.11.01	67-3131
一表保育園	(福) イエス団	高木東町30-3	176	平31.04.01	67-2775
かえで保育園	(福) 清松学園	浜町2-11	70	平31.04.01	32-2713
段上保育園	(福) 阪急福祉会	段上町2丁目10-19	134	平31.04.01	52-7979
マザーシップ西宮北口こども園	(福) 松稲会	中島町17-16	90	平31.04.01	81-3715
マザーシップ西宮北口こども園分園南(分園)		中島町5-8	100	令04.10.01	66-6011
西宮夢	(福) 夢工房	南甲子園1丁目10-15	60	令02.04.01	45-9614
西北夢(分園)		長田町4-8	100	令02.04.01	65-9614
のぞみ夢		樋之池町4-21	60	令02.04.01	71-9614
夙川夢(分園)		北名次町15-27	60	令02.04.01	73-9614
つぼみ夢(分園)		南越木岩町10-15-2階	30	令02.04.01	74-9614
東山ほほこども園	(福) ほっとスマイル	東山台1丁目106-2	46	令02.04.01	(0797)63-1332
東山ほほこども園分園(分園)		東山台1丁目11-1	89	令02.04.01	(0797)91-2242
船坂保育園	(福) 善照学園	山口町船坂572	45	令02.04.01	(078)904-3773
マーヤこども園	(福) マーヤ園	末広町1-3	71	令02.04.01	36-3220
高須の森	(福) みかり会	高須町1丁目1-20	120	令03.04.01	45-5750
夙川学院ソレイユ認定こども園	(学) 夙川学院	神園町2-20	41	令03.04.01	74-6455
生瀬ほほこども園	(福) ほっとスマイル	生瀬町2丁目3-16	78	令03.04.01	(0797) 91-2360
新甲東保育園	(福) 阪急福祉会	門戸東町3-15	90	令05.04.01	57-5235
安井保育園	(福) 甲山福祉センター	安井町4-15	90	令05.04.01	34-6677
上甲子園こども園	(福) あゆみ会	上甲子園5丁目4-1	90	令05.04.01	32-0234
合計	37カ所(内分園8園)	-	3,172	-	-

助産施設

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	指定年月日	電話
済生会兵庫東病院	恩賜財団済生会支部	神戸市北区藤原台中町5丁目1-1	2	平22.04.01	(078)987-2222

母子生活支援施設

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
母子生活支援施設 ファミリエひかり	(福) 三光事業団	—	20世帯	平28.04.01	—

児童養護施設

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
三光塾	(福) 三光事業団	小松西町2丁目6-30	40	昭23.04.12	41-4421
善照学園	(福) 善照学園	山口町船坂2128-1	77	昭34.11.01	(078)904-3773

児童館・児童センター

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
むつみ児童館	西宮市	芦原町7-7	—	昭44.05.01 (移転 平30.04.01)	66-0510
浜脇児童館		浜脇町3-13	—	昭46.04.01	35-2359
津門児童館※		津門稲荷町5-23	—	昭46.10.01	35-6297
大社児童センター		神垣町7-32	—	昭56.04.01	73-4702
高須児童センター		高須町2丁目1-35	—	昭59.04.01	49-1308
鳴尾児童館(法外)		笠屋町19-1	—	昭49.05.01	46-7496
塩瀬児童センター	西宮市	名塩新町1番地	—	平02.11.13	(0797)61-1710
山口児童センター	(指定管理者西宮市社会福祉事業団)	山口町下山口4丁目1-8	—	平21.04.01	(078)904-2055
段上児童館	(福) 西宮市社会福祉事業団	段上町2丁目10-23	—	昭51.09.01	53-8303

※建て替え工事のため令和4年4月～5年10月中旬(予定)まで休館

留守家庭児童育成センター

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
鳴尾東	西宮市 (指定管理者 西宮市社会福祉協議会)	上田中町1-14(鳴尾東小)	60	昭43.04.01	40-6156
甲子園浜	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	古川町1-65(甲子園浜小)	80	昭43.05.01	46-4106
香榎園	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	中浜町3-15・3-32(香榎園小)	183	昭45.04.01	33-0214
春風	西宮市(指定管理者 西宮市社会福祉協議会)	上甲子園3丁目8-39(春風小)	200	昭48.07.01	46-4601
瓦林		瓦林町26-19・23-7(瓦林小)	80	昭49.10.01	64-0792
上ヶ原南	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	上ヶ原九番町2-93(上ヶ原南小)	60	昭50.04.01	51-8335
上甲子園		甲子園口5丁目9-4(上甲子園小)	100	昭50.07.16	65-3147
名塩	西宮市 (指定管理者 西宮市社会福祉協議会)	名塩2丁目11-40(名塩小)	60	昭50.09.01	(0797)61-0169
小松		小松東町1丁目3-59(小松小)	120	昭51.03.22	49-0617
甲東		神呪町3-33(甲東小)	142	昭51.10.01	52-4271
南甲子園		南甲子園3丁目9-16(南甲子園小)	80	昭52.06.01	40-0086
安井		安井町1-25(安井小)	194	昭52.06.01	35-9619
北夙川		石劔町11-21(北夙川小)	60	昭53.07.20	71-5253
樋ノ口	樋ノ口町2丁目3-32(樋ノ口小)	160	昭53.12.01	64-2402	
鳴尾	西宮市(指定管理者三光事業団)	鳴尾町5丁目4-6(鳴尾小)	80	昭54.05.01	43-6140
鳴尾北	西宮市(指定管理者西宮市社会福祉協議会)	学文殿町2丁目2-7(鳴尾北小)	160	昭54.07.21	49-6176
高木	西宮市(指定管理者セリオ)	高木西町25-27(高木小)	108	昭55.01.28	64-4960
段上	西宮市(指定管理者西宮市社会福祉協議会)	段上町7丁目5-21(段上小)	120	昭55.05.01	53-9389
津門	西宮市(指定管理者ライクキッズ)	津門具羽町5-13(津門小)	120	昭55.06.01	34-2044
用海	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	用海町3-54(用海小)	100	昭55.10.01	35-1522
広田	西宮市 (指定管理者 西宮市社会福祉協議会)	愛宕山7-24(広田小)	100	昭55.11.17	72-3396
神原		神原12-62(神原小)	120	昭56.04.20	72-2840
瓦木	西宮市(指定管理者ライクキッズ)	大屋町10-20(瓦木小)	107	昭56.08.01	65-5443
平木	西宮市(指定管理者日本ダイケアセンター)	平木町4-1(平木小)	80	昭57.04.01	65-3095
浜脇	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	浜脇町5-48(浜脇小)	160	昭57.08.01	34-1444
上ヶ原	西宮市(指定管理者西宮市社会福祉協議会)	上ヶ原二番町3-13(上ヶ原小)	80	昭57.11.08	52-8371
高須西	西宮市(指定管理者セリオ)	高須町2丁目1-45	99	昭58.09.12	46-7662
今津	西宮市 (指定管理者 西宮市社会福祉協議会)	今津二葉町4-10(今津小)	119	昭58.11.01	23-1285
段上西		段上町2丁目8-24(段上西小)	120	昭59.11.01	51-4795
深津	西宮市(指定管理者シダックス大新東ヒューマンサービス)	深津町5-22(深津小)	200	昭60.04.01	67-2893
甲陽園	西宮市(指定管理者西宮市社会福祉協議会)	甲陽園本庄町1-72(甲陽園小)	160	昭60.04.01	73-6314
夙川	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	久出ヶ谷町8-4(夙川小)	160	昭62.04.01	73-3323
高須	西宮市(指定管理者西宮市社会福祉協議会)	高須町1丁目1-41(高須小)	120	昭63.08.01	48-4248
大社	西宮市(指定管理者神戸YMCA福祉会)	桜谷町9-7(大社小)	80	昭63.09.01	74-7035
北六甲台	西宮市 (指定管理者 西宮市社会福祉協議会)	北六甲台5丁目4-1(北六甲台小)	60	平01.04.06	(078)903-2809
生瀬		生瀬町2丁目26-24(生瀬小)	40	平01.10.07	(0797)86-5047
山口		山口町下山口4丁目23-1(山口小)	60	平09.10.01	(078)904-3915
東山台		東山台2丁目8-2(東山台小)	40	平10.05.01	(0797)61-3503
西宮浜	西宮市(指定管理者西宮市社会福祉協議会)	西宮浜4丁目3-12(西宮浜小)	120	平10.07.01	26-9996
苦楽園	西宮市(指定管理者シダックス大新東ヒューマンサービス)	苦楽園二番町18-12(苦楽園小)	71	平14.04.01	70-0440
高木北	西宮市(指定管理者セリオ)	薬師町7-5(高木北小)	40	平28.04.01	65-1920
合計	41カ所	—	4,403	—	—

民設放課後児童クラブ

施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
放課後クラブいつざいや	(有) エムステージ	甲東園1丁目2-1オーチャムダイウメ1階	25	令02.04.01	0120-214-620
学童保育じゃんぷ 甲子園クラブ	(特非) 子ども支援ホーム	若草町2丁目10-13おかわりD	40	令03.04.01	44-6217
アフタースクール にしのみやヶ原	(特非) 三楽	上ヶ原五番町6-33	40	令03.04.01	61-1667
アフタースクール 丸橋	(特非) 三楽	丸橋町6-8	33	令03.04.01	31-6001
学童保育じゃんぷ 甲子園南クラブ	(特非) 子ども支援ホーム	甲子園九番町14-19	40	令04.04.01	61-1366
アフタースクール 夙川	(特非) 三楽	深谷町10-17-2F	37	令04.04.01	39-8101
アフタースクール にしのみや高木西	(特非) 三楽	高木西町20-6	33	令05.04.01	56-8166
アフタースクール かわらばやし	(特非) 三楽	瓦林町25-5 3F	29	令05.04.01	42-8677
アフタースクール・用海	(特非) 三楽	与古道町6-17 2-3F	40	令05.04.01	81-3944

障害児入所施設

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
福祉型障害児入所施設	ななくさ学園	(福) 阪神福祉事業団	田近野町8-1	35	昭40.12.01	56-1710
医療型障害児入所施設	西宮すなご医療福祉センター	(福) 甲山福祉センター	武庫川町2-9	182	昭42.04.01	47-4477

障害児通所施設

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
児童発達支援センター	わかば園	西宮市	高畑町2-77 西宮市立子ども未来センター内	45	昭44.12.01	65-1937
	北山学園	西宮市	甲山町53	30	昭44.08.01	71-8027
児童発達支援センター 放課後等デイサービス	ゆーかりの森	(医) こあらファミリー	山口町上山口8-1	20	平30.07.01	(078)904-3380
児童発達支援事業 (就学前)	カチーナ	(株) ウィング	花園町3-8	10	平24.04.01	49-5212
	ココベリ	(株) ウィング	与古道町2-34-202	10	平24.04.01	31-1507
	児童発達支援事業所さくらっこ園	(特非) 輪っ子	寿町4-11	10	平24.04.01	31-1984
	KID ACADEMY 西宮北口校	(株) Kids Developer	丸橋町8-101	10	平29.06.01	53-5132
	ぼぶり西宮教室	(株)NOTIA	高木西町20-8東	10	令04.04.01	61-5892
	発達支援ゆず 音楽園ルーム	(株)ILLUMINATE	南越木岩町11-6 音楽園エクセルビル303号室	10	令04.04.01	72-3730
	IQLino西宮校	LaZo(株)	松籙荘8-14 フローレンス西宮3	10	令04.04.01	57-6333
	ままはぐ西宮鳴尾事業所	(株)インコントラ	鳴尾町3丁目1-16 ステラハウス鳴尾 1階	5	令05.02.01	78-5680
	コベルプラス 阪神西宮駅前教室	(一社)梅華会	馬場町6-20 東急ドエルアルス西宮エスタシア202-3	10	令05.03.01	31-2531
	コベルプラス 音楽園教室	(一社)梅華会	木津山町11-11 クォーターパレル102	10	令05.03.01	61-1003
	Amie Smile	(株) A E L L'N	甲子園口3丁目23番14号	10	令05.04.01	42-8445
	児童発達支援 あまみ鳴尾	(株) アمام	鳴尾町1-22-13	10	令05.05.15	39-7966
コベルプラス 甲子園教室	(株) コベル	甲子園五番町13-23 上田ビル2階	10	令05.06.01	78-3453	
放課後等 デイサービス (就学児)	えびす夙川	(株) YEVIS	寿町5-16 1階	10	平24.04.01	34-9595
	さんふらわあ	(福) すばる福祉会	段上町4-2-6	10	平24.04.01	53-0122
	カノン	(福) 一羊会	津門大塚町1-47	10	平24.04.01	23-6865
	ペアパウ	(株) ウィング	本町9-20	10	平24.04.01	36-0021
	ういんぐきっず	(株) Inkline	荒木町9-12-103	10	平25.08.01	81-3970
	児童デイサービスのぞみ	(株) のぞみ	今津曙町6-7	10	平25.09.01	37-5335
	放課後児童デイサービスファミリエ	メルク (株)	馬場町6-20	15	平26.02.01	81-3037
	はっぴい西宮北口	(株) ジェントル・ライフ	高松町16-15-103	10	平26.04.01	65-0650
	プロップにしのみや	(株) プロップサービス	下大市東町20-5/エンタス門戸3F	10	平26.07.01	31-0162
	キッズサポート西宮	(株) ケアサービスのぞみ	山口町名来1-11-25	10	平27.02.15	(078)904-3050
	放課後スクールいつざいや	(有) エムステージ	神呪町5-26	10	平28.01.01	0120-214-620
	放課後児童デイサービスはうる	メルク (株)	市庭町8-24	10	平28.02.01	38-1167
	ゆにば	(同) クレシメント	西田町1番2N's夙川ビル401号室	10	平28.04.15	42-8231
	ふれんず甲子園	(株) ジェントル・ライフ	上甲子園二丁目12-23木下ビル2階201号	10	平28.06.01	48-8585
	くれよんクラブ	(株) TAKASHIMA	市庭町1番24号ガーデンシティ103号室	10	平28.09.01	81-5973
	放課後デイサービスラビット	(株) RABBITホールディングス	甲子園九番町7-24	10	平29.01.01	78-3870
	放課後等デイサービスウィズ西宮武庫川	ライフエナジー (株)	武庫川町8番9号	10	平29.02.01	42-7822
	ふれんず広田町	(株) ジェントル・ライフ	広田町12番1号藤本マンション101号室	10	平29.05.01	70-2835
	にじいろサロン	(特非)Conomi	山口町名来一丁目13-33	10	平29.05.01	(078)223-5590
	放課後デイサービスラスカル	(株) RABBITホールディングス	上甲子園1丁目7-14	10	平29.07.01	44-3351
	児童デイサービスのぞみ上甲子園	(株) のぞみ	上甲子園西丁目3番21ヴィヴァンデ上甲子園 2階	10	平29.09.01	36-3577
	TENBAgroupもくば児童デイサービス	てんば (同)	上田東町1番15号	10	平29.10.01	46-2851
	放課後等デイサービス リズム	(同) K・ミュージック	花の峯8-15	10	平30.06.01	(079)20-4458
	さんさんカラース	(株) エスポワール	今津曙町4-1	10	平31.03.01	31-6562
	放課後等デイサービスセンター 神港園レインボー西宮	(福) 神港園	上田西町3-28	10	平31.04.01	81-6717
	放課後デイサービスらいふ久寿川	精フォーライフ	今津曙町13-2-112	10	令03.04.01	42-7167
	Rising Star	art-HRM(株)	樋之池町8-19	10	令03.07.15	85-4447
	ここなぐらぶ今津	(株)シンシアアソシエ	今津曙町11-11 キタビル1B	10	令03.11.01	81-5883
	ここなぐらぶ西北	(株)シンシアアソシエ	高木東町30-15 ベルメゾン西宮1階	10	令03.11.01	68-0880
	プロップはんしん	(株)プロップサービス	津門大塚町4-6 ハイアササヒ1階	10	令03.11.01	42-7811
	学習サポートscrumPLUS西宮今津校	(有)トルナソル	今津水波町2-2 アルファイア今津301	10	令03.12.01	31-6699
	キッズsports Lab系~YAWARA~	(株)H&K	門戸岡田町1-20 ラフォーレII 1階	10	令04.01.01	090-3356-4356
	放課後等デイサービス デイライト西宮	(同)DELIGHT	芦原町1-4	10	令04.04.01	42-7481
	LEIF西宮	リーフラス(株)	松山町2-15 アミューズメント1番館101A号室	10	令04.05.01	56-7727
	放課後等デイサービス デイライト	(同)DELIGHT	田代町4-4-105	10	令04.11.01	42-8344
	放課後デイサービスこいる キララ	トゥデイフル(株)	城ヶ堀町6-11 2F	10	令05.04.01	78-2930

児童発達支援事業 (就学前) 放課後等デイサービス (就学児)	児童デイサービスたくみ	(特非) 児童デイサービスたくみ	甲東園1-2-10 2階	20	平24.04.01	54-7530
	西宮すなご医療福祉センター さくらんぼ	(福) 甲山福祉センター	武庫川町2-9	5	平24.04.01	47-4552
	西宮すなご医療福祉センター 児童発達支援事業ねっこ	(福) 甲山福祉センター	武庫川町2-9	10	平25.04.01	44-3331
	フロッグ	(株) ウィング	津門大筋町5-35	10	平25.06.01	39-7691
	きしゃぼっほ西宮	(有) アイズ物流	美作町4-29	10	平26.07.01	31-1888
	ティビ	(株) ウィング	甲子園一番町3-18	10	平26.07.15	78-3124
	あーも	旭care (同)	甲子園浦風町1-24	5	令02.01.01	31-7388
	宙★りす熊野町	(株) フラットフィールド	熊野町1-2-203	10	平28.01.01	81-5168
	児童デイサービスポブラ	メルク (株)	今津山中町12-27	15	平29.01.01	23-5217
	はっち上げ原	(株) みょうとく	上ヶ原十番町1番6号	10	平29.04.01	20-6376
	STEPたくみ	(特非) 児童サービスたくみ	松籙荘7番21号ニューコウベビル301号室	10	平29.04.01	20-9652
	まなviva鳴尾教室	(一社) ゆうきっこ	鳴尾町3-3-5 1階	10	平29.08.01	43-8177
	放課後等デイサービス ブロック	(同)フロッグ	山口町下山口5-3-6西宮北ヴィレッジ1階	10	平29.12.01	(078)595-7522
	Notre Avenir Music&Sports Medicine	(株) Medic Career	城ヶ堀町6-5 ground floor	10	平30.05.01	090-5964-0100
	児童発達支援ひかり	メルク (株)	今津曙町7-18	5	令02.04.01	23-8886
	Linkerアミ	(株) piece innovation	中前田町1-25-203	10	令03.04.01	61-8588
	児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO江上校	(株) Gotoschool	江上町2-12 1F	10	令03.06.15	27-5119
	こども未来アカデミー甲陽園教室	(株) こども未来研究所	甲陽園若江町1-25	10	令03.07.01	74-5228
	f.ちーぶす	チャイルドDS (株)	下大市東町13-8 2F-C号室	10	令03.10.01	61-9871
	放課後等デイサービス ウイズ・ニュー西宮瓦林	(株) S T P	瓦林町20-25 シマ-瓦林102号室	10	令03.10.01	78-3198
	リッツエジンスクール	(一社) リッツ学園	段上町6丁目17-6 パティオ1階102号室	10	令04.03.01	81-5089
	児童発達支援 みらい	メルク (株)	甲子園浦風町2-1 1F	5	令04.04.01	36-3010
	児童発達支援・放課後等デイサービス Jam's西宮北口校	(株) Jam's Design	芦原町1-9	10	令04.04.15	050-3623-3419
	ポバースキャン	(株) リハビリティ	津門仁辺町2-21-101	5	令04.05.01	61-1980
	児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO天道校	(株) ViA	天道町23-7 アップ西宮瓦木ビル2F	10	令04.06.01	56-9517
	TAKUMI 西宮	イニシアス (株)	今在家町1-8ケープヘルズ阪神西宮201号室	10	令04.06.15	56-8705
	放課後等デイサービスフロッグ	(同) フロッグ	山口町下山口5丁目3-6 西宮北ヴィレッジ102	10	令04.09.01	(078)595-7522
	CoCoLo	(株) グッドドゥワーク	甲子園口4丁目21-27 イグレック甲子園口	10	令05.01.01	68-0556
	CoNovas (このぼす)	(株) パリユーサブリ	室川町5-15-5 レッツ202号	10	令05.01.01	31-3848
	放課後等デイサービス ウイズ・ ニュー西宮中央運動公園	(株) STP	柳本町8-17	10	令05.01.01	78-6369
	こども未来アカデミー若菜園教室	(株) こども未来研究所	樋之池町2-15-103	10	令05.01.15	74-7680
Lii sports studio 甲東園	(株) リイ	甲東園1丁目1-6バセオ甲東109-A	10	令05.02.01	(080)7013-2214	
ポバースキャンII	(株) リハビリティ	津門仁辺町2-21-202	10	令05.04.01	(070)1783-1016	
eravuすみれ台	(一社) eravu	すみれ台2-3-9	10	令05.05.01	(078)766-2472	
Himawari+ Academy 西宮校	(株) ひまわり	津門西口町2-25	10	令05.05.01	61-2815	
サイラボ西宮北口教室	(株) クリップオン・リレーションズ	甲風園1丁目9-8 睦ビル4-B号	10	令05.06.01	050-1745-3100	
児童発達支援事業 (就学前) 保育所等訪問支援事業	for barn	チャイルドDS (株)	上之町34-17	10	平27.02.01	64-8188
	f.あんどら	チャイルドDS (株)	門戸荘17-48松本第一ビル208号	10	平28.12.01	56-7162
	ユニコの森 児童発達サポートセンター	(株) ユニコの森	高松町18-12	10	平30.11.01	66-6007
	エコルド夙川Lucy教室	Office Mitsu (株)	若松町2-2 1階	10	令05.04.01	70-2244
児童発達支援事業所「らららんど」	(特非)こころからだ研究所	西宮浜4丁目14-2 1階	10	令05.04.01	81-3711	
放課後等デイサービス (就学児) 保育所等訪問支援事業	放課後児童デイサービスつばさ	メルク (株)	今津曙町11-6-3階	15	平24.11.01	37-6788
	eravu名塩	(一社) eravu	名塩1丁目1-29	10	令04.01.01	(079)51-3406
	コグダ	(資)さかき介護サービス	門戸荘18-6 8メゾン西宮104号室	10	令04.09.01	(090)9628-8948
	家庭学習応援施設My Place	(特非)ONE LOVE	名塩茶園町14-3	10	令05.03.01	(070)8366-0394
児童発達支援事業 (就学前) 放課後等デイサービス (就学児) 保育所等訪問支援事業	カノン今津	(福) 一羊会	今津上野町1-7	10	平24.04.01	42-8088
	ぼぼデイ名塩駅前	(福) ほっとスマイル	東山台1-1	10	平24.04.01	(079)62-1165
	児童発達支援西宮たんぼぼ	(一社) 子育て園ぼかぼか	瓦林町6-16	10	平25.06.01	77-4913
	Linkerノア	(株) piece innovation	江上町3-43 3階	10	平26.03.10	31-3915
	ぼぼデイ東山台	(福) ほっとスマイル	東山台1-1	10	平26.06.01	(079)62-1165
	宙★りす	(株) フラットフィールド	二見町13-19	20	平26.09.01	67-5328
	児童デイサービスぶどうの木阪神西宮	(株) 阪神こころと発達サポートセンター	中前田町1-27ラビットビル3階	20	平29.04.01	(06)6412-9285
	PARC (パルク) にしのみや	(株) メディケア・リハビリ	中屋町6番4号 TASK IN 2BE1 101	10	平29.06.01	31-1220
	LITALICOジュニア西宮教室	(株) LITALICOパートナーズ	西福町5-16NOMURAビル3H号室	20	平29.10.01	69-2790
	児童デイサービスぶどうの木阪神国道	(株) 阪神こころと発達サポートセンター	津門大筋町4番10号安田ビルII号館4階	10	平30.03.01	36-0772
	Linkerミーム	株式会社piece innovation	芦原町4-20 1階	10	令03.04.01	56-9082
	Notre Avenir keel via	(株) Medic Career (同) keel	城ヶ堀町6-5 MS Suite 2nd floor 市庭町6番6号 I O K A . B L D G 2階	10 10	令03.07.01 令04.07.01	33-8828 42-8321
	宙★りす瓦林	(株) フラットフィールド	熊野町14-2 アクユロスビル1階	10	令05.01.01	31-1391
	宙★りすJ R甲子園口	(株) フラットフィールド	甲子園口2丁目7-31	20	令05.01.01	78-5691
	おひさまサンサン	(有) ウイズ	高木西町24-2 サンサンビル3F	10	令05.02.01	67-3376
	発達支援教室COCORO	(株) STORY	甲子園七番町2-10バレス甲子園B1	10	令05.04.01	(090)5041-6266
	まなviva笠屋教室	(一社) ゆうきっこ	笠屋町21-4	20	令05.04.01	31-6568
まめの木	(公財) 神戸YMCA	神楽町5-23	10	令05.04.15	35-5987	

その他の児童福祉施設(法外施設)
子育て総合センター等

施設名	設置運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
子育て総合センター	西宮市	津田町3-40	—	平13.04.01	39-1521
みやっこキッズパーク		芦原町7-32	—	平15.11.08	67-7321
高木北地域子育て支援施設		薬師町7-5	—	平28.04.01	65-1940
香榎園地域子育て支援施設		中浜町3-32	—	令01.08.01	33-5630

小規模保育事業所

施設名	設置運営主体	設置場所	認可定員	認可年月日	電話
アイリスプライベートスクール 夙川いぶき保育園	(有) アイリス	石劔町13-25	19	平27.04.01	74-5892
おおぞら園	(同) おおぞら園	宮前町8-22 浜脇幼稚園内	19	平27.04.01	22-7030
キャンディ&クッキー	個人	馬場町6-26	10	平27.04.01	56-7894
げんき保育園 西宮北口園	(株) エアフォルク	丸橋町8-106 エスクイーナ西宮北口1階	19	平27.04.01	52-2011
子育て園 ぼかぼか つくし園	(一社) 子育て園ぼかぼか	瓦林町6-14	12	平27.04.01	20-4057
小規模保育園 Happy Land	(特非) Happy Happy	松籟荘7-28-104	12	平27.04.01	52-1175
小規模保育園 ほつぷ・すてつぷ・じゃんぷ	(一社) ほつぷ・すてつぷ・じゃんぷ	高松町17-4	15	平27.04.01	65-1715
小規模保育施設 りんごさくらんぼ	(株) りんごさくらんぼ	小松北町2丁目4-1 小松幼稚園内	12	平27.04.01	070-5433-4111
すくすく ほがらか	個人	和上町1-6-201	10	平27.04.01	56-8389
パレット保育園	(特非) つみき	中須佐町7-25	19	平27.04.01	20-3544
たけのこ保育所	個人	甲子園綱引町4-11-101	8	平27.04.01	48-4761
小さなはらっぱ	(特非) はらっぱ	中殿町6-32	17	平27.04.01	22-3561
ちびっこ天国	(有) ちびっこ天国	山口町下山口5丁目3-4	19	平27.04.01	(078) 904-0003
チャイルドハート保育サロン さくら夙川園	(株) チャイルドハート	神楽町8-18 シャレード夙川1階	18	平27.04.01	36-5870
どんぐりルーム甲子園	(株) オペレーションナサリー	甲子園七番町2-5	19	平27.04.01	42-7990
西宮こもれびキンダーガーデン	(株) ケーティープラン	川添町7-1	19	平27.04.01	20-1655
にじの森保育園 西宮北口	(株) アピカル	神楽町6-27 西宮北口ビル2階	19	平27.04.01	66-1788
ハートフル・ママ西宮北口園	(特非) ハートフル・ママ	田代町19-6 コポリクラスタ1階	10	平27.04.01	31-3951
ひまわり家庭保育所	(有) スプリング・サポート・サービス	生瀬東町14-10	10	平27.04.01	(0797) 81-6881
保育園 パステルの森	(特非) 子育て支援Netフレール	弓場町1-2モンブラン1階	19	平27.04.01	31-6730
保育園 パステルのおうち		大谷町1-29	19	平27.04.01	31-6842
保育ルームうさぎたんぼ	個人	平木町4-1 平木小学校内	11	平27.04.01	62-1427
ボビンス小規模保育園 アクティブラーニングスクール甲東園	(株) ボビンス	甲東園1丁目1-6 パセオ甲東園206	19	平27.04.01	57-0210
MAMA&KIDS	(同) MAMA&KIDS	上之町35-10	12	平27.04.01	63-3669
むしっこ保育園 ちょうちょ	(株) むしっこキッズ		12	平27.04.01	090-3722-8989
むしっこ保育園 てんとうむし		薬師町2-62	12	平27.04.01	090-3722-8989
むしっこ保育園 みつばち			12	平27.04.01	090-3722-8989
リッツナーサラー保育園	(一社) リッツ学園	大森町14-16	19	平27.04.01	31-0400
MAMA&KIDS 門戸園	(同) MAMA&KIDS	門戸荘2-9	12	平27.06.01	54-5155
ALOHA保育園	(一社) Stand By The Children	生瀬町2丁目2-2山武ビル2階	15	平28.04.01	(0797) 78-6533
甲子園口ほんわか保育園	(一社) フルーリル	甲子園口3丁目20-7ワコーレ甲子園口102	12	平28.04.01	81-3477
くるみキッズルームこうしえん	(株) オペレーションナサリー	甲子園七番町2-5	12	平28.04.01	39-7982
コスモチャイルド保育園西宮今津園	しんきエンジェルハート(株)	津門川町12-25プレサンスロジエ西宮今津1階	19	平29.04.01	31-1210
コスモチャイルド保育園西宮園		中前田町1-27ラビットビル2階	19	平29.04.01	31-1125
善照そよかぜ保育園	(福) 善照学園	久出ヶ谷町10-45イル・ロゼオ2階	19	平29.04.01	73-7700
ヒーローズにのみや保育園	(株) キッズ1ハート	甲子園口2丁目24-29プレサンスロジエ甲子園口1階	19	平29.04.01	68-6622
Baby-bee	(株) Baby-bee	天道町25-7ジュエルコート甲子園口ビル101	19	平29.04.01	61-5111
小規模保育園 森のこどもたち	(福) みかり会	田中町1-6 3階	19	平31.04.01	35-7330
保育所かたつむりランド夙川園	(有) 兵庫トラベル	樋之池町14-8メソレバンテ1階	19	令03.04.01	78-3599
Baby-bee音楽園	(株) Baby-bee	石劔町8-7grande音楽園口101	19	令03.04.01	080-7130-3963
にじの森保育園音楽園口	(株) アピカル	石劔町7-12 一〇館 1階	19	令03.04.01	70-1123
MAMA&KIDS 大森園	(同) MAMA&KIDS	大森町6-57	19	令03.04.01	070-2353-9474
げんき保育園門戸厄神園	(株) エアフォルク	林田町10-21 LAPIS 1階	19	令03.04.01	63-2002
みらいいろどり保育園	(一社) 未来会	老松町4-10	19	令03.04.01	78-3116
みらいいしゅくがわ保育園		木津山町11-11-101	19	令03.04.01	39-7284
みらいようせいのお家		上之町12-12	19	令03.04.01	31-3205
武庫川敬愛保育園甲子園けやき散歩道		(福) 徳和会	里中町1丁目1-5 ドルチェ東甲子園1階	19	令05.04.01
あすなるパンビ園	(福) あすなる福祉会	大谷町7-1 夙川グリーンプレイス A棟2階	19	令05.04.01	35-4114
合計	48カ所	—	776	—	—

家庭の保育事業所

施設名	設置運営主体	設置場所	認可定員	認可年月日	電話
そらいろ保育ルーム	個人	神原5-1-101	5	平27.04.01	73-6077
中田家庭保育所		小松南町3丁目2-17	5	平27.04.01	48-3600
保育ルームおひさま		甲子園九番町15-49-101	5	平27.04.01	48-0828
保育ルームchouchou		上ヶ原九番町1-56	5	平27.04.01	53-5522
保育ルームパンビ		南甲子園2丁目21-8-116	5	平27.04.01	41-5426
保育ルームほほえみ	個人	寿町5-44 アラスカマンション101	5	平27.04.01	070-5659-3955
森下家庭保育所		川添町13-8	5	平27.04.01	36-2541
合計	7カ所	—	35	—	—

事業所内保育事業所

施設名	設置運営主体	設置場所	認可定員	認可年月日	電話
キッズルーム アリス甲子園	(医) 豊中ファミリー	枝川町8-68	9	平27.04.01	48-0890
モモキッズ保育ルーム甲子園	(株) アソシエ	甲子園浦風町18-20 甲子園UPビル2階	16	平27.04.01	31-5540
なごみ保育園	(株) 阪急学園	大屋町28-21	14	平29.04.01	67-2689
ハンニシゆとり保育園	平田建築設計(株)	馬場町2-26レンバールハイイツ101	11	平29.04.01	33-2006
合計	4カ所	—	50	—	—

※地域枠の定員のみ

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
生活介護	六甲園	(福)東宏会	山口町下山口字茶屋ヶ谷1301番地の1	60	昭44.04.01	(078)904-3761
	松の園	(福)尼崎武庫川園	田近野町7-32	45	昭45.06.01	52-6161
	カトレアの園	(福)尼崎武庫川園	田近野町7-32	58	昭52.04.01	53-2307
	一羊園	(福)一羊会	山口町船坂1958-1	50	昭52.05.01	(078)904-3835
	すずかけ作業所	(福)一羊会	今津出在家町10-13	40	昭59.06.01	23-2996
	いずみ園	(福)西宮市社会福祉事業団	津門川町2-30	50	昭60.05.01	23-3377
	すずかけ第2作業所	(福)一羊会	西宮浜3丁目14-1	40	平02.04.01	34-3095
	ななくさ新生園	(福)阪神福祉事業団	山口町下山口1650-35	50	平05.04.01	(078)903-1613
	ワークホームつつじ	(福)三田谷治療教育院	郷免町4番1号	44	平05.04.01	(0797)22-7044
	芦屋翠ホーム	(福)三田谷治療教育院	郷免町4番1号	55	平05.04.01	(0797)25-7740
	武庫川すずかけ作業所	(福)一羊会	武庫川町4-1	40	平09.04.01	43-3760
	ワークショップふえにつくす	(福)すばる福祉会	上大市5丁目1-8	20	平10.10.01	53-0122
	芦原デイサービスセンター 生活介護事業所	(福)甲山福祉センター	芦原町1-20	25	平12.10.30	69-3007
	ななくさ清光園	(福)阪神福祉事業団	田近野町8番1号	60	平14.04.01	56-1700
	リーブ・フルーリー	(福)尼崎武庫川園	田近野町7番32号	50	平14.04.01	52-6999
	ドリーム甲子園	(福)円勝会	枝川町17-41	96	平15.03.01	42-6510
	第1松の園	(福)尼崎武庫川園	田近野町7-32	31	平17.04.01	52-2224
	オレンジ西宮	(福)恵愛園	山口町名来1076-1	52	平18.08.01	(078)904-2777
	青葉園	(福)西宮市社会福祉協議会	染殿町8-17	40	平18.10.01	35-0013
	ワークメイト西宮	(福)聖徳園	浜町9-20	12	平19.04.01	23-1111
	オレンジ西宮	(福)恵愛園	山口町名来1076-1	20	平21.09.01	(078)904-2777
	生活介護 メインストリーム	(特非)メインストリーム協会	西福町9-3	15	平22.06.01	66-5122
	Trunk	(特非)サポートステーションFlat	中須佐町5-25	18	平24.02.01	23-2616
	ななくさ学園	(福)阪神福祉事業団	田近野町8番1号	15	平24.04.01	56-1710
	西宮すなご医療福祉センター通所つばき	(福)甲山福祉センター	武庫川町2-9	15	平24.04.01	47-4552
	生活介護サービスドレミーナ	(有)あらい	城ヶ堀町3丁目18番	20	平25.08.15	32-3111
	オレンジホーム西宮デイサービス	(福)恵愛園	山口町下山口966-1	20	平27.03.01	(078)903-3661
	ラッポラ	(有)サフラン	高木西町23-5-1	20	平28.04.01	65-5282
	生活介護事業所 ふれぼの	(福)西宮市社会福祉協議会	中前田町1-23	20	平28.04.01	61-1373
	ワークメイト西宮聖徳園	(福)聖徳園	久保町14-19	20	令02.04.01	33-0055
	夙川デイサービス	(特非)ベガサス	江上町3-18 永井ビル1階	10	平30.07.01	31-3078
	津門川デイサービス	(特非)ベガサス	津門川町2-12	13	令02.04.01	81-5161
	デイサービススイートケア西宮	(株)スイートケア	甲子園口北町2-6	10	令02.04.01	64-1603
	デイサービスプロッサム	(株)夢企画	生瀬町1丁目20番7号 MAHALO HOME内	20	令02.04.15	(0797)75-9382
	フィールズ	(一社)音色コミュニティ	和上町1-28 古塚マンション201	10	令02.05.01	31-5495
	生活介護とらい	(同)TRY	神呪町2-1	20	令02.11.15	54-6677
	きんとーん作業所	(特非)障害者生活支援センター遊び雲	宮西町7-3	20	令03.10.01	35-8091
	ナーシング・デイ ういずゆー	(有)在宅ケアサービスまどか	樋之池町24-4	6	令03.10.01	75-1136
	生活介護 桜梅桃李	メルク(株)	甲子園浦風町2-1	20	令04.04.01	36-3030
	ラボ	(株)Dare	六湛寺町1-1 EXCEED西宮101号室	20	令04.04.01	56-8201
名神あけぼの園(第1)	(福)西宮市社会福祉事業団	津門大箇町2番13号	20	令05.04.01	22-3597	
施設入所	六甲園	(福)東宏会	山口町下山口字茶屋ヶ谷1301番地の1	60	昭44.04.01	(078)904-3761
	松の園	(福)尼崎武庫川園	田近野町7-32	45	昭45.06.01	52-6161
	カトレアの園	(福)尼崎武庫川園	田近野町7-32	48	昭52.04.01	53-2307
	一羊園	(福)一羊会	山口町船坂1958-1	40	昭52.05.01	(078)904-3835
	ななくさ新生園	(福)阪神福祉事業団	山口町下山口1650-35	50	平05.04.01	(078)903-1613
	芦屋翠ホーム	(福)三田谷治療教育院	郷免町4番1号	50	平05.04.01	(0797)25-7740
	ななくさ清光園	(福)阪神福祉事業団	田近野町8番1号	60	平14.04.01	56-1700
	リーブ・フルーリー	(福)尼崎武庫川園	田近野町7-32	50	平14.04.01	52-6999
	オレンジ西宮	(福)恵愛園	山口町名来1076-1	52	平18.08.01	(078)904-2777
	ななくさ学園	(福)阪神福祉事業団	田近野町8番1号	15	平24.04.01	56-1710

自立訓練	ドリーム甲子園	(福) 円勝会	枝川町17-41	10	平15.03.01	42-6510
	くらしサポートそよ風	(特非) くぬぎ	戸田町5-16西宮ビル3階	10	平21.04.01	34-8622
	ハートフルクラブ	(特非) ハートフル	柳本町8番15号	6	平22.04.01	70-1012
	宿泊型自立訓練作業所さくら荘	(医) 内海慈仁会	山口町下山口1201-1	20	平24.04.01	(078)904-0046
	SOCIALSQUARE	(特非) ソーシャルデザインワークス	中前田町1-27 ラビットビル1階	10	平29.04.01	090-8377-4839
	Uocmo	UocmoZ (同)	与古道町2-18与古道町ビル1階	14	平31.04.01	090-3861-9585
宿泊型自立訓練	宿泊型自立訓練事業所さくら荘	(医) 内海慈仁会	山口町下山口1201-1	15	平24.04.01	(078)904-0046
就労移行支援	名神あけぼの園 (第2)	(福) 西宮市社会福祉事業団	津門大筒町2-13	6	昭63.09.01	22-3597
	ワークホームつつじ	(福) 三田谷治療教育院	郷免町4番1号	6	平05.04.01	(0797)22-7044
	就労サポートセンターあかつき	(特非) くぬぎ	戸田町5-16西宮ビル3階	10	平21.04.01	22-5624
	SOCIALSQUARE	(特非) ソーシャルデザインワークス	中前田町1-27 ラビットビル1階	10	平29.04.01	090-8377-4839
	手づくり工房 ふるふる	(特非) ハートフル	森下町11-22	6	平31.04.01	66-6780
	ハンズ西宮	(株) ハンズ	産所町14番5号ニュービル西宮4階	20	令02.05.01	23-6750
	LITALICOワークス西宮	(株) LITALICOパートナーズ	今在家町1-8 ケープヒルズ阪神西宮501号室	20	令02.11.01	35-7804
	Uocmo	UocmoZ (同)	与古道町2-18与古道町ビル1階	6	令03.04.01	090-3861-9585
	就労移行支援事業所 Wow!	(同) CONTRIBUTOR	宮前町1-2	20	令04.04.01	070-1743-3961
就労継続支援A型	新生会作業所	(福) 新生会	染殿町2-11	10	昭61.05.01	34-0356
	エフピコ愛バック(株) 西宮工場	エフピコ愛バック (株)	山口町阪神流通センター1丁目98-2	40	平19.10.15	(078)907-3375
	ココ・アシスト 西宮	(同) ココ・アシスト	市庭町6番6号 井岡ビル3階	20	平24.05.01	38-8427
	ひなた	(株) アライズ	城ヶ堀町3番1号 みはやビル2階	20	平25.11.15	22-7311
	(株) ゆうあいサポート	(株) ゆうあいサポート	鳴尾浜3丁目10-1	10	平26.03.01	43-3378
	ひなた EAST	(株) アライズ	甲子園口4丁目21番21号 グレースビル202号室	20	平26.08.01	67-3335
	サンライズ障害福祉支援センター	(株) サンライズ	甲子園口3丁目10番24号 御代開マンション103号104号	20	平26.12.01	56-7497
	アミル甲子園口	(同) アミルリバー	甲子園口2丁目21-3 ビュア甲子園口101	20	平27.02.15	56-8391
	就労継続支援施設でんとうか	(株) 利生	末広町3番23号 サンビレッジ 夙川101号室	10	平27.05.01	22-2400
	hinata plus	(株) アライズ	中前田町3番18号 クリエイティブHセントラル1-A	20	平27.07.15	34-3351
	Honeyベリー	(株) HAPPYベリー	津門大筒町4-10 安田ビルII7階	20	平27.11.15	23-3356
	うちの家	(株) ウィンスリーネット	浜町13-2	20	平29.04.15	38-8234
	HOPE	(株) HAPPYベリー	門戸東町3-57 モンディパレス102号	20	平31.01.01	78-6256
	サクラス	(株) サクラス	馬場町6-12 ヴィレッタえびす東1階	20	令01.09.01	22-3777
	スマイルワークス	(特非) スマイルワークス	大屋町30番9号102号	20	令01.09.01	78-3868
	ソーレ	(同) ユージャガータ	上甲子園1丁目2-3 上甲子園グランドコーポ1階	10	令03.10.01	61-7177
	Wonder	(株) アドア	小松西町2丁目1-1 鳴尾小松住宅101	15	令04.03.01	42-7622
	ギフト	(株) ヒカリ	甲子園口北町19-7 甲子園 リッチライフ1階	20	令04.07.15	67-2210
	エスポワール	(株) エスポワール	西宮浜1丁目31番地 西宮浜産業交流会館3F	10	令05.04.01	56-8670
	就労継続支援B型	すずかけ作業所	(福) 一羊会	今津出在家町10-13	20	昭59.06.01
第2松の園		(福) 尼崎武庫川園	田近野町7番32号	35	昭61.04.01	52-6181
新生会作業所		(福) 新生会	染殿町2-11	30	昭61.05.01	34-0356
名神あけぼの園 (第1)		(福) 西宮市社会福祉事業団	津門大筒町2-13	20	昭63.09.01	22-3597
名神あけぼの園 (第2)		(福) 西宮市社会福祉事業団	津門大筒町2-13	54	昭63.09.01	22-3597
すずかけ第2作業所		(福) 一羊会	西宮浜3丁目14-1	15	平02.04.01	34-3095
武庫川すずかけ作業所		(福) 一羊会	武庫川町4-1	20	平09.04.01	43-3760
ワークショップふえにつくす		(福) すばる福祉会	上大市5丁目1-8	27	平10.10.01	53-0122
ドリーム甲子園		(福) 円勝会	枝川町17-41	60	平15.03.01	42-6510
第1松の園		(福) 尼崎武庫川園	田近野町7-32	15	平17.04.01	52-2224
すずかけ労働センター		(福) 一羊会	上甲子園5-9-23	25	平19.04.01	34-3090
ワークメイト西宮		(福) 聖徳園	浜町9-20	28	平19.04.01	23-1111
アドバンス西宮		(特非) 西宮障害者雇用支援センター協会	青木町11-35	10	平19.09.01	72-1187
ワークメイト西宮聖徳園		(福) 聖徳園	久保町14-19	40	平22.04.01	33-0055
クリーンハウス くりくり		(特非) ハートフル	城ヶ堀町4-7	20	平22.04.01	22-0830
ハートフルクラブ		(特非) ハートフル	柳本町8番15号	14	平22.04.01	70-1012
あいホーム		(特非) あいホーム	山口町上山口2丁目21番24号101号	10	平24.03.01	(078)907-3911
ヴィエルジュ		(一社) 五つ星	津門宝津町6-1	20	平24.04.01	36-7356
豊芽工房		(特非) とんとん	東山台1丁目2-2	20	平24.07.01	(0797)61-2083
夙川さくら作業所		(特非) 桜花会	神楽町9番10号1階	25	平25.03.31	36-2985
おむすび屋えんむすび		(一社) セレクト	甲子園洲島町4-26-101	20	平25.04.01	42-8546
西宮作業所クローバー		(株) RABBITホールディングス	甲子園九番町7-24	20	平26.01.01	78-3870

就労継続支援B型	ファクトリーなごみ	(株) NAGOMI	鳴尾町2丁目12-3	20	平26.04.01	39-7575
	つとポート	(福) 新生会	津門西口町7番3号	20	平26.11.01	31-0530
	なまえの会作業所	(特非) Namae	今津山中町7番22号	20	平26.12.01	34-2039
	すみれ	(株) マンジュリカ	天道町14-6 甲子園フラット101	20	平26.12.01	66-8870
	上甲子園すずかけ作業所	(福) 一羊会	上甲子園5-3-18	20	平27.04.01	34-1017
	くぬぎファクトリー	(特非) くぬぎ	鳴尾町2丁目5-20	20	平27.07.01	40-1024
	ひだまりサロン	(特非) Conomi	山口町名来1丁目13-33	10	平27.08.01	(078)223-5590
	Sunrise.B	(株) サンライズ	青木町10番18号A-3号	20	平28.05.01	35-0288
	就労支援事業イー・フラップ西宮	(株) コージーケア	津門川町2-26	20	平29.02.01	61-2107
	ファースト	ファースト(株)	山口町上山口2丁目18番25号	20	平30.04.01	(078)597-8775
	グローバルえびす	(特非) オフィスえびす	産所町2番19号	20	平30.04.01	32-6531
	虹色	(株) クオリティ	生瀬町1丁目18-33	40	平30.08.01	(0797)87-9021
	西宮ひがわり弁当	(株) コンプリメント	上甲子園4丁目4-12 上甲子園ビル2階	20	平31.01.01	31-0194
	タンポポ	(一社) 愛森会	上大市3丁目4-18バルトピア甲東園1階	20	令02.02.15	31-3212
	就労継続支援B型グリーンビース	介護ステーションすずらん(株)	久保町8-5	20	令01.12.01	55-9105
	Beyond	(株) Beyond	浜甲子園3丁目3-16 フラージュ甲子園1階	20	令01.11.01	61-2372
	フィールズ	(一社) 音色コミュニティ	和上町1-28 古塚マンション201	10	令02.5.1	31-5495
	K I Z U N A 甲子園口	(一社) KIZUNAの友	甲子園口6丁目12-11	20	令02.09.15	20-3407
	アイクロッソ西宮	(一社) i:crosso	山口町下山口4丁目8-27	20	令02.11.01	080-3837-7157
	ACCEPT COFFEE ROASTER(S)	(株) のぞみ	甲子園六番町6-10	20	令03.07.01	31-3476
	ここいろ	ハッピーリバー(株)	甲子園七番町22-27	20	令03.08.01	31-6836
	就労継続支援B型事業所 SOIL	(株) NaLiSu	笠屋町17番96号 ザ・ランドマーク北山202号室	20	令03.11.01	090-3970-1640
	就労継続支援B型らいふ若草	(株) フォーライフ	若草町1-2-4	20	令03.12.01	42-8882
	ラ・フィット西宮	(株) ゼネラル・ライフサービス	池田町10-6	20	令04.02.01	080-3414-3312
	就労継続支援B型 グリーンスマイル	介護ステーションすずらん(株)	浜甲子園3-2-21	20	令04.04.01	85-7337
	夢とびあ	(特非) 夢とびあ	笠屋町18-10-105	20	令04.04.01	41-9677
	手づくり工房 ふるふる	(特非) ハートフル	森下町11-22	14	令04.04.01	66-6780
	ファミーユかぶと	(一社) かぶと	甲子園浜田町16-25	20	令04.06.01	090-3727-3218
	就労継続支援B型事業所 輝き工房	(株) L・M・T	天道町2-27	20	令04.06.01	20-5276
	アップライン天塔花	(株) 利生	末広町3番23号 サンビレッジ夙川101号室	10	令04.07.01	22-2400
	テヌート	(特非) 晴れっと	鳴尾町3丁目6-25 ハイツシャローム101	20	令04.11.01	49-8010
	エスポワール	(株) エスポワール	西宮浜1丁目31番地西宮浜産業交流会館3F	10	令05.04.01	56-8670
	就労継続支援B型事業所 スマリティ	(株) ゼロブロック	甲子園洲島町3-29	20	令05.04.01	42-7960
療養介護	西宮すなご医療福祉センター	(福) 甲山福祉センター	武庫川町2-9	182	平24.04.01	47-4477
共同生活援助 (グループホーム)	すばる舎こんどホーム	(特非) すばる舎	上大市5-11-1-313	24	平02.04.01	53-2324
	地域生活支援センター「ジョイント」ホーム事業課	(福) 一羊会	中須佐町4-4	68	平16.04.01	22-6139
	グループホーム和み	(特非) NiCCL西宮暮らしやすい地域をめざす会	大森町1-25-401、403	6	平16.04.01	65-6579
	山口町ホーム	(福) 一羊会	山口町下山口1丁目11-9-202・203	5	平16.04.01	(078)903-3039
	ホーム創	(特非) 地域生活支援センターれん	津門綾羽町6-33	4	平16.11.01	22-5574
	ドリーム甲子園ホーム事業	(福) 円勝会	枝川町17-41	117	平17.12.01	42-6510
	あおば生活ホーム	(特非) 西宮がすきやねん	桜谷町11-47	6	平22.04.01	33-8220
	オレンジホーム西宮	(福) 恵愛園	山口町下山口966番1	14	平26.02.01	(078)903-3661
	グループホーム「vivid」	(株) マンジュリカ	鳴尾町4丁目12-13	5	平27.06.01	41-2005
	グループホーム「～輝き～Kagayaki」	(株) L・M・T	若松町3-8	4	平29.09.01	20-4514
	グループホームあさんで	IRF(同)	松ヶ丘町9番22号	12	平30.01.01	55-8306
	SKホーム	SKライブ(同)	西平町18番17号	6	平30.12.01	21-0515
	グループホームDOBASHI	Shine(同)	一ヶ谷町1-62サンタクス西宮山手119	4	平31.02.01	20-4771
	ランド	(株) SKK	石在町3-22-2号	10	令01.05.01	61-1188
	障害者グループホーム愛の樹	(一社) 愛森会	長田町5-15パセオ長田205、206号	41	令01.08.01	090-2598-8177
	障害者グループホーム kanoa home	介護ステーションすずらん(株)	久保町8-5	17	令01.12.01	55-9105
	えにごま	(株) ナチュラル	樋ノ口町1-12-24	10	令02.03.15	20-4051
	N. Bハウス	(株) エヌ・ビー	鳴尾町4丁目12-13	4	令02.08.01	34-3530
	あんよハウス南甲子園2	(一社) ライフサポートあんよ	南甲子園2丁目22-10	9	令02.08.15	65-3177
	グループホームBeans	(同) おひさま	天道町16-4	12	令02.10.01	65-5070
	HOME KIZUNA	(同) KIZUNAの友	甲子園口6丁目12-11	12	令02.11.01	070-1774-9625
	えがおの家	(株) えがおくらぶ	生瀬町1丁目18-21	11	令03.02.01	(0797)98-2994
	グリーンネックレス	(同) Growing Seeds	鳴尾町5丁目4-16	10	令03.03.01	78-2813
	グループホーム ティップス西宮	ケアウィッシュ(株)	甲子園四番町5番25号	16	令03.11.01	080-4063-5711
	グループホームらいふ若草	(株) フォーライフ	若草町1-2-4	7	令03.12.15	47-5660
	わおん西宮山口	(株) A-グロウイング	山口町中野3丁目3-26	7	令04.04.15	31-5992
	ばあとなあNishinomiya	(株) ミライエ	甲子園二番町7-21	6	令04.05.01	78-2616
	西宮グリーンハンド	(株) GREEN HAND	獅子ヶ口町11-23	14	令04.06.01	24-5655
	グループホームたいよう	(同) S A N T A K U	名塩3丁目3番19号	4	令05.02.01	(079)761-1380
	グループホームTorch	(株) Torch	大屋町9-10	9	令05.04.01	77-3837
	スカイグレイス山口町	(株) スカイスタッフエージェント	山口町上山口2丁目15-26	6	令05.04.01	080-5334-0006
	まるホーム西宮上ヶ原	(同) ビービー	上ヶ原七番町3-26-103	4	令05.04.01	(072)658-9196
	YMホーム	陽明ビジネス(株)	下大市東町14-21	4	令05.05.01	55-2248

障害者総合支援法による地域活動支援センター

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日 (センター移行)	電話
地域活動支援センター	ひまわりファクトリー	(特非) 法人くぬぎ	鳴尾町1-10-7 ライフ東塾1階	—	平13.04.01 (平19.04.01)	43-6242
	太陽	(特非) 兵庫県腎友会	今津曙町4-24-101	—	平19.04.01 (平21.04.01)	31-2463
	プロシード	(一社) セレクト	甲子園網引町2-11	—	平20.04.01 (平21.04.01)	31-0332
	うらら	(特非) ハートフル	室川町5-13-201	—	平22.04.01	31-1269
	LIC	(特非) LIC	中須佐町5-12	—	平25.03.31	34-5933
	にしのみや聴覚障害者センター	(公社) 兵庫県聴覚障害者協会	津門大筒町9-17 シャトーファイブ大筒101号	—	平26.04.01	78-2101
	地球屋本舗	(特非) one village one earth	高松町21-2-101	—	平27.04.01	66-2211
	necoris	(一社) いきがいがし	名塩山荘8-10	—	令03.01.01	050-3749-1227
	アイクロッソ地域活動支援センター	(一社) i-crosso	山口町下山口4丁目8-27	—	令04.02.01	080-3837-7157
	Studio Gorron 香櫛園	(特非) ら・ら・ら	市庭町4-11	—	令04.04.01	080-4462-2460
地域活動支援センタースパークス	(株)ゼネラル・ライフサービス	田代町7-22-101	—	令05.04.01	65-6506	

旧身体障害者福祉法による障害福祉施設

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
視覚障害者情報提供施設	西宮市視覚障害者図書館	西宮市	染殿町8-17	—	昭48.07.16	34-5554
身体障害者福祉センター	西宮市総合福祉センター	西宮市	染殿町8-17	—	昭60.05.01	33-5501
盲人ホーム	関西盲人ホーム	(福) 関西盲人ホーム	北昭和町3-15	20	昭23.12.09 (認可)	66-7397

生活保護法による保護施設

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	認可年月日	電話
救護施設	ななくさ厚生院	(福) 阪神福祉事業団	山口町下山口1650-36	100	昭43.07.01	(078)903-1664

その他の社会福祉施設

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
隣保館	若竹生活文化会館	西宮市	西福町15-12	—	昭57.10.01	67-7171
社会福祉センター	西波止会館	(福) 西宮市社会福祉協議会	西波止町5-18	—	昭60.05.15	22-2187

老人福祉法による老人福祉施設

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話
養護老人ホーム	寿園	西宮市	上ケ原八番町1-10	50	昭58.04.15 変更認可	52-0938
軽費老人ホーム (ケアハウス)	敬愛	(福) 聖徳園	段上町6丁目24-1	15	平08.10.22	54-8885
	西宮恵泉	(福) 明石恵泉福祉会	西宮浜3丁目7-7	50	平10.04.16	32-6060
	有馬ホロンの苑	(福) 関西中央福祉会	山口町上山口2266-27	100	平14.05.01	(078) 903-1722
	幸泉サンズ	(福) 真心幸泉会	山口町下山口丸山1585-111	15	平15.10.10	(078) 904-1078
	愛和	(福) 聖徳園	今津港町3-11	12	平25.10.21	36-8023
	ローズガーデン甲子園	(福) 豊中福祉会	甲子園九番町10-50	20	平28.03.26	81-5037
	ケアハウスコティ武庫川別邸	(福) 育福会	一里山町14-1	10	令03.08.01	52-7770

介護保険施設・事業所

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	指定年月日	電話
介護老人福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	甲寿園	(福) 甲山福祉センター	甲山町53	168	平12.04.01	71-8236
	名塩さくら苑	(福) 慈仁会	名塩さくら台2丁目44	53	平12.04.01	(0797) 63-3200
	ななくさ白寿荘	(福) 阪神福祉事業団	山口町下山口1650-26	165	平12.04.01	(078) 903-1665
	にしのみや苑	(福) 甲山福祉センター	甲山町53	67	平12.04.01	71-9210
	西宮恵泉	(福) 明石恵泉福祉会	西宮浜3丁目7-7	100	平12.04.01	32-6060
	にしのみや聖徳園	(福) 聖徳園	段上町6丁目24-1	58	平12.04.01	54-8885
	武庫アルテンハイム	(福) 尼崎武庫川園	田近野町7-32	60	平12.04.01	52-6665
	山口苑	(福) 慈仁会	山口町下山口1203-1	92	平12.04.01	(078) 903-5591
	シルバーコースト甲子園	(福) 円勝会	枝川町17-40	100	平13.04.01	43-0470
	幸泉サンズ	(福) 真心幸泉会	山口町下山口1585-111	50	平15.10.10	(078) 904-1078
	ウエルライフ西宮	(福) ウエルライフ	西宮浜4丁目15-3	75	平16.01.11	32-1115
	メヌエット	(福) 兼誠福祉会	浜脇町4-28	100	平18.02.01	32-0600
	セントポーリア愛の郷	(福) 緑峯会	山口町上山口1584-1	110	平19.04.01	(078) 907-1165
	メヌエット東館	(福) 兼誠福祉会	浜脇町4-33	70	平20.06.01	38-2218
	アリス甲子園	(福) 豊中ファミリー	枝川町8-68	165	平24.03.30	48-0770
	第2シルバーコースト甲子園	(福) 円勝会	枝川町17-55	120	平27.07.01	43-0801
	幸泉サンズユニット	(福) 真心幸泉会	山口町下山口1585-111	60	平27.10.10	(078) 904-1078
ローズガーデン甲子園	(福) 豊中福祉会	甲子園九番町10-50	75	平28.04.01	81-5037	
特別養護老人ホーム コティコート西宮仁川	(福) 育福会	一里山町14-1	60	令03.08.01	52-7770	
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (地域密着型 特別養護 老人ホーム)	シルバートピア西宮	(福) 高明会	室川町11-8	20	平24.01.15	74-9200
	いまづ聖徳園	(福) 聖徳園	今津港町3-11	29	平25.09.27	36-8024
	特別養護老人ホーム 和の郷上甲子園	(福) 新湊福祉会	甲子園春風町1-20	29	令04.04.15	78-3677
介護老人保健施設 (老人保健施設)	ウエルハウス西宮	(医) 協和会	西宮浜4丁目15-1	129	平12.04.01	32-1113
	幸泉エルズ	(医) 幸泉会	山口町上山口4丁目26-14	200	平12.04.01	(078) 904-1338
	シルバーハウス	(医) 緑水会	塩瀬町生瀬1281-5	96	平12.04.01	(0797) 85-8591
	すこやかケア西宮	西宮市 (指定管理者西宮市社会福祉事業団)	林田町7-17	100	平12.04.01	68-2700
	陽喜な家	(医) 樹徳会	上ケ原十番町1-85	73	平12.04.01	52-2003
	清和香榭園	(医) 清和会	弓場町1-15	100	平17.08.01	34-0001
	ハートケア西宮わたなべ サン	(医) 渡邊高記念会	前浜町4-3	76	平18.05.15	39-0170
	ふるさとの家	(医) 太陽健康会 サンクリニック	甲子園口3丁目3-33	18	平25.12.15	65-3600
介護療養型 医療施設 (療養病床)	高橋内科循環器科クリニック	非法人	和上町6丁目22番オーリーブハイツ3階	10	平12.04.01	26-3600
	介護医療院	三好病院 介護医療院	(医) 芳恵会	甲子園口北町24-9	34	平31.04.01
くまの介護医療院		非法人	下大市西町14-13	40	令03.12.01	52-3221
通所介護 (デイサービス) ・予防専門型通所 サービス	今津南デイサービスセンター	(福) 聖徳園	今津巽町7-10	45	平12.04.01	32-1701
	恵泉西宮浜デイサービスセンター	(福) 明石恵泉福祉会	西宮浜3丁目7-7	40	平12.04.01	32-6060
	甲子園口デイサービスセンター	(福) 西宮市社会福祉事業団	甲子園口6丁目6-20	20	平12.04.01	67-1205
	甲寿園通所介護事業所	(福) 甲山福祉センター	甲山町53	30	平12.04.01	71-8236
	甲東デイサービスセンター	(福) 西宮市社会福祉事業団	上甲東園2丁目11-60	40	平12.04.01	54-8789
	小松デイサービスセンター	(福) 西宮市社会福祉事業団	小松東町1丁目3-10	35	平12.04.01	48-3348
	社会福祉法人 慈仁会 特別養護老人ホーム名塩さくら苑	(福) 慈仁会	名塩さくら台2丁目44	35	平12.04.01	(0797) 63-3200
	高須デイサービスセンター	(福) 明石恵泉福祉会	高須町1丁目7-91	30	平12.04.01	48-1911
	にしのみや聖徳園甲武デイサービスセンター	(福) 聖徳園	段上町6丁目24-1	40	平12.04.01	54-8886
	浜脇デイサービスセンター	(福) 西宮市社会福祉事業団	久保町14-12	35	平12.04.01	35-0320
	芦原デイサービスセンター通所介護事業所	(福) 甲山福祉センター	芦原町1-20	32	平12.10.13	69-3007
	シルバーコースト甲子園 デイサービスセンター	(福) 円勝会	枝川町17-40	50	平13.03.30	43-0470
	あづまデイサービスセンター	(株) リュウコーポレーション	松原町4-12	50	平15.08.01	22-1165
	甲陽園すみれデイサービスセンター	(医) 葦会	神原15-65	28	平16.03.01	73-8881

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	指定年月日	電話
通所介護 (デイサービス) ・予防専門型通所 サービス	アネシス西宮デイサービスセンター	(医) 創生会	柳本町8-7	30	平16.04.01	70-7451
	メディカルケア甲子園	(有) NDY	甲子園町26-14 甲子園メディカルプラザ2階	35	平18.05.01	40-1188
	デイサービスソラスト甲子園口	(株) ソラスト	甲子園口4丁目7-11・101	40	平19.03.01	69-0811
	セントケア西宮	セントケア西日本(株)	五月ヶ丘12-8	40	平19.04.01	76-1012
	デイサービスセンターメスエット	(福) 兼誠福祉会	浜脇町4-33	35	平20.07.01	32-0535
	デイサービスセンター「フローラ武庫川レインボータウン」	(医) 慶仁会	高須町1丁目1 武庫川団地12号棟201号室	30	平22.05.01	40-0600
	ヒューマンライフケア甲子園の湯	ヒューマンライフケア(株)	上甲子園4丁目9-66	35	平22.07.01	38-1560
	リハビリデイサービス西宮甲子園の風ゆめゆめらいふ	(株) ゆめゆめライフ	甲子園六番町15-6	50	平23.08.01	41-9300
	デイサービスセンターアリス甲子園	(福) 豊中ファミリー	枝川町8-68	20	平24.03.30	48-0772
	ふくふく庵甲東園	(株) フォレストケアサービス	甲東園2丁目6-18	25	平25.01.01	57-5539
	デイサービス笑楽西宮名塩	(株) ビオネスト	名塩新町6番地	35	平25.06.01	(0797) 61-3316
	ARC西宮本店	(株) あらたか	甲子園春風町3-27	40	平25.06.15	33-9696
	ABCデイサービス絆き生き。	(株) ABC医療	生瀬町2丁目8-14	20	平25.09.01	(0797) 85-1234
	デイサービスセンターまたあした	(株) SEE YOU	室川町5-15	22	平25.10.01	70-0081
	香榎園ケアセンターそよ風	(株) SOYOKAZE	上葭原町4-21	35	平26.04.01	39-0560
	ボラリスデイサービスセンター仁川	(株) ボラリス	段上町6丁目5-7	20	平26.06.01	57-3500
	デイサービスセンターブリュム	(株) エクシーノ	上甲子園3丁目1-15	40	平26.07.01	45-1147
	デイサロン椿	(株) 至誠人	甲東園1丁目4-7	28	平27.02.01	31-0315
	第2シルバークースト甲子園デイサービスセンター	(福) 円勝会	枝川町17-55	20	平27.07.15	43-0801
	あおぞらデイサロン	アシスト(株)	江上町3-24セイワビル1階	30	平27.10.01	36-9577
	ローズガーデン甲子園	(福) 豊中福祉会	甲子園九番町10番50号	20	平28.04.01	81-5037
	ユニコの森リハビリセンター西宮北口	(医) ユニコ	高松町18-12	20	平28.09.01	66-9696
	デイサービスセンターまたあした春風	(株) SEE YOU	甲子園春風町7-10	19	平29.04.01	31-7345
	ボラリスデイサービスセンター山口町	(株) ボラリス	山口町上山口3丁目23-27	21	平29.04.01	(078) 220-9425
	レッツ倶楽部西宮北口	エネクスフリート(株)	大屋町21-22	29	平30.06.01	78-3631
	デイサービスプロッサム	(株) 夢企画	生瀬町1-20-7	20	平30.08.15	(0797) 75-9382
	和みのデイサービス四季彩	(株) マーサン	浜松原町1-28	19	平30.09.15	26-2670
	西宮門戸の風デイサービスセンターゆめゆめらいふ	(株) ゆめゆめらいふ	野間町5-6	30	令01.11.01	31-2354
	ボシブル甲東園	エクセル・サポート・サービス(株)	段上町1-10-2	20	令01.11.01	54-0031
	樹楽生瀬東	(有) スプリング・サポート・サービス	生瀬東町14-10	19	令02.06.15	(0797) 81-6877
	T r y u s (トライアス西宮)	アシックストライアスサービス(株)	用海町4-36	27	令02.07.01	32-5222
	ツクイ西宮浜甲子園	(株) ツクイ	浜甲子園1-3-16	35	令02.10.01	44-1210
	羽衣デイサービス	(株) ベビーリーフ	西平町3-8-1F	20	令04.05.01	73-7555
デイサービスM's studio 西宮若草店	(同) M&Living	若草町2丁目11番7号 アップ西宮学文ビル102号	20	令04.08.01	31-3451	
デイサービスきたえる一む西宮鳴尾	(株) ウエルネス	笠屋町13-26	25	令04.11.01	43-3943	
えむデイサービスサロン	サーシャ・ケア・デザイン(株)	山口町上山口1-14-22	19	令04.11.01	(078) 958-5012	
リセルフデイ今津浜	(株) リセルフ	今津真砂町1番6号棟103号室	30	令05.03.01	31-6455	
デイサービスあんじん	(株) あんじん	上ヶ原八番町13-33	20	令05.06.01	52-6660	
地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス	社会福祉法人 慈仁会 特別養護老人ホーム山口苑	(福) 慈仁会	山口町下山口字六傳1203-1	18	平12.04.01	(078) 903-5591
	ななくさ白寿荘	(福) 阪神福祉事業団	山口町下山口1650-26	10	平12.04.01	(078) 903-5226
	デイサービスまどかの家	(有) 在宅ケアサービスまどか	樋之池町20-27	10	平16.10.15	75-1178
	南甲子園デイサービス	(有) ジョイフルライフ	南甲子園2丁目13-17	10	平16.12.01	43-0122
	江原デイサービスセンター	(有) 福	二見町9-17	18	平17.11.15	69-3729
	清田診療所デイサービスセンター	(医) 清田診療所	段上町2丁目1-28	18	平18.04.15	57-5366
	山口すみれビレッジ	アイビエメディカル(株)	山口町下山口4丁目18-7	10	平20.02.01	(078) 903-6698
	デイサービスドレミーナ	(有) あらい	城ヶ堀町3-18	14	平20.06.01	32-3883
	名塩ケアステーション	(有) オークケアステーション	名塩1丁目5-16	10	平21.04.01	(0797) 91-6613
	あずまりハビリセンター	(株) リュウコーポレーション	松原町4-12 3階	18	平21.07.01	26-4165
	西宮デイサービスセンター	(有) シンユウ	柏堂町13-21	10	平21.09.01	70-1701
	甲子園口リハビリデイサービス	(株) 健寿会	甲子園口北町6-19	10	平22.05.01	67-2368
	デイサービスこんべい灯	(同) まじくる	柳本町8-9	9	平22.05.01	31-3566
	デイサービスマザーハウスEBISU	无空(株)	本町12-10	18	平22.07.01	31-6520
	絵本美術館	日本はるかケアライフ(株)	川添町13-24	10	平22.09.01	22-8503
	ぶどうの木デイサービス	(株) 鶴岡商会	越水町6-12	18	平23.04.01	70-8007
	ボラリスデイサービスセンター西宮北口	(株) だんだんデイサービス	田代町9-17	18	平23.05.01	63-8181
	スタジオボレテ夙川公園	(株) タフ&テンドー	御茶家所町2-14	10	平23.06.01	38-8531
	絆ひだまりの会門戸厄神の家	日本総合福祉会(株)	能登町3-5	10	平23.06.01	64-4188
	Garden (ガーデン) えびす	(株) 丹羽商店	本町11-27	15	平23.07.01	34-2901
	デイサービスセンターらいふ西宮	(株) フォーライフ	中須佐町4-3	18	平23.08.01	35-1552
	デイサービス夢楽人音楽園店	(株) 誠和	菊谷町6-8	10	平23.09.01	75-0133
	マリンデイ西宮	(株) B・フィクス	西波止町1-2 ウィンドワード オーシャンクラブ2階	18	平23.11.01	22-9366
	リハビリデイサービスかめハウス	(株) アーク	里中町2丁目9-29 1階鳴尾駅前ビル	18	平23.11.15	49-6555

欄外右側に「※」記載の事業所については、予防専門型通所サービスは行わない

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	指定年月日	電話
地域密着型通所介護・予防専門型通所サービス	ナーシング・デイういずゆー	(有) 在宅ケアサービスまどか	樋之池町24-4	6	平24.03.15	75-1136
	デイサービス夢楽人甲子園店	(株) 誠和	甲子園一番町10-11	10	平24.04.01	55-6530
	ほほえみの郷デイサービスセンター	(有) PPKちょうしんき	五月ヶ丘12-9	10	平24.04.01	20-0329
	夙川デイサービス	NPO法人ベガサス	江上町3-18	10	平24.08.01	31-3078
	デイサービスセンターフレンズ	(株) フレンズ	甲子園町11-10	10	平24.08.15	55-7569
	デイサービスセンター・わ+	(同) スリーチアーズ	上田西町3-23	14	平24.09.01	31-6690
	樹楽 浜甲子園	(株) ケアーベスト	浜甲子園2丁目2-12	10	平24.10.01	43-5353
	デイサービスハピネス夙川	(株) たにぐく	柏堂町1-8 夙川サンハイツD棟1階B室	10	平24.10.01	42-7229
	デイサービスきらめき	(株) アユズ	山口町上山口3丁目19-16	10	平24.11.01	(078) 907-6693
	デイサービスセンターふくろう	(医) 秀皓会	甲子園浦風町6-20	15	平24.12.01	40-9500
	リハビリデイサービス爽快倶楽部	(株) ライフサポートテクノロジー	中前田町1-31-101	18	平25.02.15	61-3714
	デイサービスセンターげんきリハ西宮	(株) スポーツコンディショニングラボ	城ヶ堀町1-17-101	10	平25.03.15	20-7733
	デイサービス甲桜邸	(株) パソナライフケア	上ヶ原三番町4-8	18	平25.05.01	57-0035
	デイサービスほのぼの	(株) たにぐく	森下町3-27-103	10	平25.09.01	65-7764
	いまづ聖徳園デイサービスセンター	(福) 聖徳園	今津港町3-11	15	平25.10.01	36-8024
	小松南の家	ブルーライフ (株)	小松南町2-1-21	10	平25.10.01	44-0545
	デイサービスセンターつむぎの家	(特非) つむぎの家	田中町2-8	9	平26.04.01	77-4211
	デイサービスセンターげんきリハ甲子園口	(株) スポーツコンディショニングラボ	甲子園口3丁目20-1-101	10	平26.05.01	63-9991
	ホスポ甲子園口	福康メディカル (有)	甲子園口2丁目21-17 ハインス甲子園口1階	10	平26.06.15	68-0034
	西宮総合リハビリデイサービス	(株) 桃吉	津門大箇町10-34 セリオ西宮ルシード1階	16	平26.07.01	35-2017
	デイサービスひなた	(有) 介護センターひなた	津門大箇町6-19	10	平26.08.01	39-7023
	ステラ	(株) デライト	松生町7-8	10	平26.10.01	55-2772
	デイサービスまごころ	(同) まごころ	青葉台2丁目2-10	15	平26.10.01	(0797) 85-1300
	リハビリ&リラクゼーション 特化型甲子園リハビリデイ	甲子園トレーニング (同)	上甲子園3丁目2-16	6	平26.11.01	43-8220
	樹楽甲東園	(株) RAT	甲東園2丁目7-19	10	平26.12.01	78-6655
	ハッピーデイサービス	(有) エスワイコーポレーション	久保町10-4	15	平27.01.07	31-3823
	デイサービスここあ	(株) K-RISE	甲子園一番町2-1	10	平27.02.01	41-3338
	ライフリハビリデイサービス	(株) ライフアシスト	下大市東町13-4アブコート門戸101号	10	平27.07.01	51-0077
	リハビリデイサービスプレミアム	(株) エクシーノ	上甲子園3丁目1-15	18	平27.07.01	45-1113
	天道の家	(株) リージョンスタンダード	天道町16-18	10	平27.09.01	64-6931
	オアシス西宮リハビリデイサービスセンター	(福) ジェイエイ兵庫六甲福祉会	江上町8-21	15	平29.04.01	61-5223
	リハトレデイサービスTAKADA	(株) トータルヘルスサポートTAKADA	里中町3丁目7-13	10	平29.04.15	39-7600
	リンクケアあゆみ	(株) アユズ	山口町上山口3丁目21-15	10	平29.07.01	(078) 907-3335
	ポラリスデイサービスセンター苦楽園	(株) ポラリス	豊楽町8-44	18	平29.11.01	75-0139
	はんしんいきいきデイサービス西宮店	(株) いきいきライフ阪急阪神	六湛寺町11-18	18	平29.11.01	55-9051
	デイサービスかみひこうき	(株) さんべいらく	一ヶ谷町4-14	10	平29.12.01	78-3694
	デイサービス東洋きずな	(同) 東洋きずな	甲子園浦風町15-11	10	平29.12.01	45-5538
	レコードブック西宮室川	(株) サンドレッド	室川町1-20	18	平30.08.01	22-6653
	さくらのみやこデイサービス苦楽園	(株) 都商事	名次町3-16	18	平31.02.01	39-7734
	デイサービスセンター神港園 レインボー西宮	(福) 神港園	上田西町3-28	18	平31.04.01	43-5450
	デイサービスいろは	(株) イコール	上之町17-9	8	令01.08.01	56-8322
	デイサービススイートケア西宮	(株) スイートケア	甲子園口北町2-6	10	令01.12.15	64-1603
	リセルフリハ南甲子園	(株) リセルフ	南甲子園2丁目17-1ハウラキ101	18	令02.04.01	31-7520
	津門川デイサービス	NPO法人ベガサス	津門川町2-12	13	令02.04.01	31-3333
	樹楽 西宮名来	(株) ヲ利鶴	山口町名来2丁目22-11	10	令02.08.01	(078) 958-5816
リハビリデイサービス つるハウス	(株) アーク	里中町2丁目9-1 ソフィアラフォーネ1階	18	令03.08.01	49-6669	
ラサンテ	(同) ラサンテ	甲東園3-2-22 パークハイム甲東園101	15	令03.08.15	31-6605	
アスレチックリハ甲陽園	(株) アスレチック	甲陽園西山町1-61	10	令03.12.01	75-6670	
アルクゼデイサービスセンター浜甲子園	(一社) 一歩會	浜甲子園2丁目8番14-113号室	18	令03.12.01	47-3550	
いちごいちえ青葉台	(一社) いちごいちえ	青葉台2丁目18番2号	10	令04.04.01	81-7900	
西宮総合リハビリデイサービス甲子園	(株) 桃吉	甲子園一番町2-2	18	令04.06.15	46-8377	
デイサービスM's studio西宮小曾根店	(合) M&Living	小曾根町2-129ナイトビル小曾根101	18	令04.08.01	44-3353	
さくらのみやこデイサービス武庫川	(株) 都商事	武庫川町8-9アブリーレ西宮武庫川1階	18	令04.10.01	31-0662	
デイサービスけんとう	(株) けんとうグループ	上甲子園4-11-34	10	令04.10.15	39-0115	
機能訓練特化型デイサービス アマミリハプラス	(株) アマミ	鳴尾町1-21-16-105・106	10	令04.11.01	31-7447	
ビーナスプラス甲東園	(株) ビーナス	一里山町9-7小松ビル1F	15	令05.02.01	56-7443	

欄外右側に「※」記載の事業所については、予防専門型通所サービスは行わない

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	指定年月日	電話
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	アクティブライフ夙川	(株) アクティブライフ	樋之池町16-4	18	平12.04.01	70-2700
	門前生き生き介護ハウス	(有) ひまわり生き生き会	門前町11-24	24	平12.12.15	69-1360
	エコ西宮	(特非) エコロジーネットワーク	薬師町5-50	18	平14.12.01	67-7775
	サンサンケア門前	(有) 一葉サンサン会	門前町10-32	18	平15.02.15	68-1433
	グループホーム西宮わたなべ	(医) 渡邊高記念会	室川町11-18	27	平15.11.01	74-6933
	グループホームフレীগ甲子園	(株) ユーサイド	鳴尾町2丁目25-22	27	平15.11.01	41-6140
	甲陽園すみれホーム	(医) 董会	神原15-65	18	平16.03.01	73-8881
	アネシス西宮	(医) 創生会	柳本町8-7	18	平16.04.01	70-7452
	グループホームみどりの風	(医) 平生会	大畑町2-13	25	平16.07.01	69-0100
	グループホームあんだんて西宮五月ヶ丘	(有) PPKちょうしんき	五月ヶ丘12-9	18	平16.11.01	75-2117
	ほほえみの郷シエア甲子園	(有) PPKちょうしんき	甲子園浜田町4-9	27	平19.06.01	35-0503
	グループホームメヌエット	(福) 兼誠福祉会	浜脇町4-33	18	平20.06.01	38-2218
	グループホームアリス甲子園	(福) 豊中ファミリー	枝川町8-68	9	平24.03.30	48-0770
	西宮わたなべグループホームてまりの家	(医) 渡邊高記念会	前浜町4-3	18	平25.03.01	74-2630
	萌花甲子園	(株) 萌花	甲子園六番町14-25	9	平26.04.01	41-2099
	グループホームソラスト西宮	(株) ソラスト	本町2-13	27	平29.07.01	38-6188
	オリヴィエ東山	(同) Maa3's	東山台1丁目5	18	平30.04.01	(0797) 98-0419
	グループホーム神港園レインボー西宮	(福) 神港園	上田西町3-28	18	平31.04.01	43-5450
	グループホーム西宮	(株) ハートコーポレーション	薬師町5-50	18	令02.04.01	69-1002
	グループホームアクア西宮山口	(医) 紀翔会	山口町下山口5-2-16	18	令02.07.01	(078) 907-3876
リビングウィル西宮	(有) PPKちょうしんき	榑塚町5-46	18	令03.10.01	20-3244	
metoo西宮yama	(株) あらたか	大森町10番20号	18	令04.11.01	67-9696	
metoo西宮umi	(株) nomane	大森町10番21号	18	令04.11.01	67-7874	
グループホームふれあいの家	(医) 康生会	山口町船坂1825-3	18	令05.04.01	(078) 903-2526	
認知症対応型 通所介護	アクティブライフ夙川	(株) アクティブライフ	樋之池町16-4	18	平18.4.1	70-2700
	にしのみや苑通所介護事業所	(福) 甲山福祉センター	甲山町53番地	22	平18.4.1	71-9210
	浜脇デイサービスセンター	(福) 西宮市社会福祉事業団	久保町14-12	12	平18.4.1	35-0320
	宝塚医療生協あつたかハウス今津	宝塚医療生活協同組合	今津山中町3-23	10	平24.12.1	34-6221
	今津の家	(株) リージョンスタンダード	今津山中町2-12	12	平25.2.1	26-1691
	デイサービスセンターアリス甲子園	(福) 豊中ファミリー	枝川町8-68	12	平25.7.1	48-0770
	第2シルバーコースト 甲子園デイサービスセンター	(福) 円勝会	枝川町17-55	10	平27.7.1	43-0801
	認知症対応型デイサービスセンター 神港園レインボー西宮	(福) 神港園	上田西町3-28	12	平31.4.1	43-5450
	オリヴィエ東山	(同) Maa3's	東山台1丁目5	6	令03.04.01	(0797) 98-0419
小規模多機能型 居宅介護	ニチケアセンター鳴尾北	(株) ニチ学館	学文殿町2丁目5-12	16 通いサービス16 宿泊サービス5	平21.10.01	45-8521
	小規模多機能型居宅介護ソラスト甲子園口	(株) ソラスト	甲子園口北町1-14	16 通いサービス16 宿泊サービス6	平23.03.01	66-6526
	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵上ヶ原	(福) 博愛福祉会	上ヶ原四番町3-22	18 通いサービス18 宿泊サービス9	令01.07.01	51-1015
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	看護小規模多機能型居宅介護ゆとり庵甲陽園	(福) 博愛福祉会	上ヶ原十番町2-45	18 通いサービス18 宿泊サービス9	令03.10.01	61-1310
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	第2シルバーコースト甲子園定期巡回随時対応サービス	(福) 円勝会	枝川町17-55	-	平27.10.1	43-0801
	オアシス西宮定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(福) ジェイエイ兵庫六甲福祉会	江上町8-21	-	平29.04.01	61-5222
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護わたなべ	(医) 渡邊高記念会	室川町11-23	-	平29.07.01	31-1301
	SOMPOケア夙川香榎園定期巡回	SOMPOケア(株)	堀切町5-5	-	令02.04.01	38-1388
	SOMPOケア甲東園定期巡回	SOMPOケア(株)	段上町8-8-27	-	令02.04.01	57-5472
	SOMPOケア武庫川定期巡回	SOMPOケア(株)	笠屋町17-33	-	令02.04.01	40-8222
	エイブレイス兵庫西宮	(株) エイブレイス	段上町11-10-28	-	令02.12.01	57-3718
	シニアスタイル西宮北口定期巡回事業所	(株) シニアスタイル	高松町15-7	-	令03.01.01	39-7325
	定期巡回サービスあ・うん	(同) スリーチアーズ	上田西町3-23	-	令04.02.01	39-8290
	エレガノ西宮定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	スマリンクアライフ(株)	津門大塚町11-58エレガノ西宮中央棟2階	-	令04.08.01	35-1165

地域包括支援センター

種別	施設名	運営・委託法人	所在地	定員	設置年月日	電話
地域包括支援センター	安井地域包括支援センター	(福) 西宮市社会福祉事業団	城ヶ堀町1-39	—	平18.04.01	37-1870
	今津南地域包括支援センター	(福) 聖徳園	今津巽町7-10	—	平18.04.01	32-1702
	浜脇地域包括支援センター	(福) 西宮市社会福祉事業団	久保町14-12	—	平18.10.01	35-2440
	西宮浜地域包括支援センター	(福) 明石恵泉福祉会	西宮浜3丁目7-7	—	平29.04.01	32-6064
	小松地域包括支援センター	(福) 西宮市社会福祉事業団	小松北町2丁目8-1	—	平18.04.01	45-7810
	高須地域包括支援センター	(福) 明石恵泉福祉会	高須町1丁目7-91	—	平18.04.01	44-4505
	浜甲子園地域包括支援センター	(福) 円勝会	枝川町17-40	—	平18.04.01	42-3530
	上甲子園地域包括支援センター	(福) 西宮市社会福祉事業団	上甲子園5丁目7-21	—	平18.04.01	38-6031
	深津地域包括支援センター	(福) 甲山福祉センター	芦原町1-20	—	平18.04.01	64-0050
	瓦木地域包括支援センター	(福) 西宮市社会福祉事業団	林田町7-17	—	平19.04.01	68-2702
	甲山地域包括支援センター	(福) 甲山福祉センター	石劔町19-13	—	平18.04.01	71-9904
	甲武地域包括支援センター	(福) 聖徳園	段上町6丁目24-1	—	平18.04.01	54-8883
	甲東地域包括支援センター	(福) 西宮市社会福祉事業団	上甲東園2丁目11-60	—	平18.04.01	57-5280
	塩瀬地域包括支援センター	(福) 慈仁会	名塩さくら台2丁目44	—	平18.04.01	(0797) 63-3320
山口地域包括支援センター	(医) 幸泉会	山口町上山口4丁目26-14	—	平24.06.01	(078) 903-0525	

有料老人ホーム

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話	
有料老人ホーム 介護付 ・ 特定施設入居者 生活介護	シルバーロイヤル甲子園口	シルバー開発 (株)	甲子園口5丁目6-15	50	昭63.10.01	67-0159	
	メディカルホームくらら甲子園	(株) ベネッセスタイルケア	甲子園四番町8-22	62	平13.10.27	42-6750	
	ベルパージュ西宮北口	ALSOKジョイライフ(株)	高木東町3-41	115	平15.10.01	65-3240	
	ロングライフ甲子園口	日本ロングライフ (株)	甲子園口2丁目7-5	42	平16.04.15	65-7515	
	グランダ夙川	(株) ベネッセスタイルケア	雲井町8-26	30	平17.02.15	75-6305	
	西宮すみれビレッジ	ジャパンメディカル (株)	中前田町3-10	50	平17.10.01	23-0807	
	アクアマリン西宮浜	グリーンライフ (株)	西宮浜4丁目15-2	100	平19.06.01	32-0124	
	山口すみれビレッジ	アイビメディカル (株)	山口町下山口4丁目18-7	80	平20.02.01	(078) 903-6698	
	グランダ甲子園	(株) ベネッセスタイルケア	若草町2丁目8-31	40	平20.03.01	44-3062	
	介護付有料老人ホームエクセレント西宮	(株) エクセレントケアシステム	すみれ台2丁目4-3	70	平22.03.01	(078) 903-6000	
	CharmSuite西宮浜	(株) チャーム・ケア・コーポレーション	西宮浜4丁目10-8	55	平22.04.01	38-1181	
	まどか武庫川	(株) ベネッセスタイルケア	小松北町1丁目2-23	60	平22.06.01	44-3266	
	メディカル・リハビリホームグラン ダ香櫨園	(株) ベネッセスタイルケア	川添町9-8	61	平22.09.01	38-1018	
	SOMPOケア ラヴィール西宮	SOMPOケア (株)	上甲子園5丁目8-23	40	平30.07.01	35-5215	
	ベストライフ西宮	(株) ベストライフ西日本	日野町4-73	61	令02.09.01	65-7157	
	メディカルホームグランダ苦楽園	(株) ベネッセスタイルケア	奥畑6-6	73	令03.01.01	71-5611	
	介護付き有料老人ホーム やすらぎ	社会医療法人甲友会	津門貝羽町9-10	95	令01.11.01	33-3500	
	有料老人ホーム 住宅型	有料老人ホーム 西宮ひまわり	(株) 日本リビングサポート	小松東町3丁目6-1	15	平16.06.16	(06)6265-3500
		門前生き生きひまわり荘	(有) 生き生きひまわり会	門前町11-22	22	平17.12.27	69-1582
		シルバーリビング門前	(特非) エコロジーネットワーク	門前町10-27	23	平19.05.01	69-1725
ゆめみはうす名塩		(株) すみれの花	名塩木之元11-1	26	平20.07.10	(0797) 63-1020	
シルバーリビング門戸		(特非) エコビレッジ	門前町10-5	26	平21.05.01	65-3787	
くすのき・コート		(株) 貢喜	浜松原町2-58	9	平22.04.26	38-7571	
ロングライフ苦楽園芦屋別邸		日本ロングライフ (株)	苦楽園五番町2-48	35	平24.07.14	71-4800	
リハビリホームグランダ門戸厄神		(株) ベネッセスタイルケア	林田町10-10	63	平26.10.01	63-0323	
リハビリホームグランダ甲子園式番館		(株) ベネッセスタイルケア	甲子園浜田町3-1	60	平27.02.01	38-1710	
グランダ夙川東		(株) ベネッセスタイルケア	神垣町6-13	60	平28.08.01	74-7285	
パセム西宮		(一社) マラナタ	段上町6丁目24-43	38	令02.04.01	53-0050	
ふれあい甲東園		(株) アイビック	段上町2-2-41	30	平13.06.20	57-5650	
コミュニティ生瀬		(有) プラスベリティ	生瀬町2丁目22-1	28	平20.01.16	(0797) 87-8575	
住宅型有料老人ホーム ひなたぼっこ津門西口		(株) 香音	津門西口町1-18	30	令03.09.10	31-2185	
ホスピタルメント甲東園	(株) 桜十字	上甲東園5-7-15	59	令04.09.01	78-2164		
有料老人ホーム 健康型	アガベーターホーム	(宗) アガベ教会	甲山町53-13	25	昭63.04.01	73-5113	

サービス付き高齢者向け住宅

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	戸数	事業開始日	電話
サービス付き 高齢者向け住宅	神港園 レインボー酒蔵通	(福) 神港園	久保町7-35	32	平20.05.01	35-8888
	そんぼの家 S 甲東園	SOMPOケア (株)	段上町8丁目8-27	100	平21.02.01	57-5470
	そんぼの家 S 武庫川	SOMPOケア (株)	笠屋町17-33	105	平22.03.01	40-8221
	神港園 レインボー酒蔵通西館	(福) 神港園	久保町7-35	18	平24.10.23	35-8888
	ピュアネス山口町	(株) アクティブ	山口町下山口1-3-5	25	平25.07.01	(078) 904-3555
	アドレ香榎園	非法人	川東町3-23	8	平25.11.01	31-0121
	サービス付き高齢者向け住宅 コミュニティ西宮北	(有) プラスベリティ	生瀬町2丁目8-7	57	平25.11.16	(0797) 81-7713
	あんしんレジデンス西宮五月ヶ丘	(有) PPKちようしんき	五月ヶ丘12-9	41	平26.08.01	20-8772
	ソーシャルコート西宮	(株) ソーシャルライフ	室川町9-23	33	平26.10.01	74-3363
	サービス付き高齢者向け住宅 ロイヤルウエスト甲子園	(福) 円勝会	枝川町17番50	40	平27.06.01	43-0801
	ソーシャルコート今津	(株) ソーシャルライフ	津門真羽町3-23	70	平27.11.11	(0120) 14-6377
	そんぼの家 S 夙川香榎園	SOMPOケア (株)	堀切町5-5	104	平28.08.01	38-1386
	ドレミーナさくら夙川	(有) あらい	城ヶ堀町6-5	18	平29.03.02	32-3111
	オアシス西宮 サービス付き高齢者 向け住宅	(福) ジェイエイ兵庫六甲福祉会	江上町8-21	50	平29.04.01	(072) 771-1500
	西宮わたなべ サービス付き高齢者 向け住宅 ひだまり	(医) 渡邊高記念会	室川町11-23	20	平29.06.20	74-1771
	ココロピング	(株) ささえる	名塩南台1丁目1-1	30	平29.08.08	77-3534
	サービス付き高齢者向け住宅 清和の郷	(医) 清和会	甲子園網引町4-5	40	平30.02.03	48-0055
	MAHALO HOME	(株) 夢企画	生瀬町1丁目20-7	5	平30.08.10	(0797) 85-7699
	グランドマスト西宮苔楽園	積和グランドマスト (株)	南越木岩町5-27	52	令01.07.01	(0800) 100-5400
	サービス付き高齢者向け住宅 よすが	(同) スリーチアーズ	上田西町3-23	10	令01.11.01	38-1316
	エレガノ西宮	スマリキングアライフ (株)	津門大塚町11-58	309	令02.05.18	69-3663
	ソーシャルコート今津西	(株) ソーシャルライフ	津門西口7-25	49	令04.09.10	(0120) 07-2075
	一休西宮	フジ・アメニティサービス(株)	獅子ヶ口町11-18	62	令05.02.06	78-3428
サービス付き高齢者 向け住宅・特定施設 入居者生活介護	チャーム西宮用海町	(株) チャーム・ケア・コーポレーション	用海町2-3	79	平27.04.01	38-1819
	チャーム西宮上ヶ原	(株) チャーム・ケア・コーポレーション	上ヶ原九番町2-22	60	令01.08.01	57-2051
	シニアスタイル西宮北口	(株) シニアスタイル	大屋町14-15	99	令02.06.01	(06) 6480-8379
	介護付有料老人ホーム プレザングラン門戸厄神	(株) ケア21	樋ノ口町2-1-35	70	令02.12.01	67-5121
	介護付有料老人ホーム Le MONDO	(福) 千種会	若山町8-17	62	平25.12.15	64-3333
有料老人ホーム介護 付・特定施設入居者 生活介護・サービス 付き高齢者向け住宅	チャームスイート仁川	(株) チャーム・ケア・コーポレーション	仁川町4丁目2番30号	93	平29.05.01	52-5671

その他の老人福祉施設(法外施設)

種別	施設名	設置・運営主体	所在地	定員	設置年月日	電話番号
老人福祉センター	鳴尾老人福祉センター	西宮市 (指定管理者なごみ)	上田中町2-7	—	昭52.05.02	47-9519
老人休養ホーム	六甲保養荘	兵庫県	越水字家郷山1-95	—	昭54.10.18	73-1351
老人いこいの家	東鳴尾	個人	東鳴尾町2-14-13 (東鳴尾皇太神社内)	—	昭45.06.01	—
	小松西町	小松西町自治会	小松西町2-3-6 (小松西町自治会館内)	—	昭46.12.01	49-6788
	北口	—	高松町20-20 (市民交流センター)	—	昭48.02.01	65-2251
	浜甲子園団地	浜甲子園団地浜友クラブ連合会	枝川町9-3	—	昭50.05.01	40-8660
	今津二葉	管理委員会	今津二葉町4-49	—	昭52.01.10	23-4905
	越木岩	—	樋之池町5-29 (越木岩公民館内)	—	昭52.07.01	73-6243
	山口	山口町老人クラブ連合会	山口町下山口4丁目1-8 (山口センター内)	—	昭56.04.01	(078) 904-2200
	泉町	泉町自治会	泉町1-1 (泉町自治会館内)	—	昭56.11.10	—
	鳴尾北	学文殿町明友会	学文殿町2-4-29	—	昭58.12.01	40-0352
	門戸	個人	下大市東町33-4	—	昭58.12.07	51-2038
	生瀬	個人	生瀬町2-25-1 (生瀬皇太神社内)	—	昭60.11.01	(0797)84-1174
	高須	高須レインボークラブ	高須町1-1-7	—	昭63.05.02	—
	千鳥ヶ浜	西宮市高須地区社会福祉協議会	高須町1-4-20	—	平02.05.01	40-8941
	塩瀬	名塩老人クラブ連合会	名塩新町1 (塩瀬センター内)	—	平02.11.13	(0797)61-1709
	高須2丁目	運営委員会	高須町2-1-19	—	平04.11.01	—
	越水	越水自治会	桜谷町7-16 (越水自治会館内)	—	平08.01.01	73-6758
	夙川	運営委員会	若松町5-1	—	平10.03.16	72-6855
	津門	津門集会所運営委員会	津門綾羽町2-31	—	平11.07.01	—
	仁川	仁川五ヶ山町自治会	仁川五ヶ山町3-13 (五ヶ山会館内)	—	平11.12.01	51-6920
	北六甲台	北六甲台連合福寿会	北六甲台5-29-12	—	平13.02.01	(078) 903-6617
東山台	東山台地域自治協議会	東山台1丁目106-2 (ナシオンホール内)	—	平14.03.01	(0797)61-3615	
津門西口	津門西口町自治会	津門西口町5-9 (西公園内)	—	平16.01.05	—	

2 社会福祉関係団体・機関

名称	所在地	電話
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	染殿町8-17総合福祉センター内	34-3363
社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	上甲子園5丁目7-21	34-2611
西宮市民生委員・児童委員会	六湛寺町10-3市役所地域共生推進課内	35-3032
一般社団法人西宮市老人クラブ連合会	染殿町8-17総合福祉センター別館内	34-3334
西宮市中心身障害児者団体連絡協議会	染殿町8-17総合福祉センター内	23-1730
特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会	染殿町8-17総合福祉センター内	23-1730
一般社団法人西宮市手をつなぐ育成会	津門大塚町1-47	33-7713
西宮家族会	鳴尾町2丁目5-20	090-8207-4388
西宮市肢体不自由児者父母の会	非公開	050-3552-3888
兵庫県阪神南地区里親会	青木町3-23 西宮こども家庭センター内	71-4670
兵庫県西宮こども家庭センター	青木町3-23	71-4670
一般社団法人西宮市私立保育協会	江上町7-11-801	0798-39-8344
社会福祉法人阪神福祉事業団	山口町下山口1650-26	(078) 903-1661
一般社団法人西宮市医師会	染殿町8-3西宮健康開発センター内	26-0662
一般社団法人西宮市歯科医師会	池田町13-2 (西宮医療会館2階)	33-5698
一般社団法人西宮市薬剤師会	池田町13-2 (西宮医療会館2階)	26-3410
西宮市遺族会	(市担当部局)六湛寺町10-3市役所地域共生推進課内	35-3032
西宮市原爆被害者の会	(市担当部局)六湛寺町10-3市役所地域共生推進課内	35-3032
西宮市難病団体連絡協議会	今津水波町1-7ドミトリー高木1階 (兵庫県腎友会阪神ブロック内)	090-6373-3184

3 相談窓口一覧

市民生活相談

日常生活から生じた悩み事、トラブル、家庭問題など、さまざまな生活相談を市役所本庁舎1階の市民相談課で実施しています。

種別	相談の曜日と時間	相談内容	相談員	担当（問合せ先）
市政相談	月～金曜日 9:00～17:30	市政についての相談、案内、要望等	市職員	市民相談課 (0798-35-3100)
国・県の行政相談	第2・4水曜日 13:00～16:00	国・県への苦情、要望	行政相談委員	市民相談課 (0798-35-3100)
家事相談 (予約優先)	月・水曜日 9:30～12:00	相続・離婚などの家庭問題 (※調停中の場合は、相談できません。)	家事相談員	市民相談課 (0798-35-3100)
法律相談 (予約必要)	月・水・金曜日 13:00～16:00	日常生活上の法律問題 (※回数制限あり)	弁護士	市民相談課 (0798-35-3100) 【当日の午前9時から電話予約受付 ※一部1週間前先行予約枠あり (予約人数/ 月曜・金曜：12名、 水曜：6名)】
交通事故相談 (予約必要)	水曜日 13:00～16:00	交通事故に関する損害賠償などの問題 (※回数制限あり)	弁護士	市民相談課 (0798-35-3100)
公正証書相談	第1・3水曜日 13:00～16:00 (受付は15:30まで)	遺言や各種契約などの公正証書作成に関する事	公証人	市民相談課 (0798-35-3100)
登記・境界相談	第1・3木曜日 13:00～16:00	不動産の異動に伴う登記・境界などの問題	司法書士、土地家屋調査士	市民相談課 (0798-35-3100)
建築・リフォーム相談	水曜日 10:00～12:00	新築・リフォーム、建築に関する技術や法規、建築工事などによる近隣関係についての相談	建築士事務所協会相談員	すまいづくり推進課 (0798-35-3778)
不動産相談	木曜日 9:30～12:00	借地・借家・不動産売買などの問題、空き家活用など、民間賃貸に関する相談	宅地建物取引業協会相談員	すまいづくり推進課 (0798-35-3778)
すみかえサポート相談 (予約必要)	第1・3・5木曜日 (R5.9末まで) 木曜日 (R5.10から)	9:30～12:00 住宅の確保にお困りの方を対象とした民間賃貸住宅への住み替え相談	宅地建物取引業協会相談員	すまいづくり推進課 (0798-35-3778)
空き家相談	第3金曜日 9:30～12:00	空き家の活用・賃貸・売買・解体・相続・管理等に関する事	空き家相談センター相談員	すまいづくり推進課 (0798-35-3778)
分譲マンション管理相談	金曜日 9:30～12:00	管理組合の運営や建物の維持保全など、分譲マンションの管理全般に関する事	マンション管理士会相談員	すまいづくり推進課 (0798-35-3778)
人権困りごと相談	第1・3木曜日 13:00～16:00 (受付は15:30まで)	SNSなどに起因したトラブル、日常生活での差別やいやがらせ、いじめなどに関する相談	人権擁護委員	人権平和推進課 (0798-35-3320)

児童・母子相談

種別	相談の曜日と時間	相談内容	担当（問合せ先）
婦人相談	月～金曜日 9:00～17:30	婦人の生活上の悩みごと相談	子供家庭支援課 (35-3166)
ひとり親家庭相談	月～金曜日 9:00～17:30	ひとり親家庭の生活上の悩み、福祉資金の貸し付けなどの相談	子供家庭支援課 (35-3166)
家庭児童相談	月～金曜日 9:00～17:30	18歳までの子供の養育などの相談	子供家庭支援課 (35-3089,3749)
DV相談	月～金曜日 9:00～17:30	配偶者等からの暴力に対する相談	西宮市DV相談室 (23-6011)
乳幼児の子育て相談	月～土曜日 (祝日は除く) 9:00～17:30 (土曜12:00～13:00除く)	乳幼児の子育てについての悩みの相談	子育て総合センター (35-5151)

その他の相談窓口

相談事項		受付日時	場所（電話）担当		内容等
労働相談	労働相談	毎週火曜日 15:00～19:00 第2・4土曜日 13:00～18:00	勤労青少年ホーム2階 労働相談室（32-7170）		労政課
	総合労働相談	平日 9:00～17:00	西宮地方合同庁舎3階 西宮労働基準監督署内（26-3733）		西宮労働基準監督署
	労働条件相談 ほっとライン	電話相談 月～金曜日 17:00～22:00 土・日曜日 9:00～21:00 （12月29日～1月3日は休み）	フリーダイヤル 0120-811-610 厚生労働省委託事業のため、 受託団体につながります。		厚生労働省
被爆者相談		月～金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館4階 （078-361-8604）		兵庫県 原爆被爆者 相談室
発達・ 教育相談	発達相談 教育相談	来所相談(要予約) 月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00	こども未来センター（65-1881）		地域・学校 支援課
		電話相談 月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00			
女性 のため の相 談室	電話相談	月・木曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	男女共同参画センターウェブ 電話相談（64-9499） 面接・法律相談・チャレンジ相談予約（64-9498）		女性が抱える問題や悩みの相談
	面接相談 （要予約）	月～木・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:30			
	法律相談 （要予約）	第3金曜日 14:00～17:00			
	チャレンジ相談 （就労・起業等） （要予約）	第2水曜日 9:30～12:30			
性的マイノリティ 電話相談		毎月 第2土曜日 10:00～13:00	男女共同参画センターウェブ （68-6720）		・当事者だけでなく、家族や友人、先生、支援者などからの相談も受付 ・秘密厳守、匿名可
ボランティアの相談		月～金曜日 9:00～17:30	総合福祉センター本館2階 市社協ボランティアセンター（23-1142）		ボランティア活動全般
消費生活相談		月～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:45	アクタ西宮西館3階 消費生活センター （64-0999）		商品やサービスについての苦情
消費者法律相談 （予約制）		第3水曜日 13:30～15:30	アクタ西宮西館3階 消費生活センター （64-0999）		弁護士による消費者法律相談 （相談員による事前相談要）
借金（多重債務）相談 （予約制）		第2・4火曜日 13:00～16:00	アクタ西宮西館3階 消費生活センター （64-0999）		司法書士による債務整理等の 相談
防火相談		月～金曜日 8:45～17:30	消防局 予防課 （32-7313）		家庭・職場などでの防火管理
税務 相談	市税相談	月～金曜日 9:00～17:30	市県民税 市民税課（35-3217） 固定資産税・都市計画税 資産税課（35-3269） 軽自動車税 税務管理課（35-3209） 納税 納税課（35-3238）		市税についての相談
	県税相談	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:30	兵庫県阪神南県民センター西宮県税事務所納税相談室 榎塚町2-28（39-1518）		県税についての相談
	国税相談	月～金曜日 8:30～17:00	西宮税務署 江上町3-35（34-3930）		国税についての相談
水道相談		月～金曜日 8:45～20:00 土・日曜日・祝日 8:45～17:30	上下水道局電話受付センター （32-2201） （0797-61-1703） （078-904-2481）		水道の使用開始・中止 水道の修繕等
		上記受付時間外	上下水道局分室（32-2271）		水道に関する緊急時の問い合わせ

4 戦後社会福祉の主なうごき

昭和	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
20	08.15 第二次世界大戦終わる	09.29 機構改革により厚生課を設置	昭和 10.6.1 養護施設西波止寿園 (寄付)
21	9月 旧生活保護法	05.02 課名変更、民生課	
22	12.12 児童福祉法 (23.1.1 施行)	教育民生部 援護課となる	
23	07.29 民生委員法	07.06 課名変更 厚生課 11.01 教育委員会を設置	04.12 三光塾(養護) 07.01 一麦保育所・芳友園 12.01 愛宕山保育所(市) 12.01 公益質屋はじまる 12.09 関西盲人ホーム
24	12.26 身体障害者福祉法 (25.4.1 施行)	民生部 厚生課となる	
25	05.04 生活保護法 (25.5.1 適用)		
26	03.29 社会福祉事業法 (26.6.1 施行) 05.05 児童憲章	05.26 西宮市福祉事務所(課)を設置	04.01 母子寮(市) 10.04 西宮市社会福祉協議会(以下 「市社協」という)設立される
27		04.01 公益質屋を市営とする (西宮・鳴尾・北口)	10.01 上ヶ原寿園(市)(養老)
28			07.30 市社協が社会福祉法人となる 09.05 市社協が西波止・上ヶ原寿園の 運営主体となる
30		西宮市福祉事務所(部)となる	02.01 鳴尾母子寮(市)
31	05.24 売春防止法 (32.4.1 等施行)		12.01 カナリヤ学園(精神薄弱児)
33	12.27 国民健康保険法 (34.1.1 施行)		
34	04.16 国民年金法 (34.1.1 施行)	10.01 福祉事務所に福祉課・保護課を 設置 10.01 西宮市社会保障審議会を設置	11.01 善照学園(虚弱児)
35	03.31 精神薄弱者福祉法 (35.4.1.施行)	04.01 養老施設(西波止寿園・上ヶ原 寿園)を市の運営とする	10.31 (西波止寿園廃止) 11.01 愛宕山寿園(市)(養老)
36			10.01 甲山学園(精神薄弱児)
38	07.11 老人福祉法 (38.8.1 施行)	08.01 養老施設が老人福祉法による養 護老人ホームとなる	06.01 あこや学園 (尼崎市立・精神薄弱児)
39	07.01 母子福祉法		
40	08.18 母子保健法 (41.1.1 施行)	04.30 鳴尾・北口公益質屋を廃止	05.01 雅楽荘(市)(軽費老人ホーム) 12.01 ななくさ学園(精神薄弱児)
41		04.25 福祉事務所は福祉課・福祉施設 課となる	

昭和	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
42		03.31 福祉会館（3階建）竣工 04.01 老人福祉センター（法外）ができる 09.11 児童保育行政に対する今後のありかた（社保審）（中間）	06.01 わかば園（市） （肢体不自由児） 06.01 母子福祉センター（市） 08.01 砂子療育園（重度心身障害児）
43		04.01 留守家庭児童対策として学童保育所をつくる	07.01 ななくさ厚生院（救護） 07.01 福祉会館に高齢者無料職業紹介所を開設（県社協）
44		04.01 福祉事務所が（局）となり、福祉課・保護課・婦人児童課の3課となる 04.01 家庭保育所をつくる 03.10 児童保育行政に対する今後のありかた（社保審） 10.15 身体障害者授産事業の今後のありかた（社保審）	04.01 六甲園（精神薄弱者授産） 05.01 むつみ児童館（市） 08.01 北山学園（市）運営は委託 08.15 笠屋助産院を（助産施設）に指定する
45	05.21 心身障害者対策基本法	05.01 幼児一時預り所をつくる 06.01 老人いこいの家（法外）をつくる 07.01 福祉事務所に名神あけぼの園を設置	04.01 ななくさ育成園 （精神薄弱者更生） 05.01 甲寿園（特別養護老人ホーム） 06.01 尼崎武庫川園松の園 （精神薄弱者授産） 07.01 名神あけぼの園（市） （身体障害者精神薄弱者授産）
46		10.01 老人医療費助成制度を実施	10.01 西宮母子寮（市） （注）母子寮・鳴尾母子寮を合併新設
47		04.01 福祉事務所に福祉部を新設（老人福祉課、保育課、厚生課）し、福祉総務課、名神あけぼの園、主幹の5課1主幹となる 04.01 青葉園（法外・肢体不自由者通所）を開設	
48	1月 老人医療費助成制度を実施	04.01 福祉部に医療福祉課を新設 07.16 身体障害者福祉センター（法外）を開設 03.01 市の行うべき今後の老人福祉対策について（社保審）	07.16 社会福祉協議会が福祉会館4階部分を増設
49		06.01 肢体不自由児一時預り所「こぐま園」を開設	
50		10.11 福祉局は福祉事務所（老人福祉・医療福祉・保育第1・2・障害福祉・厚生課）福祉総務部（主幹、福祉総務・年金課、名神あけぼの園）の2部制となる	04.15 ななくさ白寿荘 （特別養護老人ホーム）

昭和	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
51		01.09 市の行うべき今後の心身障害児福祉対策について（社保審）	03.30 （財）西宮市福祉事業協会が設立される 03.31 一里山荘（軽費老人ホーム） 03.31 カナリヤ学園閉園 06.21 一羊園（精神薄弱者更生）
52		04.01 福祉局は福祉総務・年金課、福祉事務所（厚生・老人福祉・医療福祉・婦人児童・保育・障害福祉課、名神あけぼの園）となる	04.01 尼崎武庫川園カトレアの園（重度身体障害者授産） 07.06 中央病院（市）を助産施設に指定する
53			07.01 高齢者無料職業紹介所を市社協設置とする
54		01.16 「福祉モデル都市」づくりの拡充方策について（社保審） 12月 「福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱」	10.01 かぶとやま荘（市社協）
55		04.01 福祉局に（仮称）西宮市総合福祉センター建設担当の参与を配置	
56	06.05 母子および寡婦福祉法（母子福祉法を改正57.4.1 施行）	03.31 西宮市公益質屋を廃止 04.01 青葉園を市社協の開設運営とする	07.31 甲山学園閉園
57	08.17 老人保健法（58.2.1 等施行）	04.01 保育課と婦人児童課を統合する 02.10 高齢化社会に対応する市民福祉のあり方について（社保審）	04.30 尼崎武庫川園武庫アルテンハイム（特別養護老人ホーム）
58	04.01 社会福祉事業法が改正され、市町村社協の活動が法制化される（58.10.1 施行）	04.01 福祉局は福祉事務所（主幹 総合福祉センター建設）・福祉総務・厚生・老人福祉・婦人児童・障害福祉課、わかば園、名神あけぼの園）の1部となり、年金・医療福祉課は市民局へ組織替、市行政の各部に総括課制がとられる 12.16 地域社会にける児童の健全育成推進方策について（社保審）	04.15 寿園（市）（養護老人ホーム） （注）上ヶ原寿園を建替新設し、愛宕山寿園を合併
59	08.14 国民健康保険法改正（59.10.1 施行）	04.01 老人ホーム担当課ができる 12.27 地域福祉推進について（社保審）（第一次）	03.31 笠屋助産院の（助産）指定を解除 06.01 すずかけ作業所（精神薄弱者授産）
60	04.24 国民年金法改正（61.4.1 施行）	04.01 福祉事務所は5課3園となる 11.29 地域福祉推進について（社保審）	05.01 総合福祉センター（市）いずみ園（精神薄弱者通所更生身体障害者福祉センターA型等）
61	4月 基礎年金制度発足 06.06 「長寿社会対策大綱」閣議決定 12月 老人保健法改正		04.01 尼崎武庫川園第2松の園（精神薄弱者通所授産） 05.01 新生会作業所（身体障害者通所授産）

昭和	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
62	3月 児童福祉施設最低基準等の改正 05.26 社会福祉士及び介護福祉士法制定	04.01 福祉事務所は5課1主幹3園となる 03.30 地域福祉推進にあたっての「個人情報保護の保護について」(社保審・意見書)	04.01 ななくさ白寿荘特別介護棟 06.25 重度身体障害者多数雇用モデル企業 06.25 精神薄弱者能力開発センター
63	09.16 民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて(通知)	06.20 「ともに生きるまちづくり」推進方策について(社保審・意見書)	03.31 (財)西宮市福祉事業協会解散 04.05 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団設立
平成01	4月 ケアハウス創設 12.21 高齢者保健福祉十か年戦略(ゴールドプラン)の策定	04.01 福祉局は保健福祉部(福祉総務課、在宅福祉課、保健事業課、主幹)、福祉事務所(保育課、児童育成課、施設援護課、厚生課、主幹、名神あけぼの園、わかば園、老人ホーム)、参与2部1参与となる 12.27 西宮市における障害者関連福祉施設のあり方について(社保審)	04.01 すずかけ第2作業所(知的障害者通所授産施設)
02	4月 在宅介護支援センター事業開始 06.29 老人福祉法等の一部を改正する法律成立	03.28 西宮市における高齢者関連福祉施設のあり方について(社保審) 04.01 福祉事務所に地域福祉課が加わり、福祉局は保健福祉部3課、福祉事務所5課3園となる	03.26 甲子園口デイサービスセンター 11.01 塩瀬児童センター
03	07.03 老人保健施設のあり方について(老人保健審議会意見具申) 10月 老人保健法改正	04.01 福祉局に部(医務担当)、及び保健福祉部に長寿社会対策担当課が新設、寿園、雅楽荘が課となる。 ともに生きともに創るまちづくり“西宮すこやかプラン”(長寿社会対策大綱)策定	12.26 シルバーハウス(老人保健施設)
04	06.30 老人保健福祉計画について(通知)	04.01 保健福祉部に老人保健施設担当課が新設 08.01 西宮市高齢者の生活・意識に関する調査実施	03.23 甲寿園在宅介護支援センター 04.01 甲寿園増床(50床)(特別養護老人ホーム) 04.01 ななくさ白寿荘特別介護棟増床(50床) 12.21 幸泉エルダーパーティーズ(老人保健施設)
05	3月 障害者対策に関する新長期計画 4月～ 都道府県、市町村老人保健福祉計画策定 12.03 障害者基本法制定	06.30 「西宮市における保健医療福祉にかかわる人材の確保とその養成」のあり方について(社保審・意見書)	04.01 ななくさ新生園(精神薄弱者入所更生施設) 04.26 山口苑(特別養護老人ホーム)

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
06	<p>03.28 21世紀福祉ビジョンー 少子・高齢社会に向けて ー (報告)</p> <p>06.23 健康保険法等改正</p> <p>12.16 今後の子育て支援のため の施策の基本的方向につ いて (エンゼルプランの 策定)</p> <p>12月 新たな高齢者介護システ ムの構築を目指して (報 告)</p> <p>12.18 高齢者保健福祉 10カ年 戦略の見直しについて (新ゴールドプランの策 定)</p>	<p>03.02 “西宮あんしんプラン 21” (老 人保健福祉計画・障害福祉推進 計画) 策定</p> <p>04.01 福祉局は福祉総務部 (福祉総務 課、地域福祉課、施設整備課、 名神あけぼの園、寿園、雅楽荘)、 福祉事務所 (厚生課、高齢福祉 課、障害福祉課、事業推進課、 保健事業課、リハビリ事業課、 保育課、児童育成課、わかば園)、 部長 (医務担当) となる</p> <p>05.06 「福祉施策としての食事サー ビスの位置づけとその方法につ いて」 (社保審・諮問)</p>	07.01 幸泉エルズ在宅介護支援セ ンター
07	<p>07.26 新たな高齢者介護システ ムの確立について (老人 保健福祉審議会中間報 告)</p> <p>12月 障害者プラン～ノーマラ イゼーション7か年戦略</p>	<p>04.01 福祉局は福祉総務部 (福祉総務 課、地域福祉課、施設整備課、 名神あけぼの園、老人ホーム、 老人保健施設担当課)、福祉事務 所 (厚生課、高齢福祉課、障害 福祉課、事業推進課、保健事業 課、リハビリ事業課、保育課、 児童育成課)、わかば園となる</p> <p>07.10 福祉局に災害援護管理室が新設</p> <p>08.22 「福祉施策としての食事サー ビスの位置づけとその方法につ いて」 (社保審・中間答申)</p>	
08	<p>01.31 新たな高齢者介護制度に ついて (老人保健福祉審 議会第2次報告)</p> <p>4月 高齢者介護保険制度の創 設について (報告)</p> <p>06.11 介護保険制度案大綱につ いて (老人保健福祉審議 会答申)</p> <p>07.05 高齢社会対策の大綱につ いて (閣議決定)</p> <p>12.03 少子社会にふさわしい保 育システムについて、少 子社会にふさわしい児童 自立支援システムにつ いて、母子家庭の実態と施 策の方向について (中央 児童福祉審議会中間報 告)</p>	<p>04.01 福祉局は福祉総務部 (福祉総務 課、事業推進課、地域福祉課、 施設整備課、名神あけぼの園、 老人ホーム、老人保健施設担当 課)、福祉保健部 (厚生課、高齢 福祉課、障害福祉課、健康管理 課、保健事業課、リハビリ事業 課、保育課、児童育成課)、わか ば園、災害援護管理室 (災害援 護担当課) となる</p>	<p>10.22 にしのみや聖徳園 (特別養護老人ホーム)</p> <p>10.22 敬愛 (ケアハウス)</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
09	12.17 「介護保険法」成立	04.01 福祉局は福祉総務部（福祉総務課、事業推進課、地域福祉課、施設整備課、老人ホーム、老人保健施設担当課長）、福祉保健部（厚生課、高齢福祉課、障害福祉課、健康管理課、保健事業課、リハビリ事業課、保育課、児童育成課）、わかば園（管理課）、災害援護管理室（災害援護担当課長）となる 10.01 福祉総務部（介護保険担当課長）を新設	04.01 武庫川すずかけ作業所（知的障害者通所授産施設） 05.07 すこやかケア西宮（市）（老人保健施設） 06.17 中央在宅介護支援センター（市）
10	06.17 社会福祉基礎構造改革について（中央社会福祉審議会中間まとめ） 09.28 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（11.4.1 施行） 12.24 介護保険法施行令	04.01 福祉局は福祉総務部（福祉総務課、事業推進課、地域福祉課、施設整備課、老人ホーム、老人保健施設担当課長、災害援護管理室担当課長）、介護保険担当部長（介護保険担当課長）、福祉保健部（厚生課、高齢福祉課、障害福祉課、健康管理課、保健所設置担当課長、保健事業課、リハビリ事業課、保育課、児童育成課）、わかば園（管理課）となる	03.31 陽喜な家（老人保健施設） 04.16 西宮恵泉（特別養護老人ホーム） 04.16 西宮恵泉（ケアハウス） 04.16 西宮恵泉在宅介護支援センター 07.01 西宮浜留守家庭児童育成センター（市） 07.28 清和（老人保健施設） 12.14 ウエルハウス西宮（老人保健施設）
11	06.04 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律（12.4.1、14.4.1 施行） 06.25 地域保健法施行令の一部改正（西宮市等を保健所設置市とする政令第206号公布） 12.19 今後5カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21の策定） 12.19 重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）	04.01 健康福祉局は福祉総務部（福祉総務課、事業推進課、地域福祉課、施設整備課、老人ホーム、老人保健施設担当課長、災害援護管理室担当課長）、福祉保健部（厚生課、高齢福祉課、障害福祉課、健康管理課、保健事業課、リハビリ事業課、保育課、児童育成課）、介護保険部（介護保険課、介護認定課）、保健所設置準備室（保健所設置担当課長）、わかば園（管理課）となる 11.17 「西宮市児童育成計画」策定	03.18 にしのみや苑（特別養護老人ホーム） 04.01 一羊園通所部（知的障害者更生施設） 04.26 甲武在宅介護支援センター 04.26 小松在宅介護支援センター 04.26 甲子園口在宅介護支援センター 10.15 老人保健施設幸泉エルダーパーティーズ増床（50床）
12	05.10 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動円滑化促進法に関する法律（交通バリアフリー法）（12.11.15 施行）	01.14 「福祉施策としての食事サービスの位置づけとその方法について」（社保審・答申） 03.29 「第2次あんしんプラン21－高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定	03.15 名塩さくら苑（特別養護老人ホーム） 04.01 名塩さくら苑在宅介護支援センター 10.30 芦原デイサービスセンター（身体障害者デイ）

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
12	<p>06.07 社会福祉の増進のための社会福祉事業法の一部を改正する等の法律(12.6.7等施行)</p> <p>06.07 地域福祉権利擁護事業の実地について(通知)(12.6.7施行)</p> <p>12.12 男女共同参画基本計画(閣議決定)</p>	<p>04.01 西宮市保健所を設置</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総務部(福祉総務課、健康福祉計画課、老人ホーム、災害援護管理室担当課長)、長寿社会部(介護保険課、介護認定課、介護老人保健施設担当課長、長寿福祉課、地域福祉課)、福祉部(厚生課、障害福祉課、リハビリ事業課、保育課、児童育成課)、保健所(保健総務課、保健サービス課、生活衛生課、健康増進課、食肉衛生検査所)、わかば園(管理課)となる</p>	
13	<p>04.13 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)(13.10.13施行)</p> <p>11.30 児童福祉法の一部を改正する法律(13.12.1等施行)</p>	<p>01.22 「障害福祉推進計画の策定状況及び介護保険実施状況について」(社保審・報告)</p> <p>03.09 「西宮市障害福祉推進計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総務部(福祉総務課、健康福祉計画課、老人ホーム、災害援護管理室担当課長)、長寿社会部(介護保険課、介護認定課、長寿福祉課、地域福祉課)、福祉部(厚生課、障害福祉課、リハビリ事業課、保育課、児童育成課)、保健所(保健総務課、保健サービス課、生活衛生課、健康増進課、食肉衛生検査所)、わかば園(管理課)となる</p>	<p>04.01 シルバーコースト甲子園(特別養護老人ホーム)</p> <p>04.23 西宮北口在宅介護支援センター</p> <p>04.23 シルバーコースト甲子園在宅介護支援センター</p>
14	<p>05.29 身体障害者補助犬法(14.10.1等施行)</p> <p>08.02 健康増進法(15.5.1等施行)</p> <p>12.24 障害者基本計画(閣議決定)</p>	<p>04.01 健康福祉局は福祉総務部(福祉総務課、健康福祉計画課、老人ホーム、災害援護管理室担当課長)、長寿社会部(介護保険課、介護認定課、長寿福祉課、地域福祉課)、福祉部(厚生課、障害福祉課、障害新制度準備室、保育課、児童育成課)、保健所(保健総務課、保健サービス課、生活衛生課、健康増進課、食肉衛生検査所)、わかば園(管理課)となる</p> <p>08.19 「介護保険事業計画改定状況について」(社保審・報告)</p>	<p>04.01 ななくさ清光園(知的障害者入所更生施設)</p> <p>04.01 リーブ・フルーリー(知的障害者入所更生施設)</p> <p>04.01 苦楽園児童育成センター</p> <p>04.22 甲東在宅介護支援センター</p> <p>04.22 今津南在宅介護支援センター</p> <p>05.01 有馬ホロンの苑(ケアハウス)</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
15	<p>04.01 支援費制度を実施</p> <p>04.01 地域福祉計画（社会福祉法）の規定を施行</p> <p>07.09 次世代育成支援対策推進法（15.7.16 等施行）</p>	<p>3 月 「第3次西宮あんしんプラン 21－高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総務部（福祉総務課、健康福祉計画課、老人ホーム、災害援護管理室）、長寿社会部（介護保険課、介護認定課、長寿福祉課、地域福祉課）、福祉部（厚生課、障害福祉課、児童育成課、保育課）、保健所（保健総務課、保健サービス課、生活衛生課、健康増進課、食肉衛生検査所）、わかば園（管理課）となる</p>	<p>03.01 ドリーム甲子園夢の虹工房（知的障害者通所授産施設）</p> <p>03.01 ドリーム甲子園シーバードデイ（身体障害者デイサービスセンター）</p> <p>03.17 青葉園（身体障害者通所授産施設）</p> <p>10.10 幸泉サンズ（特別養護老人ホーム）</p> <p>10.10 幸泉サンズ（ケアハウス）</p>
16	<p>04.14 児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（16.10.1 等施行）</p> <p>6 月 少子化対策大綱</p> <p>9 月 精神保健医療福祉の改革ビジョン</p> <p>12.10 発達障害者支援法（17.04.01 施行）</p> <p>12.24 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）</p>	<p>04.01 健康福祉局は福祉総括室（福祉総務課（G）、健康福祉計画課（G）、災害援護管理室）、長寿社会部（介護保険課、介護認定課、長寿福祉課、老人ホーム）福祉部（厚生課、障害福祉課、子育て支援グループ、保育所事業グループ）、保健所（保健総務課（G）、保健サービス課、生活衛生課（G）、健康増進課（G）、食肉衛生検査所）、わかば園（管理課）となる</p>	<p>01.11 ウェルライフ西宮（特別養護老人ホーム）</p> <p>06.01 ふるさとの家（老人保健施設）</p>
17	<p>06.29 介護保険法等の一部を改正する法律（18.4.1 等施行）</p> <p>11.07 障害者自立支援法（18.4.1 等施行）</p> <p>11.09 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）（18.4.1 施行）</p>	<p>02.24 「西宮市の保育サービスのあり方について」（社保審・諮問）</p> <p>3 月 「西宮市地域福祉計画」策定</p> <p>3 月 「西宮市次世代育成支援行動計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総括室（福祉総務課（G）、健康福祉計画課（G）、災害援護管理室）、長寿社会部（介護保険課、介護認定課、長寿福祉課、老人ホーム）、福祉部（厚生課、障害福祉課、子育て支援グループ、保育所事業グループ）、保健所（保健総務課（G）、保健サービス課、生活衛生課（G）、健康増進課（G）、食肉衛生検査所）、わかば園（管理課）となる</p> <p>06.21 「西宮市の保育サービスのあり方について」（社保審・答申）</p>	<p>08.01 清和香櫨園（老人保健施設）</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
18	<p>6月 新しい少子化対策について (少子化社会対策会議決定)</p> <p>06.09 認定こども園設置法 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) (18.10.1 施行)</p> <p>06.21 医療制度改革関連法(健康保険法等の一部を改正する法律、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律) (18.10.1 等施行)</p> <p>06.21 バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律) (18.12.20 施行)</p>	<p>3月 「第4次西宮あんしんプラン 21—高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総括室(福祉総務課(G)、健康福祉計画課(G)、災害援護管理課(G))、長寿社会部(介護保険グループ、介護認定グループ、長寿福祉グループ)、福祉部(厚生課(G)、障害福祉課(G)、子育て支援グループ、保育所事業グループ)、保健所(保健総務課(G)、保健サービス課(G)、生活衛生課(G)、健康増進課(G)、食肉衛生検査所(G))、わかば園となる</p>	<p>02.01 メヌエット (特別養護老人ホーム)</p> <p>05.15 ハートケア西宮渡辺 (老人保健施設)</p> <p>08.01 オレンジ西宮 (身体障害者療養施設)</p>
19	<p>03.31 児童手当法の一部を改正する法律(19.4.1 施行)</p> <p>06.01 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (20.4.1 施行)</p> <p>07.11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(20.1.11 施行)</p> <p>12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略策定</p> <p>12.05 社会福祉士及び介護福祉法の一部を改正する法律 (24.4.1 等施行)</p>	<p>3月 「西宮市障害福祉推進計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総括室(福祉総務課(G)、健康福祉計画課(G))、長寿社会部(介護保険グループ、介護認定グループ、長寿福祉グループ)、福祉部(厚生課(G)、障害福祉課(G)、わかば園事業課(G))、こども部(子育て企画グループ、子育て総合センター(グループ)、子育て支援グループ、保育所事業グループ)、保健所(保健総務課(G)、保健サービス課(G)、生活衛生課(G)、健康増進課(G)、食肉衛生検査所(G))となる</p> <p>10.22 「西宮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況等について」(社保審・報告)</p>	<p>04.01 ワークメイト西宮 (障害福祉サービス事業所)</p> <p>04.01 セントポーリア愛の郷 (特別養護老人ホーム)</p> <p>07.01 ウェルハウス西宮増床 (老人保健施設)</p> <p>07.31 幸泉サンズ増床 (特別養護老人ホーム)</p>
20	<p>05.28 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 (21.5.1 施行)</p> <p>12.03 児童福祉法等の一部を改正する法律 (21.4.1 施行)</p>	<p>04.01 健康福祉局は福祉総括室(福祉総務課(G)、健康福祉計画グループ、法人指導グループ)、長寿社会部(介護保険グループ、高齢福祉グループ、高齢施設グループ)、福祉部(厚生課(G)、障害福祉課(G)、わかば園事業課(G))、こども部(子育て企画・育成グループ、児童・母子支援グループ、保育所事業グル</p>	<p>06.01 メヌエット東館 (特別養護老人ホーム)</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
20		<p>ープ、子育て総合センター（グループ）、保健所（保健総務課（G）、保健サービス課（G）、健康増進課（G）、生活環境グループ、食品衛生グループ、食品衛生検査所（G））となる</p> <p>06.13 「介護老人保健施設及び通所介護施設の運営主体のあり方について」（社福審・意見書）</p> <p>07.25 「児童館の運営主体のあり方について」（社福審・意見書）</p>	
21	<p>05.20 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>07.01 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律</p> <p>12月 障がい者制度改革推進本部を内閣に設置</p>	<p>3月 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」策定</p> <p>3月 「第2期西宮市障害福祉計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局は福祉総括室（福祉総務課（G）、健康福祉計画グループ、法人指導グループ、高齢施設グループ、災害援護管理課（G）、福祉部（介護保険グループ、高齢福祉グループ、障害福祉課（G）、厚生課（G）、こども部（子育て企画・育成グループ、児童・母子支援グループ、保育所事業グループ、子育て総合センター（グループ）、わかば園事業グループ）、保健所（保健総務課（G）、保健サービス課（G）、健康増進課（G）、生活環境グループ、食品衛生グループ、食肉衛生検査所（G））となる</p>	<p>04.01 山口保健福祉センター 山口児童センター</p> <p>08.01 アガペ老人保健施設 （介護老人保健施設）</p> <p>10.01 障害者就労生活支援センター「アイビー」開設</p>
22	<p>03.31 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（22.4.1施行）</p> <p>12.10 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律</p>	<p>3月 「西宮市地域福祉計画」策定</p> <p>3月 「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定</p> <p>3月 「新・にしのみや健康づくり21西宮市健康増進計画」策定</p> <p>3月 「宮っ子すこやかプロジェクト～今日の食べもの 明日の健康～（西宮市食育推進計画）」策定</p>	<p>04.01 ワークメイト西宮聖徳園 （多機能型障害福祉サービス事業所）</p> <p>06.01 鳴尾保健福祉センター</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
22		04.01 健康福祉局は福祉総括室（福祉総務課（G）、健康福祉計画グループ、法人指導グループ、高齢施設グループ、災害援護管理課（G））、福祉部（介護保険グループ、高齢福祉グループ、障害福祉課（G）、厚生課（G））、こども部（子育て企画グループ、児童・母子支援グループ、保育所事業グループ、子育て総合センター（グループ）、わかば園事業グループ、子ども手当グループ）、保健所（保健総務グループ、地域保健グループ、健康増進グループ、生活環境グループ、食品衛生グループ、食肉衛生検査所（G））となる	
23	04.28 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律 06.03 親権停止を柱とする民法の一部を改正する法律 06.15 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（24.4.1等施行） 07.29 「障害者基本法の一部を改正する法律」（23.8.5等施行）	04.01 健康福祉局に子ども・子育て担当理事と保健所担当理事を設置。福祉総括室（福祉総務課（G）、健康福祉計画グループ、法人指導グループ、高齢施設グループ、災害援護管理課（G））、福祉部（介護保険グループ、介護認定グループ、高齢福祉グループ、障害福祉課（G）、厚生第1課、厚生第2課）、こども部（子育て企画グループ、児童・母子支援グループ、保育所事業グループ、保育所整備グループ、子育て総合センター（グループ）、わかば園事業グループ、子ども手当グループ）、保健所（保健総務グループ、地域保健グループ、健康増進グループ、生活環境グループ、食品衛生グループ、食肉衛生検査所（G））となる	04.01 塩瀬保健福祉センター 04.25 高齢者・障害者権利擁護支援センター開設
24	04.01 「児童手当法」の一部を「子どものための手当の支給に関する法律」に改正	3月 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」策定 3月 「西宮市障害福祉推進計画」策定 04.01 福祉総括室（福祉総務課、健康福祉計画課、法人指導課、高齢施設課、災害援護管理課）、福祉部（介護保険課、介護サービス課、高齢福祉課、障害福祉課、厚生第1課、厚生第2課）、こども部（子育て企画課、児童・母子支援課、保育所事業課、保育所整備課、	01.15 シルバートピア西宮（地域密着型特別養護老人ホーム） 03.01 一羊園移転建替（障害者支援施設） 03.30 アリス甲子園（特別養護老人ホーム）

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
24	<p>06.27 障害者優先調達推進法 (25.4.1 施行)</p> <p>06.27 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」として公布 (25.4.1 施行)</p> <p>08.10 「子ども・子育て関連3法」可決・成立</p> <p>08.29 「高齢者雇用安定法」の成立 (25.4.1 施行)</p>	<p>子育て総合センター、わかば園事業課、子ども手当課)、保健所 (保健総務課、地域保健課、健康増進課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所) となる</p>	<p>06.01 高齢者あんしん窓口・山口 (地域包括支援センター)</p>
25	<p>03.30 「予防接種法の一部を改正する法律」 (25.4.1 施行)</p> <p>06.12 「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律」 (25.4.1 施行)</p> <p>06.19 「障害者差別解消法」 (28.4.1 施行)</p> <p>06.19 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」 (26.4.1 施行)</p> <p>06.21 「災害対策基本法」の改正 (26.4.1 施行)</p> <p>12.13 「生活困窮者自立支援法」 (27.4.1 施行)</p> <p>12.13 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」 (26.1.12)</p> <p>12.13 「生活保護法の一部を改正する法律」 (26.7.1 施行)</p>	<p>3月 「新・にのみや健康づくり 21(第2次)西宮市健康増進計画」策定</p> <p>3月 「西宮市食育・食の安全安心推進計画」策定</p> <p>04.01 福祉総括室 (福祉総務課、健康福祉計画課、法人指導課、高齢施設課、災害援護管理課)、福祉部 (介護保険課、介護サービス課、高齢福祉課、障害福祉課、厚生第1課、厚生第2課)、こども部 (子育て企画課、児童・母子支援課、保育所事業課、児童福祉施設整備課、子育て総合センター、わかば園事業課、子育て手当課)、保健所 (保健総務課、地域保健課、健康増進課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所) となる</p>	<p>04.01 「障害者総合相談支援センターにのみや (基幹相談支援センター)」開設</p> <p>09.27 いまづ聖徳園 (地域密着型特別養護老人ホーム)</p> <p>10.21 愛和 (軽費老人ホーム)</p> <p>12.15 サン (介護老人保健施設)</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
26	<p>04.23 「次世代法の一部を改正する法律」(27.4.1 施行)</p> <p>05.30 「児童福祉法の一部を改正する法律」(27.1.1 施行)</p> <p>05.30 「難病の患者に対する医療などに関する法律」(27.1.1 施行)</p> <p>06.25 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(26.6.25 施行)</p> <p>※医療法関係は平成26年10月以降 介護保険法関係は平成27年4月以降 順次施行</p>	<p>04.01 健康福祉局 福祉総括室(福祉総務課、福祉のまちづくり課、地域共生推進課、法人指導課、高齢施設課、災害援護管理課、臨時福祉給付金等担当課)、福祉部(介護保険課、高齢福祉課、障害福祉課、生活支援課、厚生第1課、厚生第2課)、保健所(保健総務課、地域保健課、健康増進課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所)、こども支援局 こども支援総括室(こども支援総務課、児童・母子支援課、子育て総合センター、子育て手当課、青少年施策推進課)、新制度準備室(新制度準備課、新制度認定課)、子育て事業部(保育所事業課、児童福祉施設整備課、わかば園事業課)となる</p>	
27	<p>03.31 「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」(27.4.1 施行)</p>	<p>3月 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」策定</p> <p>3月 「西宮市障害福祉推進計画」策定</p> <p>3月 「西宮市子ども・子育て支援事業計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局 福祉総括室(福祉総務課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課、災害援護管理課、医療計画課、臨時福祉給付金等担当課)、福祉部(介護保険課、高齢福祉課、高齢施設課、障害福祉課)、生活支援部(生活支援課、厚生第1課、厚生第2課)、保健所(保健総務課、地域保健課、健康増進課、保健予防課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所)、こども支援局 子供支援総括室(子供支援総務課、児童・母子支援課、子育て手当課、青少年施策推進課)、新制度推進部(新制度推進課、新制度認定課)、子育て事業部(保育所事業課、児童福祉施設整備課)、こども未来部(診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、子育て総合センター)となる</p>	<p>07.01 第2シルバーコースト甲子園(特別養護老人ホーム)</p> <p>09.01 こども未来センター(市)</p> <p>11.01 瓦木在宅療養相談支援センター</p> <p>11.01 甲東・甲陽園在宅療養相談支援センター</p>

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
28	<p>03.31 「社会福祉法等の一部を改正する法律」 (29.4.1 施行) ※一部法令については、公布日または平成28年4月1日に施行</p> <p>03.31 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」 (28.4.1 施行)</p> <p>04.15 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 (28.5.13 施行)</p>	<p>3月 「西宮市保健医療計画」策定</p> <p>3月 「西宮市地域福祉計画」策定</p> <p>04.01 こども支援局 こども支援総括室(こども支援総務課、児童福祉施設整備課、子育て手当課、青少年施策推進課)</p> <p>子育て支援部(育成センター課、放課後施策推進課、子供家庭支援課)、子育て事業部(保育幼稚園事業課、保育幼稚園支援課、保育入所課) こども未来部(診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、子育て総合センター)となる</p>	
29	<p>06.02 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (30.4.01 施行) ※一部法令については、平成30年8月1日に施行</p> <p>06.21 「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」 ※公布日から起算して1年を超えない範囲内において施行予定</p>	<p>04.01 こども支援局 こども支援総括室(子供支援総務課、保育施設整備課、子育て手当課、青少年施策推進課)、 子育て支援部(育成センター課、放課後施策推進課、子供家庭支援課)、子育て事業部(保育幼稚園事業課、保育幼稚園支援課、保育入所課)、こども未来部(診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、子育て総合センター)となる</p>	
30	<p>05.25 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」 ※公布日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において施行予定。一部については平成31年4月1日施行</p> <p>06.08 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」 (30.10.1 施行)</p> <p>06.13 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」 (30.6.13 施行)</p>	<p>3月 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」策定</p> <p>3月 「西宮市障害福祉推進計画」策定</p> <p>3月 「西宮市子ども・子育て支援プラン」策定</p> <p>04.01 健康福祉局 福祉総括室(福祉総務課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課)、福祉部(介護保険課、高齢福祉課、高齢施設課、障害福祉課)、生活支援部(生活支援課、厚生第1課、厚生第2課)、保健所(保健総務課、地域保健課、健康増進課、保健予防課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所)、 こども支援局 子供支援総括室(子供支援総務課、保育施設整備課、保育幼稚園指導課、子育て手当課、青少年施策推進課)、子育て支援部(育成センター課、放課後施策推進課、子供家庭支援課)、子育て事業部(保育所事業課、保育幼稚</p>	

平成	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
30		園支援課、保育入所課)、こども未来部(診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、子育て総合センター)となる	
31 (令和 01)	<p>04.24 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(一部を除き公布日施行)</p> <p>05.17 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(一部を除き 01.10.1 施行)</p> <p>06.07 「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」(01.8.1 施行)</p> <p>06.14 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(02.4.1 等施行)</p> <p>06.14 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(一部を除き公布日施行)</p> <p>06.19 「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」</p> <p>※一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において施行</p> <p>06.19 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において施行)</p> <p>06.26 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(一部を除き 02.4.1 施行)</p> <p>06.28 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(公布日施行)</p>		

令和	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
02	<p>03.13 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」 (03.14 施行)</p> <p>05.20 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律 (一部を除き 03.04.01 施行)</p> <p>06.05 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 (一部を除き 04.04.01 施行)</p> <p>06.12 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (一部を除き 03.04.01 施行)</p> <p>06.12 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 (公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行)</p> <p>06.12 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律 (公布日施行)</p> <p>12.09 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 (公布日施行)</p>	<p>3月 「第2期 子ども・子育て支援事業計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局 福祉総括室(福祉総務課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課)、福祉部(介護保険課、高齢福祉課、高齢施設課、障害福祉課)、生活支援部(生活支援課、厚生課)、保健所(保健総務課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所、地域保健課、健康増進課、保健予防課)、 こども支援局 子供支援総括室(子供支援総務課、保育施設整備課、保育幼稚園指導課、子育て手当課、青少年施策推進課)、子育て支援部(育成センター課、子供家庭支援課)、子育て事業部(保育所事業課、保育幼稚園支援課、保育入所課)、こども未来部(診療事業課、発達支援課、地域・学校支援課、子育て総合センター)となる</p> <p>04.10 新型コロナウイルス感染症対策室設置</p>	
03	<p>02.03 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (公布の日から起算して10日を経過した日から施行)</p> <p>05.28 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律 (04.4.1 等施行)</p> <p>06.18 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (公布の日から起算して3月を経過した日から施行)</p>	<p>3月 「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」策定</p> <p>3月 「西宮市障害福祉推進計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局 福祉総括室(福祉総務課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課)、福祉部(介護保険課、高齢福祉課、高齢施設課、障害福祉課)、生活支援部(生活支援課、厚生課)、保健所(保健総務課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所、地域保健課、健康増進課、保健予防課、新型コロナワクチン接種課、新型コロナウイルス感染症対策室)となる</p> <p>12月 「西宮市幼児教育・保育ビジョン」策定</p>	

令和	国のうごき	市行政のうごき	社会福祉施設開設等
04	<p>05.25 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（公布日施行）</p> <p>06.15 児童福祉法等の一部を改正する法律 （一部を除き 06.04.01 施行）</p> <p>06.22 こども家庭庁設置法 （05.4.1 施行）</p> <p>06.22 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 （一部を除き 05.4.1 施行）</p> <p>06.22 こども基本法 （一部を除き 05.4.1 施行）</p> <p>12.09 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 （一部を除き 06.4.1 施行）</p> <p>12.16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 （一部を除き 06.4.1 施行）</p>	<p>3月 「西宮市地域福祉計画」策定</p> <p>04.01 健康福祉局 福祉総括室(福祉総務課、地域共生推進課、福祉のまちづくり課、法人指導課)、福祉部(高齢介護課、高齢施設課、障害福祉課)、生活支援部(生活支援課、厚生課)、保健所(保健総務課、生活環境課、食品衛生課、食肉衛生検査所、地域保健課、健康増進課、保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種課、新型コロナウイルス感染症対策室)となる</p>	
05	<p>03.31 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律 （05.4.1 施行）</p> <p>04.28 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律 （公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）</p>		

(注) (市) は市立。() は施設の種別

5 福祉指標

項目		年度	H25	H26	H27	H28	H29
西宮市の総人口(人)			486,071	487,409	487,850	488,874	488,399
児童福祉	市内児童数0～5歳(人)		27,609	27,282	27,164	26,847	26,155
	(%)		5.7	5.6	5.6	5.5	5.4
	保育所数		56	59	60	62	63
	うち公立		23	23	23	23	23
	うち私立		33	36	37	35	32
	うち認定こども園(幼保連携型)		—	—	—	4	8
	保育所定員(人)		5,379	5,694	5,784	5,856	5,884
	保育率(%)		19.5	20.9	21.3	21.8	22.5
	家庭保育所・保育ルーム数		55	63	54	56	60
	定員(人)		278	376	594	642	737
	児童館数		9	9	9	9	9
	延利用人員(人)		265,853	269,081	265,801	271,926	251,049
	留守家庭児童育成センター数		40	40	40	41	41
	定員(人)		3,000	3,040	3,080	3,120	3,120
	利用児童数(人)		2,503	2,711	2,842	2,935	3,107
障害(児)者福祉	身体障害者手帳所持者数(人)		16,153	16,079	16,067	16,027	15,991
	療育手帳所持者数(人)		3,059	3,235	3,428	3,666	3,801
	精神障害者保健福祉手帳所持者数		2,370	2,497	2,687	2,870	3,052
	介護給付費支給決定者数		2,132	2,212	2,342	2,445	2,301
	訓練等給付費支給決定者数		863	1,197	1,315	1,440	1,518
	旧法施設支給決定者数		0	0	0	0	0
	訪問入浴サービス延利用回数		619	582	546	955	1,163
	実人員		16	14	11	15	17
	重度心身障害者介護手当受給者数		40	38	32	33	34
	特別障害者手当受給者数		564	585	593	626	636
	障害児福祉手当受給者数		340	345	347	363	360
	福祉手当受給者数		15	13	12	11	10
	重度心身障害者扶養共済制度加入者数		253	240	234	231	227
年金受給者数(人)		259	262	260	266	264	
施設入所支援等支給決定者数		279	277	268	265	247	

H30	R1	R2	R3	R4	備考
488,127	487,401	485,587	484,737	484,488	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は10月1日現在の推計値 (平成27年度、令和2年度は国勢調査確定値) ・年齢別人口は各年9月末現在の 住民基本台帳人口(外国人を含む) ・保育所数、定員は年度末数
25,529	24,793	23,710	23,413	22,670	
5.2	5.1	4.9	4.8	4.7	
67	71	72	76	81	
23	23	23	23	23	
30	30	26	27	32	
14	18	23	26	26	
6,277	6,818	6,868	7,161	7,730	
24.6	27.5	29.0	30.6	34.1	
57	56	52	59	58	
716	716	685	834	832	
9	9	9	9	9	<ul style="list-style-type: none"> ・利用児童数は3月1日現在
268,129	227,697	97,500	146,016	154,256	
41	41	41	41	41	
3,179	3,312	3,702	3,821	4,101	
3,291	3,456	3,380	3,622	3,813	
15,847	15,864	15,627	15,427	15,304	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳所持者数は年度末数 ・2月末数 ・2月末数 ・2月末数 ・年度末数 ・年度末数 ・旧法の入所施設利用者含む
3,970	4,195	4,350	4,523	4,743	
3,501	3,779	3,759	4,020	4,306	
2,607	2,595	2,633	2,653	2,894	
1,617	1,762	1,893	2,058	2,261	
0	0	0	0	0	
1,053	1,137	1,215	1,452	1,133	
17	17	21	20	14	
28	23	24	20	20	
653	679	686	689	720	
349	352	344	349	345	
10	9	9	8	7	
224	217	207	204	196	
268	265	265	267	267	
247	235	235	232	233	

項目		年度	H25	H26	H27	H28	H29
高齢者 福祉	60歳以上の人口(人)		132,704	134,071	135,449	136,824	137,906
	うち65歳以上の人口(人)		101,371	105,489	108,524	110,962	112,959
	(%)		21.0	21.8	22.4	22.8	23.3
	(全国平均%)		(25.0)	(25.1)	(26.7)	(27.3)	(27.7)
	うち70歳以上人口(人)		71,611	74,040	75,415	76,533	80,516
	うち75歳以上人口(人)		46,767	47,956	49,662	52,045	54,422
	老人クラブ数		349	350	352	351	347
	加入者数(人)		19,318	18,907	18,713	18,706	18,501
	老人いこいの家施設数		25	23	23	23	23
	利用者数(人)		73,430	78,799	75,241	77,181	75,054
	養護老人ホーム(人)		68	61	61	51	40
	軽費老人ホーム(A)(人)		17	12	0	0	0
	軽費老人ホーム(B)(人)		20	18	0	0	0
	ケアハウス(人)		175	169	177	179	188
長寿(後期高齢者)健康診査受診件数		19,031	18,072	18,752	19,148	20,215	
介護保険 制度	被保険者数(第1号保険者)(人)		103,569	107,217	109,942	112,138	113,906
	要介護認定者数(人)		17,349	18,301	19,120	19,929	20,404
	特別養護老人ホーム(床)		1,387	1,381	1,660	1,685	1,685
低所得者 福祉	生活保護世帯数		5,756	5,880	5,954	5,970	5,965
	実人員(人)		8,314	8,239	8,280	8,215	8,135
	保護率(%)		1.71	1.69	1.70	1.68	1.67

H30	R1	R2	R3	R4	備考
139,248	140,978	141,167	143,632	145,238	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は10月1日現在の推計値 (平成27年度、令和2年度は国勢調査確定値) ・年齢別人口は各年9月末現在の住民基本台帳人口(外国人を含む)
114,451	115,747	115,944	117,563	117,939	
23.6	23.9	23.9	24.3	24.4	
(28.1)	(28.1)	(28.6)	(28.9)	(29.0)	
84,405	88,296	90,188	92,601	93,896	
56,359	58,591	59,203	60,130	63,274	
347	347	350	347	348	
18,229	17,972	17,580	16,698	16,449	
22	22	22	22	22	
69,122	60,369	33,233	32,599	43,261	
32	29	21	21	23	
0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	
193	192	195	209	200	
20,749	20,599	20,630	20,410	22,103	
115,367	116,709	117,252	118,128	118,567	・年度末数
21,588	22,074	22,316	22,754	23,610	・年度末数
1,687	1,688	1,688	1,748	1,748	・年度末床数
5,925	5,915	5,984	5,994	6,083	・年度末数
7,967	7,847	7,847	7,785	7,809	
1.64	1.61	1.61	1.61	1.61	

項目			年度	H25	H26	H27	H28	H29		
医療費 助成	老人医療	月平均受給者数(人)	2,312	1,813	1,709	1,790	1,635			
		件数	62,958	52,892	50,483	53,204	45,596			
	乳幼児等 医療	月平均受給者数(人)	33,393	32,907	37,265	38,052	37,197			
		件数	610,764	619,817	701,828	722,683	715,479			
	こども 医療	月平均受給者数(人)	18,801	19,013	18,589	18,098	17,638			
		件数	211,292	226,804	230,636	225,713	221,449			
	障害者 (児) 医療	月平均受給者数(人)	5,683	5,928	5,975	5,999	5,982			
		件数	105,784	110,903	116,677	120,825	121,624			
	母子家庭 等 医療	月平均受給者数(人)	5,080	5,101	5,109	5,066	5,034			
		件数	63,451	63,437	64,703	64,101	64,330			
	高齢障害者 医療	月平均受給者数(人)	7,115	7,249	7,205	7,197	7,230			
		件数	178,291	184,935	186,833	187,453	187,904			
年金	国民年金	無 拠 出 制 年 金	受給者数(人)	3,068	3,116	3,211	3,319	3,350		
			障害基礎 年額(千円)							
			(上段)1級	983.1	966.0	975.1	974.1	974.1		
			(下段)2級	786.5	772.8	780.1	779.3	779.3		
			被保険者数(人)	111,735	110,430	107,898	104,389	101,900		
	拠 出 制 年 金	老 齡 基 礎 等	受給者数(人)	91,221	95,451	98,753	101,553	105,263		
			障 害 基 礎 等	受給者数(人)	1,283	1,306	1,356	1,385	1,181	
				遺 族 基 礎 等	受給者数(人)	184	177	184	158	150
					受給者数(人)					

(受給者数は年度末数)

H30	R1	R2	R3	R4	備考
1,284	932	638	406	209	・老人医療 昭和46年10月から実施 (昭和58年2月から老人保健法が実施されている)
35,265	25,678	16,842	11,061	6,312	・乳児、障害者(児)、母子医療 昭和48年8月から実施 ・障害者医療(対象等級に4級が加わる)の入院時の拡大 昭和57年7月実施
36,230	35,215	34,333	37,307	37,688	・高齢者心身障害者特別医療 昭和58年2月から実施 ・父子(母子に含む)医療 平成4年7月から実施
704,804	662,133	485,657	613,714	671,143	・乳幼児医療(0～3歳未満)の拡大 平成6年7月から実施
17,254	16,796	16,361	16,155	39,264	・乳幼児医療(3～6歳未満)入院時の拡大 平成11年7月から実施
220,668	223,980	172,049	193,974	228,551	・乳幼児医療(3～6歳未満)外来時にも拡大 平成13年7月から実施 ・乳幼児医療(6歳就学前)の拡大 平成14年5月から実施
5,969	5,980	6,057	6,190	6,267	・障害者医療(精神障害者1級が加わる)の拡大 平成17年7月から実施
124,523	125,481	124,976	134,312	142,546	・乳幼児等医療(小学3年生)の拡大 平成19年4月から実施 ・乳幼児等医療(小学4年生～中学3年生)の 入院時の拡大 平成21年4月から実施
4,902	4,816	4,727	4,677	4,479	・乳幼児等医療(小学4年生～中学3年生)の 外来時の拡大 平成22年4月から実施
63,408	59,225	58,689	64,110	62,819	・乳幼児等医療(0歳～中学3年生)の 自己負担なしへの拡充 平成22年7月から実施
7,229	7,215	7,085	6,838	6,698	・子ども医療(小学4年生～中学3年生) 平成24年7月から実施
188,874	150,449	137,613	136,753	139,133	・高齢障害者医療・障害者医療の拡大 (精神障害者2級、精神疾患を除く入院のみ) 平成24年7月から実施 ・高齢障害者医療・障害者医療の精神障害者 2級、精神疾患を除く外来時にも拡大 平成26年7月から実施
3,429	3,436	3,538	3,665	3,769	・乳幼児等医療(0歳を除く就学前児童)について、所得基準額以上の者 も助成対象とするよう拡充 平成27年7月から実施
975.1	977.1	976.1	972.2	993.7 (990.7)	・老人医療について、老人医療を廃止し、高齢期移行医療を創設 平成29年7月から実施
780.1	781.7	780.9	777.8	795.0 (792.6)	・乳幼児等医療(小学1年生～小学3年生)について、所得基準額以上の 者も助成対象とするよう拡充 令和3年7月から実施
100,239	99,010	98,367	96,831	94,363	・子ども医療(小学4年生～中学3年生)について、所得基準額以上の者 も助成対象とするよう拡充 ・子ども医療(高校生)について、所得に関わらず助成対象とするよう 拡充 令和5年1月から実施
107,155	108,901	110,204	111,081	111,585	※年金(年額)は4月現在額 ()内の金額についてはP119参照
1,471	1,524	1,557	1,585	1,655	
150	146	130	128	114	

索引

[あ]

青い鳥福祉基金	101P
青葉園	61P

[い]

いきいき体操	75P
育児支援家庭訪問事業	23P
育成医療	62P
医療費助成	114P

[か]

介護医療院	82・135P
外国人等高齢者特別給付金	122P
外国人等障害者特別給付金	121P
介護サービスの種類	80P
介護職員初任者研修等受講費助成金	100P
介護に関する入門的研修	100P
介護保険制度	76P
介護保険料	77P
介護用品の支給	83P
介護予防居宅療養管理指導	80P
介護予防ケアマネジメント	83P
介護予防サポーター養成講座	75P
介護予防支援	81P
介護予防小規模多機能型居宅介護	81・138P
介護予防・生活支援員の養成	88P
介護予防短期入所生活介護	80P
介護予防短期入所療養介護	80P
介護予防通所リハビリテーション	80P
介護予防特定施設入居者生活介護	81・139P
介護予防認知症対応型共同生活介護	81・138P
介護予防認知症対応型通所介護	81・138P
介護予防福祉用具貸与	80P
介護予防訪問看護	80P
介護予防訪問入浴介護	80P
介護予防訪問リハビリテーション	80P
介護療養型医療施設	82・135P
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	82・135P
介護老人保健施設（老人保健施設）	82・135P
各種がん検診等	73P
家事援助限定型訪問サービス	83P
家族介護慰労金	84P
ガソリン費用助成	44P
家庭児童相談	30・142P

家庭的保育事業所	21・130P
肝炎ウイルス検診	73P
がん患者アピアランスサポート事業	114P
がん検診	73P
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	81・138P

[き]

北山学園	41P
機能回復訓練	74P
共生型地域交流拠点	75P
居宅介護支援	81P
居宅療養管理指導	80P
緊急通報救助事業	85P

[く]

車いすバンク	86P
--------	-----

[け]

軽費老人ホーム	88・135P
敬老事業・敬老お祝い事業	70P
結核検診	73P
健康教育（妊婦・乳幼児）（成人）	17・71P
健康診査（妊婦・乳幼児）（成人）	15・72P
健康相談（妊婦・乳幼児）（成人）	17・71P
健康手帳の交付	71P
健康ポイント事業	74P
原子爆弾被爆者の援護	101P

[こ]

広域行政	102P
更生医療	62P
更生訓練費	47P
合同慰霊祭	101P
高齢者あんしん窓口	89P
高齢者虐待相談窓口	91P
高齢者・障害者権利擁護支援センター	50・91P
高齢者バス運賃助成制度	70P
高齢者用交通安全杖	70P
高齢障害者医療費助成制度	118P
国民年金	119P
子育てガイド	29P
子育て家庭ショートステイ	29P
子育て情報の配信	29P
子育て総合センター	23・130P
骨粗しょう症検診	73P

寿園	87・135P	障害児福祉手当	46P
こども未来センター	40P	障害者雇用の状況	42P
		障害者作品展	64P
[さ]		障害者就労生活支援センター「アイビー」	42P
サービス付き高齢者向け住宅	140P	障害者小規模通所作業所運営費等補助	42P
災害援護	99P	障害者多数雇用事業所	42P
在宅療養相談支援センター	91P	障害者福祉ホーム運営費等補助	58P
産後ケア事業	15P	障害のある児童の保育の状況	41P
		障害福祉サービス	50P
[し]		障害福祉サービス事業所	130P
視覚障害者図書館	64・134P	小規模多機能型居宅介護	81・138P
視覚障害者向市政ニュース	64P	小規模保育事業所	21・130P
視覚障害者用郵便物等「発信課名点字タックシール」貼付	64P	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	54P
歯科治療（障害）	62P	小児慢性特定疾病児童等療養自立支援事業	54P
事業所内保育事業所	21・130P	小児慢性特定疾病等医療費の公費負担	62P
歯周疾患検診	73P	ショートステイ	80P
施設型病児保育	22P	助産施設	34・127P
施設入所	34P	自立支援医療（育成医療）	62P
児童館・児童センター	28・127P	自立支援医療（更生医療）	62P
自動車運転免許取得費の助成	45P	自立支援医療（精神通院）	63P
自動車改造費の助成	44P	シルバー人材センター	68P
児童手当	33P	心身障害者扶養共済	47P
児童福祉施設入所利用者負担金等補助	47P	身体障害者（児）補装具	58P
児童扶養手当	33P	身体障害者スポーツ大会	64P
児童養護施設	127P	身体障害者相談	48P
シニアサポート事業	69P	身体障害者手帳	38P
社会適応訓練事業	43P	身体障害者福祉センター	134P
社会福祉関係団体・機関	141P		
社会福祉協議会	107P	[す]	
社会福祉事業団	105P	健やか赤ちゃん訪問事業	23P
社会福祉施設一覧	124P		
社会福祉審議会	99P	[せ]	
社会福祉法人・施設等指導監督	100P	生活困窮者自立支援事業	112P
若年者の在宅ターミナルケア支援事業	114P	生活困窮者自立支援制度	97P
住居確保給付金	97P	生活困窮世帯の子供の生活・学習支援事業	35P
住宅改修費の支給	81P	生活福祉資金貸付事業	112P
住宅改造助成（障害）（高齢）	53・81・85P	生活保護	94P
重度心身障害者（児）介護手当	46P	精神障害者保健福祉手帳	39P
就労移行支援・就労継続支援事業	42P	精神保健福祉事業	54P
出産・子育て応援給付金事業	15P	成年後見制度利用支援事業	84P
手話通訳者等派遣	43P	戦後社会福祉の主なうごき	144P
手話通訳者の配置	64P	戦傷病者、戦没者遺族等への援護	101P
手話通訳者養成	45P		
巡回相談	50P	[そ]	
障害児通所施設	128P	総合福祉センター	59・63・134P
障害児入所施設	128P	相談支援事業（障害）	48P

相談窓口一覧	142P	[な]	
		難病保健事業	54P
[た]		[こ]	
短期入所生活介護 (ショートステイ)	80P	日常生活自立支援事業	91・111P
短期入所療養介護 (ショートステイ)	80P	日常生活用具の給付・貸与 (障害) (高齢)	58・84P
[ち]		乳幼児の子育て相談	24・142P
地域型保育事業	21・130P	妊産婦・新生児等訪問指導	15P
地域活動支援センター	43・134P	認知症高齢者等位置探索サービス事業	83P
地域子育て支援拠点事業	28P	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	81・138P
地域生活支援事業	52P	認知症対応型通所介護	81・138P
地域のつどい場推進事業	69P	認知症地域ケア推進事業	87P
地域包括支援センター	89・139P	認定こども園 (幼保連携型)	19・126P
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	81・135P	[の]	
地域密着型通所介護	81・136・137P	ノーマライゼーション推進協議会	114P
地域密着型特定施設入居者生活介護	81P	[は]	
地区ボランティアセンター	91・110P	徘徊高齢者家族支援サービス	83P
知的障害者相談	48P	はり・きゅう・マッサージ施術費補助	70P
中央競馬馬主社会福祉財団	114P	はんしん自立の家	102P
中国残留邦人等支援給付	96P	阪神福祉事業団	102P
中途失聴者談話訓練事業	45P	伴走型相談支援	15P
中途失明者点字等講習	45P		
長寿ふれあい基金	101P	[ひ]	
[つ]		被災者証明書・被災証明書	99P
通所介護 (デイサービス)	80・135・136P	ひとり親家庭相談	31・142P
通所施設交通経費補助	47P		
通所リハビリテーション (デイケア)	80P	[ふ]	
[て]		ファミリー・サポート・センター	26P
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	81P	福祉医療費助成制度	117P
デイケア	80P	福祉学習	111P
デイサービス	80・135・136P	福祉基金	101P
DV相談	32・142P	福祉サービス利用援助事業	91・111P
点字図書給付	59P	福祉作品コンクール	65P
[と]		福祉指標	161P
特定施設入居者生活介護	81・139P	福祉タクシー (障害) (高齢)	44・86P
特定福祉用具購入費の支給	81P	福祉手当 (経過的)	46P
特別児童扶養手当	33P	福祉のまちづくり	92P
特別障害給付金	121P	福祉用具貸与	80P
特別障害者手当	45P	藤田奨学福祉基金	102P
特別養護老人ホーム	82P	父子手帳	29P
都市型ケアハウス等居住費利用者負担軽減補助事業	88P	婦人相談	31・142P
		フレイル対策	74P

[ほ]	
保育所	19・125・126P
保育所等における子育て支援事業	28P
訪問介護	80P
訪問型病児・病後児保育利用料助成制度	22P
訪問看護	80P
訪問指導	74P
訪問入浴介護	80P
訪問リハビリテーション	80P
ホームヘルプサービス	80P
保健福祉センター	89P
母子家庭等自立支援給付金	32P
母子健康手帳の交付	15P
母子生活支援施設	30・127P
母子父子寡婦福祉資金	32P
ボランティアセンター	91・110P

[み]	
未熟児養育医療	18P
見守りホットライン事業（障・老）	85P
みみより広場事業	87P
みやっこキッズパーク	27・130P
民生委員・児童委員	103P
民設放課後児童クラブ	23・128P

[や]	
夜間対応型訪問介護	81P

[ゆ]	
有料老人ホーム	139P

[よ]	
要介護・要支援の認定	77P
養護老人ホーム	87・135P
要約筆記者等派遣	43P
要約筆記者養成	45P
予算	13P
予防接種	18P
予防専門型通所サービス	83・135～137P
予防専門型訪問サービス	83P

[り]	
リハビリセンター	62P
療育手帳	39P

[る]	
留守家庭児童育成センター	22・127P
[ろ]	
老人いこいの家	68・140P
老人クラブ	69P
老人福祉センター	68・140P
老人保健施設	82・135P